

平成 24 年 度

年 次 報 告

公正取引委員会

本書は再生紙を使用しております

この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の平成24年度におけるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

平成25年10月

## ・ 凡 例 ・

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

# 目次

<b>第1部 総論</b>	1
第1 概説	3
第2 業務の概要	9
<b>第2部 各論</b>	<b>15</b>
第1章 独占禁止法制等の動き	17
第1 独占禁止法の改正	17
第2 独占禁止法と他の経済法令等の調整	19
第2章 消費税転嫁対策特別措置法の制定等	20
第1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	20
第2 消費税の引上げを見据えた買いたたき等の行為への対応	23
第3章 違反被疑事件の審査及び処理	27
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	27
第2 法的措置	38
第3 警告	56
第4 告発	57
第4章 審判	59
第1 概説	59
第2 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決	64
第3 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決	71
第5章 訴訟	82
第1 審決取消請求訴訟	82
第2 独占禁止法関係行政事件	96
第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	97
第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	100
第6章 競争環境の整備	109
第1 公益事業分野等における規制改革に関する調査・提言等	109
第2 独占禁止法適用除外の見直し	114
第3 競争評価に関する取組	121
第4 ガイドライン等の策定・公表	122
第5 入札談合の防止への取組	122
第6 企業におけるコンプライアンスの向上のための施策	123
第7 独占的地位調査	125
第8 ガソリンの取引に関する調査	127
第7章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	135
第8章 株式取得，合併等に関する業務	140
第1 概説	140

第 2	独占禁止法第 9 条の規定による報告・届出	140
第 3	銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	140
第 4	株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	141
第 5	主要な事例	153
第 9 章	不公正な取引方法への取組	163
第 1	概 説	163
第 2	不当廉売に対する取組	163
第 3	優越的地位の濫用に対する取組	165
第10章	下請法に関する業務	182
第 1	概 説	182
第 2	違反事件の処理	182
第 3	下請法の普及・啓発	193
第11章	国際関係業務	196
第 1	独占禁止協力協定	196
第 2	競争当局間協議	196
第 3	経済連携協定への取組	197
第 4	多国間関係	198
第 5	海外の競争当局等に対する技術支援	203
第 6	海外調査	205
第 7	海外への情報発信	205
第12章	広報・広聴等に関する業務	206
第 1	広報・広聴	206
第 2	政策評価	208
第13章	景品表示法に関する業務	210
第 1	概 説	210
第 2	景品表示法違反事件の調査	210
第 3	公正競争規約の認定	215
第14章	相談その他の業務	216
第 1	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	216
第 2	事業活動に関する相談状況	216

# 第1部

## 総論





## 第1 概説

公正取引委員会は、平成24年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

### 1 独占禁止法改正等

#### (1) 独占禁止法の改正

平成22年3月12日、公正取引委員会が行う審判制度の廃止等を主な内容とする、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第174回通常国会に提出された。同法律案は、同通常国会から第180回通常国会までの各国会において閉会中審査とされ、平成24年11月16日、第181回臨時国会において審査未了により廃案となった。

平成25年5月24日、技術的修正が行われたほかは前記法律案と同じ内容の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第183回通常国会に提出された。同法律案は、同年6月26日、衆議院において閉会中審査とされた。

#### (2) 消費税転嫁対策特別措置法の制定

平成25年3月22日、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を主な内容とする、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案が第183回通常国会に提出された。同法律案は、同年6月5日に可決・成立し、同月12日に公布された（平成25年法律第41号。一部の規定を除き、同年10月1日から施行。）。

### 2 厳正・的確な法運用

#### (1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 迅速かつ実効性のある法運用を行うという基本方針の下、平成24年度においては、特に、入札談合（官公需）、受注調整（民需）及び価格カルテル並びに中小事業者に不当に不利益を与える優越的地位の濫用などの不公正な取引方法に対し、引き続き厳正かつ積極的に対応した。

なお、平成24年度における法的措置事件は、次のとおりである。

＜平成24年度における法的措置事件＞	
入札談合(官公需)	国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札談合事件
受注調整(民需)	EPSブロックの製造業者及び販売業者による受注調整事件 自動車メーカーが発注する自動車用部品の見積り合わせの参加業者による受注調整事件 自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者による受注調整事件
価格カルテル	軸受(ベアリング)製造販売業者による価格カルテル事件

イ 公正取引委員会は、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等については、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。平成24年度においては、軸受（ベアリング）製造販売業者による価格カルテル事件において、軸受製造販売業者3社及び個人7名を検事総長に告発した（平成24年6月14日）。

ウ 国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」については、入札談合等関与行為防止法に発注官庁において入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置等が規定されているところ、平成24年度においては、国土交通省が発注する一般土木工事の入札談合事件において、国土交通省の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたため、公正取引委員会は、同法の規定に基づき、国土交通大臣に対して改善措置要求を行った（平成24年10月17日）。

## (2) 公正な取引慣行の推進

### ア 優越的地位の濫用に対する取組

(ア) 公正取引委員会は、以前から、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用が行われないよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為については厳正に対処している。

(イ) 公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。平成24年度においては、「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成24年5月16日公表）及び「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成24年7月11日公表）を公表したほか、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査及び大規模小売業者による買ったたき等の行為の緊急調査を実施した。

(ウ) 公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に関し、一層の法令遵守を促すことを目的とした業種別講習会を実施している。平成24年度においては、業種別講習会を合計30回実施し、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いること等により説明を行った。

(エ) 公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当委員会事務総局の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。平成24年度においては、「公取委による中小事業者のための移動相談会」を全国27か所で実施したほか、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣し、周知活動を実施した。

### イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

### ウ 下請法違反行為の積極的排除等

- (ア) 公正取引委員会は、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み、中小企業庁の協力を得て、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。
- (イ) 公正取引委員会は、昨今の厳しい経済情勢の下で、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、下請法の迅速かつ的確な運用により、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。
- なお、平成24年度における主な勧告事件は、次のとおりである。

#### <平成24年度における主な勧告事件>

- 消費生活協同組合連合会（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額、返品及び不当な経済上の利益の提供要請事件
- 壁紙、床材、カーテン等の卸売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供要請事件
- トラック、バス等のブレーキ等の製造業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- 衣料品、雑貨等の小売業者（親事業者）による下請事業者に対する受領拒否事件

- (ウ) 公正取引委員会は、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、平成24年11月19日に、約3万4千名の親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長代理委員及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。
- (エ) 公正取引委員会は、下請法の概要を紹介する動画を作成し、当委員会のウェブサイト上に新たに掲載した。

### (3) 企業結合規制の的確な運用

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、企業結合規制の的確な運用に努めており、平成24年度においては、次のような企業結合事案について、的確に処理するとともに、その内容を公表した。

#### <平成24年度における主な企業結合事案>

- (株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の統合
- (株)ヤマダ電機による(株)ベスト電器の株式取得

### 3 競争環境の整備に向けた調査等

#### (1) 公益事業分野等における規制改革に関する調査・提言等

公正取引委員会は、規制改革の進展を踏まえ、公益事業分野等における公正かつ自由な競争を確保するため、規制改革に関連する特定の公益事業分野等について、独占禁止法上問題となる参入阻害行為等を明らかにしたガイドラインを策定するとともに、調査・提言を行っている。平成24年度においては、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）を受け、電力市場の現状について調査を行うとともに、競争政策の観点から検討を行って考え方を整理し、同年9月21日、「電力市場における競争の在り方について」として取りまとめ、公表した。

#### (2) 競争評価に関する取組

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）を行うこととされており、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。平成24年度においては、総務省から42件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について相談を受け付け、各府省における競争評価の実施の支援を行った。

#### (3) 入札談合の防止への取組

入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、中央官庁、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成24年度においては、研修会を全国で21回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人に対して214件の講師の派遣を行った。

#### (4) 企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況についての調査

公正取引委員会は、平成22年6月に公表した報告書「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況について－コンプライアンスの実効性を高めるための方策－」において独占禁止法コンプライアンスの実効性確保が課題であったことを踏まえ、①東証一部上場企業に対するアンケート調査、②企業法務を専門とする弁護士や過去に独占禁止法違反行為について法的措置を命じられた企業等に対するヒアリング調査、③アンケート調査において興味深い成功例・失敗例等の実例を回答した企業に対するヒアリング調査等を実施し、平成24年11月28日、独占禁止法コンプライアンスの実効性を確保するために有効であると考えられる方策等を「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」として取りまとめ、公表した。

## (5) ガソリンの取引実態に関する調査

公正取引委員会は、石油元売会社とガソリン販売業者等における企業間取引等に関するアンケート調査及びヒアリング調査を実施した（平成25年7月23日報告書公表）。

**4 競争政策の運営基盤の強化**

## (1) 経済のグローバル化への対応

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定、経済連携協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また、公正取引委員会は、ICN（国際競争ネットワーク）、OECD（経済協力開発機構）、APEC（アジア太平洋経済協力）、UNCTAD（国連貿易開発会議）等といった多国間会議にも積極的に参加している。特にICNでは、第11回年次総会（平成24年4月）において、企業結合審査に係る国際協力枠組みが立ち上げられたが、これは、企業結合審査におけるICN加盟当局間の効率的かつ効果的な執行協力の促進を目的として、公正取引委員会委員長が提唱し、当委員会が運用を行っているものである。また、東アジア競争法・政策カンファレンス及び東アジア競争政策トップ会合においては主導的な役割を果たしている。

さらに、発展途上国において、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け、公正取引委員会は、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による技術支援活動を行っている。

このほか、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、英文パンフレットの配布、英文ウェブサイトでの報道発表資料の一層の充実、海外の法曹団体が主催するセミナー等への講師派遣の実施等を行っている。

なお、平成24年度における主な国際的な取組は、次のとおりである。

＜平成24年度における主な国際的な取組＞

- ICN 第11回年次総会への参加（平成24年4月）
- 企業結合審査に係る国際協力枠組みの運用
- 東アジア競争政策トップ会合への参加（平成24年5月）
- 競争当局間協議の開催（米国、EU、ハンガリー）
- 競争政策に関する研修の実施（ベトナム、インドネシア、中国、フィリピン、マレーシア等）

## (2) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から個別に意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しており、平成24年度においては、2回開催した。

さらに、全国10都市においては公正取引委員会委員等と各地の有識者との懇談会を、また、全国各地において、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と有識者との懇談会をそれぞれ開催した。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法及び下請法の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催するとともに、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学からの要請を受けて講師を派遣して経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及に努めた。

なお、平成24年度における主な取組は、次のとおりである。

<平成24年度における主な取組>

- 独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
- 独占禁止懇話会の開催（2回）
- 地方有識者との懇談会の開催（旭川市，盛岡市，宇都宮市，さいたま市，津市，大阪市，広島市，高知市，福岡市及び那覇市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（72回）
- 一日公正取引委員会の開催（旭川市，盛岡市，甲府市，富山市，姫路市，岡山市，高知市及び熊本市）
- 消費者セミナーの開催（50回）
- 独占禁止法教室の開催（中学生向け41回，高校生向け14回，大学生向け57回）

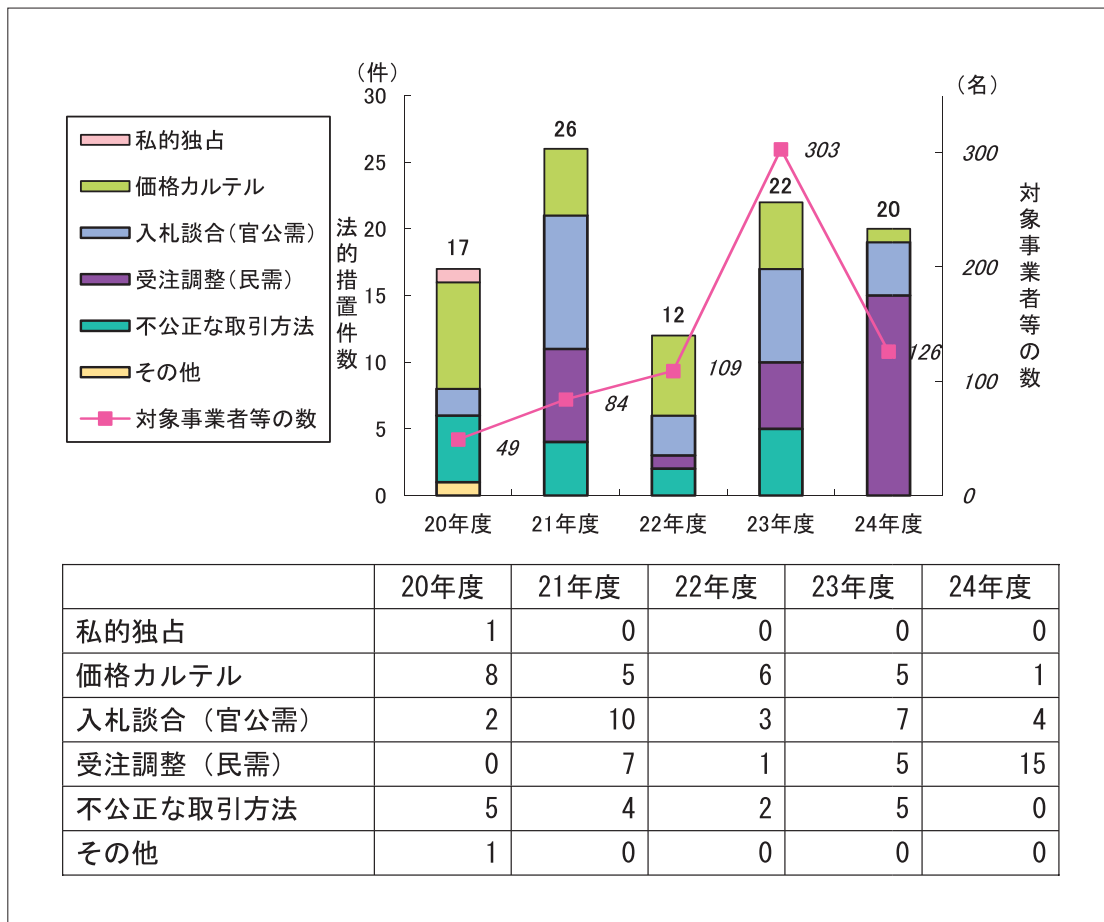
## 第2 業務の概要

平成24年度の業務の概要は、次のとおりである。

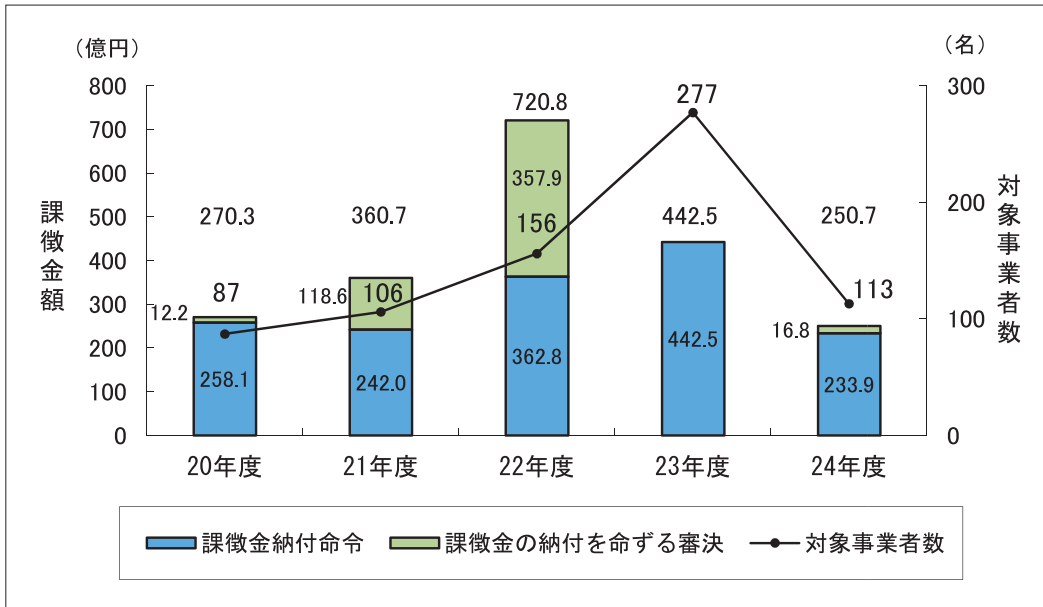
### 1 独占禁止法違反被疑事件の審査及び処理

- (1) 独占禁止法違反被疑事件として平成24年度に審査を行った事件は275件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは262件であった。
- (2) 平成24年度においては、20件の法的措置を採った。これを行為類型別にみると、価格カルテルが1件、入札談合（官公需）が4件、受注調整（民需）が15件となっている（第1図参照）。また、総額250億7644万円の課徴金の納付を命じた（第2図参照）。  
 なお、平成24年度においては、課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は102件であった。
- (3) このほか、違反するおそれのある行為に対する警告6件、違反につながるおそれのある行為に対する注意208件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った1,736件を除く。）を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

第1図 法的措置件数等の推移



第2図 課徴金額等の推移

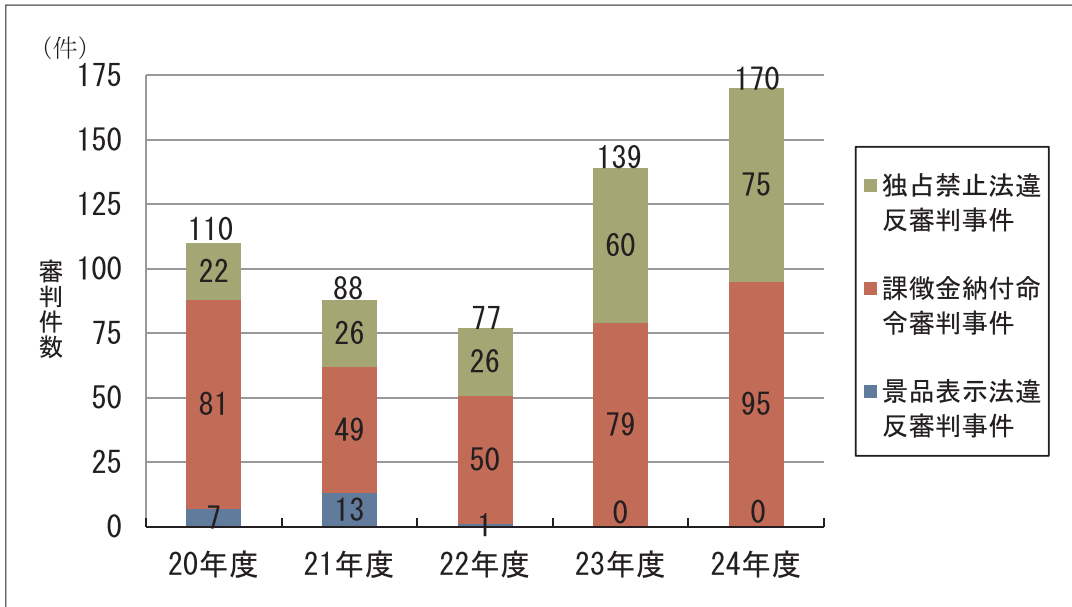


(注) 平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(4) 平成24年度における審判件数は、前年度から繰り越されたもの123件、平成24年度中に審判手続を開始したもの47件の合計170件（独占禁止法違反に係るものが75件、課徴金納付命令に係るものが95件）であった（第3図参照）。これらのうち、平成24年度中に13件について審決を行った。13件の審決の内訳は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決が5件（課徴金の納付を命ずる審決5件）、平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決が8件（排除措置命令に係る審決4件、課徴金納付命令に係る審決4件）である。この結果、平成24年度末における審判件数（平成25年度に繰り越すもの）は157件となった。



第3図 審判件数の推移



(注) 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

## 2 法運用の明確化と独占禁止法違反行為の未然防止

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が自ら実施しようと考えている具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別に相談してきた場合には、これに応じて回答をしている。平成24年度においては、事業者の活動に関して1,598件の相談を、事業者団体の活動に関して285件の相談を受け付けた。

## 3 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。平成24年度においては、5つの研究テーマに取り組んだほか、国際シンポジウムを開催（株日本経済新聞社との共催）するとともに、公開セミナーを3回、ワークショップを10回開催した。

## 4 企業結合規制に関する業務

独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合規制に関する業務については、銀行又は保険会社の議決権保有について5件の認可を行い、持株会社等について99件の報告、持株会社等の設立について1件の届出、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について349件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

## 5 不公正な取引方法への取組

### (1) 優越的地位の濫用に対する取組

公正取引委員会では、優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い、

必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、審査を行っているところ、平成24年度においては、過去最高の57件の注意を行った。

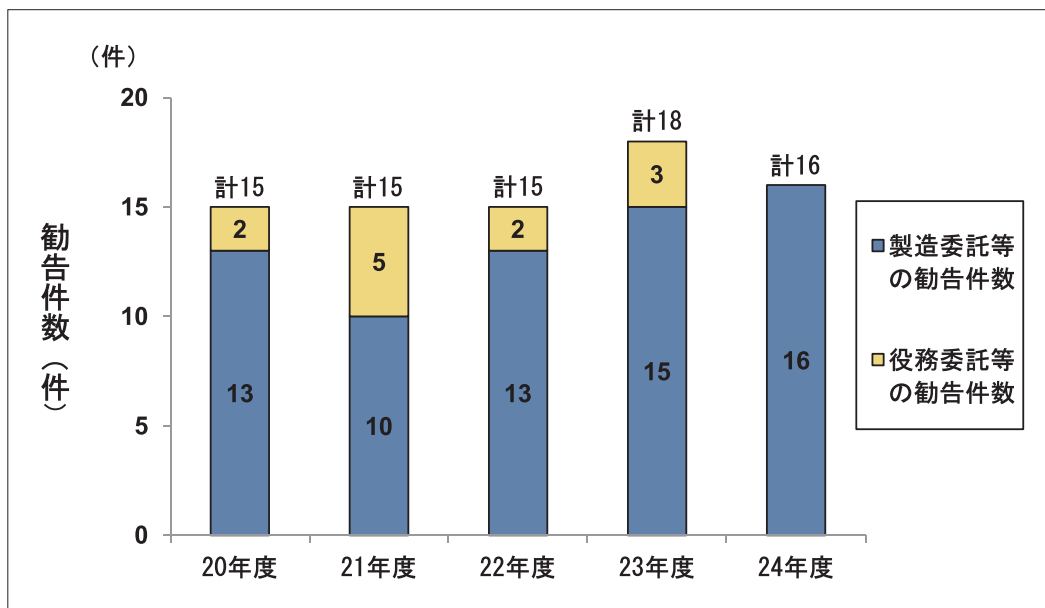
(2) 不当廉売に対する取組

平成24年度においては、不当廉売のおそれがあるとして、ビール類について3件及びレギュラーガソリンについて1件の警告を行った。また、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして1,736件（酒類1,123件、石油製品426件、家庭用電気製品121件、その他66件）の事案に対して注意を行った。

**6** 下請法に関する業務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るため、親事業者38,781名及びこれらと取引している下請事業者214,042名を対象に書面調査を行った。書面調査等の結果、下請法に基づき勧告を行ったものは16件（全て製造委託）（注）（第4図参照）、指導を行ったものは4,550件であった。

第4図 下請法の事件処理件数の推移



（注） 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

（注） 「製造委託等」とは、製造委託及び修理委託をいい、「役務委託等」とは、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

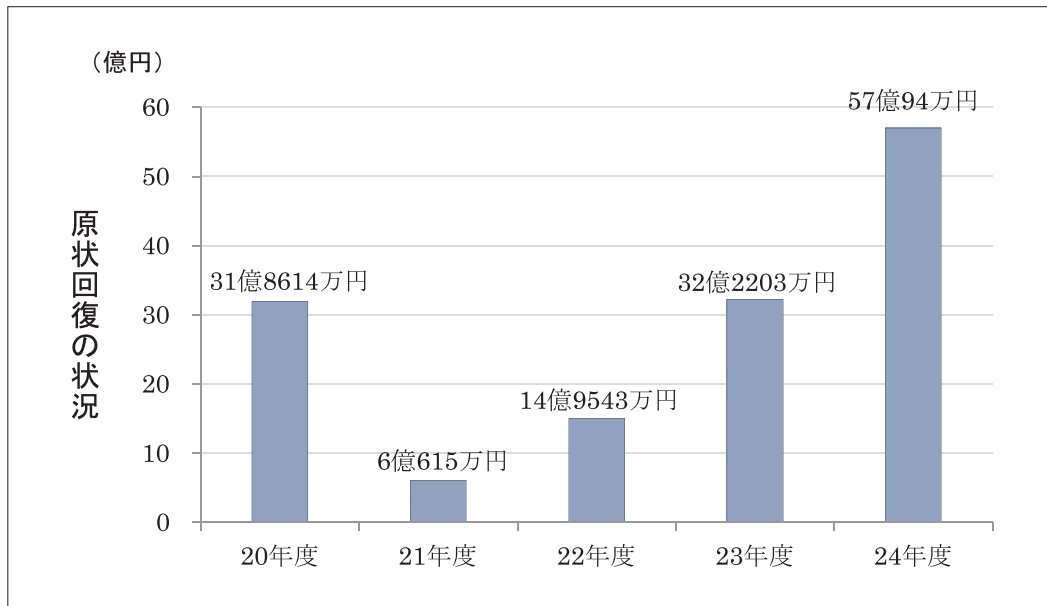
平成24年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者233名から、下請事業者9,821名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額57億94万円相当の原状回復が行われた（第5図参照）。

このうち、①下請代金の減額事件においては、親事業者120名から39億5548万円の減額分が下請事業者6,540名に返還され、②下請代金の支払遅延事件においては、親事業者98名か

ら14億7296万円の遅延利息が下請事業者2,887名に支払われ, ③返品事件においては, 親事業者6名により1億6728万円相当の商品が下請事業者124名から引き取られ, ④受領拒否事件においては, 親事業者1名により8608万円相当の商品が下請事業者88名から受領され, ⑤不当な経済上の利益の提供要請事件においては, 親事業者8名から1912万円の利益提供分が下請事業者182名に返還された。

(注) 前記の額は1万円未満を切り捨てているため, 第5図に記載の総額と前記の額の合計とは一致しない。

第5図 原状回復の状況



## 7 その他の業務

公正取引委員会は, 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づき政策評価を実施している。平成24年度においては, 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」の事前評価2件及び「企業結合の迅速かつ的確な審査」, 「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」等7件の事後評価を実施し, 政策評価書を公表した。



## 第 2 部

# 各 論



## 第1章 独占禁止法制等の動き

### 第1 独占禁止法の改正

#### 1 法律案の提出

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）附則第20条第1項において、「審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法案に係る衆議院及び参議院の経済産業委員会の附帯決議において、「審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと」とされた。

これらの附則等を踏まえ、平成22年3月12日、公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、公正取引委員会が排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続の整備等の所要の改正を行うことを内容とする、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第174回通常国会に提出された。同法律案は、同通常国会から第180回通常国会までの各国会において閉会中審査とされ、平成24年11月16日、第181回臨時国会において審査未了により廃案となった。

平成25年5月24日、技術的修正が行われたほかは前記法律案と同じ内容の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第183回通常国会に提出された。同法律案は、同年6月26日、衆議院において閉会中審査とされた。

#### 2 法律案の内容

##### (1) 審判制度等の廃止

- ア 審判官を廃止することとした。
- イ 審判制度に係る規定を廃止することとした。
- ウ 審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から30日以内に提起しなければならないとする規定を廃止することとした。
- エ 審決の取消しの訴えに係る訴訟については、公正取引委員会の認定した事実を、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束するとする規定を廃止することとした。
- オ 審決取消訴訟の当事者は、裁判所に対し、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出をする場合には、公正取引委員会が正当な理由がなく当該証拠を採用しなかった場合等に該当することを理由とするものであることを要するとする規定を廃止することとした。

(2) 排除措置命令等に係る意見聴取のための手続等の整備

ア 排除措置命令に係る意見聴取のための手続の整備

- (ア) 排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととした。
- (イ) 意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間において、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を書面により通知しなければならないこととした。
- (ウ) 前記(イ)の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選定することができることとした。
- (エ) 当事者は、公正取引委員会に対し、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。）を求めることができることとした。
- (オ) 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰することとした。
- (カ) 指定職員は、当該意見聴取に係る事件について第47条第2項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員（後記(キ)において「審査官等」という。）に、予定される排除措置命令の内容等を意見聴取の期日に出頭した当事者に対し、説明させなければならないこととした。
- (キ) 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができることとした。
- (ク) 当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができることとした。
- (ケ) 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないこととした。
- (コ) 指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、前記(ク)の調書とともに公正取引委員会に提出しなければならないこととした。
- (サ) 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、前記(ケ)の調書及び前記(コ)の報告書の内容を十分に参酌しなければならないこととした。

イ 納付命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- (ア) 課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から7月を経過した日とすることとした。
- (イ) 納付命令をしようとするときは、当該納付命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととし、排除措置命令に係る意見聴取に関する規定を準用することとした。

ウ 競争回復措置命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- (ア) 独占的状态があると認める場合に審判開始決定を行うことができる規定を廃止



- し、競争回復措置命令を行うこととした。
- (イ) 競争回復措置命令をしようとするときは、当該競争回復措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととし、排除措置命令に係る意見聴取に関する規定を準用することとした。
- (ウ) 公正取引委員会は、競争回復措置命令の名宛人となるべき者に対し意見聴取に係る通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならないこととした。
- (3) 排除措置命令等に係る訴訟手続の整備
- ア 審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権は東京高等裁判所に属するとする規定を廃止し、排除措置命令等に係る抗告訴訟等は、東京地方裁判所の専属管轄とすることとした。
- イ 東京地方裁判所は、排除措置命令等に係る抗告訴訟等については、3人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることとした。
- ウ 前記イにかかわらず、東京地方裁判所は、排除措置命令等に係る抗告訴訟等について、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができることとした。
- エ 東京地方裁判所がした排除措置命令等に係る抗告訴訟等についての終局判決に対する控訴等が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴等に係る事件について、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができることとした。
- オ 排除措置命令等に係る抗告訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第6条の規定を適用しないこととした。
- (4) 罰則規定の見直し
- 審判制度に係る罰則規定について所要の整備を行うこととした。

## 第2 独占禁止法と他の経済法令等の調整

### 1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

### 2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。

## 第2章 消費税転嫁対策特別措置法の制定等

### 第1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

平成24年8月に成立した、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）において、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講じることとされたこと等を踏まえ、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を主な内容とする、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が平成25年6月5日に成立し、同月12日に公布された（平成25年法律第41号）。同法は、一部の規定を除き、同年10月1日に施行されることが予定されている（平成25年政令第182号）。国会における審議状況及び同法の内容は次のとおりである。

#### 1 国会における審議状況

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」は、平成25年3月22日に閣議決定され、同日に第183回通常国会に提出された。同法案は、衆議院においては、同年4月12日に本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、同日、経済産業委員会に付託された後、同年5月17日の同委員会で一部修正の上、同日に同委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。参議院においては、同月27日に本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、同日、経済産業委員会に付託された後、同年6月4日に同委員会で、同月5日に本会議で、それぞれ可決され、同法案は成立した。

#### 2 法律の内容

##### (1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

###### ア 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならないこととした（注）。

###### (ア) 減額又は買ったたき

商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

###### (イ) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

## (ウ) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

## (エ) 報復行為

前記(ア)から(ウ)までに掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

(注) 「特定事業者」及び「特定供給事業者」とは、それぞれ下表に掲げる事業者をいう。

特定事業者	特定供給事業者
大規模小売事業者	左欄の大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者（大規模小売事業者を除く。）	左欄の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する①から③の事業者 ①個人事業者 ②人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者 ③資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者

## イ 消費税の転嫁拒否等に対する検査、指導等

## (ア) 報告及び検査

- a 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、前記アに違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。
- b 前記aにより職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないこととした。
- c 前記aによる立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

## (イ) 指導又は助言

公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、前記アに違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとする事とした。

## (ウ) 措置請求

主務大臣又は中小企業庁長官は、前記アに違反する行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができることとした。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする事とした。

- a 当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。
- b 当該行為によって特定供給事業者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。
- c 当該行為を行った事業者が前記アに違反する行為を繰り返し行う蓋然性が高い

と認められるとき。

- d 前記aからcまでに掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。

(エ) 勧告

公正取引委員会は、特定事業者について前記アに違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告し、その旨を公表するものとする事とした。

ウ その他所要の規定の整備

(ア) 省庁間での情報共有等

公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、前記アに違反する行為の防止又は是正のため、相互に情報又は資料を提供することができる事とした。

(イ) 公正取引委員会等への通知

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、前記アに違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対して、その事実を通知するものとする事とした。

(ウ) 都道府県知事等への権限の付与

政令により、主務大臣の権限の一部を都道府県知事等に付与することができる事とした。

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

ア 事業者の遵守事項

事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない事とした。

(ア) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- (イ) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- (ウ) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって前記(イ)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

イ 報告及び検査

- (ア) 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、前記アに違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる事とした。

- (イ) 前記(ア)により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない事とした。

- (ウ) 前記(ア)による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない事とした。

(3) 価格の表示に関する特別措置

ア 事業者は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今後の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、消

費税法（昭和63年法律第108号）第63条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しないこととした。

イ 前記アにより税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととした。

ウ 事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする事とした。

エ 前記ウの場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、景品表示法第4条第1項の規定は、適用しないこととした。

#### (4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

ア 事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下アにおいて同じ。）については、独占禁止法の規定を適用しないこととした。

(ア) 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（その共同行為に参加している事業者の3分の2以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の3分の2以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であるものである場合に限る。）

(イ) 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

イ 法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものは、当該法律の規定にかかわらず、当該組合の事業として前記アの共同行為をすることができることとした。

ウ 公正取引委員会は、前記イの政令で定める組合に係る前記アの届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合を所管する大臣に通知しなければならないこととした。

## 第2 消費税率の引上げを見据えた買ったたき等の行為への対応

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法施行前の買ったたき等の行為の早期発見・是正を図るため、次の取組を実施した。

### 1 事業者からの専用相談窓口の設置

消費税率の引上げを見据えた買ったたき等の行為に関する事業者からの相談等を一元的に受け付けるための専用窓口を、平成25年4月1日に設置することとした（同年3月27日公表）。

## 2 大規模小売業者による買ったたき等の行為の緊急調査結果

### (1) 調査の概要

#### ア 趣旨

今後、消費税率の引上げが予定されているところ、既に消費税率の引上げを見据えて、大規模小売業者による納入業者に対する買ったたき等の行為が生じているとの懸念が寄せられている。

公正取引委員会は、独占禁止法・下請法で禁止されている行為に対して厳正に対処することとしているところ、こうした行為が生じていないか、その実態を明らかにすることで、大規模小売業者による違反行為の早期発見・是正を図るために、特に買ったたきに着目して、大規模小売業者及び納入業者を対象とした書面調査を実施し、平成25年6月28日、調査結果を公表した。

#### イ 調査方法

前事業年度売上高70億円以上の小売業者2,000社(以下2において「大規模小売業者」という。)及び大規模小売業者に対し継続的に商品・サービスを納入・提供している事業者(以下2において「納入業者」という。)を対象として、平成24年9月1日から回答日までを調査期間とする書面調査を実施した(調査票については、平成25年4月19日を回答期限として、同年3月26日に発送した。)

表 書面調査の状況

	発送数 (A)	回答数 (B) (B / A)
大規模小売業者	2,000社	1,245社 (62.3%)
納入業者	50,000社	18,971社 (37.9%)

### (2) 調査結果

#### ア 大規模小売業者に対する調査

(ア) 大規模小売業者に対して、取扱商品を7つのカテゴリーに分け、そのカテゴリーごとに値下げ要請の有無やその内容についての回答を求めたところ、1,245社から、延べ3,450の回答が寄せられた。このうち、調査期間内に納入業者に対して納入価格の値下げ要請を行ったと回答したものは、420社(延べ1,356の回答数)であった。

(イ) 前記(ア)の420社(延べ1,356の回答数)のうち、今後、更に値下げ要請を行う予定があると回答したものは、171社(延べ668の回答数)であった。

(ウ) なお、ほぼ全ての大規模小売業者が平成26年4月の消費税率引上げを見据えた事前の値下げ要請は行っていないと回答した。

#### イ 納入業者に対する調査

(ア) 納入業者に対して、自社と取引を行っている大規模小売業者ごとに値下げ要請の有無やその内容についての回答を求めたところ、18,971社から回答が寄せられた。このうち、調査期間内に大規模小売業者から値下げ要請を受けたと回答した納入業者は1,037社であり、このうち、大規模小売業者から受けた値下げ要請が、消費税率

引上げを見据えた事前の要請であったと回答したものは、117社（値下げ要請を受けたとする納入業者のうち11.3%）であった。

また、調査期間内に大規模小売業者から値下げ要請を受けたと回答した納入業者1,037社と取引のある大規模小売業者は延べ1,992社であり、このうち、値下げ要請が消費税率引上げを見据えた事前の要請であったと納入業者が回答している大規模小売業者は延べ169社（8.5%）であった。

なお、前記の納入業者117社（前記の大規模小売業者延べ169社）のうち、協議が十分に行われていなかったと回答したものは71社（延べ98社）であった。

- (イ) 前記(ア)の消費税率引上げを見据えた事前の値下げ要請に関する具体的な事例は、以下のとおり。
- a 取引先を集めた説明会を開催し、その説明会の中で、今後、消費税率が8%となっても、消費税率5%時における、又はそれ以下の売価を維持するために、仕入価格の低減や、リベートの要請を行うとの発言があった。
  - b 現時点では、まだ具体的な値下げ要請までは受けていないが、商談の中で購入担当者から、今後、消費税率が8%になっても現行の仕入価格を変える方針はないとの発言があった。これは、実際は、本体価格の値下げを要求されたものと思われる。
  - c 消費税率の引上げ後も商品の販売価格を据え置くとし、それは、納入業者の協力によって実現していきたいとの要請を受けた。

### (3) 調査結果の評価

ア 今回の調査においては、1,245社のうち420社の大規模小売業者が調査期間中に納入業者に対して値下げ要請を行ったと回答しているところ、そのうち171社が、今後、更に値下げ要請を行う予定があると回答している。

イ また、納入業者のうち約1割に当たる事業者が消費税率引上げを見据えた事前の値下げ要請を受けたと回答していることや、前記(2)イ(イ)に記載した値下げ要請の事例を踏まえると、今後、消費税率引上げが近づくとつれ、当該引上げを見据えた更なる値下げ要請が増加し、納入業者に不当に不利益を与える行為が多発するおそれがある。こうした行為は、独占禁止法や下請法の違反行為に該当するおそれがある。さらに、消費税転嫁対策特別措置法の違反行為にも該当するおそれがある。

### (4) 今後の対応

今回の調査結果を踏まえ、公正取引委員会としては、引き続き、大規模小売業者と納入業者との取引を十分監視していくこととし、具体的には、以下のような対応を行っていくこととした。

ア 関係事業者団体に対して今回の調査結果における問題点を伝えるとともに、消費税率引上げを見据えた買ったたき等の行為が行われることのないよう、法令遵守体制の構築の徹底等について要請する。また、同時に、消費税率引上げを見据えた事前の値下げ要請に当たって協議が十分に行われていなかったと納入業者が回答している大規模小売業者（前記(2)イ(ア)の延べ98社）に対して、今後、買ったたき等の行為が行われることのないよう、今回の調査結果及び評価を伝えることとする。

イ 今後、更に納入業者等からの情報収集に努め、優越的地位の濫用行為等については

厳正に対処していく。

ウ また、公正取引委員会においては、平成25年度から、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為を効果的に摘発するための特別調査等を実施することとしているところ、その実施に当たっては、今回の調査結果を踏まえ、大規模小売業者に対して、重点的に調査を行っていくこととしたい。



## 第3章 違反被疑事件の審査及び処理

### 第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

#### 1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（第47条）、違反する事実があると認められたときは、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を通知し（第49条第5項）、意見を述べ、及び証拠を提出する機会の付与を行い（第49条第3項）、その内容を踏まえて、排除措置命令を行っている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打ち切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

平成24年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1-2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの9件及び年度内に新規に着手したものの266件の合計275件であり、このうち年度内に処理した件数は262件であった。262件の内訳は、排除措置命令が20件、警告が6件、注意が208件及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが28件となっている（第1-1表参照）。

（注）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、排除措置命令の際の事前手続に準じた手続を経ることとしている。

第1-1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度		20	21	22	23	24	
審査 件数	前年度からの繰越し	18	19	22	23	9	
	年度内新規着手	124	133	143	157	266	
	合 計	142	152	165	180	275	
処理 件数	法的 措置	排除措置命令 関係人数	16	26	12	22	20
		課徴金納付命令（注2） 関係人数	1	0	0	0	0
		小 計	17	26	12	22	20
		関係人数	49	84	109	303	126
	その 他	警 告	4	9	3	2	6
		注 意	87	69	95	138	208
		打 切 り	15	26	32	9	28
		小 計	106	104	130	149	242
	合 計		123	130	142	171	262
	次年度への繰越し		19	22	23	9	13
	命令 課 徴 金 納 付	関係人数	59	85	152	280	108
		（審判開始決定（注3））	（5）	（0）	（9）	（3）	（0）
課徴金の納付を命ずる審決		33	21	13	0	5	
確定した課徴金額（注4）		270億3642万	360億7471万	720億8706万	442億5784万	250億7644万	
告 発		1	0	0	0	1	

（注1） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注2） 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令事件数である。

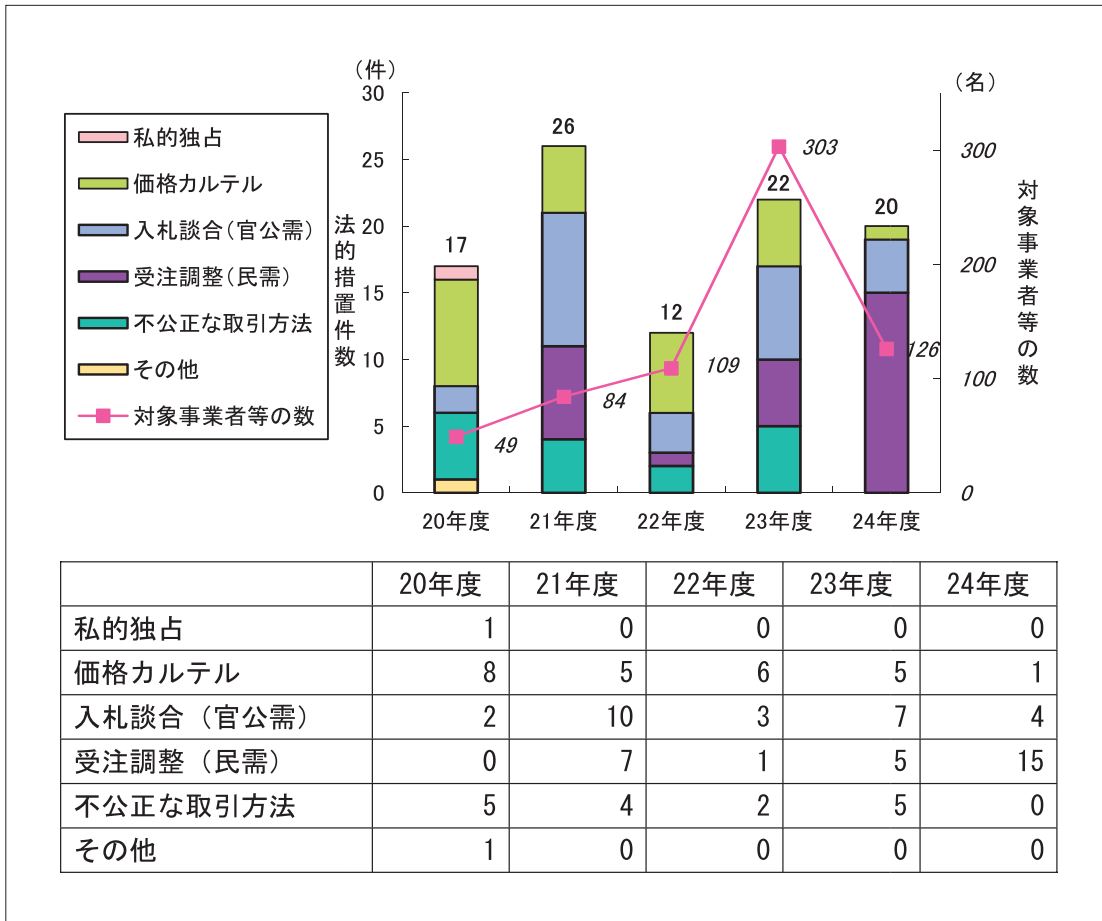
（注3） （ ）内の数字は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金納付命令に係る審判開始決定を行った関係人数である。

（注4） 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づき審判手続が開始されたことにより失効した課徴金納付命令に係る金額は含まない。

第1-2表 不当廉売事案の迅速処理件数の推移

年 度	20	21	22	23	24
不当廉売事案における注意件数 (迅速処理によるもの)	3,654	3,225	2,700	1,772	1,736

第1図 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



平成24年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル6件、入札談合（官公需）4件、受注調整（民需）15件、その他のカルテル2件、不正な取引方法229件、その他6件となっている（第2表参照）。法的措置を採った事件は20件であり、この内訳は、価格カルテル1件、入札談合（官公需）4件、受注調整（民需）15件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 平成24年度審査事件（行為類型別）一覧表

内容（注1）		処理別				
		法的措置	警告	注意	打切り	合計
私的独占		0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル（注2）	1	0	5	0	6
	入札談合（官公需）	4	0	0	0	4
	受注調整（民需）	15	0	0	0	15
	その他のカルテル（注3）	0	2	0	0	2
	小計	20	2	5	0	27
不正な取引方法 （注4）	再販売価格の拘束	0	0	11	0	11
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	3	0	3
	取引妨害	0	0	2	0	2
	優越的地位の濫用	0	0	57	4	61
	不当廉売	0	4	121	23	148
	共同の取引拒絶	0	0	1	0	1
	その他	0	0	2	1	3
	小計	0	4	197	28	229
その他（注5）		0	0	6	0	6
合計		20	6	208	28	262

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注4）事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注5）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能活動の制限等である。

第3表 排除措置命令等の法的措置件数（行為類型別）の推移

内容（注1）		年度					合計
		20	21	22	23	24	
私的独占		1	0	0	0	0	1
カルテル	価格カルテル（注2）	8	5	6	5	1	25
	入札談合（官公需）	2	10	3	7	4	26
	受注調整（民需）	0	7	1	5	15	28
	その他のカルテル（注3）	1	0	0	0	0	1
	小計	11	22	10	17	20	80
不正な取引方法 （注4）	再販売価格の拘束	1	0	0	1	0	2
	その他の拘束・排他条件付取引	0	2	1	0	0	3
	取引妨害	0	0	0	1	0	1
	優越的地位の濫用	4	2	1	3	0	10
	不当廉売	0	0	0	0	0	0
	共同の取引拒絶	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	5	4	2	5	0	16
その他		0	0	0	0	0	0
合計		17	26	12	22	20	97

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注4）事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

## 2 課徴金納付命令等

### (1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成24年度においては、延べ108名に対し総額233億9095万円の課徴金納付命令を行った（第4表参照）。このうち、違反行為において主導的な役割を果たした場合の割増算定率が適用された事業者は2事件における延べ6名であり、違反を繰り返した場合の割増算定率が適用された事業者は4事件における延べ4名、また、早期に違反行為をやめた場合の軽減算定率が適用された事業者は4事件における延べ8名であった。

このほか、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判手続を経て、延べ5名の事業者に対し総額16億8549万円の課徴金の納付を命ずる審決を行った。

この結果、平成24年度において納付を命じた課徴金額は、延べ113名の事業者に対して、総額250億7644万円であった（第5表参照）。

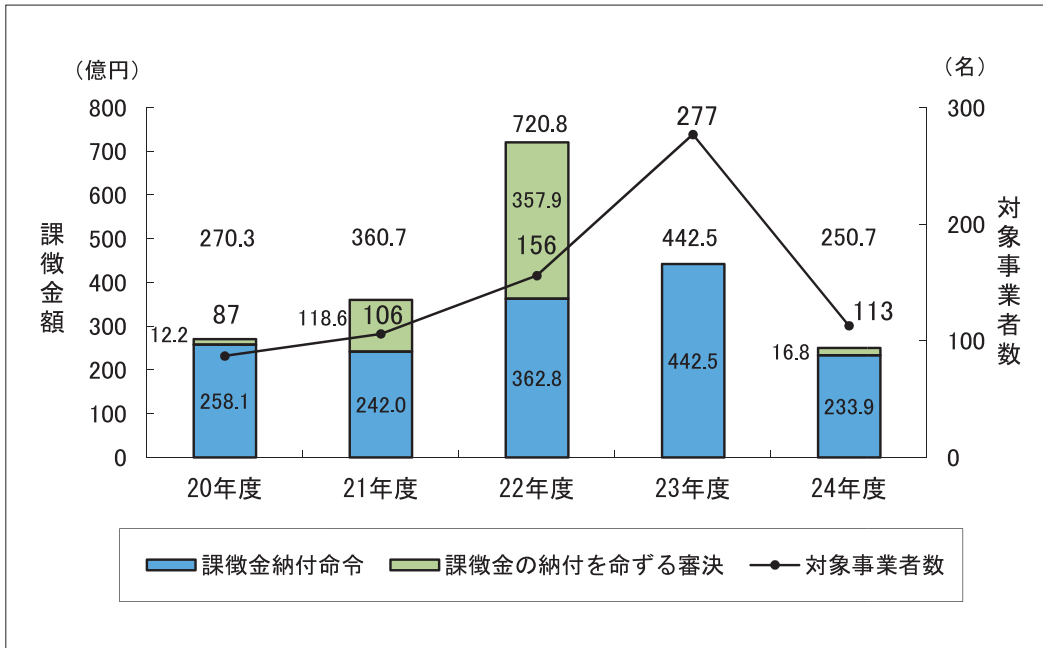
### (2) 課徴金減免制度の運用状況

平成24年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は102件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は725件）。

なお、平成24年度においては、19事件延べ41名の課徴金減免申請事業者について、当該事業者からの申出により、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から公表の申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際等に、当委員会のウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている。

第2図 課徴金額等の推移



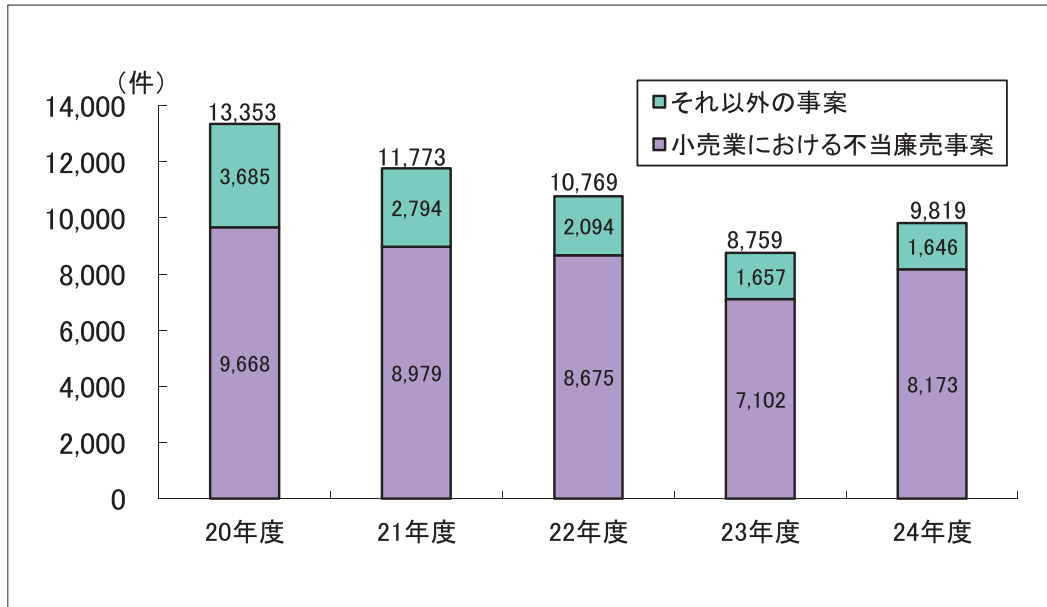
(注) 課徴金額については、100万円以下切捨て。

### 3 申告

平成24年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は9,819件であった（第3図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、措置結果を通知することとされており（第45条第3項）、平成24年度においては、9,879件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、平成24年度においては、同システムを利用した申告が689件あった。

第3図 申告件数の推移



第4表 平成24年度法的措置一覧表

一連 番号	事件 番号	件名	内容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (万円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
1	24 (措) 8	EPSブロックの製造業者及び販売業者に対する件	建設業者に販売する特定EPSブロックについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20,208 (349～7,618)	8	第3条後段	24.9.24
2	24 (措) 9	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所が発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	国土交通省が四国地方整備局土佐国道事務所において発注する特定一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	75,527 (331～16,047)	28	第3条後段	24.10.17
3	24 (措) 10	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発注する特定一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	39,269 (455～4,750)	25	第3条後段	24.10.17
4	24 (措) 11	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所が発注する港湾土木工事の入札参加業者に対する件	国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する特定港湾土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	11,645 (209～1,574)	21	第3条後段	24.10.17
5	24 (措) 12	高知県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	高知県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	49,107 (465～10,660)	21	第3条後段	24.10.17
6	24 (措) 13	本田技研工業(株)が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	本田技研工業発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	58,139	1	第3条後段	24.11.22
7	24 (措) 14	スズキ(株)が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	スズキ発注の特定自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	38,879	2	第3条後段	24.11.22
8	24 (措) 15	本田技研工業(株)が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	本田技研工業発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2,352 (514～1,838)	2	第3条後段	24.11.22
9	24 (措) 16	スズキ(株)が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	スズキ発注の特定自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	43,499	2	第3条後段	24.11.22



一連 番号	事件 番号	件名	内容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (万円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
10	24 (措) 17	スズキ㈱が発注する自動車用ワイパシステムの見積み合わせの参加業者に対する件	スズキ発注の特定自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	37,504	1	第3条後段	24.11.22
11	24 (措) 18	日産自動車㈱等が発注する自動車用ワイパシステムの見積み合わせの参加業者に対する件	日産自動車等発注の特定自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	57,380	1	第3条後段	24.11.22
12	24 (措) 19	富士重工業㈱が発注する自動車用ワイパシステムの見積み合わせの参加業者に対する件	富士重工業発注の特定自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14,029	1	第3条後段	24.11.22
13	24 (措) 20	本田技研工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	67,235	1	第3条後段	24.11.22	
14	24 (措) 21	富士重工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	19,866	1	第3条後段	24.11.22	
15	25 (措) 1	日産自動車㈱等が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積み合わせの参加業者に対する件	日産自動車等発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	244,445 (106,444～ 138,001)	2	第3条後段	25.3.22
16	25 (措) 2	トヨタ自動車㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積み合わせの参加業者に対する件	トヨタ自動車発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	31,773 (4,640～27,133)	2	第3条後段	25.3.22
17	25 (措) 3	富士重工業㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積み合わせの参加業者に対する件	富士重工業発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	94,622 (13,926～ 80,696)	2	第3条後段	25.3.22

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	件名	内容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (万円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
18	25 (措) 4	三菱自動車工業(株)が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	三菱自動車工業発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22,270	1	第3条後段	25.3.22
19	25 (措) 5	マツダ(株)が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	マツダ発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	74,759	1	第3条後段	25.3.22
20	25 (措) 6	軸受製造販売業者に対する件	産業機械用軸受の販売価格を引き上げることを合意し、また、自動車用軸受の販売価格を引き上げることを合意していた。	1,336,587 (50,939～ 723,107)	3	第3条後段	25.3.29
合 計 (注1)				2,339,095	108 (注2)		

(注1) 前記のほか、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決によって、延べ5名の事業者に対し総額16億8549万円の課徴金の納付を命じた(第4章第2 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決参照)。

(注2) 課徴金納付命令対象事業者数の合計(延べ数)である。

第5表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	270億3642万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	442億5784万円
24年度	113	250億7644万円
合計	8,406	3368億5142万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち967万円を超える部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業株に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち302万円を超える部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

## 第2 法的措置

平成24年度においては、20件について法的措置を採った（いずれも独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反）。

法的措置を採った前記20件の概要は次のとおりである。

### 1 EPS ブロック（注1）の製造業者及び販売業者に対する件（平成24年（措）第8号）

排除措置年月日	違反法条
24.9.24	独占禁止法第3条後段

（注1）「EPSブロック」とは、「EPS工法」（注2）において使用される発泡スチロールブロックをいう。

（注2）「EPS工法」とは、発泡スチロールブロックを、発泡スチロール土木工法開発機構が策定した「EPS工法 設計・施工基準書（案）」に基づき、主として、軟弱地盤上の盛土、擁壁、橋台背面の裏込め材としての盛土、地すべり地の盛土、道路拡幅盛土としての盛土、両直型の盛土及び埋設構造物の埋め戻しの盛土として建設工事に使用する工法をいう。

#### (1) 関係人

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	積水化成品工業(株)	大阪市北区西天満二丁目4番4号	代表取締役 小野 恵造	○	○	7618万円
2	ダウ化工(株)	東京都品川区東品川二丁目2番24号	代表取締役 スポット・ケート ブライカーン	○	○	4296万円
3	(株)ジェイエスピー	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	代表取締役 塚本 耕三	○	○	2740万円
4	カネカフォームプラスチック(株)※1	大阪市西区江戸堀一丁目10番8号	代表取締役 平 健	-	○	2524万円
5	太陽工業(株)	大阪市淀川区木川東四丁目8番4号	代表取締役 能村光太郎	○	○	1098万円
6	アキレス(株)	東京都新宿区大京町22番地の5	代表取締役 伊藤 守	○	○	934万円
7	(株)積水化成品北海道	北海道千歳市北信濃779番3	代表取締役 山下光太郎	○	○	649万円
8	カネカケンテック(株)	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号	代表取締役 服部 陽一	○	○	349万円
9	北海道カネパール(株)※2	北海道恵庭市恵南13番地の1	代表取締役 岸 正吉	-	-	-
合 計				7社	8社	2億208万円

（注3）表中の「○」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる違反事業者であることを示している。

（注4）表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

（注5）表中の「※1」を付した事業者は、平成22年10月1日、カネカケンテック(株)に対し、吸収分割によりEPSブロックに係る事業を承継させるとともに、同日付けで商号をカネパールサービス(株)から現商号に変更したものであり、以後、同事業を営んでいない。

（注6）表中の「※2」を付した事業者は、平成19年5月1日、カネパールサービス(株)に対し、吸収分割によりEPSブロックに係る事業を承継させたものであり、以後、同事業を営んでいない。

## (2) 違反行為の概要

前記(1)の表記載の9社は、遅くとも平成19年1月以降（カネカケンテック(株)にあっては平成22年10月1日以降）、共同して、建設資材商社を通じて建設業者に販売する特定EPSブロック（注7）について

ア(ア) 建設コンサルタント業者（注8）に対し設計協力（注9）を行った者のうち、官公庁等から発注されたEPS工法採用工事（EPS工法を採用して施工することとされた工事をいう。以下同じ。）に採用された、EPSブロックの使用に係る部分の図面を作成した者を受注予定者とする

(イ) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

イ 受注予定者以外の者は

(ア) EPS工法採用工事を受注した建設業者又は当該建設業者から見積依頼を受けた建設資材商社から、EPSブロックの見積依頼が自社に対して行われないう、他社が受注予定者であるEPSブロックが使用されるEPS工法採用工事に係る営業活動を自粛する

(イ) EPS工法採用工事を受注した建設業者又は当該建設業者から見積依頼を受けた建設資材商社から、EPSブロックの見積依頼が自社に対して行われた場合には、受注予定者よりも高い価格を提示する、又は、見積りを断る

こと等により、公共の利益に反して、特定EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注7）「特定EPSブロック」とは、EPSブロックのうち、前記(1)の表記載の9社のうち一又は複数の者が、EPS工法採用工事に係る設計図書の作成を含む設計業務を請け負った建設コンサルタント業者に対し、当該工事が発注される前に、自ら又は建設資材商社を通じ、当該設計図書のうちEPSブロックの使用に係る部分の図面を発泡スチロール土木工法開発機構が策定した「EPS工法設計・施工基準書（案）」に基づいて作成し提供したEPS工法採用工事に使用されるものをいう。

（注8）官公庁等のEPS工法採用工事の発注者は、通常、当該工事を建設業者に発注する前に、建設コンサルタント業者に対し、当該工事を発注する際に必要となる設計図書の作成を含む設計業務を発注していた。

（注9）「設計協力」とは、EPS工法採用工事に係る設計図書の作成を含む設計業務を請け負った建設コンサルタント業者に対し、当該工事が発注される前に、自ら又は建設資材商社を通じ、当該設計図書のうちEPSブロックの使用に係る部分の図面を作成し提供する旨の申出を行うなどして、当該建設コンサルタント業者からの依頼を受けて、発泡スチロール土木工法開発機構が策定した「EPS工法設計・施工基準書（案）」に基づいて当該図面を作成し提供することをいう。

## (3) 排除措置命令の概要

ア 排除措置命令の対象事業者（以下(3)において「名宛人」という。）は、前記(2)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記(2)の行為と同様の行為を行わず、自主的に受注活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。

イ 名宛人は、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く名宛人6社に通知するとともに、自社の取引先であるEPSブロックの建設資材商社及び建設業者並びにEPS工法採用工事の発注者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(2)の行為と同様の行為を行ってはならない。

エ 名宛人は、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 自社の従業員に対する、自社の商品の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底

(イ) 特定 EPS ブロックの受注に関する独占禁止法の遵守についての、特定 EPS ブロックの営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

(4) 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成24年12月25日までに、それぞれ前記(1)の表中の「課徴金額」欄記載の額（総額 2 億208万円）を支払わなければならない。

(5) EPS 工法採用工事の発注者に対する連絡

本件審査の過程において、官公庁等が発注した EPS 工法採用工事に用いられた設計図書等の一部において、特定の EPS ブロック業者の EPS ブロックである必要がないにもかかわらず、特定の EPS ブロック業者の商品名を記載している等の事実が認められた。設計図書等に特定の EPS ブロック業者の商品名が記載されている場合、建設業者は、特定の EPS ブロック業者の商品でなければ使用できないかのように誤認等するおそれがあるため、これら官公庁等の発注者に対し、前記(3)のとおり排除措置命令を行った旨を連絡するとともに、今後、EPS 工法採用工事を発注するに際しては、設計図書等の記載振りに留意するよう連絡した。

**2** 国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する件（平成24年（措）第9号～第12号）

排除措置年月日	違反法条
24.10.17	独占禁止法第3条後段

(1) 関係人

ア 土佐国道事務所発注の特定一般土木工事（注1）に係る違反事業者等

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	ミタニ建設工業(株)	高知市針木東町27番28号	代表取締役 三谷 剛平	○	○	○	1億6047万円
2	関西土木(株)	高知市仁井田4563番地1	代表取締役 西川 一延	○	○	○	7011万円
3	入交建設(株)	高知市南久保4番47号	代表取締役 三谷 斉	○	○	○	6237万円
4	(株)轟組	高知市萩町一丁目5番13号	代表取締役 吉村 文次	○	○	○	5473万円
5	青木建設(株)	高知県須崎市下分甲667番地18	代表取締役 青木 誠光	○	○	○	4989万円
6	四国開発(株)	高知市日の出町2番12号	代表取締役 中村 考男	○	○	○	4026万円
7	(株)晃立	高知市桜馬場8番20号	代表取締役 嶋崎 勝昭	○	○	○	3919万円
8	ジョウトク建設(株)	高知市南はりまや町二丁目228番地	代表取締役 常德 和男	○	○	○	3082万円
9	(株)生田組	高知県高岡郡四万十町古市町7番34号	代表取締役 生田 嗣夫	○	○	○	2767万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
10	須工ときわ(株)	高知市潮新町二丁目12番32号	代表取締役 國藤 浩史	○	○	○	2699万円
11	福留開発(株)	高知市南宝永町19番11号	代表取締役 大場 智公	○	○	○	2449万円
12	(株)上岡工務店	高知市縄手町40番地4	代表取締役 上岡 武司	○	○	○	2428万円
13	(株)和住興産※1	高知市中宝永町5番21号	代表清算人 出水 登	○	-	○	2098万円
14	(株)南国・西村	高知県南国市久礼田2233の3番地	代表取締役 森田健太郎	○	○	○	1861万円
15	新進建設(株)	高知市九反田5番8号	代表取締役 小川 裕司	○	○	○	1804万円
16	長香開発(株)	高知市本町三丁目3番23号	代表取締役 北村 直人	○	○	○	1429万円
17	(株)西森建設	高知県吾川郡仁淀川町長者乙2190番地	代表取締役 西森 鶴	○	○	○	1384万円
18	(株)大山建設	高知市仁井田2236番地8	代表取締役 大山 光一	○	○	○	1216万円
19	協業組合竹内・新輝※2	高知市九反田13番11号	代表理事 森田 純生	○	○	○	1083万円
20	杉本・宮田建設(株)※3	高知市南ノ丸町15番地2	代表取締役 三谷 修一	○	○	○	845万円
21	東山建設(株)	高知市高須新町三丁目5番1号	代表取締役 東山 瑞穂	○	○	○	845万円
22	藤本建設(株)※4	高知市稲荷町1210番地	代表取締役 松村 高明	○	-	○	628万円
23	大旺新洋(株)※5	高知市仁井田1625番地2	代表取締役 尾崎 憲祐	-	○	○	456万円
24	久保建設(株)	高知市春野町東諸木2669番地	代表取締役 川崎眞一郎	○	○	○	420万円
25	西本興業(株)	高知県室戸市佐喜浜町3652番地5	代表取締役 西本 啓純	○	○	○	331万円
26	クロシオ建設(株)	高知県南国市大埴甲1410番地1	代表取締役 常德 祐一	○	○	-	-
27	南国建興(株)	高知県南国市十市3149番地	代表取締役 鍋島 理恵	○	○	-	-
28	(株)龍生	高知県土佐市宇佐町宇佐2827番地8	代表取締役 近澤 克昌	○	○	-	-
29	(株)清水新星	高知市池1402番地	代表取締役 清水 映至	○	-	-	-
30	新洋共英(株)※6	高知市仁井田1625番地2		○	-	-	-
31	(株)竹内建設※7	高知市九反田13番11号		○	-	-	-
32	(株)和住※8	高知市中宝永町5番21号	代表取締役 横矢 忠志	○	-	-	-
合計				31名	26名	25名	7億5527万円

- (注1) 「土佐国道事務所発注の特定一般土木工事」とは、国土交通省が、四国地方整備局土佐国道事務所において、一般競争入札の方法により一般土木工事として発注する工事であって、国土交通省から、四国地方整備局において、一般土木工事についてCの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体(平成20年8月15日から平成22年6月30日までの間にあっては、Bの等級に格付されていた(株)竹内建設を含む。)のみを入札の参加者とするものをいう。
- (注2) 表中の「違反事業者」欄記載の「○」は、その事業者が違反事業者であることを、同欄記載の「-」は、その事業者が違反事業者でないことを示している。
- (注3) 表中の「排除措置命令」及び「課徴金納付命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる者であることを、同欄記載の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。
- (注4) 表中の「※1」を付した事業者は、平成23年10月26日、「※3」を付した事業者に対し、建設業に関する事業を譲渡し、以後、建設業を営んでおらず、同日以降、違反行為を行っていない。また、同日、商号を宮田建設(株)から現商号に変更している。
- (注5) 表中の「※2」を付した事業者は、遅くとも平成22年9月8日以降、違反行為に参加している。
- (注6) 表中の「※4」を付した事業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく許可の更新を受けなかったことにより、平成24年4月17日以降、建設業を営んでいない。
- (注7) 表中の「※5」を付した事業者は、平成21年6月1日、「※6」を付した事業者を吸収合併している。
- (注8) 表中の「※7」を付した事業者は、平成22年5月6日、許可を受けた建設業を廃止し、同年9月1日、(株)みかげに吸収合併されたことにより消滅している。  
なお、(株)みかげは、平成24年7月13日、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめており、同年9月20日付けで清算が終了している。
- (注9) 表中の「※8」を付した事業者は、平成21年9月30日、「※3」を付した事業者に対し、建設業に関する事業を譲渡し、以後、建設業を営んでおらず、同日以降、違反行為を行っていない。また、同年10月9日、商号を(株)杉本建設から現商号に変更している。

イ 高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事(注10)に係る違反事業者等

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	ミタニ建設工業(株)	高知市針木東町27番28号	代表取締役 三谷 剛平	○	○	○	4750万円
2	入交建設(株)	高知市南久保4番47号	代表取締役 三谷 斉	○	○	○	3865万円
3	福留開発(株)	高知市南宝永町19番11号	代表取締役 大場 智公	○	○	○	3651万円
4	四国開発(株)	高知市日の出町2番12号	代表取締役 中村 考男	○	○	○	3247万円
5	(株)轟組	高知市萩町一丁目5番13号	代表取締役 吉村 文次	○	○	○	3010万円
6	(株)上岡工務店	高知市縄手町40番地4	代表取締役 上岡 武司	○	○	○	2164万円
7	ジョウトク建設(株)	高知市南はりまや町二丁目228番地	代表取締役 常德 和男	○	○	○	2095万円
8	南国建興(株)	高知県南国市十市3149番地	代表取締役 鍋島 理恵	○	○	○	1973万円
9	東山建設(株)	高知市高須新町三丁目5番1号	代表取締役 東山 瑞穂	○	○	○	1959万円
10	須工ときわ(株)	高知市潮新町二丁目12番32号	代表取締役 國藤 浩史	○	○	○	1777万円
11	藤本建設(株)※1	高知市稲荷町1210番地	代表取締役 松村 高明	○	-	○	1677万円



番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
12	新進建設株	高知市九反田5番8号	代表取締役 小川 裕司	○	○	○	1490万円
13	(株)生田組	高知県高岡郡四万十町古市町7番34号	代表取締役 生田 嗣夫	○	○	○	1423万円
14	(株)晃立	高知市桜馬場8番20号	代表取締役 嶋崎 勝昭	○	○	○	1275万円
15	協業組合竹内・新輝※2	高知市九反田13番11号	代表理事 森田 純生	○	○	○	1169万円
16	クロシオ建設株	高知県南国市大埴甲1410番地1	代表取締役 常德 祐一	○	○	○	1145万円
17	久保建設株	高知市春野町東諸木2669番地	代表取締役 川崎眞一郎	○	○	○	1112万円
18	関西土木株	高知市仁井田4563番地1	代表取締役 西川 一延	○	○	○	1032万円
19	大旺新洋株※3	高知市仁井田1625番地2	代表取締役 尾崎 憲祐	-	○	○	455万円
20	青木建設株	高知県須崎市下分甲667番地18	代表取締役 青木 誠光	○	○	-	-
21	(株)大山建設	高知市仁井田2236番地8	代表取締役 大山 光一	○	○	-	-
22	杉本・宮田建設株	高知市南ノ丸町15番地2	代表取締役 三谷 修一	○	○	-	-
23	長香開発株	高知市本町三丁目3番23号	代表取締役 北村 直人	○	○	-	-
24	(株)南国・西村	高知県南国市久礼田2233の3番地	代表取締役 森田健太郎	○	○	-	-
25	(株)龍生	高知県土佐市宇佐町宇佐2827番地8	代表取締役 近澤 克昌	○	○	-	-
26	(株)清水新星	高知市池1402番地	代表取締役 清水 映至	○	-	-	-
27	新洋共英株※4	高知市仁井田1625番地2		○	-	-	-
28	(株)竹内建設※5	高知市九反田13番11号		○	-	-	-
合計				27名	24名	19名	3億9269万円

(注10) 「高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事」とは、国土交通省が、四国地方整備局高知河川国道事務所において、一般競争入札の方法により一般土木工事として発注する工事であって、国土交通省から、四国地方整備局において、一般土木工事についてCの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体(平成20年8月15日から平成22年6月30日までの間にあっては、Bの等級に格付されていた株竹内建設を含む。)のみを入札の参加者とするものをいう。

(注11) 表中の「違反事業者」欄記載の「○」は、その事業者が違反事業者であることを、同欄記載の「-」は、その事業者が違反事業者でないことを示している。

(注12) 表中の「排除措置命令」及び「課徴金納付命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる者であることを、同欄記載の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注13) 表中の「※1」を付した事業者は、建設業法の規定に基づく許可の更新を受けなかったことにより、平成24年4月17日以降、建設業を営んでいない。

(注14) 表中の「※2」を付した事業者は、遅くとも平成22年9月2日以降、違反行為に参加している。

(注15) 表中の「※3」を付した事業者は、平成21年6月1日、「※4」を付した事業者を吸収合併している。

第2部 各論

(注16) 表中の「※5」を付した事業者は、平成22年5月6日、許可を受けた建設業を廃止し、同年9月1日、(株)みかげに吸収合併されたことにより消滅している。

なお、(株)みかげは、平成24年7月13日、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめており、同年9月20日付けで清算が終了している。

ウ 高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事（注17）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)轟組	高知市萩町一丁目5番13号	代表取締役 吉村 文次	○	○	○	1574万円
2	(株)大洋水工	高知県須崎市緑町7番12号	代表取締役 寺田 寛	○	○	○	1142万円
3	山手建設(株)	高知県須崎市大間西町6番14号	代表取締役 明神 孝一	○	○	○	990万円
4	(株)米村組	高知県高岡郡中土佐町久礼6636番地1	代表取締役 三浦 薫也	○	○	○	974万円
5	山本建設(株)	高知県幡多郡黒潮町佐賀2988番地	代表取締役 山本 修	○	○	○	891万円
6	(株)和住※1	高知市中宝永町5番21号	代表取締役 横矢 忠志	○	-	○	890万円
7	藤本建設(株)※2	高知市稲荷町1210番地	代表取締役 松村 高明	○	-	○	805万円
8	須工ときわ(株)	高知市潮新町二丁目12番32号	代表取締役 國藤 浩史	○	○	○	659万円
9	久保建設(株)	高知市春野町東諸木2669番地	代表取締役 川崎眞一郎	○	○	○	529万円
10	杉本・宮田建設(株)※3	高知市南ノ丸町15番地2	代表取締役 三谷 修一	○	○	○	503万円
11	ジョウトク建設(株)	高知市南はりまや町二丁目228番地	代表取締役 常德 和男	○	○	○	462万円
12	四国開発(株)	高知市日の出町2番12号	代表取締役 中村 考男	○	○	○	453万円
13	(株)大山建設	高知市仁井田2236番地8	代表取締役 大山 光一	○	○	○	439万円
14	山本建設工業(株)	高知県宿毛市片島13番53号	代表取締役 山本 浩司	○	○	○	420万円
15	(株)南国・西村※4	高知県南国市久礼田2233の3番地	代表取締役 森田健太郎	○	○	○	386万円
16	井上工業(株)※5	大阪市東淀川区上新庄一丁目2番9号	代表取締役 溝口 均	○	○	○	319万円
17	(株)児玉組※6	高知県宿毛市大深浦130番地8	代表取締役 児玉 徳尚	○	○	○	209万円
18	青木建設(株)	高知県須崎市下分甲667番地18	代表取締役 青木 誠光	○	○	-	-
19	月灘建設(株)	高知県幡多郡大月町銚土604番地21	代表取締役 新谷 誠	○	○	-	-
20	協業組合テスク※7	高知県宿毛市高砂5387番地122	代表理事 臼井 誠	○	○	-	-
21	(株)龍生	高知県土佐市宇佐町宇佐2827番地8	代表取締役 近澤 克昌	○	○	-	-

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
22	(株)清水新星	高知市池1402番地	代表取締役 清水 映至	○	-	-	-
23	(株)竹内建設※8	高知市九反田13番11号		○	-	-	-
24	(株)西村組※9	高知県須崎市新町一丁目 3番11号		○	-	-	-
合計				24名	19名	17社	1億1645万円

(注17) 「高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事」とは、国土交通省が、四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において、一般競争入札の方法により港湾土木工事として発注する工事であって、国土交通省から、四国地方整備局において、港湾土木工事についてBの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体のみを入札の参加者とするものをいう。

(注18) 表中の「違反事業者」欄記載の「○」は、その事業者が違反事業者であることを示している。

(注19) 表中の「排除措置命令」及び「課徴金納付命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる者であることを、同欄記載の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注20) 表中の「※1」を付した事業者は、平成21年9月30日、「※3」を付した事業者に対し、建設業に関する事業を譲渡し、以後、建設業を営んでおらず、同日以降、違反行為を行っていない。また、同年10月9日、商号を(株)杉本建設から現商号に変更している。

(注21) 表中の「※2」を付した事業者は、建設業法の規定に基づく許可の更新を受けなかったことにより、平成24年4月17日以降、建設業を営んでいない。

(注22) 表中の「※3」を付した事業者は、遅くとも平成22年7月6日以降、違反行為に参加している。

(注23) 表中の「※4」を付した事業者は、平成22年1月31日、「※9」を付した事業者を吸収合併し、同年4月2日、商号を(株)南国土木工事から現商号に変更している。また、「※4」を付した事業者は、遅くとも平成22年1月31日以降、違反行為に参加している。

(注24) 表中の「※5」を付した事業者は、遅くとも平成21年7月1日以降、違反行為に参加している。

(注25) 表中の「※6」を付した事業者は、遅くとも平成22年7月12日以降、違反行為に参加している。

(注26) 表中の「※7」を付した事業者は、遅くとも平成22年10月29日以降、違反行為に参加している。

(注27) 表中の「※8」を付した事業者は、遅くとも平成20年9月17日以降、違反行為に参加している。また、同事業者は、平成22年5月6日、許可を受けた建設業を廃止し、同年9月1日、(株)みかげに吸収合併されたことにより消滅している。

なお、(株)みかげは、平成24年7月13日、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめており、同年9月20日付けで清算が終了している。

## エ 高知県発注の特定土木一式工事（注28）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
1	大旺新洋(株)※1	高知市仁井田1625番地2	代表取締役 尾崎 憲祐	○	○	○	1億660万円
2	ミタニ建設工業(株)	高知市針木東町27番28号	代表取締役 三谷 剛平	○	○	○	5412万円
3	新進建設(株)	高知市九反田5番8号	代表取締役 小川 裕司	○	○	○	4839万円
4	入交建設(株)	高知市南久保4番47号	代表取締役 三谷 斉	○	○	○	4562万円
5	須工ときわ(株)	高知市潮新町二丁目12番 32号	代表取締役 國藤 浩史	○	○	○	3669万円
6	(株)見立	高知市桜馬場8番20号	代表取締役 嶋崎 勝昭	○	○	○	3225万円

第2部 各論

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
7	福留開発(株)	高知市南宝永町19番11号	代表取締役 大場 智公	○	○	○	2531万円
8	四国開発(株)	高知市日の出町2番12号	代表取締役 中村 考男	○	○	○	2251万円
9	協業組合竹内・新輝※2	高知市九反田13番11号	代表理事 森田 純生	○	○	○	2088万円
10	ジョウトク建設(株)	高知市南はりまや町二丁目228番地	代表取締役 常德 和男	○	○	○	1589万円
11	(株)田邊建設	高知県高岡郡四万十町大正230番地8	代表取締役 田邊 聖	○	○	○	1504万円
12	豚座建設(株)	高知県四万十市古津賀二丁目6番地	代表取締役 吉良 正平	○	○	○	1491万円
13	(株)生田組	高知県高岡郡四万十町古市町7番34号	代表取締役 生田 嗣夫	○	○	○	1335万円
14	(株)轟組	高知市萩町一丁目5番13号	代表取締役 吉村 文次	○	○	○	1251万円
15	青木建設(株)	高知県須崎市下分甲667番地18	代表取締役 青木 誠光	○	○	○	1177万円
16	南国建興(株)※3	高知県南国市十市3149番地	代表取締役 鍋島 理恵	○	○	○	583万円
17	藤本建設(株)※4	高知市稲荷町1210番	代表取締役 松村 高明	○	-	○	475万円
18	杉本・宮田建設(株)※5	高知市南ノ丸町15番地2	代表取締役 三谷 修一	○	○	○	465万円
19	協業組合テスク※6	高知県宿毛市高砂5387番地122	代表理事 白井 誠	○	○	-	-
20	山本建設(株)※7	高知県幡多郡黒潮町佐賀2988番地	代表取締役 山本 修	○	○	-	-
21	山本建設工業(株)※8	高知県宿毛市片島13番53号	代表取締役 山本 浩司	○	○	-	-
22	(株)清水新星	高知市池1402番地	代表取締役 清水 映至	○	-	-	-
23	新洋共英(株)※9	高知市仁井田1625番地2		○	-	-	-
24	(株)竹内建設※10	高知市九反田13番11号		○	-	-	-
合計				24名	20名	18名	4億9107万円

(注28) 「高知県発注の特定土木一式工事」とは、高知県が、一般競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって、高知県から土木一式工事についてAの等級に格付されている者又はこれらの者を代表者とする特定建設工事共同企業体のみを入札の参加者とするものをいう。

(注29) 表中の「違反事業者」欄記載の「○」は、その事業者が違反事業者であることを示している。

(注30) 表中の「排除措置命令」及び「課徴金納付命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる者であることを、同欄記載の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注31) 表中の「※1」を付した事業者は、平成21年6月1日、「※9」を付した事業者を吸収合併している。

(注32) 表中の「※2」を付した事業者は、遅くとも平成22年8月9日以降、違反行為に参加している。

(注33) 表中の「※3」を付した事業者は、遅くとも平成20年6月24日以降、違反行為に参加している。

- (注34) 表中の「※4」を付した事業者は、遅くとも平成21年7月28日以降、違反行為に参加している。また、同事業者は、建設業法の規定に基づく許可の更新を受けなかったことにより、平成24年4月17日以降、建設業を営んでいない。
- (注35) 表中の「※5」を付した事業者は、遅くとも平成22年8月9日以降、違反行為に参加している。
- (注36) 表中の「※6」を付した事業者は、遅くとも平成20年10月28日以降、違反行為に参加している。
- (注37) 表中の「※7」を付した事業者は、遅くとも平成21年11月10日以降、違反行為に参加している。
- (注38) 表中の「※8」を付した事業者は、遅くとも平成22年8月23日以降、違反行為に参加している。
- (注39) 表中の「※10」を付した事業者は、遅くとも平成20年7月8日以降、違反行為に参加している。また、同事業者は、平成22年5月6日、許可を受けた建設業を廃止し、同年9月1日、(株)みかげに吸収合併されたことにより消滅している。
- なお、(株)みかげは、平成24年7月13日、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめており、同年9月20日付けで清算が終了している。

## (2) 違反行為の概要

### ア 土佐国道事務所発注の特定一般土木工事

違反事業者31名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注40）、共同して、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事について、受注価格の低落防止等を図るため、ミタニ建設工業(株)、入交建設(株)及び(株)轟組の3社（以下(2)及び(4)において「3社」という。）が指定した者を受注予定者とするなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

### イ 高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事

違反事業者27名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注40）、共同して、高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事について、受注価格の低落防止等を図るため、3社が指定した者を受注予定者とするなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

### ウ 高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事

違反事業者24名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注40）、共同して、高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注を希望する者の間の話し合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

### エ 高知県発注の特定土木一式工事

違反事業者24名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注40）、共同して、高知県発注の特定土木一式工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注を希望する者の間の話し合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、高知県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注40) 一部の違反事業者にあつては、前記(1)アないしエの表の注記のとおり、同日後に違反行為に参加している。

## (3) 排除措置命令の概要

前記(2)の違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

ア 排除措置命令の対象事業者（以下(3)において「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない（注41）。

(ア) 前記(2)の行為を取りやめている旨を確認すること

(イ) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(2)の工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

イ 名宛人は、それぞれ、前記アに基づいて採った措置を、自らを除く名宛人及び発注者に通知し、かつ、自らの従業員等に周知徹底しなければならない。

ウ 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(2)の工事について、受注予定者を決定してはならない。

(注41) 土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事において、違反事業者を吸収合併した事業者1社については、違反事業者ではないが、違反行為に係る事業を承継した者として、排除措置命令の対象となっており、当該事業者に対しては、ア(ア)の事項を命じていない。

#### (4) 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成25年1月18日までに、それぞれ前記(1)アないしエの表中の「課徴金額」欄記載の額（総額17億5548万円）を支払わなければならない（注42）。

(注42) 3社については、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事において、独占禁止法第7条の2第8項第2号の規定に該当する者として、同項本文の規定に基づき課徴金の割増算定率が適用されている。

#### (5) 国土交通大臣に対する改善措置要求等について

##### ア 入札談合等関与行為の概要

前記(2)ア及びイの行為に関し、土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長は、遅くとも平成20年4月1日以降、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事について、ミタニ建設工業(株)の代表取締役社長の求めに応じ、同人に対し、各入札における入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

##### イ 関係法条及び改善措置要求等

国土交通省の職員による前記アの行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記アの行為と同様の行為が生じないように、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事のそれぞれについて、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、国土交通省は、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに当委員会に通知した。

さらに、公正取引委員会は、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、国土交通大臣に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通

知を行った。

(6) 国土交通省に対する要請について

公正取引委員会は、これまでも国土交通省の職員が行っていた入札談合等関与行為について、必要な改善措置を講ずるよう求めてきたところであり、平成19年3月8日、当委員会が、同省に対し、同省が各地方整備局において発注する水門設備工事に係る入札談合等関与行為について改善措置要求を行った際には、国土交通大臣から、同省全体として、コンプライアンスに対する職員の徹底した意識改革を行うなどの改善措置が報告されていた。

しかしながら、その後も、国土交通省が北海道開発局において発注する車両管理業務において、入札談合等関与行為が認められたことから、平成21年6月23日、公正取引委員会が、同省に対し改善措置要求を行ったのに続き、今回、再び前記(5)アのとおり入札談合等関与行為が認められた。

このように、依然として、入札談合等関与行為が繰り返し行われている事実を踏まえ、公正取引委員会は、国土交通省に対し、同省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう要請した。

**3** 自動車メーカーが発注する自動車用部品（注1）の見積り合わせの参加業者に対する件（平成24年（措）第13号～第21号）

排除措置年月日	違反法条
24.11.22	独占禁止法第3条後段

(注1) 「自動車用部品」とは自動車用オルタネータ（注2）、自動車用スタータ（注3）、自動車用ワイパシステム（注4）並びに自動車用ラジエータ及び電動ファン（注5）をいう。

(注2) 「自動車用オルタネータ」とは、ファンベルトを介してエンジンによって駆動され、機械エネルギーを電気エネルギーに変換し、必要な電力をヘッドライト等の各種の電気装備へと供給する交流発電機をいう。

(注3) 「自動車用スタータ」とは、エンジン始動時にエンジンを強制的に回転させるためのモータをいう。

(注4) 「自動車用ワイパシステム」とは、自動車の前方又は後方のガラス面に付着した雨滴等を拭き取る装置（フロントワイパシステム及びリアワイパシステム）をいう。

(注5) 「自動車用ラジエータ及び電動ファン」とは、エンジンを循環する水を外気で冷却するための放熱器（ラジエータ。なお、オイルクーラが併せて発注される場合には当該オイルクーラを含む。）及び当該放熱器に送風するための電動モータ駆動のファン（電動ファン）をいう。

(1) 関係人

番号	事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段：排除措置命令, 下段：課徴金額)									合計
		ホンダ (注6) 発注の特定自動車 用オルタ ネータ	スズキ (注7) 発注の特定自動車 用オルタ ネータ	ホンダ (注6) 発注の特定自動車 用スター タ	スズキ (注7) 発注の特定自動車 用スター タ	スズキ (注7) 発注の特定自動車 用ワイパ システム	日産自動車等 (注8) 発注 の特定自動車 用ワイパ システム	富士重工業 (注9) 発注の特定自動車 用ワイパ システム	ホンダ (注6) 発注の特定自動車 用ラジ エータ及 び電動 ファン	富士重工業 (注9) 発注の特定自動車 用ラジ エータ及 び電動 ファン	
1	三菱電機(株) 東京都千代田区 丸の内二丁目7 番3号 代表執行役 山西健一郎	○	○	○	○	/	/	/	/	/	4件
		5億 8139万円	3億 8879万円	514万円	4億 3499万円	/	/	/	/	/	14億 1031万円

第2部 各論

番号	事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)									合計
		ホンダ (注6) 発注の特定自動車 用オルタネータ	スズキ (注7) 発注の特定自動車 用オルタネータ	ホンダ (注6) 発注の特定自動車 用スタータ	スズキ (注7) 発注の特定自動車 用スタータ	スズキ (注7) 発注の特定自動車 用ワイパシステム	日産自動車等(注8) 発注の特定自動車用ワイパシステム	富士重工業(注9) 発注の特定自動車用ワイパシステム	ホンダ(注6) 発注の特定自動車用ラジエータ及び電動ファン	富士重工業(注9) 発注の特定自動車用ラジエータ及び電動ファン	
2	㈱ミツバ 群馬県桐生市広 沢町一丁目2681 番地 代表取締役 阿久戸庸夫			○		○	○	○			4件
				1838万円		3億 7504万円	5億 7380万円	1億 4029万円			11億 751万円
3	㈱ティラド 東京都渋谷区 代々木三丁目25 番3号 代表取締役 嘉納 裕躬								○		1件
									6億 7235万円		6億 7235万円
4	カルソニックカン セイ㈱ さいたま市北区 日進町二丁目 1917番地 代表取締役 呉 文精									○	1件
										1億 9866万円	1億 9866万円
5	日立オートモ ティブシステム ズ㈱ 茨城県ひたちな か市高場2520番 地 代表取締役 大沼 邦彦		○			○					2件
			-			-					-
6	㈱日立製作所 東京都千代田区 丸の内一丁目6 番6号 代表執行役 中西 宏明		-			-					-
			-			-					-
7	㈱デンソー 愛知県刈谷市昭 和町一丁目1番 地 代表取締役 加藤 宣明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
違反事業者数		2社	4社	3社	4社	2社	2社	2社	2社	2社	延べ23社 (実数7社)
排除措置命令 対象事業者数		1社	2社	2社	2社	1社	1社	1社	1社	1社	延べ12社 (実数5社)
課徴金納付命令 対象事業者数		1社	1社	2社	1社	1社	1社	1社	1社	1社	延べ10社 (実数4社)
課徴金合計額		5億 8139万円	3億 8879万円	2352万円	4億 3499万円	3億 7504万円	5億 7380万円	1億 4029万円	6億 7235万円	1億 9866万円	33億 8883万円

(注6) 「ホンダ」とは、本田技研工業㈱のことをいう。

(注7) 「スズキ」とは、スズキ㈱のことをいう。

(注8) 「日産自動車等」とは日産自動車㈱及び日産車体㈱のことをいう。



(注9) 「富士重工業」とは、富士重工業(株)のことをいう。

(注10) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注11) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注12) 表中の「/」は、その事業者が違反事業者ではないことを示している。

(注13) (株)日立製作所は、平成21年7月1日付けで日立オートモティブシステムズ(株)に対し、新設分割により自動車用オルタネータ及び自動車用スタータに係る事業を承継させ、以後これらの事業を営んでいない。

## (2) 違反行為の概要

下表中の「違反事業者」欄記載の事業者は、「本件対象製品」欄記載の自動車用部品であって、「自動車メーカー」欄記載のそれぞれの自動車メーカーがコンペを実施して受注者を選定するもの（以下「特定自動車用部品」という。）について、それぞれ、遅くとも「違反行為の始期」欄記載の時期以降、共同して、量産価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、各自動車メーカー発注の特定自動車用部品の取引分野における競争を実質的に制限していた。

番号	本件対象製品	自動車メーカー	違反行為の始期	違反事業者
1	自動車用オルタネータ	ホンダ	平成12年11月頃	三菱電機(株) (株)デンソー
2		スズキ (注14)	平成13年7月頃 (注15)	三菱電機(株) 日立オートモティブシステムズ(株) (株)日立製作所 (株)デンソー
3	自動車用スタータ	ホンダ	平成12年11月頃	(株)ミツバ 三菱電機(株) (株)デンソー
4		スズキ (注14)	平成13年7月頃 (注15)	三菱電機(株) 日立オートモティブシステムズ(株) (株)日立製作所 (株)デンソー
5	自動車用ワイパシステム	スズキ (注14)	平成14年9月頃	(株)ミツバ (株)デンソー
6		日産自動車等 (注16)	平成15年3月頃	(株)ミツバ (株)デンソー
7		富士重工業 (注17)	平成12年6月頃	(株)ミツバ (株)デンソー
8	自動車用ラジエータ及び 電動ファン	ホンダ	平成13年2月頃	(株)ティラド (株)デンソー
9		富士重工業	平成14年3月頃	カルソニックカンセイ(株) (株)デンソー

(注14) スズキが自ら又は他の自動車メーカーと共同してコンペを実施して受注者を選定するものをいう。

(注15) 日立オートモティブシステムズ(株)にあっては違反行為の始期は平成21年7月1日である。

(注16) 受託会社(日産自動車コンペの実施を委託した会社をいう。)が少なくとも(株)ミツバ及び(株)デンソーの2社をコンペの参加者としてコンペを実施して日産自動車が受注者を選定するものをいう。

(注17) 富士重工業が自ら又は他の自動車メーカーと共同してコンペを実施して受注者を選定するものをいう。

(3) 排除措置命令の概要

前記(2)の違反行為ごとに、以下のとおり排除措置命令を行った。

- ア 前記(1)の表記載の排除措置命令の対象事業者(以下(3)において「名宛人」という。)は、前記(2)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記(2)の行為と同様の行為を行わず、自主的に受注活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。
- イ 名宛人は、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く違反事業者及び自動車メーカーに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- ウ 名宛人は、今後、他の事業者と共同して、前記(2)の行為と同様の行為を行ってはならない。
- エ 名宛人は、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
  - (ア) 自社の従業員に対する、自社の商品の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
  - (イ) 前記(2)の行為の対象としていた各製品の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該各製品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

(4) 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成25年2月25日までに、それぞれ前記(1)の表中の「課徴金額」欄記載の額(総額33億8883万円)を支払わなければならない(注18)。

(注18) 調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令(当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。)を受けたことがある事業者については、独占禁止法第7条の2第7項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

**4** 自動車メーカーが発注するヘッドランプ(注1)及びリアコンビネーションランプ(注2)の見積り合わせの参加業者に対する件(平成25年(措)第1号~第5号)

排除措置年月日	違反法条
25.3.22	独占禁止法第3条後段

(注1) 「ヘッドランプ」とは、自動車用ランプのうち、自動車の前面に搭載される前照灯、車幅灯、方向指示器等が組み合わされたものをいう。

(注2) 「リアコンビネーションランプ」とは、自動車用ランプのうち、自動車の後面に搭載される後退灯、尾灯、制動灯、方向指示器等が組み合わされたものをいう。

(1) 関係人

番号	事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)					合計
		日産自動車等(注3) 発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ	トヨタ自動車(注4) 発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ	富士重工業(注5) 発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ	三菱自動車工業(注6) 発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ	マツダ(注7) 発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ	
1	(株)小糸製作所 東京都港区高輪四丁目8番3号 代表取締役 大嶽 昌宏	○	○	○	○	○	5件
		13億 8001万円	2億 7133万円	8億 696万円	2億 2270万円	7億 4759万円	34億 2859万円
2	市光工業(株) 神奈川県伊勢原市板戸80番地 代表取締役 オードバディ・アリ	-	-	-	/	/	-
		10億 6444万円	4640万円	1億 3926万円	/	/	12億 5010万円
3	スタンレー電気(株) 東京都目黒区中目黒二丁目9番13号 代表取締役 北野 隆典	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
違反事業者数		3社	3社	3社	2社	2社	延べ13社 (実数3社)
排除措置命令対象事業者数		1社	1社	1社	1社	1社	延べ5社 (実数1社)
課徴金納付命令対象事業者数		2社	2社	2社	1社	1社	延べ8社 (実数2社)
課徴金合計額		24億 4445万円	3億 1773万円	9億 4622万円	2億 2270万円	7億 4759万円	46億 7869万円

(注3) 「日産自動車等」とは、日産自動車(株)及び日産車体(株)のことをいう。

(注4) 「トヨタ自動車」とは、トヨタ自動車(株)のことをいう。

(注5) 「富士重工業」とは富士重工業(株)のことをいう。

(注6) 「三菱自動車工業」とは、三菱自動車工業(株)のことをいう。

(注7) 「マツダ」とは、マツダ(株)のことをいう。

(注8) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注9) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注10) 表中の「/」は、その事業者が違反事業者ではないことを示している。

(2) 違反行為の概要

下表中の「違反事業者」欄記載の事業者は、ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプであって、「自動車メーカー」欄記載のそれぞれの自動車メーカーが見積り合わせを実施して受注者を選定するもの(以下「特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ」という。)について、それぞれ、遅くとも「違反行為の始期」欄記載の

時期以降、共同して、量産価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの自動車メーカー発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの取引分野における競争を実質的に制限していた。

番号	自動車メーカー	違反行為の始期	違反事業者
1	日産自動車等（注11）	平成15年2月頃	株小糸製作所 市光工業株 スタンレー電気株
2	トヨタ自動車	平成19年2月頃	株小糸製作所 市光工業株 スタンレー電気株
3	富士重工業（注12）	平成14年7月頃	株小糸製作所 市光工業株 スタンレー電気株
4	三菱自動車工業	平成16年6月頃	株小糸製作所 スタンレー電気株
5	マツダ	平成16年6月頃	株小糸製作所 スタンレー電気株

（注11） 日産自動車等又は受託会社（日産自動車等が見積り合わせの実施を委託した会社をいう。）が株小糸製作所、市光工業株及びスタンレー電気株の3社を含む複数の事業者を見積り合わせの参加者とし、日産自動車等が受注者を選定するものをいう。

（注12） 富士重工業が自ら又は他の自動車メーカーと共同で実施して受注者を選定するものをいう。

### （3） 排除措置命令の概要

前記(2)の違反行為ごとに、以下のとおり排除措置命令を行った。

ア 前記(1)の表記載の排除措置命令の対象事業者(以下(3)において「名宛人」という。)は、前記(2)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記(2)の行為と同様の行為を行わず、自主的に受注活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。

イ 名宛人は、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く違反事業者及び自動車メーカーに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ 名宛人は、今後、他の事業者と共同して、前記(2)の行為と同様の行為を行ってはならない。

エ 名宛人は、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 自社の従業員に対する、自社の商品の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底

(イ) 前記(2)の行為の対象としていた各製品の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該各製品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

### （4） 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成25年6月24日までに、それぞれ前記(1)の表中の「課徴金額」欄記載の額（総額46億7869万円）を支払わなければならない。

5 軸受製造販売業者に対する件（平成25年（措）第6号）

排除措置年月日	違反法条
25. 3. 29	独占禁止法第3条後段

(1) 関係人

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額（注3）
1	NTN(株)	大阪市西区京町堀一丁目3番17号	代表取締役 高木 重義	○	○	72億3107万円
2	日本精工(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	代表執行役 大塚 紀男	○	○	56億2541万円
3	(株)不二越	富山市不二越本町一丁目1番1号	代表取締役 本間 博夫	○	○	5億 939万円
4	(株)ジェイテクト	大阪市中央区南船場三丁目5番8号	代表取締役 井川 正治	-	-	-
合計				3名	3名	133億6587万円

- (注1) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名宛人であることを示している。  
 (注2) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名宛人とならない違反事業者であることを示している。  
 (注3) 課徴金納付命令の対象事業者のうち後記(2)記載の違反行為に係る事件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ、同裁判が確定している事業者については、独占禁止法第7条の2第19項の規定に基づき、当該罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額を課徴金額としている。

(2) 違反行為の概要

ア NTN(株)、日本精工(株)及び(株)不二越（以下(3)及び(4)において「3社」という。）並びに(株)ジェイテクトの4社（以下(2)において「4社」という。）は、平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受（注4）の販売価格を、同年6月時点における4社の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントを、それぞれ引き上げることを需要者等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な需要者ごとに4社が連絡、協議しながら行うことを合意した。

イ 4社は、平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受（注5）の販売価格を、同年6月時点における4社の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意した。

ウ 4社は、前記ア及びイにより、公共の利益に反して、我が国における産業機械用軸受及び自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注4）「産業機械用軸受」とは、軸受製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店（代理店契約を締結していない販売業者を含む。以下同じ。）が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

（注5）「自動車用軸受」とは、軸受製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店が自動車又は自動車部品の製造販売業者等の需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

(3) 排除措置命令の概要

ア 3社は、それぞれ

- (ア) 前記(2)ア及びイの合意が消滅している旨を確認すること
  - (イ) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、産業機械用軸受又は自動車用軸受の販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨
  - (ウ) 今後、相互に、又は他の事業者と、産業機械用軸受又は自動車用軸受の販売価格の改定に関して情報交換を行わない旨
- を、取締役会において決議しなければならない。

イ 3社は、それぞれ、前記アに基づいて採った措置を、自社を除く2社、(株)ジェイテクト、自社の販売子会社、自社の産業機械用軸受又は自動車用軸受の販売代理店及び自社又は自社の販売子会社若しくは自社の産業機械用軸受又は自動車用軸受の販売代理店が販売価格を交渉する産業機械用軸受又は自動車用軸受の需要者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ウ 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、産業機械用軸受又は自動車用軸受の販売価格を決定してはならない。

エ 3社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、産業機械用軸受又は自動車用軸受の販売価格の改定に関して情報交換を行ってはならない。

オ 3社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

- (ア) 自社の従業員に対する、自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
- (イ) 産業機械用軸受及び自動車用軸受の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、産業機械用軸受及び自動車用軸受の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

(4) 課徴金納付命令の概要

3社は、平成25年7月1日までに、それぞれ前記(1)の表中の「課徴金額」欄記載の額(総額133億6587万円)を支払わなければならない。

第3 警告

平成24年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第6表 平成24年度警告事件一覧表

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	紀州田辺梅干協同組合に対する件	紀州田辺梅干協同組合及び紀州みなべ梅干協同組合は、遅くとも平成20年以降、毎年7月頃に、その年に生産される特定白干梅について両組合の組合員が農家から購入すべき価格を決定することにより、特定白干梅の購入分野における競争を実質的に制限していた疑い。	第8条第1号 (平成21年改正前の第8条第1項第1号)	24.6.14

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
2	紀州みなべ梅干協同組合に対する件	同上	同上	24.6.14
3	三菱食品(株)に対する件	遅くとも平成21年1月以降、それぞれ、特定の酒類小売業者に対し、ビール類のうち一部の商品をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することにより、当該酒類小売業者が運営する各店舗の周辺地域に所在する他の酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	24.8.1
4	伊藤忠食品(株)に対する件	同上	同上	24.8.1
5	日本酒類販売(株)に対する件	同上	同上	24.8.1
6	株ミタニに対する件	レギュラーガソリンを、福井県に所在する13給油所において、自ら又は子会社を通じて、平成23年5月2日から同年12月4日までの期間のうち一定期間、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	25.1.10

## 第4 告発

私的独占、カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成24年度においては、軸受（ベアリング）製造販売業者による価格カルテル事件について、以下のとおり、検事総長に告発した。

### 軸受（ベアリング）製造販売業者による価格カルテル事件に係る告発

#### (1) 被告発人（平成24年6月14日告発）

- ア 日本精工(株)、NTN(株)及び株不二越の3社（以下「被告発会社3社」という。）
- イ 被告発会社3社の軸受の販売に関する業務に従事していた者7名（以下「被告発人7名」という。）

#### (2) 告発の根拠

##### ア 事実

##### (ア) 産業機械用軸受

被告発人7名のうち、被告発会社3社の産業機械用軸受（注1）の販売等に関する

る業務に従事していた6名は、同一会社に所属する被告発人及びその他の従業者らと共謀の上、産業機械用軸受の製造販売等の事業を営む他の事業者の従業者らとともに、被告発会社3社等の業務に関し、平成22年5月下旬頃から同年8月下旬頃までの間、東京都内等において、産業機械用軸受の販売価格を被告発会社3社等が共同して引き上げることなどについて、会合を開催するなどして協議を重ね、同年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を同年6月時点における被告発会社3社等の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントを、それぞれ引き上げること販売先等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な販売先ごとに被告発会社3社等の従業者らが連絡、協議しながら行うことを各合意し、もって被告発会社3社等が共同して、産業機械用軸受の販売に関し、被告発会社3社等の事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(注1) 被告発会社3社等又は被告発会社3社等の販売子会社若しくは販売代理店が、自動車及び自動車部品を除く産業用機械の製造販売業者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受(ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。)をいう。

(イ) 自動車用軸受

被告発会社3社のうち2社(以下「被告発会社2社」という。)の自動車用軸受(注2)の販売等に関する業務に従事していた2名(いずれも本件被告発人)は、同一会社に所属するその他の従業者らと共謀の上、自動車用軸受の製造販売等の事業を営む他の事業者の従業者らとともに、被告発会社2社等の業務に関し、平成22年7月上旬頃から同月下旬頃までの間、自動車用軸受の販売価格を被告発会社2社等が共同して引き上げることなどについて、東京都内等において、被告発人らが相互に連絡を取り合って協議を重ね、同年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社2社等の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることが合意し、もって被告発会社2社等が共同して、自動車用軸受の販売に関し、被告発会社2社等の事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

(注2) 被告発会社2社等又は被告発会社2社等の販売子会社若しくは販売代理店が、自動車又は自動車部品の製造販売業者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受(ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。)をいう。

イ 罰条

独占禁止法第89条第1項第1号、第95条第1項第1号及び第3条並びに刑法第60条



## 第4章 審判

### 第1 概説

平成24年度における審判件数は、前年度から繰り越されたもの123件、平成24年度中に審判手続を開始したものの47件の合計170件（独占禁止法違反に係るものが75件、課徴金納付命令に係るものが95件）であった。これらのうち、平成24年度中に13件について審決を行った。13件の審決の内訳は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決が5件（課徴金の納付を命ずる審決5件）、平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決が8件（排除措置命令に係る審決4件、課徴金納付命令に係る審決4件）である。この結果、平成24年度末における審判件数（平成25年度に繰り越すもの）は157件となった。

#### 係属中の審判事件一覧

【平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件】

一連番号	事件番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判開始 決定 年月日	審判開催状況 (25.3.31現在)
1 ） 4	23 (判) 1 ） 3 ・ 7	（株）高光建設ほか3名	岩手県が発注する建築一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	23.3.7	7回開催
5	23 (判) 4	（株）吉田組	岩手県が発注する建築一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	23.3.7	7回開催
6	23 (判) 5	藤正建設(株)	岩手県が発注する建築一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	23.3.7	6回開催
7	23 (判) 6	菱和建设(株)	岩手県が発注する建築一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	23.3.7	7回開催

## 【平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審判事件】

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (25. 3. 31現在)
8 ・ 9	21 (判) 1 ・ 3	シャープ(株)	任天堂(株)が製造販売する携帯型ゲーム機の表示画面に用いられるTFT液晶ディスプレイモジュールの販売価格について、共通の意思を形成していた。 (21(判)1につき排除措置命令審判事件, 21(判)3につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	21. 3. 10	18回開催
10 } 13	21 (判) 6 } 9	積水化学工業(株)ほか1名	塩化ビニル管及び塩化ビニル管継手について、共同して出荷価格を引き上げる旨合意していた。 (21(判)6及び7につき排除措置命令審判事件, 21(判)8及び9につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	21. 5. 13	19回開催
14	22 (判) 1	クアルコム・インコーポレイテッド	クアルコム・インコーポレイテッド等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者等に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせている。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (一般指定 第12項 (注1))	22. 1. 5	16回開催
15 } 18	22 (判) 2 } 5	MT映像ディスプレイ(株)ほか3名	我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が東南アジア地域に所在する製造子会社等に購入させるテレビ用ブラウン管について、当該製造子会社等向け販売価格につき各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意していた。 (22(判)2につき排除措置命令審判事件, 22(判)3ないし5につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 1. 27	17回開催
19	22 (判) 6	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド	我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が東南アジア地域に所在する製造子会社等に購入させるテレビ用ブラウン管について、当該製造子会社等向け販売価格につき各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意していた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段	22. 5. 12	18回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (25. 3. 31現在)
20	22 (判) 7	サムスン・エ スディーアイ (マレーシ ア)・ビーイー アールエイチ エーディー	我が国ブラウン管テレビ製造販 売業者が東南アジア地域に所在す る製造子会社等に購入させるテレ ビ用ブラウン管について、当該製 造子会社等向け販売価格につき各 社が遵守すべき最低目標価格等を 設定する旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	22. 7. 26	13回開催
21 ) 32	22 (判) 17 ) 28	三和シャッ ター工業(株)ほ か3名	共同してシャッターの需要者向 け販売価格を引き上げる旨を合意 していた。近畿地区における シャッターについて、共同して受 注予定者を決定していた。 (22 (判) 17ないし21につき排除 措置命令審判事件, 22 (判) 22な いし28につき課徴金納付命令審判 事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 10. 4	12回開催
33 ) 77	23 (判) 8 ) 52	植野興業(株)ほ か22名	山梨県発注の塩山地区土木一式 工事について、共同して受注予定 者を決定していた。 (23 (判) 8ないし29につき排除 措置命令審判事件, 23 (判) 30な いし52につき課徴金納付命令審判 事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	8回開催
78 ) 98	23 (判) 53 ) 57 ・ 59 ) 69 ・ 71 ) 75	(株)飯塚工業ほ か10名	山梨県発注の石和地区土木一式 工事について、共同して受注予定 者を決定していた。 (23 (判) 53ないし57及び59ない し64につき排除措置命令審判事 件, 23 (判) 65ないし69及び71な いし75につき課徴金納付命令審判 事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	7回開催
99 ・ 100	23 (判) 79 ・ 80	日本エア・リ キード(株)	エアセパレートガスについて、 共同して販売価格を引き上げる旨 を合意していた。 (23 (判) 79につき排除措置命令 審判事件, 23 (判) 80につき課徴 金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 10. 5	8回開催
101	23 (判) 81	エア・ウォー ター(株)	エアセパレートガスについて、 共同して販売価格を引き上げる旨 を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	23. 10. 5	8回開催

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (25. 3. 31現在)
102 ・ 103	23 (判) 82 ・ 83	(株)山陽マルナカ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店、全面改装、棚替え等に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (23 (判) 82につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 83につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9 項第5号(注 2))及び第 20条の6	23.10.19	7回開催
104 ・ 105	23 (判) 84 ・ 86	富士電線工業 (株)	VVFケーブルについて、共同して販売価格を決定していく旨を合意していた。 (23 (判) 84につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 86につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23.11.14	7回開催
106 ・ 107	24 (判) 1 ・ 2	(株)松下組	石川県発注の土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (24 (判) 1につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 2につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	24.1.18	5回開催
108	24 (判) 3	大東建設(株)	石川県発注の土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	24.1.18	5回開催
109 ・ 110	24 (判) 4 ・ 5	(株)松下組	石川県輪島市発注の土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (24 (判) 4につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 5につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	24.1.18	5回開催
111 ・ 112	24 (判) 6 ・ 7	日本トイザラス(株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、売上不振商品等を返品する行為等を行っていた。 (24 (判) 6につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 7につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9 項第5号(注 2))及び第 20条の6	24.4.11	5回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (25. 3. 31現在)
113 ～ 144	24 (判) 8 ～ 39	都タクシー(株) ほか15名	新潟交通圏におけるタクシー事業について、新自動認可運賃において、改定前の自動認可運賃における上限運賃は据え置かれたまま、下限運賃が引き上げられたことを受けて、タクシー運賃を新自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた。 (24 (判) 8 ないし23につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 24 ないし39につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	24. 4. 13	5 回開催
145 ・ 146	24 (判) 40 ・ 41	(株)エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 (24 (判) 40につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 41につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9 項第5号(注 2))及び第 20条の6	24. 4. 24	4 回開催
147	24 (判) 42	(株)フジクラ	自動車メーカー発注の自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	24. 4. 25	5 回開催
148 ～ 156	25 (判) 1 ～ 9	積水化成成品工業(株)ほか4名	建設資材商社を通じて建設業者に販売するEPSブロックについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25 (判) 1 ないし4につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 5 ないし9につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 1. 21	1 回開催
157	25 (判) 10	(株)生田組	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所発注の一般土木工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	25. 2. 6	年度内の開催は なし ※第1回審判期日 は平成25年4月 12日

(注1) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は一般指定(不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕をいう。)第13項

(注2) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は一般指定第14項

## 第2 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決

平成24年度においては、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決は課徴金の納付を命ずる審決のみであった。

### 1 (株)カネカに対する審決（塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの価格カルテル）

#### (1) 被審人及び納付を命じた課徴金の額

事件番号 名称	代表者及び所在地	審決年月日	審判開催 回数	課徴金 (万円)
平成22年(判)第12号 (株)カネカ	菅原 公一 大阪市北区中之島三丁目2番4号	24.5.30	8	60458

#### (2) 事件の経過

本件は、平成22年6月2日、公正取引委員会が(株)カネカ（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、これを不服として審判手続の開始を請求したので、同年8月27日、被審人に対し、同法第49条第2項の規定に基づき審判開始決定を行い、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容の審決を行った。

#### (3) 認定した事実及び判断の概要

##### ア 課徴金に係る違反行為の概要

被審人は、他の事業者と共同して、モディファイヤー（プラスチックが有する化学的、物理的性質を損なうことなく、衝撃強度、耐候性、加工性等を改良し、製品物性、外観、生産性等を向上させるために用いられる改質剤）のうち塩化ビニル樹脂に添加されるもの（以下「塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー」ともいう。）の販売価格の引上げを決定することにより、公共の利益に反して、我が国における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売分野における競争を実質的に制限していた。

##### イ 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成12年1月1日から平成14年12月31日までであり、被審人のこの期間における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーに係る売上額は、100億7639万4127円である。課徴金の額は、この売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された6億458万円である。

##### ウ 主要な争点及びそれに対する判断

独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」の該当性

(ア) 被審人が子会社である昭和化成工業(株)（以下「昭和化成」という。）に対して販売した塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー（以下「昭和化成向けモディファイヤー」という。）が、「当該商品」に該当するか否か。

独占禁止法第7条の2第1項に定める「当該商品」とは、一定の取引分野におけ

る競争を実質的に制限する違反行為が行われた場合において、その対象商品の範ちゅうに属する商品であって、当該違反行為による拘束を受けたものをいうと解される。そして、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一般的に当該違反行為の影響が及ぶものといえるから、当該行為を行った事業者が明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外したこと、あるいは、これと同視し得る理由によって当該商品が当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、当該違反行為による拘束を受けたものと推認され、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当するものと解される。

昭和化成向けモディファイヤーも、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーであり、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するものであることは明らかである。

被審人と昭和化成とは親子会社として密接な関係があり、両社間の塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの取引は同一企業グループ内の取引という側面を有するが、昭和化成は、被審人と別個の法人格を有し、法律上も独立の取引主体として活動しているものであり、また、被審人から出向した技術開発担当者が、昭和化成が購入する塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの選定等の業務を行っているが、その選定等の主体は、飽くまでも昭和化成である。また、被審人は昭和化成に役員を派遣して予算や中期計画の決定に関与しているが、これも子会社に対する親会社の一般的な対応の域を出ない。そうすると、同一企業グループ内の取引であることを理由に、直ちに、昭和化成向けモディファイヤーが本件違反行為による拘束から除外されているということとはできない。

昭和化成向けモディファイヤーの値上げ交渉の状況等についても、3社(被審人、三菱レイヨン株及び株クレハ)間の会合において報告されていたこと及び昭和化成向けモディファイヤーの価格は、被審人が他社に販売する塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの価格と同様に決定されていたものであることから、昭和化成向けモディファイヤーについて本件違反行為による拘束が及んでいたことは明らかである。

また、昭和化成が被審人の意向に反して被審人以外の事業者から塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーを購入することが不可能であったとはいえないから、これを理由に、被審人と昭和化成間の取引が本件違反行為によって競争制限が生じたとされる市場の埒外<sup>らち</sup>において実施されたとする被審人の主張は理由がない。

以上によれば、被審人の昭和化成向けモディファイヤーについて特段の事情があるとは認められないから、昭和化成向けモディファイヤーは、独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」に該当する。

- (イ) 被審人が販売した昭和化成向けモディファイヤーのうち、昭和化成から委託されて被審人が製造するカネビニールコンパウンドに使用される塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー(以下「被審人受託製造 KVC 向けモディファイヤー」という。)が、「当該商品」に該当するか否か。

被審人受託製造 KVC 向けモディファイヤーも、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーであり、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するものであることは明らかである。

被審人受託製造 KVC 向けモディファイヤーについては、原料調達等の業務を昭

和化成に一元化することにより事務の効率化とコストの削減を図るため、調達をする主体が被審人から昭和化成へと変更されたところ、その結果、被審人受託製造KVC向けモディファイヤーの価格は、他の昭和化成向けモディファイヤーの価格と何ら区別されることなく決定されるようになったのであるから、被審人受託製造KVC向けモディファイヤーについても、他の昭和化成向けモディファイヤーと同様に、本件違反行為の影響が及んでいたというほかなく、平成13年8月以前の調達形態であった被審人の自家消費と同視することはできない。

そして、本件違反行為が被審人受託製造KVC向けモディファイヤーの価格決定に影響していたという事実は、被審人受託製造KVC向けモディファイヤーが被審人から被審人大阪工場に直接納入されていたとか、被審人大阪工場におけるKVC（カネビニールコンパウンド）の製造実態が変わらなかったという事実により何ら左右されるものではない。

以上によれば、被審人受託製造KVC向けモディファイヤーについて特段の事情があるとは認められないから、被審人受託製造KVC向けモディファイヤーは、独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」に該当する。

(4) 法令の適用

独占禁止法第7条の2

**2** 三菱レイヨン(株)に対する審決（塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの価格カルテル）

(1) 被審人及び納付を命じた課徴金の額

事件番号 名称	代表者及び所在地	審決年月日	審判開催 回数	課徴金 (万円)
平成22年(判)第13号 三菱レイヨン(株)	越智 仁 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	24.5.30	7	54361

(2) 事件の経過

本件は、平成22年6月2日、公正取引委員会が三菱レイヨン(株)（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、これを不服として審判手続の開始を請求したので、同年8月27日、被審人に対し、同法第49条第2項の規定に基づき審判開始決定を行い、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容の審決を行った。

(3) 認定した事実及び判断の概要

ア 課徴金に係る違反行為の概要

被審人は、他の事業者と共同して、モディファイヤー（プラスチックが有する化学的、物理的性質を損なうことなく、衝撃強度、耐候性、加工性等を改良し、製品物性、外観、生産性等を向上させるために用いられる改質剤）のうち塩化ビニル樹脂に添加



されるもの（以下「塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー」ともいう。）の販売価格の引上げを決定することにより、公共の利益に反して、我が国における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売分野における競争を実質的に制限していた。

#### イ 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成12年1月1日から平成14年12月31日までであり、被審人のこの期間における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーに係る売上額は、90億6028万2135円である。課徴金の額は、この売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された5億4361万円である。

#### ウ 主要な争点及びそれに対する判断

審査官が本件違反行為の対象であると主張する商品のうちの一部（以下「本件係争商品」という。）が、独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」に該当するか否か。

##### (ア) 独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」について

独占禁止法第7条の2第1項に定める「当該商品」とは、一定の取引分野における競争を実質的に制限する違反行為が行われた場合において、その対象商品の範ちゅうに属する商品であって、当該違反行為による拘束を受けたものをいうと解される。そして、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一般的に当該違反行為の影響が及ぶものといえるから、当該行為を行った事業者が明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外したこと、あるいは、これと同視し得る理由によって当該商品が当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、当該違反行為による拘束を受けたものと推認され、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当するものと解される。

##### (イ) 本件合意の対象等について

- a 被審人、(株)カネカ及び(株)クレハ（以下(イ)において「3社」という。）は、全てのモディファイヤーではなく、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーのみを本件合意の対象としたことが認められる。3社が本件合意の対象をこのように限定した理由は、非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーは、近年になって製品開発が活発になったため、塩化ビニル樹脂向けのものよりも需要者との特許関係による制約を受けることが多いこと及び非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの製品開発について(株)クレハが他の2社に先行していることなどから、非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーについては3社間で需要者の競合関係が生じて価格競争等になることが少なかったためであると認められる。
- b 被審人が製造販売するメタブレンC、W及びPの各タイプのモディファイヤーは、元来、塩化ビニル樹脂に添加するためのモディファイヤーであり、非塩化ビニル樹脂に添加することも可能であるため、ごく僅かの割合が非塩化ビニル樹脂に添加するものとして販売されることもあるというものである。したがって、これらの各タイプのモディファイヤーは、他社と需要者の競合関係が生じることが少ない非塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーとは異なる。
- c そして、メタブレンC、W及びPの各タイプのモディファイヤーは、3社による本件合意の対象とされた塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーに含まれる

MBS樹脂、アクリル系強化剤、アクリル系加工助剤の3種類にそれぞれ対応している。

d したがって、メタブレンC、W及びPの各タイプのモディファイヤーは、いずれも本件合意の対象商品の範ちゅうに属するといえる。そして、本件係争商品も、メタブレンC、W及びPの各タイプのいずれかに属するものである以上、本件合意の対象商品の範ちゅうに属するといえる。

(ウ) 特段の事情について

本件違反行為を行った被審人が、本件係争商品について、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外したこと、あるいは、これと同視し得る理由によって当該商品が当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

(エ) 結論

以上によれば、被審人が販売した本件係争商品は、本件合意の対象商品の範ちゅうに属する商品であると認められ、独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」に該当する。

(4) 法令の適用

独占禁止法第7条の2

**3** オリエンタル白石(株)に対する審決（国土交通省関東地方整備局及び同近畿地方整備局並びに福島県が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事の入札談合）

(1) 被審人及び納付を命じた課徴金の額

事件番号 名称	代表者及び所在地	審決年月日	審判開催 回数	課徴金 (万円)
平成23年（判）第76号 オリエンタル白石(株)	井岡 隆雄 東京都江東区豊洲五丁目6番52号	24. 9. 25	4	10574
平成23年（判）第77号 オリエンタル白石(株)				37581
平成23年（判）第78号 オリエンタル白石(株)				5575

(2) 事件の経過

本件は、平成23年6月15日、公正取引委員会がオリエンタル白石(株)（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、これを不服として審判手続の開始を請求したので、平成23年9月7日、被審人に対し、同法第49条第2項の規定に基づき審判開始決定を行い、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録及び被審人から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容の審決を行った。

### (3) 認定した事実及び判断の概要

#### ア 課徴金に係る違反行為の概要

##### (ア) 平成23年（判）第76号事件（以下「第76号事件」という。）

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成13年4月1日以降、平成16年3月31日まで、国土交通省が関東地方整備局において一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法によりプレストレスト・コンクリート工事（以下「PC工事」という。）として発注する橋梁の新設工事（以下「関東地整発注の特定PC橋梁工事」という。）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、関東地整発注の特定PC橋梁工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

##### (イ) 平成23年（判）第77号事件（以下「第77号事件」という。）

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成12年4月1日以降、平成15年12月3日まで、国土交通省（ただし、平成13年1月5日までは建設省）が近畿地方整備局（ただし、平成13年1月5日までは近畿地方建設局）において一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法によりPC工事として発注する橋梁の新設工事（以下「近畿地整発注の特定PC橋梁工事」という。）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、近畿地整発注の特定PC橋梁工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

##### (ウ) 平成23年（判）第78号事件（以下「第78号事件」という。）

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成13年4月1日以降、平成15年12月3日まで、福島県が条件付き一般競争入札、技術評価型意向確認方式指名競争入札、希望工種反映型指名競争入札又は指名競争入札の方法によりPC工事として発注する橋梁の新設工事（以下「福島県発注の特定PC橋梁工事」という。）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、福島県発注の特定PC橋梁工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

#### イ 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

##### (ア) 第76号事件

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成13年10月25日から平成16年3月31日までであり、同実行期間における関東地整発注の特定PC橋梁工事に係る売上額は、4件の契約により定められた対価の額を合計した17億6242万5000円である。課徴金の額は、この売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された1億574万円である。

##### (イ) 第77号事件

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成12年12月4日から平成15年12月3日までの3年間であり、同実行期間における近畿地整発注の特定PC橋梁工事に係る売上額は、7件の契約により定められた対価の額を合計した62億6356万5000円である。課徴金の額は、この売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された3億7581万円

である。

(ウ) 第78号事件

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成13年4月10日から平成15年12月3日までであり、同実行期間における福島県発注の特定PC橋梁工事に係る売上額は、3件の契約により定められた対価の額を合計した9億2932万7962円である。課徴金の額は、この売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された5575万円である。

ウ 主要な争点及びそれに対する判断

(ア) 本件課徴金債権は、更生計画認可の決定により免責されるか

独占禁止法上の課徴金債権は、会社更生法（平成14年法律第154号）上は「国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権」として、租税等の請求権（会社更生法第2条第15項）に該当する。しかし、これは、独占禁止法上の課徴金の徴収方法について、租税等と同様にする旨を定めたものにすぎない。独占禁止法上の課徴金は、罰金等と同様に制裁としての性質を有するのであって、この点で、租税等と性質を異にする。

そして、会社更生法第204条第1項第3号及び第4号は、罰金等の請求権及び制裁としての性質を有する租税等の請求権について更生計画認可の決定によっても当然に免責されないとの取扱いをしているところ、これは、当該請求権の制裁としての性質に基づくものであるから、制裁としての性質を有し、罰金等の請求権と同様の扱いをすることが適当な租税等の請求権については、明文の規定がないものであっても、免責されないと解することが同法第204条第1項第3号及び第4号の趣旨に合致する。独占禁止法上の課徴金は、制裁としての性質を有し、また、違反行為を抑止するという機能を有する点で罰金と共通していることからすると、独占禁止法上の課徴金債権については、会社更生法第204条の定める免責との関係では、罰金等の請求権と同様に扱うのが相当である。

以上からすると、独占禁止法上の課徴金債権については、届出がなかった場合であっても、会社更生法第204条第1項第3号又は第4号を類推適用して、更生計画認可の決定によっても免責されないと解すべきである。

(イ) その余の争点について

前記(ア)のとおり、本件課徴金債権は、会社更生法上の租税等の請求権に該当するが、会社更生法第204条第1項第3号又は第4号が類推適用され、被審人はその責任を免れないから、その余の争点について判断するまでもなく、被審人は、本件課徴金を納付する義務を負う。

(4) 法令の適用

独占禁止法第7条の2

### 第3 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決

#### 1 一般社団法人日本音楽著作権協会に対する排除措置命令に係る審決について（音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業者による私的独占）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	違反法条
平成21年（判）第17号	21. 5. 25	13	24. 6. 12	独占禁止法第3条前段

#### (1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
一般社団法人日本音楽著作権協会	菅原 瑞夫	東京都渋谷区上原三丁目6番12号

#### (2) 事件の経過

本件は、平成21年2月27日、公正取引委員会が、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったところ、被審人は、同命令に対して不服として審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（前記排除措置命令を取り消す旨）の審決を行った。

#### (3) 判断の概要等

##### ア 原処分の原因となる事実

(ア) 被審人は、放送事業者（注1）から包括徴収（放送事業収入に一定率を乗ずる等の方法で放送等使用料の額を算定し徴収する方法をいう。以下(3)において同じ。）の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合（注2）が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用している。これにより、当該放送事業者が他の管理事業者（注3）にも放送等使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増加することとなる。

(イ) これにより、被審人以外の管理事業者は、自らの放送等利用に係る管理楽曲が放送事業者の放送番組においてほとんど利用されず、また、放送等利用に係る管理楽曲として放送等利用が見込まれる音楽著作物をほとんど確保することができないことから、放送等利用に係る管理事業を営むことが困難となっている。

(ウ) 前記(ア)の行為によって、被審人は、他の管理事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、我が国における放送事業者に対する放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における競争を実質的に制限している。

（注1）放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号。以下「放送法等改正法」という。）による改正前の放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者及び放送法等改正法による廃止前の電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者のうち衛星役務利用放送（放送法施行規則の一部を改正する省令〔平成23年総務省令第62号〕による廃止前の電気通信役務利用放送法施行規則〔平成14年総務省令第5号〕第2条第1号に規定する衛星役務利用放送をいう。）を行う者であって、音楽著作

権に係る著作権等管理事業者から音楽著作物の利用許諾を受け放送等利用を行う者をいう。

(注2) 当該放送事業者が放送番組（当該放送事業者が自らの放送のために制作したコマーシャルを含む。）において利用した音楽著作物の総数に占める被審人の放送等利用に係る管理楽曲の割合をいう。

(注3) 音楽著作権に係る著作権等管理事業を営む者をいう。

## イ 主要な争点及びそれに対する判断

(ア) 被審人が、ほとんど全ての放送事業者との間で包括徴収を内容とする利用許諾契約を締結し、放送等使用料を徴収する行為（以下「本件行為」という。）は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するか

本件行為は、放送事業者が被審人以外の管理事業者の管理楽曲を利用する際に別途の使用料の負担を考慮する必要を生じさせるという意味で、放送事業者が被審人以外の管理事業者の管理楽曲を利用することを抑制する効果を有しており、被審人が我が国における放送事業者に対する放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において一貫して強固な地位を有することを併せ考慮すると、競業者の放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野への新規参入について消極的要因となるといえる。そして、被審人が著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）の施行後も、新規参入について消極的要因となる本件行為を継続し、平成18年9月まで放送等使用料を徴収して管理事業を行う業者が現れなかったことは、本件行為が他の事業者の前記分野への新規参入を困難にする効果を持つことを疑わせる一つの事情といえることができる。

他方、証拠によれば、放送事業者が音楽著作物を放送番組において利用する際には、放送等使用料の負担の有無及び多寡は考慮すべき要素の一つであり、番組の目的、内容、視聴者の嗜好等を勘案して適切な楽曲を選択するものと認められる。また、楽曲の個性や放送等使用料の負担をどの程度考慮するかについては、放送等使用料の負担を考慮して楽曲を選択することは考えられない旨述べる者もあれば、カウントダウン番組（CDの売上げ、視聴者のリクエスト等を基に楽曲の順位を発表する番組）のように必然的に特定の楽曲を利用する場合を除き、幅広い選択肢の中から楽曲を選んで利用すると述べる者もあって、放送事業者や番組の内容により大きく異なると認められる。

そして、本件行為が独占禁止法第2条第5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するか否かは、「本件行為……が、……自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競業者の……参入を著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである」から（最高裁平成22年12月17日第二小法廷判決）、前記のとおり被審人の本件行為が放送事業者による他の管理事業者の楽曲の利用を抑制する効果を有し、競業者の新規参入につき消極的要因になることから、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果があると断定することができるかどうかは、本件行為に関する諸般の事情を総合的に考慮して検討する必要がある。

前記の諸般の事情としては、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における

市場の構造、音楽著作物の特性（代替性の有無、その程度等）、競業者の動向、本件行為及びその効果についての被審人の認識、著作権者から音楽著作権の管理の委託を受けることを競う管理受託分野との関連性等、多様な事情が考えられるが、審査官は、(株)イーライセンス（以下(ア)において「イーライセンス」という。）が平成18年10月に放送等利用に係る管理事業を開始するに際し、被審人の本件行為が実際にイーライセンスの管理事業を困難にし、イーライセンスの参入を具体的に排除した等として、それを根拠に本件行為に排除効果があったと主張する。しかし、具体的に、イーライセンスが放送等利用に係る管理事業を開始した際の事実関係を検討すると、①実際にイーライセンス管理楽曲の利用を回避したと明確に認められるのは、1社の放送事業者にすぎず、放送事業者が一般的にイーライセンス管理楽曲の利用を回避したと認めることはできない上、②放送事業者がイーライセンス管理楽曲の利用について慎重な態度をとったことは認められるものの、その主たる原因は、被審人による本件行為ではなく、イーライセンスが不十分な管理体制のまま放送等利用に係る管理事業に参入したため、放送事業者が困惑、混乱したことにありと認められる。また、③エイベックス・グループ（エイベックス・グループ・ホールディングス(株)及びその子会社をいう。以下同じ。）がイーライセンスに対する管理委託契約を解約したのは、放送事業者がイーライセンス管理楽曲の利用を一般的に回避し、しかもその原因が被審人による本件行為にあるとの認識に基づくものであるが、現実には、放送事業者が一般的にイーライセンス管理楽曲の利用を回避したとはいえず、イーライセンス管理楽曲の利用について慎重な態度をとったことが認められるにとどまり、その主たる原因もイーライセンスによる準備不足の状態での参入とそれに伴う放送事業者の困惑、混乱等であったのであるから、被審人による本件行為にエイベックス・グループのイーライセンスへの管理委託契約を解約させる効果があったとまではいえない。さらに、④イーライセンスが放送等利用に係る管理事業を営むことが困難な状態になっているとまでいえるかにつき疑問が残る上、イーライセンスが管理事業を営むことが困難な状態になっているとしても、それは、放送事業者がイーライセンス管理楽曲の利用を一般的に回避し、その原因が本件行為にあるという認識に基づいて、著作権者がイーライセンスに音楽著作権の管理を委託しなかったためであるから、被審人による本件行為に、著作権者のイーライセンスへの管理委託を回避させるような効果があったとまではいえない。

前記①ないし④によれば、イーライセンスが放送等利用に係る管理事業を開始するに当たり、被審人の本件行為がイーライセンスの放送等利用に係る管理事業を困難にしたという審査官の主張について、これを認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

また、イーライセンス以外の管理事業者が放送等利用に係る管理事業に新規に参入しない理由が本件行為にあると認めるに足りる証拠もない。

そして、ほかに、本件行為が競業者の放送等利用に係る管理事業への新規参入を著しく困難にすることを認めるに足りる主張立証はない。

以上によれば、本件行為は、放送事業者が被審人以外の管理事業者の管理楽曲を利用することを抑制する効果を有し、競業者の新規参入について消極的な要因とな

ることは認められ、被審人が著作権等管理事業法の施行後も本件行為を継続したことにより、新規参入業者が現れなかったことが疑われるものの、本件行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは、なお困難である。

(イ) その余の争点について

前記(ア)のとおり、本件行為が他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有することを認めるに足りる証拠はないから、その余の点について判断するまでもなく、本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するということはできない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第3項

**2** 日新製鋼(株)に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成21年（判）第31号及び第32号	21.11.24	10	24.6.13	146062

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
日新製鋼(株)	三喜 俊典	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(2) 事件の経過

本件は、平成21年8月27日、公正取引委員会が、日新製鋼(株)（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して不服として審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、特定カラー鋼板（注1）のうち建材製品向けに販売されるもののひも付き取引（注2）（以下「本件ひも付き取引」といい、これにより販売される特定カラー鋼板を「本件ひも付きカラー鋼板」という。）での販売価格を引き上げる旨を合意（注3）することにより、公共の利益に反して、我が国における本件ひも付きカラー鋼板の販売分野における競争を実質的に制限していた。

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成16年4月1日から平成18年9月6日までであり、独占禁止法第7条の2の規定に



より算出された課徴金の額は14億6062万円である。

- (注1) 特定カラー鋼板とは、溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯のうち、質量分率で97パーセント以上の亜鉛から成るめっき浴において両面等厚の溶融亜鉛めっき（合金化めっきを除く。）を行った鋼板及び鋼帯に合成樹脂（ポリ塩化ビニルを除く。）を塗覆装したもの、質量分率で約5パーセントのアルミニウム及び残部亜鉛から成るめっき浴において溶融めっきを行った鋼板及び鋼帯に合成樹脂（ポリ塩化ビニルを除く。）を塗覆装したもの並びに質量分率で約55パーセントのアルミニウム、1.6パーセントのシリコン及び残部亜鉛から成るめっき浴において溶融めっきを行った鋼板及び鋼帯に合成樹脂（ポリ塩化ビニルを除く。）を塗覆装したものをいう。
- (注2) 特定カラー鋼板を、需要者である建材製品製造業者が定めた仕様に基づき、直接又は販売業者を通じて、建材製品製造業者に対して販売する方法をいう。
- (注3) 審決案第3の6(1)ないし(4)に記載の第1次合意ないし第4次合意をいう。以下イにおいて「本件合意」という。

## イ 主要な争点及びそれに対する判断

### (ア) 違反行為（独占禁止法第2条第6項の不当な取引制限）の存否

以下の各事情に照らせば、被審人は、主として日鉄鋼板(株)（平成18年12月1日付けで日鉄住金鋼板(株)に商号変更。以下「日鉄鋼板」という。）の担当者を通じて、本件合意の伝達を受け、本件合意に参加していたものと認められる。

- a 被審人は、従前から、本件ひも付き取引を含む3分野で他社とカルテルを続けていたところ、平成15年のステンレス鋼板立入検査（公正取引委員会は、平成15年3月、被審人を含む高炉メーカーに対し、冷間圧延ステンレス鋼板等の価格カルテルの疑いで立入検査を行った。）を契機に、いずれの分野においても他社との会合に参加しなくなった。しかし、被審人は、本件ひも付き取引以外の2分野においては、会合には参加していないものの、他社から合意内容の伝達を受けるなどしてカルテルを継続していた。よって、被審人は、ステンレス鋼板の立入検査後も、カルテルを拒否する方針を徹底していなかったことがうかがわれ、本件ひも付きカラー鋼板についてもカルテルを継続していたことを推認させる事実があるといえる。
- b 被審人は、他社との会合に出席しなくなったが、懇親会に参加したり、他社と個別に連絡して価格の情報交換をするなど、複数回にわたり他社と接触していた。
- c 被審人の担当者が、他社に対して、会合に参加しなくても、合意内容の連絡を受ける意思がある旨発言していたこと、日鉄鋼板の担当者が、他社に対し、被審人に合意内容等を伝達する旨発言していたこと、日鉄鋼板の担当者が合意内容の一部を被審人に伝達したことを認める陳述書が存在することなどから、被審人は、主として日鉄鋼板の担当者を通じ、本件合意の伝達を受け、本件合意に参加していたものと認めることができる。
- d 被審人における本件ひも付きカラー鋼板の値上げ状況は、被審人が本件合意に加わっていたことと矛盾するものとはいえず、被審人が主張するように、被審人が他の事業者の行動とは無関係に、独自の判断によって、本件ひも付きカラー鋼板の値上げ等を決定していたものと認めることはできない。
- (イ) 独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」の該当性の有無  
被審人は、被審人と三和シャッター工業(株)（以下「三和シャッター」という。）

との間の取引関係が密接で特殊であること、被審人において本件ひも付き取引の担当部門とは全く別の部門が三和シャッターとの取引を担当しており、両部門間で頻繁に情報が交換されることはなかったこと、他社との競合性がないこと等を主張するが、これらの事情によって、被審人の三和シャッター向け本件ひも付きカラー鋼板について、当該行為（本件合意）を行った事業者が明示的又は黙示的に当該行為の対象からあえて除外したこと、あるいは、これと同視し得る理由によって当該商品が当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められず、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当する。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

**3** (株)吉孝土建及び真成開発(株)に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決  
(川崎市が発注する下水管きょ工事の入札談合事件)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金(万円)
平成22年(判)第8号及び第10号	22.7.26	10	24.11.26	471
平成22年(判)第9号及び第11号	22.7.26	10	24.11.26	346

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
(株)吉孝土建	吉澤 敏行	川崎市多摩区登戸1768番地
真成開発(株)	金森 幸宗	川崎市多摩区菅三丁目11番6号

(2) 事件の経過

本件は、平成22年4月9日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人ら（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）に対して、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは、両命令に対して不服として審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人らから提出された異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人らを含む川崎市内の建設業者24社（以下「24社」という。）は、遅くとも平成20年3月12日以降、川崎市が一般競争入札の方法により発注する特定下水管きょ工事（注）（以下「川崎市発注の特定下水管きょ工事」という。）について、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより（以下、(3)においてこの合意を「本件基本合意」という。）、公共の利益に反して、当該工事の取引分野

における競争を実質的に制限していた。

被審人らの本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、被審人(株)吉孝土建（以下「被審人吉孝土建」という。）については平成20年7月8日から平成21年3月31日まで、被審人真成開発(株)（以下「被審人真成開発」という。）については平成20年3月19日から平成21年3月31日までであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、被審人吉孝土建が471万円、被審人真成開発が346万円である。

(注) 川崎市内に本店を置き、かつ、川崎市から下水管きょ工事についてAの等級に格付されている者又はこれらの者を代表者とする特定建設工事共同企業体のみを入札参加者とする下水管きょ工事を行う。

## イ 主要な争点及びそれに対する判断

### (ア) 本件基本合意の存否及び被審人らの本件基本合意への参加の有無

①24社のうち、被審人らを除く建設業者の従業員の多数が、24社の間に基本合意が存在し、基本合意の下で受注調整を行っていたことを自認する旨の供述をし、本件排除措置命令を受けた23社のうち、被審人らを除く21社は、審判請求をしていないこと、②Aランクの市内業者は、平成17年6月から平成20年2月まで、川崎市発注の特定下水管きょ工事について、受注調整を機能させるための会合を開催し、被審人らもそれらの会合に出席していたこと、③24社は、本件違反行為期間中、本件基本合意の内容に沿った方法で受注調整を行い、川崎市発注の特定下水管きょ工事42件のうち28件を受注したことを総合すれば、24社は、遅くとも平成20年3月12日以降、川崎市発注の特定下水管きょ工事について、本件基本合意をし、本件基本合意の下で、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが認められる。

### (イ) 本件基本合意による競争の実質的制限の有無

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件のような一定の入札市場における受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。

24社は、本件違反行為期間中Aランクの市内業者であった31社の77.4パーセントを占めていたこと、本件基本合意に基づいて川崎市発注の特定下水管きょ工事42件のうち28件（66.7パーセント）について受注調整を行い、受注予定者とされた者がこれらを受注したこと、当該28件の入札参加者のほとんどは24社の一部であり、それ以外の事業者はごく僅かであったこと、また、当該28件の平均落札率は98.0パーセントと極めて高く、当該28件の落札価格の総額は38億8735万円であり、これは、前記42件のうち不調となった工事を除く41件の落札価格の総額の65.0パーセントであったことからすれば、本件基本合意は、24社が川崎市発注の特定下水管きょ工事の取引分野において、受注予定者及び受注価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしていたということが出来る。そうすると、本件基本合意は、競

争の実質的制限の要件を充足するものといえる。

(ウ) 本件違反行為の始期及び終期

- a 本件違反行為の始期について、遅くとも平成20年3月12日までは本件基本合意が成立したことが認められる。
- b 本件違反行為の終期について、24社は、低価格で入札を行う者であると認識されていた市内業者が、平成21年度から新たに入札に参加することとなったこと等を理由に、平成21年4月1日以降、本件違反行為を取りやめていると認められる。
- c 前記a及びbによれば、本件違反行為の期間は、平成20年3月12日から平成21年3月31日までであり、被審人らが受注した工事（各々1件ずつ）はいずれも本件違反行為期間中に発注されたものと認められる。

(エ) 被審人らが受注した物件の「当該役務」該当性

- a 本件基本合意は、独占禁止法第7条の2第1項所定の「役務の対価に係るもの」に当たるものであるところ、同項所定の課徴金の対象となる「当該……役務」とは、本件においては、本件基本合意の対象とされた工事であって、本件基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものである。
- b 被審人らの課徴金対象物件は、本件基本合意に基づく個別の受注調整の結果、受注予定者とされた被審人吉孝土建又は被審人真成開発をそれぞれ構成員とする特定建設工事共同企業体（以下(オ)において「JV」という。）が受注したものであり、当該物件について個別の受注調整の結果として具体的な競争制限効果が生じたことは明らかである。したがって、当該物件は、課徴金の対象となり、被審人らは、直接受注調整を行わなかったとしても、課徴金の納付義務を負う。

(オ) JVの構成員として受注した被審人吉孝土建の売上額

- a 共同企業体方式によって請負契約が締結された場合に課徴金を算定するに当たっては、請負代金全体をJV比率で按分した額ないしは共同企業体内部で取り決めた各構成員の請負代金取得額をもって、独占禁止法施行令第6条第1項所定の「契約により定められた対価」とすべきである。
- b 被審人吉孝土建の課徴金対象物件は、被審人吉孝土建を構成員とするJVが受注したものであるが、当該JVを組むに当たり、被審人吉孝土建の出資割合を30パーセントと定めており、出資割合に応じて請負代金を取得する旨合意したものと認めることができ、当該物件に係る「契約により定められた対価」は、当該物件の請負代金4億9140万円をJV比率30パーセントで按分した額ないし被審人吉孝土建の請負代金取得額であるから、1億4742万円となる。
- c 被審人吉孝土建は、当該JVの他の構成員との間で、当該物件について、他の構成員が全ての工事を行い、請負代金を全額取得し、経費も全額負担するという内容の共同企業体内部の取決めをしたと主張するが、これを裏付ける証拠はない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

**4 愛知電線(株)に対する課徴金納付命令に係る審決 (VVF ケーブルの製造業者及び販売業者による価格カルテル)**

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金 (万円)
平成23年 (判) 第87号	23.11.14	5	25.2.4	32696

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
愛知電線(株)	前田 将行	名古屋市熱田区八番二丁目17番9号

(2) 事件の経過

本件は、平成23年7月22日、公正取引委員会が、愛知電線(株) (以下(2)及び(3)において「被審人」という。) に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して不服として審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである(注1)。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容(審判請求を棄却する旨)の審決を行った。

(注1) 被審人から、本件排除措置命令に対する審判請求について、平成24年2月28日、審判請求の取下げがあり、この取下げにより、被審人に対する同命令は確定している。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、販売業者に対して販売されるVVFケーブル(注2)(以下「特定VVFケーブル」という。)の販売価格を決定していく旨を合意することにより(以下(3)において、この合意を「本件合意」という。)、公共の利益に反して、我が国における特定VVFケーブルの販売分野における競争を実質的に制限していた。

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成18年12月17日から平成21年12月16日までの3年間であり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は3億2696万円である。

(注2) 「VVFケーブル」とは、600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル平形のうち、次に掲げる品目をいう。VVFケーブルは、主にビル、家屋等の建物に設置されるプレーカーから建物内部のコンセント等までの屋内配線として使用されるものである。

- |                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 線心数が2本で導体径が1.6ミリメートルのもの | 5 線心数が3本で導体径が2.0ミリメートルのもの |
| 2 線心数が2本で導体径が2.0ミリメートルのもの | 6 線心数が3本で導体径が2.6ミリメートルのもの |
| 3 線心数が2本で導体径が2.6ミリメートルのもの | 7 線心数が4本で導体径が1.6ミリメートルのもの |
| 4 線心数が3本で導体径が1.6ミリメートルのもの | 8 線心数が4本で導体径が2.0ミリメートルのもの |

イ 本件において前提となる事実

(ア) 公正取引委員会は、平成21年12月17日、矢崎総業(株) (以下「矢崎総業」という。)から4社の営業所等に立入検査を行った(以下「一次立入検査」という。)

一次立入検査の際に審査官が各事業者に交付した「被疑事実等の告知書」には、

「法の規定に違反する被疑事実の要旨」として「建設・電販向け電線・ケーブルの製造販売業者らは、共同して、電線・ケーブルの販売価格の引上げ又は維持を行っている疑いがある。」等と記載されていた。

- (イ) 公正取引委員会は、平成22年4月13日、被審人ら7社の営業所等に立入検査を行った（以下「二次立入検査」という。）。

二次立入検査の際に審査官が各事業者に交付した「被疑事実等の告知書」の記載は、一次立入検査の際に交付された「被疑事実等の告知書」と同一の内容であった（以下、両立入検査において交付された「被疑事実等の告知書」を「本件告知書」といい、そこに記載された「法の規定に違反する被疑事実の要旨」を「本件被疑事実」という。）。

- (ウ) 被審人の代表者は、二次立入検査の当日に、課徴金減免申請を行うために、公正取引委員会の課徴金減免管理官に対して電話で事前相談を行った。それに対して、公正取引委員会の担当職員は、20日間の期限を既に経過しているとして、申請は受け付けられない旨の回答を行った。

被審人の代表者は、立入検査の当日に事前相談を行ったにもかかわらず20日間の期限を過ぎているとの回答に疑問を抱いたものの、課徴金減免申請を行わなかった。

- (エ) 公正取引委員会は、平成22年11月18日、電気工事業者又は販売業者に対して販売される3品種の電線の製造業者及び販売業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

これらの命令において違反行為者として特定された事業者の中には、一次立入検査を受けた矢崎総業ら4社はいずれも含まれていたが、二次立入検査を受けた被審人ら7社はいずれも含まれていなかった。

- (オ) 公正取引委員会は、平成23年7月22日、本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令を行った。

本件排除措置命令等において違反行為者として特定された事業者は、一次立入検査を受けた矢崎総業ら4社と二次立入検査を受けた被審人ら7社を合わせた11社であった。

## ウ 主要な争点及びそれに対する判断

- (ア) 被審人の課徴金減免申請に係る事前相談に対し、期限を経過しているとしてこれを不可とした公正取引委員会の対応は、違法・不当なものであり、適正手続の保障を定めた憲法第31条に違反するか。

a 被審人は、本件告知書の本件被疑事実等の記載が抽象的であり、特定VVFケーブルの取引を対象としたものかどうかが明確ではないから、本件告知書に基づいて行われた一次立入検査及び二次立入検査は、いずれも課徴金減免申請の認められる期間の起算日としての立入検査にはなり得ないと主張する。

しかし、特定VVFケーブルが「電線・ケーブル」に含まれることは文言上明らかであるし、証拠によれば、被審人が「建設・電販向け電線・ケーブルの製造販売業者ら」に該当することも容易に認められるから、「電線・ケーブル」と記載されている本件被疑事実が特定VVFケーブルについてのカルテルである本件

違反行為を含むこともまた明らかである。

そして、証拠によれば、一次立入検査の際に矢崎総業ら4社から留置された留置物及び二次立入検査の際に被審人から留置された留置物の双方の中に本件合意に関する文書が含まれていたことが認められ、一次立入検査を受けた矢崎総業ら4社と二次立入検査を受けた被審人ら7社は、いずれも本件排除措置命令において本件合意の当事者とされているから、一次立入検査と二次立入検査は、いずれも、本件違反行為について実施されたものであることが認められる。

前記のとおり、一次立入検査は本件違反行為についての調査であるといえるから、一次立入検査の日が「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」（独占禁止法第7条の2第12項）に該当する。そして、「電線・ケーブル」と記載されている本件被疑事実が特定VVFケーブルについてのカルテルである本件違反行為を含むことは明らかであるから、被審人の主張は理由がない。

- b 被審人は、一次立入検査は、建設用電線のうち3品種の取引について行われたものであって、特定VVFケーブルの取引を対象としたものではなく、したがって、一次立入検査をもって本件違反行為についての調査ということはできないと主張する。

しかし、前記aのとおり、本件被疑事実、特定VVFケーブルについてのカルテルである本件違反行為を含むものであり、一次立入検査は本件違反行為及び3品種についてのカルテルの双方について実施されたということが出来る。

- c 以上によれば、本件における「調査開始日」は、一次立入検査が行われた平成21年12月17日と認められる。そうすると、二次立入検査が行われた平成22年4月13日の被審人代表者による課徴金減免申請に係る事前相談に対して、調査開始日から既に20日間を経過していることを理由に本件に係る課徴金減免申請を受け付けられないとした公正取引委員会の担当職員の対応に何ら違法・不当な点はないから、それが適正手続の保障を定めた憲法第31条に違反するとの被審人の主張は失当である。

- (イ) 被審人の課徴金減免申請に係る事前相談に対し、期限を経過しているとしてこれを不可とした公正取引委員会の対応は、違法・不当なものであり、それにより課徴金減免申請の機会を逸した被審人には、実質的にみて、独占禁止法第7条の2第12項に基づく課徴金減免申請の効果が認められるべきか。

被審人は、公正取引委員会の担当職員の違法・不当な対応により課徴金減免申請の機会を逸した被審人には、実質的にみて、課徴金減免申請の効果が認められるべきであると主張するが、前記(ア)cのとおり、当委員会の担当職員の対応に何ら違法・不当な点はないから、この点を理由に課徴金減免申請の効果が認められるべきであるとする被審人の主張は理由がない。

なお、被審人は、課徴金減免申請に係る事前相談に対する公正取引委員会の担当職員の対応を受けて、課徴金減免申請を行わなかったのであるから、独占禁止法第7条の2第12項を適用する余地はない。

#### (4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

## 第5章 訴訟

### 第1 審決取消請求訴訟

#### 1 概説

平成24年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は14件であったところ、平成24年度中に新たに5件の審決取消請求訴訟が提起された。これら平成24年度の係属事件19件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件、東京高等裁判所が請求を棄却し上訴期間の経過をもって確定したものが3件あった。この結果、平成24年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は15件となった。

なお、平成24年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却する判決を言い渡した後、原審原告が上告及び上告受理申立てを行ったものが2件ある。

表 平成24年度に係属していた審決取消請求訴訟

一連番号	件名	審決の内容	判決等
1	株クボタほか2名による件	課徴金額 70億7208万円（株クボタ） 29億3489万円（株栗本鐵工所） 10億5354万円（日本鑄鉄管株） 共同して、ダクタイル鑄鉄管直管の年度配分シェアを決定し、各社の受注数量の総需要数量に対する割合を年度配分シェアに合致するよう受注数量の調整を行うことを合意していた。	審決年月日 平成21年6月30日 提訴年月日 平成21年7月17日～29日 判決年月日 平成23年10月28日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成23年11月7日～10日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日 平成24年10月25日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）
2	樋下建設株ほか2名による件	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により、Aの等級に格付している者のうち岩手県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年3月23日 提訴年月日 平成22年4月21日 判決年月日 平成24年12月20日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年12月28日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら）
3	株タカヤによる件	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により、Aの等級に格付している者のうち岩手県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年3月23日 提訴年月日 平成22年4月21日 判決年月日 平成23年11月11日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成23年11月22日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
4	南建設株による件	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により、Aの等級に格付している者のうち岩手県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年3月23日 提訴年月日 平成22年4月22日 判決年月日 平成23年10月7日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成23年10月20日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）



一連番号	件名	審決の内容	判決等
5	株東芝ほか1名による件	課徴金額 21億7053万円（株東芝） 20億4106万円（日本電気株） 旧郵政省が一般競争入札の方法により発注する郵便番号自動読取区分機類について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者のみが入札に参加して受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年10月25日 提訴年月日 平成22年11月19日 判決年月日 平成24年2月17日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年2月29日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら）
6	JFEエンジニアリング株による件	課徴金額 57億3251万円 市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年11月10日 提訴年月日 平成22年12月8日 判決年月日 平成23年10月28日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成23年11月9日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
7	日立造船株による件	課徴金額 49億102万円 市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年11月10日 提訴年月日 平成22年12月10日 判決年月日 平成24年3月2日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年3月15日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
8	株タクマによる件	課徴金額 47億265万円 市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年11月10日 提訴年月日 平成22年12月10日 判決年月日 平成23年11月11日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成23年11月25日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
9	日本道路興運株による件	国土交通省が関東地方整備局及び四国地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札等の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 課徴金額合計 4億187万円	審決年月日 平成22年12月14日 提訴年月日 平成23年1月13日 判決年月日 平成24年3月9日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年3月21日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
10	昭和シェル石油株による件	課徴金額 5億7744万円 旧防衛庁調達実施本部が指名競争入札の方法により発注する自動車ガソリン、灯油、軽油、A重油及び航空タービン燃料について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成23年2月16日 提訴年月日 平成23年3月16日 判決年月日 平成24年5月25日 （請求棄却，東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
11	株クボタによる件	課徴金額 2億1291万円 共同して、特定鋼管杭の建設業者向け販売価格を現行価格から引き上げることを合意していた。	審決年月日 平成23年3月9日 提訴年月日 平成23年4月6日 判決年月日 平成24年2月24日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年3月8日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
12	郵船ロジスティクス(株)による件	国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ等を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。 課徴金額 17億2828万円	審決年月日 平成23年7月6日 提訴年月日 平成23年8月3日 判決年月日 平成24年11月9日 (請求棄却, 東京高等裁判所) (上訴期間の経過をもって確定)
13	ケイラインロジスティクス(株)による件	国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ等を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。 課徴金額 3億2078万円	審決年月日 平成23年10月17日 提訴年月日 平成23年11月16日 判決年月日 平成24年10月26日 (請求棄却, 東京高等裁判所) (上訴期間の経過をもって確定)
14	古河電気工業(株)による件	課徴金額 42億7335万円 NTT 東日本等が発注する光ファイバケーブル製品について、共同して見積り合わせの参加者が提示すべき見積価格を決定するようにしていた。	審決年月日 平成23年12月15日 提訴年月日 平成24年1月13日 判決年月日 平成24年11月30日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成24年12月13日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告)
15	株イーライセンスによる件	一般社団法人日本音楽著作権協会の行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難であり、本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するということとはできない。	審決年月日 平成24年6月12日 提訴年月日 平成24年7月10日
16	日新製鋼(株)による件	共同して建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた。 課徴金額 14億6062万円	審決年月日 平成24年6月13日 提訴年月日 平成24年7月13日
17	オリエンタル白石(株)による件	課徴金額合計 5億3730万円 国土交通省関東地方整備局、近畿地方整備局及び福島県が発注するプレストレスト・コンクリート工事による橋りょうの新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成24年9月25日 提訴年月日 平成24年10月17日
18	真成開発(株)ほか1名による件	川崎市発注の下水管きよ工事について、共同して受注予定者を決定していた。 課徴金額 346万円 (真成開発(株)) 471万円 (株吉孝土建)	審決年月日 平成24年11月26日 提訴年月日 平成24年12月26日
19	愛知電線(株)による件	課徴金額 3億2696万円 VVFケーブルについて、共同して販売価格を決定していく旨合意していた。	審決年月日 平成25年2月4日 提訴年月日 平成25年3月6日

## 2 東京高等裁判所における判決

### (1) 昭和シェル石油(株)による審決取消請求事件(平成23年(行ケ)第7号)(前記表一連番号10)

#### ア 主な争点及び判決の概要

(ア) 海上自衛隊硫黄島基地に係る物件及び航空自衛隊春日基地に係る物件(以下、両物件を併せて、「硫黄島物件等」という。)は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品又は役務」であり、課徴金の算定の基礎となる売上額の対象に含めるべきか

原告は、硫黄島物件等は、基本合意による競争制限効果が及んでいないから、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品又は役務」ではなく、課徴金の対象とすることは許されない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品又は役務」とは、本件のような入札談合行為については、入札談合行為が基本合意と個別調整行為の2段階になることから、基本合意の対象となっているだけでは足りず、法違反の事業者が基本合意に基づいて、個別調整行為によって、受注予定者として決定され、そのとおり受注するなど、受注調整手続に上程されることによって具体的に競争制限効果が発生するに至った商品又は役務と解すべきであるところ、本件審決が認定した合意(以下アにおいて「本件合意」という。)は、各社の安定した受注量及び利益を確保するため、発注ごとの各社の防衛庁調達実施本部(当時)が発注した石油製品(以下「本件石油製品」という。)における油種ごとの受注数量の割合が、前年度の各社の本件石油製品における油種ごとの受注実績の割合に見合うものとなるように物件ごとの受注予定者を決定し、受注予定者以外の指名業者は受注予定者が受注することができるよう協力するという合意であるから、同法第3条の規定する「不当な取引制限」に当たる基本合意といえることができ、同合意に基づいて、発注の都度、配分会議という個別調整行為が行われ、硫黄島物件等を含めて、受注予定者が決定され、実際に同決定に従って原告が受注していたのであるから、硫黄島物件等についても、競争制限効果が発生していたものと認めることができ、したがって、硫黄島物件等も、同法第7条の2第1項の「当該商品又は役務」であって、課徴金の算定の基礎となる売上額の対象に含めるべきである旨判示している。

(イ) 原告の売上額のうち、西部石油(株)から購入した製品に係るものは、「卸売業による売上げ」として課徴金算定率100分の1を適用すべきか

原告は、課徴金額の算定については、原告が西部石油(株)から購入した「ひとまとまり」の製品に係る売上げについて、「卸売業による売上げ」として課徴金算定率100分の1を適用すべきであるから、油種ごとの違反行為ごとに売上額を区分し、違反行為ごとに実行期間における違反行為に係る取引において過半を占めていたと認められる事業に基づいて業種を認定し、課徴金を算定した本件審決は違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の第7条の2第1項の「当該商品又は役務」は基本合意の対象となった商品又は役務を指

すところ、本件合意の内容は、本件石油製品における油種ごとの受注数量の割合が、前年度の各社における油種ごとの受注実績の割合に見合うよう、物件ごとの受注予定者を決めるものであり、それに従って油種ごとの受注予定者を決めて、本件石油製品の油種ごとの取引分野における競争を実質的に制限していたものであるから、「当該商品又は役務」に当たるものは、3年間の本件石油製品における油種ごとの製品となるとした上で、課徴金算定率について、同法第7条の2第1項及び平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法施行令（第5条第1項前段及び第6条第1項）は、実行期間における違反行為の対象商品又は役務の売上額に1つの課徴金算定率を乗じることを予定しており、違反行為に係る取引について、卸売業又は小売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われている場合に1つの算定率が用いられるべきであることからすれば、当該事業活動全体で、どの業種の事業活動の性格が強いかにより、業種の認定をせざるを得ず、そうすると、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて業種を決定するのが相当であり、これを前提として本件の課徴金の額を算定すると、西部石油株から購入した製品に係る売上額が過半を占めていたのは軽油のみであるから、課徴金算定率は、軽油についてのみ100分の1が適用され、その他の油種についてはいずれも100分の6が適用される旨判示している。

イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

(2) ケイラインロジスティクス(株)による審決取消請求事件（平成23年（行ケ）第24号）  
（前記表一連番号13）

ア 主な争点及び判決の概要

(ア) 国際航空貨物利用運送事業を営む者（以下アにおいて「本件事業者」という。）である原告が他の本件事業者11社と本件審決が認定した燃油サーチャージについての合意（以下アにおいて「本件荷主向け燃油サーチャージ合意」という。）をしたことについて、これを立証する実質的な証拠があるか

原告は、本件審決が本件荷主向け燃油サーチャージ合意を認定したことについて、これを立証する実質的な証拠がない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、本件審決が挙示する証拠及びこれらの証拠から認定することが合理的であるといえる本件審決の認定に係る事実経過から考えれば、平成14年9月18日に開催された国際部会役員会（以下「14.9役員会」という。）において、原告を含む本件事業者12社（以下アにおいて「12社」という。）の間で、本件荷主向け燃油サーチャージ合意が成立したとする本件審決の認定判断は合理的であって、本件審決の当該認定を立証する実質的な証拠があるといえる旨判示している。

(イ) 本件審決が、本件荷主向け燃油サーチャージ合意の成立を裏付けるものとして挙げる事情は、この合意の成立を推認させるものか

原告は、①本件事業者のうち本件荷主向け燃油サーチャージ合意に参加しなかったとされる他の29社（以下アにおいて「29社」という。）も、当該合意に参加した、

原告を含む本件事業者14社（以下アにおいて「14社」という。）のうち DHL グローバルフォワーディングジャパン(株)を除く13社とほぼ同時期に同内容の荷主に対する請求を始めていることから、14社の請求内容等が同様であったことが特段の意味をもつとは解されない、②平成14年10月16日以降の荷主向け燃油サーチャージの荷主への請求は、14社が、本件荷主向け燃油サーチャージ合意がされたとされる14.9役員会の前に14社以外の本件事業者とともに国土交通省に届け出していた請求内容と同じであって、航空会社が一旦停止していた燃油サーチャージの請求を再開したため、14社及びその他の本件事業者は同日以降同内容の請求を再開したのであるから、同役員会後の14社の行動が一致しているからといって、これによって本件荷主向け燃油サーチャージ合意が推認されるわけではない、③平成14年11月から平成19年11月までの間において、14社は、荷主の強硬な姿勢による取引の打ち切りを恐れて荷主向け燃油サーチャージの一部しか収受できなかったのもであって、これは競争のための値引きにほかならないとして、本件審決が、本件荷主向け燃油サーチャージ合意の成立を裏付けるものとして挙げる事情は、この合意の成立を推認させるものではない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

①29社においても14社と同じく航空会社からの燃油サーチャージの請求に伴い、これを荷主に転嫁しようとして荷主への請求を開始したこと自体は何ら不自然なことではなく、29社は、14社のように請求内容等に係る合意をし、この合意に基づいて請求したというわけではないというにすぎないのであって、29社に荷主向け燃油サーチャージの請求の事実があるとしても、そのことにより本件荷主向け燃油サーチャージ合意に係る本件審決の事実認定が合理的でないといえることはできず、②14社は、従前の個別の請求では荷主からの収受が困難であることにかんがみて、本件荷主向け燃油サーチャージ合意をしたというのであり、従前から国土交通省に請求内容を届け出たからといって、14社の間で意思疎通がないにもかかわらず、14社の行動が一致するとは考え難い、③14社が本件荷主向け燃油サーチャージ合意に基づき荷主に対して荷主向け燃油サーチャージを請求しても、荷主によってはこれに強硬に抵抗したために、結果としてその一部しか収受できなかった場合があるというにすぎない。

(ウ) 本件審決が認定したセキュリティーチャージ及び爆発物検査料についての合意（以下アにおいて「本件セキュリティーチャージ等合意」という。）のうち、原告による爆発物検査料の設定に関し、原告が平成18年2月20日に開催された国際部会役員会（以下「18.2役員会」という。）において合意をしたことについて、これを立証する実質的な証拠はあるか、また、原告が他の事業者の行動と無関係に独自の判断によってこれを行ったことを示す特段の事情があるか

原告は、18.2役員会において爆発物検査料の設定の合意をしたことについて、これを立証する実質的な証拠はなく、他の事業者の行動と無関係に独自の判断によって爆発物検査料を設定したことを示す特段の事情が認められるから、原告は他の事業者と「共同」して爆発物検査料を設定していない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、本件審決が挙示する証拠及びこれらの証拠から

認定することが合理的であるといえる本件審決の認定に係る事実経過から考えれば、原告を含む本件事業者13社の間で、爆発物検査料を含む本件セキュリティーチャージ等合意がされたとの本件審決の認定判断は合理的であって、本件審決の当該認定を立証する実質的な証拠があるといえ、また、原告が本件セキュリティーチャージ等合意に基づき爆発物検査料を設定したことを推認させる事実及び事実経過からすれば、同人が他の事業者の行動と無関係に独自の判断で爆発物検査料を設定したと認めることはできない旨判示している。

- (エ) 本件荷主向け燃油サーチャージ合意について、他の事業者の行動と無関係に独自の判断によって荷主に対する請求が行われたことを示す特段の事情があるか

原告は、本件荷主向け燃油サーチャージ合意について、14社は各社独自の判断で荷主向け燃油サーチャージの請求及び収受をしていたのであり、他の事業者の行動と無関係に独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められるから、原告は他の事業者と「共同」して合意をしていない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、14社は、本件荷主向け燃油サーチャージ合意をし、これに基づいて荷主に対する荷主向け燃油サーチャージの請求をし、その後も引き続き荷主向け燃油サーチャージの収受に向けて協調行動を取っていたというのであって、14社が独自の判断によって荷主に対する請求をしたことを示す特段の事情は認められない旨判示している。

- (オ) 本件荷主向け燃油サーチャージ合意は、「対価」（独占禁止法第2条第6項）の決定に当たるか

原告は、本件荷主向け燃油サーチャージ合意が独占禁止法第2条第6項に規定する「対価」の決定に当たるとする本件審決の判断は誤りである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、本件事業者は、荷主から国際航空貨物利用運送事業（以下「本件業務」という。）を委託され、その対価として運賃及び料金を請求し収受するのであって、荷主向け燃油サーチャージは、この対価に含まれるものと解されるから、本件荷主向け燃油サーチャージ合意が同項に規定する「対価」の決定に当たるとは明らかである旨判示している。

- (カ) 本件荷主向け燃油サーチャージ合意は、「相互にその事業活動を拘束」（独占禁止法第2条第6項）するものか

原告は、本件荷主向け燃油サーチャージ合意が「相互にその事業活動を拘束」するものとする本件審決の判断は誤りである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、12社（後日、日本通運(株)及びDHLグローバルフォワーディングジャパン(株)も参加）は、14.9役員会において、航空会社から請求される額に相当する額の荷主向け燃油サーチャージを荷主に対して請求すること、荷主向け燃油サーチャージを値引き等するなどしてこれを競争の手段として用いないことを合意し（本件荷主向け燃油サーチャージ合意）、その後も引き続き荷主向け燃油サーチャージの収受に向けて協調行動を取っていたというのであるから、本件荷主向け燃油サーチャージ合意が同項に規定する「相互にその事業活動を拘束」するものであることは明らかである旨判示している。

- (キ) 本件荷主向け燃油サーチャージ合意、本件審決が認定したAMSチャージについて

ての合意及び本件セキュリティーチャージ等合意（以下アにおいて、これらの合意を総称する場合には「本件合意」という。）が、本件業務の取引分野における競争を実質的に制限することについて、これを立証する実質的証拠はあるか、また、本件合意は、本件業務の取引分野における競争を実質的に制限するか

原告は、本件合意が本件業務の取引分野における競争を実質的に制限することについて、本件審決の認定はこれを立証する実質的証拠がなく、本件審決の判断は誤りである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、本件審決における認定及び推認は合理的であるとした上で、本件合意に参加した14社（平成16年以降はエアボーンエクスプレス株式会社を除く13社）の本件事業における市場占有率が7割を超えていることや、本件合意の対象となった荷主向け燃油サーチャージ、AMSチャージ、セキュリティーチャージ及び爆発物検査料の本件業務の運賃及び料金に占める割合が12%程度に達していることを考え併せると、本件合意は、本件業務の取引分野における競争を実質的に制限する不当な取引制限に当たると認めるのが相当である旨判示している。

- (ク) 本件排除措置命令の必要性について、これを立証する実質的な証拠があるか、また、本件排除措置命令について、裁量権の逸脱又は濫用があるか

原告は、本件排除措置命令の必要性についてこれを立証する実質的証拠はなく、また、原告において本件合意を繰り返すおそれはなく、同合意は拘束力の極めて弱いものであることなどから本件合意の結果が残存しているとはいえないにもかかわらず、更なる排除措置命令を命じた本件排除措置命令は、裁量権の逸脱又は濫用によるもので違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、本件排除措置命令の必要性に関する本件審決の認定判断は合理的であり、また、独占禁止法第7条第2項所定の「特に必要があると認めるとき」の要件に該当するか否かの判断については、我が国における独占禁止法の運用機関として競争政策について専門的な知見を有する被告の専門的な裁量が認められるものというべきであるところ、本件が当該要件に該当するとした本件審決の判断が合理性を欠くものであるということはできず、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものということとはできない旨判示している。

- (ク) 本件合意（あるいは本件荷主向け燃油サーチャージ合意）は、本件業務の「対価」（独占禁止法第7条の2第1項）に係るものに当たるか

原告は、燃油サーチャージは立替金の性質を有するなどとして、本件合意のうち、本件荷主向け燃油サーチャージ合意は、本件業務の「対価」に係るものに当たらない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、本件事業者は、荷主から本件業務を委託され、その対価として運賃及び料金を請求し収受するのであって、荷主向け燃油サーチャージは、この対価に含まれるものと解され、荷主に対して請求するAMSチャージ、セキュリティーチャージ及び爆発物検査料も、同じく本件業務の対価として運賃及び料金に含まれるのであるから、本件合意が同項に規定する「対価」の決定に当たるとは明らかである旨判示している。

(ロ) 本件業務は、「小売業」（独占禁止法第7条の2第1項）に当たるか

原告は、本件業務の利益率が運輸業のそれと大きく異なっていることやその実態から、本件業務は「小売業」に当たるものであり、本件業務は「小売業」に当たらないとした本件審決の判断は誤りである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、独占禁止法第7条の2第1項は、小売業及び卸売業については課徴金の額の算定において軽減された算定率を用いることとされているところ、本件業務は、有償で航空会社の行う運送を利用して行う輸出に係る貨物の運送等の役務を荷主に提供するものであって、他から購入した商品を販売するという小売業に当たらないから、本件業務は同項に規定する「小売業」に当たらない旨判示している。

イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

(3) 郵船ロジスティクス(株)による審決取消請求事件（平成23年（行ケ）第16号）（前記表一連番号12）

ア 主な争点及び判決の概要

(ア) 本件審決が認定した燃油サーチャージについての合意（以下アにおいて「本件燃油サーチャージ合意」という。）、AMS チャージについての合意（以下アにおいて「本件 AMS チャージ合意」という。）及びセキュリティーチャージ及び爆発物検査料についての合意（以下アにおいて「本件セキュリティーチャージ等合意」という。）（以下アにおいて、これらの合意を総称する場合には「本件合意」という。）は、請求合意に止まらず、価格合意をも含むか、また、本件合意の内容について実質的証拠があるか

原告は、本件審決は、本件合意が価格合意と請求合意とにより構成されるとするが、原告を含む国際航空貨物利用運送事業を営む者（以下アにおいて「本件事業者」という。）14社（以下アにおいて「14社」という。）のうち日本通運(株)及び DHL グローバルフォワーディングジャパン(株)を除く12社（以下アにおいて「12社」という。）間に価格合意が成立したことについて実質的証拠に基づいて認定していない、また、本件事業者であるユナイテッド航空貨物(株)が本件燃油サーチャージ合意に参加したとの認定について実質的証拠に基づいていないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

まず、本件燃油サーチャージ合意について、前提となる事実及び本件審決に挙げられた証拠によれば、平成14年9月18日に開催された国際部会役員会において、12社間に本件燃油サーチャージ合意が成立し、日本通運(株)及び DHL グローバルフォワーディングジャパン(株)も遅くとも同年11月8日に開催された社団法人航空貨物運送協会の理事会の会合までにはこの合意に参加したもとする本件審決の認定判断は合理的なものであり、ユナイテッド航空貨物(株)が本件燃油サーチャージ合意に加わったとする本件審決の認定判断も合理的であるから、原告を含む本件事業者14社の間で、本件燃油サーチャージ合意が成立したとする本件審決の認定判断には実質的証拠がある。



なお、原告の主張が本件燃油サーチャージ合意は請求合意だけを内容としているとの前提に立っている点について、当該合意の内容は単に荷主に燃油サーチャージの負担を求めるというに止まらず、荷主に負担を求めた燃油サーチャージの額を航空会社から燃油サーチャージとして請求される金額と同額とする合意を含んでいるとする本件審決の認定判断は合理的である。

次に、本件 AMS チャージ合意について、前提となる事実及び本件審決に挙げられた証拠によれば、平成16年11月22日に開催された国際部会役員会において、14社のうちエアボーンエクスプレス(株)を除く13社（以下アにおいて「13社」という。）間に本件 AMS チャージ合意が成立したとする本件審決の認定は合理的なものであり、実質的証拠もあると解するのが相当である。

最後に、本件セキュリティーチャージ等合意について、前提となる事実及び本件審決に挙げられた証拠によれば、平成18年2月20日に開催された国際部会役員会において、13社間に本件セキュリティーチャージ等合意が成立したとする本件審決の認定は合理的なものであり、実質的証拠もあると解するのが相当である。

(イ) 審査官による主張の変更手続がないまま本件合意に価格合意が含まれると認定したことは適法か

原告は、本件排除措置命令の主文には、本件燃油サーチャージ合意として請求合意だけが挙げられており、価格合意は記載されていないから、審判の対象とされていなかったにもかかわらず、本件燃油サーチャージ合意に価格合意も含まれると認定判断した本件審決は違法であり、本件燃油サーチャージ合意以外のその余の本件合意についても同様の理由で違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。本件排除措置命令の主文の記載自体及び同命令の理由から、その内容は、「国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、……利用する航空会社から燃油サーチャージの請求を受けることとなるときは、当該航空会社から請求を受ける燃油サーチャージの額に相当する額を、荷主に対する燃油サーチャージとして荷主に対し新たに請求する」というものであることが明らかである。そして、14社が荷主に燃油サーチャージを請求するに当たっては、請求する金額を決定していることが当然の前提となるものというべきであり、14社が荷主に請求する燃油サーチャージの額は、航空会社から請求される燃油サーチャージの額に相当する額であるというのであるから、ここにいう「当該航空会社から請求を受ける燃油サーチャージの額に相当する額を、荷主に対する燃油サーチャージとして荷主に対し新たに請求する」とは、航空会社から燃油サーチャージとして請求を受けることになる金額に相当する額を荷主向け燃油サーチャージの額として決定した上で、荷主に同額の負担を求めると解することになるのは明らかというべきである。また、本件燃油サーチャージ合意以外のその余の本件合意についても以上と同様に解するのが相当である。したがって、本件審決が認定した違反行為に係る本件合意は、本件合意の対象となった荷主向け燃油サーチャージ、AMS チャージ、セキュリティーチャージ及び爆発物検査料（以下「本件4料金」という。）のそれぞれについて金額を決定した「価格の決定カルテル」であり、独占禁止法第2条第6項所定の「対価を決定する」ものに該当すると判断

するのが相当である。

(ウ) 本件合意による競争の実質的制限の存否について実質的証拠はあるか

原告は、一定の取引分野における競争を実質的に制限すると認めるためには違反行為者の市場占有率が少なくとも50%を超えることを要するところ、本件審決は、本件合意による競争の実質的制限の存否についての実質的証拠を欠いている旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、14社（平成16年以降は13社）の国際航空貨物利用運送事業（以下アにおいて「本件業務」という。）における貨物量の合計は、平成13年から平成20年までの我が国における本件業務における総貨物量の72.5%ないし75.0%を占めていたことからすると、このような市場占有率を有する14社によって、本件業務に関する不当な取引制限に当たる合意が成立すれば、本件業務の取引分野における競争を実質的に制限する結果となることは明らかというべきである旨判示した。

(エ) 本件合意は「不当な取引制限」に当たるか、また、燃油サーチャージは本件業務に対する対価（運賃等）の一部として本体運賃等と渾然一体となっているか

原告は、本件合意は、価格カルテルの実施行為である請求行為についての合意にとどまり、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、又は引き上げる行為には当たらないから、本件合意に課徴金を課すことは許されず、また、燃油サーチャージは、航空運賃（以下アにおいて「本体運賃」という。）とは別個の費目で勘定処理されているものの、本体運賃と燃油サーチャージとの各々に対応する固有の役務というものは存在しないのであり、これらに係る費用が渾然一体となって航空運送役務の対価を構成しているのであるから、燃油サーチャージに対応する部分の額だけを対価とする役務はない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、本件4料金は、本件業務という役務の対価である運賃等の一部であるところ、これについての本件合意は、本件事業者である14社（又は13社）が共同して対価を決定したものであり、独占禁止法第2条第6項の「不当な取引制限」に当たることは明らかというべきであり、燃油サーチャージは、本件事業者が荷主から委託を受けた本件業務の対価として本体運賃とともに徴収されるものであるから、本件燃油サーチャージ合意が、同法第7条の2第1項第1号の「役務の対価に係る」ものであることは明らかであるとした上で、本件燃油サーチャージ合意は14社が本件業務の対価である運賃等のうちの燃油サーチャージだけを対象として合意を成立させたものであるから、当該運賃等のうち燃油サーチャージだけを区別することは可能である旨判示した。

(オ) 本件業務は小売業に当たるか

原告は、原告を含む本件事業者は自ら国際航空運送役務を創造するものではなく、航空会社が創造する運送役務を購入して需要者に提供し、マージンを得ているにすぎないから、その実質は小売業に当たり、本件業務を「小売業」に当たらないとした本件審決の判断は誤りである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、原告を含む本件事業者が行う本件業務は運輸業に分類されるものと解するのが相当であり、原告の行う本件業務は、航空会社の運

送を利用して輸出に必要な検査等の手続を行うことも含めて荷主の貨物を運送するという役務を提供することを内容としており、航空会社から一定の容量ないし重量の貨物を運送する役務を買い入れ、同一性を維持したままで荷主にこれを販売するというものではないことは明らかであり、小売業、卸売業に当たらないと解するのが相当である旨判示した。

#### イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

### (4) 古河電気工業(株)による審決取消請求事件（平成24年（行ケ）第1号）（前記表一連番号14）

#### ア 主な争点及び判決の概要

独占禁止法違反行為に係る取引について複数の業種に属する事業活動が混在する場合に、課徴金の額の算定に当たり、いかなる算定率を適用すべきか

原告は、違反行為の中に複数の業種に属する事業活動が混在する場合には、業種ごとに算出した売上額に基づき、それぞれの業種に適用される算定率により課徴金の額を算定すべきであり、三菱電線工業(株)から仕入れた製品に係る取引（以下アにおいて「本件取引」という。）を除くその余の取引については小売業又は卸売業のいずれにも当たらないとして10%の算定率を適用し、本件取引については小売業の実態を有しているとして3%の算定率を適用すべきである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。独占禁止法第7条の2第1項、同法施行令第5条第1項及び第6条第1項の規定に照らすと、課徴金額の算定は、まず違反行為の実行として行われた事業活動の「実行期間」を認定した上で、その期間中に引き渡された商品又は提供された役務の対価の額を合計する方法により算出した「売上額」に算定率を乗ずる方法によると解するのが相当であり、行為者の違反行為に係る個々の取引について、個別に業種を認定した上で、業種ごとに区分した売上額を算出して、その業種に対応する算定率を各別に乗ずることが予定されていると解することは困難である。また、課徴金納付命令は、不当な取引制限等の違反行為ごとに個々の違反行為者に対して発令されるものであり、同法第7条の2第1項所定の「実行期間」とは違反行為の実行としての事業活動が行われた期間をいい、「商品又は役務」とは違反行為の対象として提供した商品又は役務をいい、「売上額」についても「商品又は役務」の売上額とされている以上、違反行為に係るものと解すべきであるから、「実行期間」、「商品又は役務」及び「売上額」はいずれも違反行為ごとに定まるものというべきである。そうすると、課徴金の算定率についても、違反行為に係る事業活動として単一の業種が認定され、それに対応する算定率が適用されると解することが、これらとも整合する解釈といえることができる。したがって、同法第7条の2第1項、同法施行令第5条第1項及び第6条第1項の規定によれば、課徴金額の算定に当たっては、単一の業種を認定した上で、単一の算定率を適用することが予定されていると解するのが相当である。原告の事業活動の業種を検討すると、特定の光ファイバケーブル製品（以下アにおいて「本件特定製品」という。）の販売分野における競争を実質的に制限していた行為（以下アにおいて「本件違反行為」という。）

の対象である本件特定製品の取引には原告が三菱電線工業(株)から仕入れた商品に係る取引も含まれるところ、この取引全体が小売業の実態を有していたと認められる証拠はない上、仮に当該取引が小売業の実態を有していたとしても、原告の本件特定製品の取引全体に占める割合は売上額の5%余りにすぎないのに対し、その余の約95%の取引が小売業又は卸売業のいずれにも当たらないことは当事者間に争いが無い事実であるから、本件違反行為に係る原告の事業活動は、小売業又は卸売業以外の業種に当たると判断するのが相当である。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにより、平成24年度末現在、訴訟係属中である。

(5) 樋下建設(株)ほか2名による審決取消請求事件(平成22年(行ケ)第7号)(前記表一連番号2)

ア 主な争点及び判決の概要

(ア) 本件審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠はあるか

原告らは、本件審決が認定に供した供述調書は信用性が低いなどとして、同審決が認定した合意(以下アにおいて「本件基本合意」という。)を立証する実質的証拠はないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。①本件審決が、原告らが本件基本合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為(以下アにおいて「本件違反行為」という。)の認定に供した供述証拠について、供述内容自体には格別不自然な点はなく、原告らは、その主張に反する供述内容を曖昧、疑問などとして信用性を争っているにすぎず、その主張を考慮したとしても、証拠価値を否定すべき事情があるとはいえない、②本件審決が本件違反行為の認定に供した、供述調書以外の文書について、TST親交会等の関係者から留置した文書の内容はいずれもTST親交会等が受注調整を行っていたとの本件審決が基礎とする事実を裏付けるものといえる、③本件審決が、平成13年4月1日から平成16年10月25日までの期間(以下アにおいて「本件期間」という。)における岩手県発注の特定建築工事(以下アにおいて「本件発注物件」という。)133物件のうち63物件について受注調整が、8物件について研究会が行われていたと認定していることについて、これらの事実は合理的に認定することができ、本件発注物件133物件のうちこれら63物件及び8物件についてこのような受注調整等が行われていたという事実は、本件違反行為の存在を推認させる重要な間接事実であるといえる。以上のことから、本件審決が原告らに対する関係で認定した事実は、本件審決が掲げる証拠により合理的に認定することができ、本件審決については、その基礎となった事実を立証する実質的な証拠がないということとはできず、その他原告らの主張についてなお検討しても、原告らとの関係において、本件審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がないということとはできない。

(イ) 本件違反行為は岩手県発注の特定建築工事における「競争を実質的に制限する」ものであったか

原告らは、本件では、市場の支配がなく、競争の実質的制限があったとはいえないから、本件違反行為が「競争を実質的に制限する」ものとした本件審決の判断は誤りである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。本件基本合意は、岩手県発注の特定建築工事の条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札及び指名競争入札の市場について、受注調整の基本的方法等を取り決める行為であり、県内業者は、平成13・14年度において145社、平成15・16年度において137社であるところ、本件期間中に本件基本合意に加わっていたTST親交会等の会員社は106社(ただし、うち9社は中途から加わった。)である。また、本件発注物件133物件の全ての入札に106社のうちの一部の社が参加し、うち118物件を106社のうちのいずれかが落札し(118物件のうち103件の入札にはアウトサイダーも参加していた。)、さらに、本件基本合意の下に、本件発注物件133物件(本件期間中の岩手県発注の特定建築工事)のうち63物件について受注調整が行われていたことが認められ(うち58物件は106社のうちいずれかの社が落札した。)、8物件について研究会が行われていたことが認められる。このような状態は、106社がその意思で入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態であったというべきであり、この状態が本件基本合意によってもたらされたものであることも明らかである。

(ウ) 原告らに対して排除措置を命ずることにつき、違反行為が既になくなっており認められる場合における「特に必要があると認めるとき」に当たるか

原告らは、受注調整を行った事実はなく、本件違反行為の取りやめは外部的要因によるものではないから、排除措置を命ずることについて「特に必要があると認めるとき」に該当するとした本件審決の判断は誤りである旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、独占禁止法第54条第2項にいう「特に必要があると認めるとき」の要件に該当するか否かの判断については、我が国における独占禁止法の運用機関として競争政策について専門的な知見を有する被告の専門的な裁量が認められるものというべきであるところ、本件審決が「特に必要があると認めるとき」に該当する根拠とした事情は、各証拠により合理的に認定することができ、実質的証拠に欠けるところはないから、原告らについて、同項の「特に必要があると認めるとき」との要件に該当するとの判断が、被告の専門的な裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである旨判示している。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにより、平成24年度末現在、訴訟係属中である。

### 3 最高裁判所における決定

- ・ (株)クボタほか2名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件(平成24年(行ツ)第95号ないし第97号、平成24年(行ヒ)第107号ないし第109号)(前記表

### 一連番号1)の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

## 第2 独占禁止法関係行政事件

### 1 概要

平成24年度当初において係属していた審決取消請求訴訟以外のもので独占禁止法関係行政事件は、独占禁止法第70条の15に基づく閲覧謄写許可処分取消請求事件の1件であった。同事件については、東京地方裁判所において一審原告の請求を棄却する判決が言い渡され、その後、一審原告は控訴した。このため、平成24年度末現在係属中の審決取消請求訴訟以外のもので独占禁止法関係行政事件は1件である。

### 2 平成24年度中に係属中であった独占禁止法関係行政事件

- ・ 平成21年（判）第17号審判事件記録に係る閲覧謄写許可処分取消請求事件

#### ア 事件の表示

東京高等裁判所 平成25年（行コ）第80号

事件記録閲覧謄写許可処分取消請求控訴事件

控訴人（一審原告） 一般社団法人日本音楽著作権協会

被控訴人（一審被告） 国（処分行政庁 公正取引委員会）

（一審の事件番号 東京地方裁判所 平成23年（行ウ）第322号）

提訴年月日 平成23年5月20日

判決年月日 平成25年1月31日（請求棄却，東京地方裁判所）

控訴年月日 平成25年2月13日（一審原告）

#### イ 事案の概要

本件は、平成21年（判）第17号一般社団法人日本音楽著作権協会に対する審判事件（以下イ及びウにおいて「本件審判事件」という。）に係る利害関係人（以下「本件申請者」という。）が独占禁止法第70条の15に基づいて行った本件審判事件の事件記録の閲覧謄写申請に対し、処分行政庁が当該事件記録のうち一部を除いて閲覧謄写を許可する旨の処分をしたところ、一審原告が、その処分の一部分（以下「本件開示決定」という。）の取消しを求めるものである。

なお、一審原告は、本件訴訟の提起とともに、本件開示決定について、本案事件の判決確定までの執行停止を求める申立てをしたところ、東京地方裁判所は、本案事件の第一審判決言渡しまでの間、本件開示決定の執行を停止する決定を行った。

#### ウ 判決の概要

東京地方裁判所は、以下のとおり判示した。

まず、独占禁止法第70条の15第1項の「利害関係人」該当性について、同項の利害関係人とは、当該事件の被審人のほか、同法第70条の3及び第70条の4の規定により審判手続に参加し得る者並びに当該事件の対象を成す違反行為の被害者をいい、被審

人に対し本件審判事件の対象を成す違反行為の被害者としてその差止め又は損害賠償を請求する者は、たとえ当該事件についての審決が確定する前であっても、同法第70条の15第1項にいう利害関係人として事件記録の閲覧又は謄写を請求することができるものというべきであるところ、本件申請者は、本件排除措置命令にいう「他の管理事業者」すなわち本件審判事件の対象を成す違反行為である私的独占の被害者であるということができるのであって、本件申請者は同項にいう利害関係人に該当するものというべきであるし、また、同項の「利害関係人」が処分行政庁の審判手続上の概念であることによれば、事件記録の閲覧又は謄写の申請をした者が当該審判事件の対象を成す違反行為が存在するとすればその被害者であるといえる限りは、当該申請者は同項にいう「利害関係人」に該当するものというべきである。

次に、独占禁止法第70条の15第1項の「正当な理由」があると認めることができない旨の処分行政庁の判断におけるその裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無について、同項に基づく事件記録の閲覧又は謄写の申請があった場合において、その閲覧又は謄写を拒むことについて「第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由」があるか否かの判断は、処分行政庁の合理的な裁量に委ねられているものであると解するのが相当であり、その判断は処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してしたものである場合に限り、違法となるところ、本件開示決定をしたことについて、それが重要な事実の基礎を欠き又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認めることはできないのであって、処分行政庁がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したということとはできないものというべきである。

なお、処分行政庁が利害関係人による閲覧又は謄写に応ずることを拒否することができる正当な理由となるべき、具体的な権利ないし利益としての「弁護士・依頼者秘匿特権」や「職務活動の成果」の法理なるものが存在することを肯認することはできないし、これが慣習法上の権利ないし利益として社会一般に承認されているということができるか否かという見地からみても、そのような具体的な権利ないし利益が存在するという観念が社会の法的確信によって支持される程度にまで達しているということとはできない。

最後に、本件開示決定の適法性について、原告は、前記で検討した点のほかには、本件開示決定の違法を主張しておらず、本件開示決定からは、その余の違法をうかがうこともできないから、本件開示決定は適法な処分であるということが出来る。

## エ 訴訟手続の経過

本件は、一審原告の控訴により、平成24年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

なお、一審原告は、本件訴訟の控訴とともに、本件開示決定について、本案事件の判決確定までの執行停止を求める申立てをしたところ、東京高等裁判所は、本案事件の控訴審判決言渡しまでの間、本件開示決定の執行を停止する決定を行った。

## 第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成24年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は14件であっ

たところ、同年度中に1件の訴えが提起された。これら平成24年度の係属事件15件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが3件、上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件、和解により終了したものが2件、宇都宮地方裁判所大田原支部がした請求認容の判決に対して東京高等裁判所がした原判決取消の判決に対して上訴を行わなかったことにより終了したものが1件、東京地方裁判所立川支部がした請求棄却の判決に対して上訴を行わなかったことにより終了したものが1件あった。また、東京高等裁判所が控訴人の控訴を棄却する判決を下したものが1件、名古屋地方裁判所が原告の請求を棄却する判決を下したものが1件あった（これら2件についてはいずれも上訴されたため係属中である。）。この結果、平成24年度末時点において係属中の訴訟は7件となった。

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
名古屋地方裁判所 20(ワ)3188 20.6.19 ↓ 名古屋高等裁判所 22(ネ)229 22.2.10 ↓ 最高裁判所 23(オ)876 23(受)996 23.3.2	被告らが原告らに対して行った応援不許可の通知の撤回等を求めるもの。	22.1.28 請求一部認容 (独占禁止法24条 に基づく請求につ いては棄却)  23.2.17 原判決変更 (独占禁止法24条 に基づく請求につ いては棄却)  25.2.14 上告棄却及び上告 不受理決定
新潟地方裁判所 20(ワ)701 20.9.3 ↓ 東京高等裁判所 23(ネ)1761, 3443 23.2.9 ↓ 最高裁判所 23(受)2542 23.9.21	被告の昇降機の保守用部品の供給を不当に遅延させる行為によっ て、原告と訴外法人との取引を妨害しているとして、当該行為の差 止めを求めるもの。	23.1.27 請求一部認容 (独占禁止法24条 に基づく請求につ いては棄却)  23.9.6 原判決変更 (請求一部認容の 取消し)  24.4.19 上告不受理決定



裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 21(ワ)29786 21.8.24 ↓ 東京高等裁判所 24(ネ)722 24.1.5 ↓ 最高裁判所 24(オ)1956 24(受)2434 24.7.4	被告に対し、手数料収受行為を行うことを強要されている等として、当該行為の差止めを求めるもの。	23.12.22 請求棄却  24.6.20 控訴棄却  (係属中)
さいたま地方裁判所 21(ワ)3333 21.10.23 ↓ 東京高等裁判所 23(ネ)5717 23.7.8 ↓ 最高裁判所 24(オ)2103 24(受)2600 24.8.6	被告の原告に対する入会拒否は取引拒絶に該当するとして、当該行為の差止め等を求めるもの(独占禁止法第24条に基づく差止請求は平成23年3月25日に追加)。	23.7.8 請求棄却  24.7.26 控訴棄却  25.1.15 上告棄却及び上告 不受理決定
さいたま地方裁判所 23(ワ)55 23.1.11 ↓ 東京高等裁判所 24(ネ)193 23.12.16 ↓ 最高裁判所 24(オ)1558 24(受)1938 24.5.24	被告の原告に対する入会拒否等は取引拒絶等に該当するとして、当該行為の差止め等を求めるもの。	23.12.16 訴え却下及び 請求棄却 (独占禁止法24条 に基づく請求につ いては棄却)  24.5.17 控訴棄却  24.10.16 上告棄却及び上告 不受理決定
札幌地方裁判所 23(ワ)966 23.4.5	被告らが行った原告の取引先に対する競業行為は、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	24.7.26 和解
宇都宮地方裁判所 大田原支部 23(ワ)88 23.5.13 ↓ 東京高等裁判所 23(ネ)8418 23.12.5	一定の区間におけるバスの無料運行は、不当廉売に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	23.11.8 請求認容  24.4.17 原判決取消し (被控訴人の請求 を棄却する)  (確定)

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判決等
東京地方裁判所 23(ワ)29634 23.9.7	原告のドライアイス販売事業に係る顧客等に対し、虚偽の告知・流布を行うことは、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 立川支部 23(ワ)2833 23.10.3	検査登録代行契約を伴わない新車の販売はしないとする販売方法は、抱き合わせ販売等に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	24.7.27 請求棄却  (確定)
東京地方裁判所 23(ワ)32660 23.10.6	原告らが戸建て住宅向けFTTHサービスを提供するために被告らに1分岐単位かつOSU共用に基づく接続を求めたところ、被告らが8分岐単位かつOSU非共用の方針のもとに拒否することは、単独の取引拒絶等に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
大阪地方裁判所 23(ワ)13665 23.11.2	被告が製造販売するインクジェットプリンタについて、技術上の必要性等の合理的理由がないのに赤外線フィルタを搭載し、原告らサードパーティが赤外線インクタンクを販売できなくすることは、抱き合わせ販売等又は取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 24(ワ)2213 24.1.27	被告と原告の間で締結した、図書等販売等基本契約の解除等は、取引拒絶に該当するとして、原告からの発注・業務の委託等の拒絶行為の差止めを求めるもの。	25.1.18 和解
大阪地方裁判所 24(ワ)3113 24.3.22	被告と本地域内に所在する系列の販売店が共同して原告との折込広告の契約を拒絶することは取引拒絶に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
名古屋地方裁判所 24(ワ)1505 24.3.28 ↓ 名古屋高等裁判所 25(ネ)280 25.3.14	被告が地権者らをして、原告と地権者らの間の事業用定期借地権設定予約契約に基づく本契約の締結を拒絶させる行為は、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	25.2.28 請求棄却  (係属中)
東京地方裁判所 25(ワ)5801 25.3.7	被告に対し、神奈川県警察管内の新交通管制保守管理業務の委託条件について、特定業者のみが実行可能な条件を設定することは、当該条件を実行できない業者に対する取引拒絶等に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)

#### 第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成24年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟は、公正取引委員会が把握している限りでは、32件であったところ、同年度中に4件の訴えが提起された。これら平成24年度の係属事件36件のうち、和解により終了したものが4件あった。また、東京高等裁判所が原告の請求を一部認容する判決を下したものが7件及び原告の請求を棄却する判決を下したものが4件あった（これら11件のうち4件については判決が確定して終了し、7件については上訴されたため係属中である。）。この結果、平成24年度末時点において係属中の訴訟は28件となった。

## 1 ニプロ(株)によるアンプル生地管に係る私的独占事件

### (1) 事件の表示

東京高等裁判所平成19年（ワ）第10号  
損害賠償請求事件  
原告 (株)ナイガイ及び内外硝子工業(株)  
被告 ニプロ(株)  
提訴年月日 平成19年11月26日

### (2) 事案の概要

公正取引委員会は、ニプロ(株)によるアンプル生地管に係る私的独占事件について、平成18年6月5日、ニプロ(株)に対し審判審決を行った。当該審決確定後、(株)ナイガイ及び内外硝子工業(株)は、ニプロ(株)に対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

### (3) 訴訟手続の経過

本件については、東京高等裁判所から、平成19年11月27日、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、平成20年8月14日、意見書を提出した。

平成24年12月21日、東京高等裁判所が請求を一部認容する判決を下したため、(株)ナイガイ及び内外硝子工業(株)は平成25年1月7日、上告及び上告受理申立てを行った（上告については同年3月21日に取り下げている）。平成24年度末現在、最高裁判所に係属中である。

### (4) 判決の要旨

本件独占禁止法違反行為によって、生地管の輸入が進まず、価格が高止まり、適正価格で生地管を購入できなかったことによる損害に関しては、本件独占禁止法違反行為が行われていなかった場合に、日本電気硝子(株)製生地管の価格が下落したであろうと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はないことから、損害の発生を認めることはできない。

本件独占禁止法違反行為によって、製薬会社と取引をすることができなくなったことによる損害に関しては、原告が本件独占禁止法違反行為により、本件国内事業に係る取引あるいは取引先を失った可能性は十分にあるが、日本電気硝子(株)製生地管を用いたアンプルの取引が減少する要因には、製薬会社からの発注の減少や原告らの営業活動なども考えられ、それが直ちに本件独占禁止法違反行為による取引の喪失であると推認することはできず、本件独占禁止法違反行為との相当因果関係が認められる個別取引についてのみ、損害の発生を認めることができる。

## 2 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札談合事件

### (1) 事件の表示

東京高等裁判所平成20年（ワ）第6号、第7号、第10号、第13号、第21号、第22号、第26号、第27号、第35号ないし第37号、第39号  
損害賠償請求事件  
提訴年月日 平成20年12月19日

事件番号	原告	被告
平成20年（ワ）第6号	中日本高速道路㈱	㈱神戸製鋼所ほか2名
平成20年（ワ）第7号	中日本高速道路㈱	㈱神戸製鋼所ほか2名
平成20年（ワ）第10号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	住友金属工業㈱ほか1名
平成20年（ワ）第13号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	㈱東京鐵骨橋梁ほか3名
平成20年（ワ）第21号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	㈱神戸製鋼所ほか1名
平成20年（ワ）第22号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	㈱神戸製鋼所ほか2名
平成20年（ワ）第26号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	辻産業㈱ほか3名
平成20年（ワ）第27号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	㈱神戸製鋼所ほか1名
平成20年（ワ）第35号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	JST ㈱ほか3名
平成20年（ワ）第36号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東網橋梁㈱
平成20年（ワ）第37号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	瀧上工業㈱ほか1名
平成20年（ワ）第39号	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	川崎重工業㈱ほか2名

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札談合について、平成17年11月18日、同工事の入札参加業者ら40名に対し当該行為の排除等を命ずる勧告審決を行った。当該審決確定後、前記表に記載の各原告らは、当該審決が認定した入札談合により日本道路公団が被った損害に係る賠償請求権を日本道路公団から承継したとして、三井造船㈱ほか29名に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟35件を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については、次のとおり、東京高等裁判所から、平成21年1月15日から29日までの間に、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、平成21年6月26日、いずれについても意見書を提出した。

本件においては、平成23年度までに22件の訴えの取下げ、1件の和解及び東京高等裁判所が請求を認容する判決を下したものが4件、請求を棄却する判決を下したものが4件（これら8件についてはいずれも上告及び上告受理申立てが行われた。）があった。平成24年度においては、東京高等裁判所が請求の一部を認容する判決を下したものが3件、請求を棄却する判決を下したものが1件あり、これら4件についてはいずれも上告及び上告受理申立てが行われた。平成24年度末現在、12件が係属中である。

事件番号	求意見日	経過等
平成20年（ワ）第6号	平成21年1月22日	平成23年8月30日 請求一部認容 平成23年9月13日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第7号	平成21年1月19日	平成23年11月18日 請求棄却 平成23年12月1日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第10号	平成21年1月15日	平成23年9月9日 請求棄却 平成23年9月20日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第13号	平成21年1月19日	平成24年1月20日 請求棄却 平成24年2月2日 上告及び上告受理申立て (係属中)

事件番号	求意見日	経過等
平成20年（ワ）第21号	平成21年1月27日	平成24年7月27日 請求一部認容 平成24年8月9日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第22号	平成21年1月15日	平成24年1月27日 請求一部認容 平成24年2月9日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第26号	平成21年1月29日	平成24年2月2日 請求一部認容 平成24年2月14日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第27号	平成21年1月27日	平成24年7月27日 請求一部認容 平成24年8月9日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第35号	平成21年1月27日	平成24年5月25日 請求棄却 平成24年6月6日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第36号	平成21年1月22日	平成23年8月30日 請求一部認容 平成23年9月12日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第37号	平成21年1月19日	平成24年1月20日 請求棄却 平成24年2月2日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成20年（ワ）第39号	平成21年1月27日	平成24年7月27日 請求一部認容 平成24年8月9日 上告及び上告受理申立て (係属中)

#### (4) 判決の要旨

##### ア 平成20年（ワ）第35号事件（平成24年5月25日請求棄却，東京高等裁判所）

原告は，被告らから，本件談合を理由として損害金の一部の支払を受けているところ，当該支払は，本件談合により公団が被った損害額を優に超えており，損害はてん補されているから，その余の点を判断するまでもなく，原告の被告らに対する本件損害賠償請求はいずれも理由がない。

##### イ 平成20年（ワ）第21号事件（平成24年7月27日請求一部認容，東京高等裁判所）

原告の損害額は，工事内容変更後の最終契約金額を基礎として認定すべきであるところ，本件工事の落札率が98.54%であったこと，原告が損害額算定において平均落札率算出の根拠として主張する同種工事31事例から付随的工事の事例及び一般的な落札傾向を示しているとはいえない事例9事例を除いた22事例の平均落札率が90.99%であること，平成20年度及び同21年度における東日本高速道路(株)，中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が発注した同種工事の入札事例の平均落札率が92.67%であること，本件談合により落札者が受けた利益のうち不正に過大に得た分は3%から7%であったものと推認することができることを総合して検討すると，本件における損害額は，最終契約金額の6.5%に相当すると認めるのが相当である。

##### ウ 平成20年（ワ）第27号事件（平成24年7月27日請求一部認容，東京高等裁判所）

原告の損害額は，工事内容変更後の最終契約金額を基礎として認定すべきであるところ，本件工事の落札率が97.14%であったこと，原告が損害額算定において平均落札率算出の根拠として主張する同種工事31事例から付随的工事の事例及び一般的な落札

傾向を示しているとはいい難い事例9事例を除いた22事例の平均落札率が90.99%であること、被告らが損害額算定において平均落札率算出の根拠として主張する同種工事59事例及び61事例の平均落札率がそれぞれ93.88%、93.58%であること、平成20年度及び同21年度における東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が発注した同種工事の入札事例の平均落札率が92.67%であること、本件談合により落札者が受けた利益のうち不正に過大に得た分は3%から7%であったものと推認することができることを総合して検討すると、本件における損害額は、最終契約金額の6%に相当すると認めるのが相当である。

エ 平成20年（ワ）第39号事件（平成24年7月27日請求一部認容，東京高等裁判所）

原告の損害額は、工事内容変更後の最終契約金額を基礎として認定すべきであるところ、本件工事の落札率が97.89%であったこと、原告が損害額算定において平均落札率算出の根拠として主張する同種工事31事例から付随的工事の事例及び一般的な落札傾向を示しているとはいい難い事例9事例を除いた22事例の平均落札率が90.99%であること、被告らが損害額算定において平均落札率算出の根拠として主張する同種工事49事例の平均落札率が93.2%であること、平成20年度及び同21年度における東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が発注した同種工事の入札事例の平均落札率が92.67%であること、本件談合により落札者が受けた利益のうち不正に過大に得た分は3%から7%であったものと推認することができることを総合して検討すると、本件における損害額は、最終契約金額の6.5%に相当すると認めるのが相当である。

**3** (株)セブン-イレブン・ジャパンによる優越的地位の濫用事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成21年（ワ）第5号，第6号，平成22年（ワ）第9号，第10号，平成23年（ワ）第8号，平成24年（ワ）第9号

損害賠償請求事件

被告 (株)セブン-イレブン・ジャパン

事件番号	原告	提訴年月日
平成21年（ワ）第5号	Aほか4名	平成21年9月29日
平成21年（ワ）第6号	B	平成21年9月29日
平成22年（ワ）第9号	Cほか1名	平成22年8月4日
平成22年（ワ）第10号	Dほか1名	平成22年8月4日
平成23年（ワ）第8号	Eほか1名	平成23年10月24日
平成24年（ワ）第9号	Fほか1名	平成24年8月16日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、(株)セブン-イレブン・ジャパンが、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項〔優越的地位の濫用〕第4号（注）に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、平成21年6月22日、(株)セブン-イレブン・ジャパンに対し当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、前記表に記載の各原告らは、(株)セブン-イレブン・ジャパンに対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠

償請求訴訟をそれぞれ東京高等裁判所に提起した。

(注) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項第4号

### (3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については、次のとおり、東京高等裁判所から、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、いずれについても意見書を提出した。

本件については、平成24年度末現在、6件全てが東京高等裁判所に係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成21年（ワ）第5号	平成21年10月26日	平成21年12月16日	（係属中）
平成21年（ワ）第6号	平成21年10月27日	平成21年12月16日	（係属中）
平成22年（ワ）第9号	平成22年8月12日	平成22年9月10日	（係属中）
平成22年（ワ）第10号	平成22年8月9日	平成22年9月10日	（係属中）
平成23年（ワ）第8号	平成23年12月1日	平成23年12月15日	（係属中）
平成24年（ワ）第9号	平成24年8月21日	平成24年9月12日	（係属中）

## 4 地方公共団体が発注するごみ処理施設建設工事の入札談合事件

### (1) 事件の表示

東京高等裁判所平成22年（ワ）第7号、第8号、第11号、第13号ないし第15号、平成23年（ワ）第2号、第3号、第6号、第9号、平成24年（ワ）第5号、第8号、第11号

損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成22年（ワ）第7号	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	JFE エンジニアリング(株)	平成22年5月20日
平成22年（ワ）第8号	多摩川衛生組合	川崎重工業(株)	平成22年6月24日
平成22年（ワ）第11号	熱海市	JFE エンジニアリング(株)ほか4名	平成22年8月19日
平成22年（ワ）第13号	東金市外三市町清掃組合	(株)タクマ	平成22年9月29日
平成22年（ワ）第14号	中巨摩地区広域事務組合	JFE エンジニアリング(株)	平成22年12月7日
平成22年（ワ）第15号	印西環境整備事業組合	JFE エンジニアリング(株)	平成22年12月24日
平成23年（ワ）第2号	広島中央環境衛生組合	JFE エンジニアリング(株)	平成23年2月25日
平成23年（ワ）第3号	茅野市	三菱重工業(株)	平成23年2月28日
平成23年（ワ）第6号	安中市	(株)タクマ	平成23年8月22日
平成23年（ワ）第9号	湯河原町真鶴町衛生組合	川崎重工業(株)	平成23年10月31日
平成24年（ワ）第5号	山口市	(株)タクマ	平成24年3月27日
平成24年（ワ）第8号	米子市	JFE エンジニアリング(株)	平成24年7月23日
平成24年（ワ）第11号	小野加東環境施設事務組合	(株)タクマ	平成24年9月13日

### (2) 事案の概要

公正取引委員会は、地方公共団体が発注するごみ処理施設建設工事の入札談合について、平成18年6月27日、日立造船(株)ほか4名に対し当該行為の排除等を命ずる審判審決を行った。当該審決確定後、前記表に記載の各原告は、それぞれ、各被告に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

### (3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については、次のとおり、東京高等裁判所から、独占禁止法第84条第1

項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、いずれについても意見書を提出した。

本件については、平成23年度までに4件の和解があった。平成24年度においては、4件が和解により終了し、東京高等裁判所が請求の一部を認容する判決を下したものが3件、請求を棄却する判決を下したものが3件あり、これら6件のうち4件は判決が確定して終了し、2件は上告及び上告受理申立てが行われた。平成24年度末現在、5件が係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成22年（ワ）第7号	平成22年5月26日	平成22年7月6日	平成24年9月10日 請求一部認容
平成22年（ワ）第8号	平成22年6月30日	平成22年7月30日	平成24年4月5日 和解
平成22年（ワ）第11号	平成22年9月16日	平成22年10月12日	平成25年3月15日 請求一部認容 平成25年3月25日、29日、4月4日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成22年（ワ）第13号	平成22年10月6日	平成22年10月25日	平成24年8月28日 和解
平成22年（ワ）第14号	平成22年12月15日	平成23年1月13日	平成24年11月16日 請求棄却
平成22年（ワ）第15号	平成23年1月11日	平成23年1月31日	(係属中)
平成23年（ワ）第2号	平成23年3月11日	平成23年3月30日	平成24年9月21日 請求一部認容 平成24年10月5日 上告及び上告受理申立て (係属中)
平成23年（ワ）第3号	平成23年4月15日	平成23年5月12日	平成25年2月5日 請求棄却
平成23年（ワ）第6号	平成23年9月15日	平成23年9月30日	平成24年6月29日 和解
平成23年（ワ）第9号	平成23年11月11日	平成23年11月22日	平成24年11月27日 請求棄却
平成24年（ワ）第5号	平成24年4月12日	平成24年5月7日	(係属中)
平成24年（ワ）第8号	—	—	平成25年3月28日 和解
平成24年（ワ）第11号	平成24年9月19日	平成24年10月9日	(係属中)

(4) 判決の要旨

ア 平成22年（ワ）第7号事件（平成24年9月10日請求一部認容，東京高等裁判所）

原告の被った損害は、本件対象期間における工事の平均落札率が、アウトサイダーが受注した工事は92.64%、本件5社のうちのいずれかが受注した工事は96.6%であること、本件対象期間以降に地方公共団体が発注した工事の平均落札率が、アウトサイダーが受注した工事は95.2%、本件5社が受注した工事が90.1%であること、平成17年の独占禁止法改正の際に、公正取引委員会が過去の違反事例における不当利得を推計したところ、平均して売上額の16.5%程度、約9割で8%以上の不当利得が存在するとの結果であったこと、本件違反行為により被告が支払った課徴金は契約金額の6%であること、また、本件工事が被告の重点物件で、落札希望が極めて強く、入札金額を低めに設定した可能性も全く否定できないことなどを考慮し、契約金額の5%をもって相当と判断する。

イ 平成22年（ワ）第11号事件（平成25年3月15日請求一部認容，東京高等裁判所）

民法第709条と独占禁止法第25条の両損害賠償請求制度の趣旨は異なるものであり、両者の訴訟物が同一であると解することはできないことから、原告が、独占禁止法第25条第1項の損害賠償請求権を裁判上主張することが可能になった審決の確定後に提



起された本件訴えは、原告の住民が提起した本件住民訴訟を不当に蒸し返すものであるとか、訴訟上の信義則に反するものであるということとはできず、適法である。

原告は、被告らの本件違反行為により、本件想定価格と本件落札価格の差額に相当する損害を被ったというべきであるが、落札価格が各工事の種類、内容によって、大きく変わり得るものであることは明らかであり、本件の損害は、その性質上その額を立証することが極めて困難であるから、本件に顕れた事情を総合考慮し、本件落札価格の約5%に当たる3億円をもって原告が被った相当な損害額であると認める。

ウ 平成22年（ワ）第14号事件（平成24年11月16日請求棄却，東京高等裁判所）

本件工事に関して被告の責任を問うためには、本件基本合意に基づいて個別談合が行われ、かつ、その個別談合で形成された合意が実行に移されたことが認められなければならないところ、本件で認定できる事実によれば、本件工事について、個別談合が行われ、その結果として被告が落札した疑いはなお残っているということが出来るが、本件に顕れた当事者双方の主張及び全証拠を前提に検討すると、本件工事について個別談合が行われたことを推認するに足る十分な証拠はないことに帰することになる。

エ 平成23年（ワ）第2号事件（平成24年9月21日請求一部認容，東京高等裁判所）

原告が被った損害額は、実際の落札価格と想定落札価格との差額ということが出来る。そして、本件合意に基づいて談合が行われたと認定された期間において、本件5社以外の会社が落札・受注したストーカ炉建設工事のうち、経済的に正常かつ通常取引と認められる範囲の工事の平均落札率を算出し、予定価格にこれに乗じた金額をもって想定落札価格と認めるのが相当であるところ、当該ストーカ炉建設工事のうち採算を度外視した受注をした疑いを払拭できない落札率75%を下回る案件及び随意契約による落札率100%の案件を除いた当該平均落札率は91.6%であるから、これにより損害額を算定する。

オ 平成23年（ワ）第3号事件（平成25年2月5日請求棄却，東京高等裁判所）

本件入札においては、原告が当初の設計額の予測や予定価格を大幅に減額した上で実施されたものであり、本件5社がその価格を認識していたとはいえないこと、入札が2回実施されたが、いずれも予定価格を下回らなかったこと、しかもその1回目は被告ではなく川崎重工業(株)が最も低額な入札価格であったこと、随意契約における見積りも2回実施され、その2回目に予定価格を下回ったことに照らすと、本件入札が被告を含む本件5社の談合に基づくものであると認定ないし推認することは困難であるというべきである。

カ 平成23年（ワ）第9号事件（平成24年11月27日請求棄却，東京高等裁判所）

本件入札が被告を含む本件5社及び(株)荏原製作所の談合に基づくものであると認定ないし推認することは困難であるといわざるを得ない。

**5** 大気常時監視自動計測器の製造販売業者による入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成23年（ワ）第7号，第10号，第13号，平成24年（ワ）第7号  
損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成23年（ワ）第7号	川口市	東亜ディーケーケー(株)ほか2名	平成23年10月24日
平成23年（ワ）第10号	相模原市	東亜ディーケーケー(株)ほか2名	平成23年11月4日
平成23年（ワ）第13号	群馬県	東亜ディーケーケー(株)ほか2名	平成23年12月27日
平成24年（ワ）第7号	宮城県	東亜ディーケーケー(株)	平成24年5月1日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、国の機関及び地方公共団体が発注する大気常時監視自動計測器の入札談合について、平成20年11月12日、東亜ディーケーケー(株)ほか2名に対し当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、前記表に記載の各原告は、それぞれ、各被告に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については、次のとおり、東京高等裁判所から、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、いずれについても意見書を提出した。

本件については、平成24年度末現在、4件全てが東京高等裁判所に係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成23年（ワ）第7号	平成23年11月4日	平成24年1月31日	(係属中)
平成23年（ワ）第10号	平成23年11月11日	平成24年1月31日	(係属中)
平成23年（ワ）第13号	平成24年1月18日	平成24年2月8日	(係属中)
平成24年（ワ）第7号	平成24年6月12日	平成24年6月26日	(係属中)

## 第6章 競争環境の整備

### 第1 公益事業分野等における規制改革に関する調査・提言等

#### 1 調査・検討の趣旨

公正取引委員会では、昭和57年に政府規制制度について横断的に調査・分析した際に電気事業をその対象として以降、経済産業省における見直しに合わせて、電気事業における規制の在り方等につき検討・提言を行ってきた。

今般、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において、公正取引委員会は、①「一般電気事業者（注1）の市場支配力及び新電力（注2）のシェアが伸びていない状況」及び②「一般電気事業者間の供給区域（注3）を越えた競争が起きていない状況や、需要家の全国レベルでの一括受電契約が進まない状況」をそれぞれ踏まえて、「経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る」ととされた。

今回、公正取引委員会は、前記閣議決定を受け、電力市場の現状について調査を行うとともに、競争政策の観点から検討を行って考え方を整理し、平成24年9月21日、「電力市場における競争の在り方について」として取りまとめ、公表した。

（注1）「一般電気事業者」とは、一般の需要（自由化分野の需要を除いた、家庭用等の電力の需要のことをいう。）に応じ電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣の許可を受けた者であり、既存の10電力会社を指す。

（注2）「新電力」とは、自由化分野の需要家の需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣に届出をした者であり、特定規模電気事業者を指す。

（注3）「供給区域」とは、各一般電気事業者に一般の需要に応ずる供給義務が課される区域をいう。

#### 2 公正取引委員会としての問題意識

公正取引委員会は、前記1の閣議決定を受けて本件調査を行うに当たり、

- (1) 規制の目的は政策的要請に照らして合理的であるか、また、規制の内容はその目的に照らして必要最小限のものか
  - (2) 規制の内容や方法が、事業者のインセンティブに照らして、合理的に目的を達成し得るものか
  - (3) 電力市場の特性やそれによる事業者の行動等により自由かつ活発な競争が妨げられるのであれば、これらへの対応が必要ではないか
- という3点の問題意識を踏まえて検討を行った。

#### 3 調査・検討の方法

平成24年4月9日から、公正取引委員会ホームページ上で、自由化分野の需要家、新電力等及び自ら発電設備を所有する事業者を対象に、電力市場の競争実態に関する情報を募集した。また、一般電気事業者9社、新電力8社、発電設備保有者4社、電力関連サービス事業者2社、自由化分野の需要家3社及び消費者団体1団体の計27者に対するヒアリン

グ調査を実施したほか、独占禁止政策協力委員のうち消費者団体関係者等55名から意見を聴取した。さらに、一般電気事業者9社及び新電力11社並びに公営企業体（地方公営企業法第2条に規定する電気事業を行う地方公共団体の経営する企業）として水力発電を行っている26者に対してアンケート調査を実施した。

#### 4 各分野における主な現状と問題点（調査結果）

##### (1) 小売分野

自由化分野における新電力の販売電力量シェアは、約3.5%（平成22年度）と小さく、特に工場等の産業用におけるシェアが事務所・店舗等の業務用に比して小さい。その要因としては、新電力は、一般電気事業者に比べて変動費用の高い電力を電源としており、夜間の電力使用量が大きい需要家との関係等で有利な料金の設定や大量の電力の安定的な供給が困難であることが考えられる。さらに、特に高圧の需要家は数が多く、また、小規模な需要家が多いことから、営業及び顧客の管理に費用が掛かると新電力は主張している。

一方、一般電気事業者による供給区域外への供給事例は1件のみである。一般電気事業者は、長年の地域独占体制と供給義務の下で、自社の供給区域内の需要への対応に最適化しており、営業範囲を拡大するインセンティブがないこと、連系線（注4）及び周波数変換装置（以下「FC」という。）の容量の制約から、電気事業者は需要場所と同一の供給区域内に電源を確保する必要性が高く、そのために供給区域外への供給費用が高くなること等が考えられる。

（注4）「連系線」とは、一般電気事業者の供給区域間を結ぶ送電設備をいう。

##### (2) 発電・卸売分野

発電電力量の7割超を一般電気事業者が占める中、新電力の電力調達先に占める一般電気事業者及び卸電力取引所の割合は1割未満であり、電力の大半を自家発業者等に依存している。また、新電力は変動費用の高い電源のウエイトが大きい。

新電力は、発電費用の低い発電所の新規建設が困難である。

発電設備の償却期間が長いこと等から、公営企業体を含む自家発業者等は、長期契約によって一般電気事業者に電力を供給している。

一般電気事業者は、小売分野で新電力と競合していることから、卸電力取引所を通すなどして新電力に電力を供給するインセンティブがない。

卸電力取引所は、流動性が小さいなど、新電力が電力調達先として依存することができない。

##### (3) 送配電分野

託送料金については、算定方法が規制され、一般電気事業者において会計分離もなされているが、外部からは、一般電気事業者が過大な託送料金を設定することにより新電力を不利に扱うインセンティブがあるように見える。

新電力は、インバランス（注5）に伴う負担について、新電力の事業規模に照らして系統（注6）安定に及ぼす影響が小さいにもかかわらず、同時同量義務（注7）を達成するための設備等及びインバランスに伴う負担が大きいため、供給費用が高くなり、参入障壁になっていると主張している。また、一般電気事業者は自己の小売部門に係る実

際のインバランスを把握しておらず、一定量をインバランス相当量とみなして、託送収支を計上している。

(注5) 「インバランス」とは、電力の総発電量と総需要量とが同時同量に達しなかった分をいう。

(注6) 「系統」とは、発電所から需要家の受電設備に至る電気のネットワークをいう。

(注7) 「同時同量義務」とは、新電力各社に対し、30分間の中で総発電量と総需要量の合計を一致させる30分実同時同量の達成が求められていることをいう。

## 5 競争政策上の考え方

### (1) 基本的な考え方

#### ア 電力市場における競争の状況

前記4に示した電力市場の現状に照らすと、小売分野において参入が自由化されたにもかかわらず、有効な競争が行われていない。このような状況の下では、単に規制緩和を進めて事業者の行動の選択肢を拡大しても、それだけでは、競争の活性化は期待できない。

また、需要家の数が非常に多く、その多くが中小規模であるという電力市場の特性及び中小需要家にとって、新電力は電力調達先として現実的な選択肢となっていない現状から、一般電気事業者と中小需要家の間には交渉力格差が存在する。

現在、小売分野の全面自由化に向けた検討が進んでいるところ、全面自由化は競争政策上好ましい方向性と考えられるが、たとえ小売分野への参入を完全自由化した場合であっても、前記の状況について対処がなされない限り、新たに自由化された分野も現在の自由化分野と同じ状況となるにとどまり、有効な競争の実現は困難である。

#### イ 今後の対応の在り方

今後の電気事業制度の在り方及び制度改革の進め方については、所管当局において、需給対策、環境対策等の政策的要請も踏まえながら判断していくものと考えられる。その際、電力市場において、小売分野における有効な競争を確保し、そのメリットを需要家が享受できるようにするためには、共通のインフラ整備が十分になされるような制度設計を行った上で、事業者のインセンティブに踏み込んで、関係する事業者の経済合理的な行動により、新電力の電源調達等の環境が改善されるような制度が構築されることが必要である。

また、電力市場の特性を踏まえ、需要家のニーズを取りまとめて電気事業者と交渉するサービスや需要家がまとめて電力の供給条件について交渉することを促進することで、需要家の要望がメニューや価格に反映されやすくすることが必要である。

なお、公正取引委員会としては、今後とも、独占禁止法を厳正に執行するとともに、「適正な電力取引についての指針」(平成11年12月公正取引委員会・通商産業省〔現経済産業省〕公表)の活用等を通じて同法の解釈運用についての明確化を図っていくこととしている。

### (2) 事業者のインセンティブを踏まえた対応

#### ア 一般電気事業者の発電・卸売部門と小売部門の分離

一般電気事業者が新電力への電力供給を行うインセンティブを確保することができるよう、新電力に対する電力供給者である発電・卸売部門と需要家に対する売手として新電力と競争関係に立つ小売部門を分離して、別個の取引主体とすることが考え

られる。

一般電気事業者の発電・卸売部門と小売部門が、少なくとも法人として分離されれば、発電・卸売部門と小売部門の間の取引条件と、発電・卸売部門と新電力の間の取引条件は、発電・卸売部門にとって同じ取引先小売事業者に対する取引に係るものとして比較され得るものとなり、発電・卸売部門が新電力への電力供給を抑制し、又は新電力への電力供給において小売部門への供給条件と比較して合理的に説明することのできない差別的な条件を設定することはより困難となると考えられる。例えば、分離された発電・卸売部門が、自社のグループ内の小売部門の競争事業者に対して差別的な取扱いを行った場合には、私的独占の禁止（独占禁止法第3条前段）又は不公正な取引方法の禁止（独占禁止法第19条）に違反する可能性がある。

#### イ 一般電気事業者の送配電部門の分離

一般電気事業者の送配電網は、新電力を含め、電力供給に関わる事業者が共通して利用する設備であるから、利用者に対する開放性・中立性・無差別性を確保することが必要である。

このため、競争政策の観点からは、小売分野又は発電・卸売分野において競合する事業者を不利に扱うインセンティブを除去すべく、送配電網を発電・卸売部門及び小売部門から分離することが必要であると考えられる。具体的な制度設計については、可能な限り開放性・中立性・無差別性の確保が達成されるような内容であることが求められる。

#### (3) 独占的に提供される設備・サービスの利用条件の適正化の確保

##### ア 託送料金

送配電部門が分離されたとしても、引き続き送配電サービスの供給者が独占であることから、独占の弊害に対応するため、託送料金の水準については一定の規制が必要である。規制に当たっては、競争政策の観点からは、できる限り送配電部門の効率化を促す方法によることが望ましい。

##### イ 同時同量義務とインバランスに伴う負担

系統全体での同時同量の確保は、系統を管理する送配電網運用者において一元的に行わなければならない。そのための費用の負担は、競争関係にある一般電気事業者と新電力の間で公平でなければならない。

このため、一般電気事業者と系統を管理する送配電網運用者を分離し、一般電気事業者も実際のインバランスの量に基づいたインバランス料金を負担することが必要であると考えられる。

#### (4) インフラの整備

##### ア 連系線・FCの増強

送配電分野は独占状態となることから、送配電部門を分離したとしても、自社で連系線等を強化する積極的な投資インセンティブは働かないと考えられる。そこで、連系線等の強化について行政機関等の中立的な立場からの一定の介入・規制も必要であると考えられる。

##### イ 卸電力取引所の活性化

一般電気事業者の発電・卸売部門と小売部門が分離されたとしても、使い勝手の悪

さが残る場合には、経済合理的な事業者が卸電力取引所での取引を積極的に行うことは期待できない。したがって、参加者にとって更に使い勝手の良い商品設計や取引ルールの見直しが円滑になされるような卸電力取引所の運営の在り方が求められる。

#### ウ スマートメーターの仕様等について

通信ネットワークを含む仕様や、スマートメーター（注8）から得られる情報の取扱いにおいて、小売事業者間の競争が阻害されることのないような制度設計が求められる。

（注8）「スマートメーター」とは、電力会社等の検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や遠隔開閉機能を有した電子式メーターをいう。

### (5) 小売分野における交渉力格差の考慮

#### ア 複数の小規模な需要家による電気事業者との一括交渉

前記(1)から(4)の各施策を通じて新電力が価格競争力のある電力を調達することが可能となれば、需要家が新電力への切替えの可能性を背景に一般電気事業者に対して交渉力を獲得することが考えられるが、需要家による一括交渉が可能であれば、このような切替え可能性を背景とした交渉は更に有効なものとなり、需要家の交渉力の一層の向上につながるものと考えられる。

このような需要家側の取組と独占禁止法の関係については、例えば、中小規模の事業者が構成する事業者団体が電力の一括交渉を行う場合については、現在の電力市場において、電力調達に係る一括交渉を行った場合にそのシェアが電力市場における競争に影響を与える事業者団体は想定し難いところ、一般的に、商品又は役務の供給分野におけるシェアが大きく、かつ商品又は役務の供給に要するコストに占める電気料金の割合が高い場合を除いて、中小規模の事業者が構成する事業者団体による電力調達に係る一括交渉は独占禁止法上問題とならないと考えることが可能である。

#### イ デフォルト・サービス約款の策定・公表の義務付け等

小売分野の全体について新規参入を認めることにより、新たに競争が導入されることとなる小口供給の分野では、市場支配力の濫用があった場合における料金の上昇等の影響は現在の自由化分野よりも更に大きいことから、これを防止するため、最終的に供給に応じるべき者についてのルールを設定し、当該電気事業者に対して、最低限の取引条件を定めた約款（デフォルト・サービス約款）の策定と公表を義務付けし、それよりも需要家にとって不利な条件での契約を禁止することが考えられる。

### (6) その他

#### ア 公益事業特権の見直し

一般電気事業者には認められて、新電力には認められない公益事業特権については、各法律における規制の趣旨に照らしつつ、一般電気事業者のみを公益事業特権の対象とすることに合理的な理由がない場合は、特権を見直し、できるだけ同等のものとするのが望ましい。

#### イ 公営水力等公営企業体が保有する電源に係る電力の売却

公営水力等公営企業体が保有する電源に係る電力については、条例等の規制によって一般電気事業者以外の者への売却が禁じられているのであれば、当該規制を見直し、入札等により、新電力にもその電力を利用する機会が与えられるようにすること

が適当である。

## 第2 独占禁止法適用除外の見直し

### 1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

#### (1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）を、それぞれ同法の規定の適用除外としている。

#### (2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、平成24年度末現在、保険業法等14の法律がある。

### 2 適用除外の見直し

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、平成24年度末現在、15法律21制度まで縮減された。



### 3 適用除外カルテル

#### (1) 概要

価格、数量、販路等のカルテルは、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、独占禁止法上禁止されているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法等に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、平成24年度末現在、28件となっている。

#### (2) 個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成24年度において、個別法に基づき主務大臣から公正取引委員会に対し同意を求められ、又は協議若しくは通知のあった適用除外カルテルの処理状況は第1表のとおりであり、このうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は、次のとおりである。

第1表 平成24年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条 第1項 第1号, 第102条	第101条	同意 (第105条 第1項)	0	所要の検討を行った結果, 同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				2 (変更2)	
		地震保険				1 (変更1)	
		船舶保険	第101条 第1項 第2号, 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険(対人賠償 保険部分)				1 (変更1)	
		自動車保険(対人賠償, 自損事故及び無保険車 傷害保険部分)				1 (変更1)	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の	自動車損害賠償責任保険	第7条の2 第1項 第2号, 第9条の3	第7条の3	通知 (第9条 の3 第3項)	1 (変更1)	-
		地震保険				1 (変更1)	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設, 容器その他の販売方法の規制		第42条 第5号, 第43条	第93条	協議 (第94条 第1項)	0	-
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第95条, 第95条の3, 第97条, 第97条の3	第95条	通知 (施行令 第49条 の2 第2項)	8	-
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金, 価格, 営業方法の制限等		第8条, 第9条	第10条	協議 (第13条 第1項)	0	-
輸出入取引法	輸出取引における価格, 数量, 品質, 意匠その他の協定等		第5条, 第11条 第2項, 同条第3項	第33条	通知 (第34条 第1項)	0	-
道路運送法	生活路線確保のための共同経営, 旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営		第18条, 第19条	第18条	協議 (第19条 の3 第1項)	0	-

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結果
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条 第1号, 第111条	第110条	協議 (第111条 の3 第1項)	0	-
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸, 運賃その他の運輸に関する協定	第110条 第2号, 第111条	第110条	通知 (第111条 の3 第2項)	18 (締結1) (変更17)	-
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営, 利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条 第1~3号, 第29条	第28条	協議 (第29条 の3 第1項)	4 (変更4)	所要の検討を行った結果, 異議ない旨回答した。
	<外航>運賃, 料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条 第4号, 第29条の2	第28条	通知 (第29条 の4 第1項)	473 (締結12) (変更461)	-
内航海運組合法	運賃, 料金, 運送条件, 配船船腹, 保有船腹等の調整等	第8条 第1項 第1~6号, 第10条, 第12条	第18条	協議 (第65条 第1項)	1 (変更1)	所要の検討を行った結果, 異議ない旨回答した。

#### ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業, 原子力保険事業, 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険契約に関する法律に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合には, 金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は, 認可をする際には, 公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成24年度において, 金融庁長官から同意を求められたものは5件であった(全て変更認可に係るもの)。また, 平成24年度末における同法に基づくカルテルは9件である。

#### イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は, 自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には, 金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は, 届出を受理したときは, 公正取引委員会に通知することとされている。

平成24年度において, 金融庁長官から通知を受けたものは2件であった。また, 平成24年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

#### ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者(実演家又はレコード製作者)が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については, 毎年, その請求額を文化庁長官が指定する団体(指定団体)

と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成24年度において、文化庁長官から通知を受けたものは8件であった。

#### エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成24年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成24年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

#### オ 航空法に基づくカルテル

##### (ア) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成24年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成24年度末における同法に基づくカルテルはない。

##### (イ) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成24年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは18件であった。

#### カ 海上運送法に基づくカルテル

##### (ア) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成24年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは4件であった（全て変更認可に係るもの）。また、平成24年度末における同法に基づくカルテルは5件である。

## (イ) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成24年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは473件であった。

## キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成24年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは1件であった（変更認可に係るもの）。また、平成24年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

## 4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条各号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、平成24年度において、184件であった（附属資料3-9表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

(単位：件)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
協同組合届出件数	320	149	134	197	208	179	154	142	141	184

## 5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌，新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

(1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

(2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されないよう著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

(3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

### 第3 競争評価に関する取組

#### 1 競争評価の実施に関する動向

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）を行うこととされており、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成24年度においては、総務省から42件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

## 2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について相談を受け付け、各府省における競争評価の実施の支援を行った。

## 第4 ガイドライン等の策定・公表

---

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月公表）、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表）、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月公表）、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月公表）、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月公表）、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月公表）、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月公表）、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月改定）、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月公表）等を策定・公表している。

また、個々の具体的な行為について事業者等からの相談に応じるとともに、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（平成23年度に寄せられた相談について、平成24年7月4日公表）。

## 第5 入札談合の防止への取組

---

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成24年度においては、国の本省庁との連絡担当官会議を11月27日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、中央官庁、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成24年度においては、研修会を全国で21回開催するとともに、国、地方公共団体及



び特定法人に対して214件の講師の派遣を行った。

## 第6 企業におけるコンプライアンスの向上のための施策

市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから、公正取引委員会では、これまで、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス（以下「独占禁止法コンプライアンス」という。）活動の状況を把握し、改善のための方策等を提示するため、東証一部上場企業や外資系企業等に対してアンケート調査等を実施し、報告書の取りまとめ・公表を行ってきた。

平成22年6月に公表した報告書「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況について－コンプライアンスの実効性を高めるための方策－」では、独占禁止法コンプライアンスの実効性を高めるための方策を提示するなど、独占禁止法コンプライアンスについてその実効性を確保するための一層の取組が求められることを指摘したところである。

これを踏まえ、①東証一部上場企業に対するアンケート調査、②企業法務を専門とする弁護士や過去に独占禁止法違反行為について法的措置を命じられた企業等に対するヒアリング調査、③アンケート調査において興味深い成功例・失敗例等の実例を回答した企業に対するヒアリング調査等を実施し、平成24年11月28日、「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」として取りまとめ、公表した。

調査結果によれば、独占禁止法コンプライアンスの実効性を確保するために有効であると考えられる方策や工夫・留意点は、次のとおりである。

### 1 独占禁止法コンプライアンス・プログラムの実効性を確保するための方策（総論）

#### －独占禁止法コンプライアンス・プログラム全般－

#### (1) 経営トップのコミットメントとイニシアティブ

独占禁止法コンプライアンスの実効性を確保する上で最も重要な要素は、経営トップが独占禁止法コンプライアンスに対するコミットメントを表明し、イニシアティブを発揮することである。また、経営トップが独占禁止法コンプライアンスを重視している姿勢が社員に的確に伝わるようにするために、経営トップが明確なメッセージを、繰り返し、直接伝えることが重要である。

#### (2) 実情に応じた独占禁止法コンプライアンス・プログラムの構築

実効性ある独占禁止法コンプライアンス・プログラムを構築するためには、自社固有の独占禁止法上のリスクに着目し、それに対応する施策を検討していくことが重要である。

特定した独占禁止法上のリスクについて、やみくもに対策を講じたとしても、実施コストは増大する一方、必ずしも実効的な対処となるとは限らないため、当該リスクに応じた解決策や防止策を的確に選択することが必要である。

(3) 独占禁止法法務・コンプライアンス担当部署と実施体制の整備

担当役員を配置することは、意思決定の迅速化や取締役会等の経営意思決定機関におけるコンプライアンスに関する取組の徹底に資する。

また、法務・コンプライアンス担当部署の担当者に加えて、各事業部門内の社員を独占禁止法コンプライアンス担当者として指定し、同社員にその一端を担わせることによって、事業の実態に即した主体的な取組を期待することができる。

(4) 企業グループとしての一体的な取組

国際カルテル等の摘発に対する各国・地域競争当局の協力・連携が進み、また、我が国の課徴金減免制度においては企業グループ内の複数企業の共同利用が可能となるなど、海外での事業活動も含めた企業グループとしての一体的対応が一層重要となっている。

**2** 独占禁止法コンプライアンス・プログラムの実効性を確保するための方策（各論）  
— 「3つのK」 —

(1) 研修等（Kenshu）による未然防止

ア 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

社員に、独占禁止法違反行為についての知識を効果的・効率的に習得させるための有用な方策である。内容をより実践的なものとすることが求められる。

イ 社内研修の実施

社員に、独占禁止法コンプライアンス上の知識を習得させるための重要な方策である。内容をより実効的なものとすることが求められる。

ウ 法務相談体制の整備

独占禁止法違反行為の未然防止だけでなく、独占禁止法違反を懸念して営業活動が過度に萎縮することがないようにするためにも、相談体制が設けられ、活用されることが必要である。

エ 社内懲戒ルール of 整備

独占禁止法違反行為の未然防止には、社内懲戒ルールによる違反行為への誘因の抑制が不可欠である。実効性を担保するためには、独占禁止法違反行為への関与が懲戒対象となることの明記・周知とともに、処分を社内で公表することも必要である。

オ 同業他社との接触ルールの策定

特に営業担当者による同業他社との接触は、カルテルや入札談合のリスクが高く、具体的な留意事項等を定め周知することが必要である。

(2) 監査等（Kansa）による確認と早期発見

ア 独占禁止法監査の実施

業務監査は、独占禁止法違反行為の早期発見に関しても有用である。監査を効果的・効率的に実施するためには、独占禁止法上のリスクの高い部門や事案について重点的に行う、既存の仕組みを活用するなどの工夫が求められる。

イ 内部通報制度の整備

水面下で生じている問題行為に関する情報を入手する上で重要な手段であり、内部通報制度を設けるだけでなく、利用されるものとする必要がある。

#### ウ 社内リニエンシー

独占禁止法違反行為の社内における早期発見と、その後の社内調査や公正取引委員会等による調査における関係社員の協力姿勢の確保につながる方策である。

### (3) 危機管理（Kikikanri）

#### ア 経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定

独占禁止法違反行為に係る情報に接した場合、想定されるリスクやコストを可及的に最小化するためには、情報を迅速に収集・分析・評価し、的確な意思決定を行うことが重要である。

#### イ 課徴金減免制度等の積極的活用

独占禁止法違反に伴うコスト低減のためには、課徴金減免制度や海外諸国における同様の制度を利用することが有用である。

#### ウ 有事対処マニュアルの事前整備

独占禁止法違反行為に係る情報に接した場合の対処方針や手続といった基本事項を事前に文書で取りまとめ、関係者間で共有しておくことが有益である。

#### エ 的確な社内調査の実施

独占禁止法違反行為に係る情報に接した場合に迅速かつ正確に、情報収集をするため、経営トップがイニシアティブを発揮し、社内調査への協力の確保と社内文書等の資料の保全を図ることが重要である。

また、当該情報に係る事業と類似・関連する事業や海外における同種の事業における調査の必要性にも留意する必要がある。

## 第7 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、独占禁止法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち、事業分野に関する考え方についてガイドラインを公表しており、その別表には、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件（国内総供給価額が1000億円超で、かつ、上位1社の事業分野占拠率が50%超又は上位2社の事業分野占拠率の合計が75%超）に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を掲載している（第4表）。

別表については、生産・出荷集中度の調査結果等に応じ逐次改定してきている（直近では、平成24年8月29日に改定）。その中でも特に集中度の高い業種については、生産、販売、価格、製造原価、技術革新等の動向、分野別利益率等について、独占禁止法第2条第7項第2号（新規参入の困難性）及び第3号（価格の下方硬直性、かつ、過大な利益率又は販売管理費の支出）の各要件に即し、企業の動向の監視に努めている。

第4表 別表掲載事業分野（26事業分野）

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒，ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこ	たばこ製造業	
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
ゲーム用カセット		ゲーム用カセット製造業	

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
医療事務代行	医療事務代行業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注1） 本表は，公正取引委員会が行った平成22年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査，その他現段階において利用し得る資料，統計等により，独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成22年の国内総供給価額が950億円を超え，かつ，上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

（注2） 本表の商品順は工業統計表に，役務順は日本標準産業分類による。

## 第8 ガソリンの取引に関する調査

### 1 調査の趣旨

公正取引委員会では、ガソリンの流通実態について、これまでも調査を実施し、独占禁止法上の考え方を示してきた（平成16年9月及び平成17年9月に報告書を公表）。その後、ガソリン販売業者へのガソリンの仕切価格の決定方式に大幅な変更があったことなどガソリンの流通市場における競争環境に変化がうかがわれることから、改めてガソリンの流通実態を把握するために調査を実施するとともに、ガソリンの流通市場における公正な競争を確保する方策を検討し、平成25年7月23日、「ガソリンの取引に関する調査について」として取りまとめ、公表した。

### 2 調査対象

調査対象品目：自動車ガソリンのうち、レギュラーガソリン

調査対象企業：

	アンケート調査	ヒアリング調査
石油元売会社	8社	8社
総合商社・エネルギー商社	11社	5社
ガソリン販売業者	3,547社（回収率52.3%）	29社
業界団体		1団体
その他		2社

### 3 調査結果の概要

#### (1) ガソリン市場における取引

##### ア 各事業者の状況

##### （ア）元売

元売は、現在、JX日鉱日石エネルギー(株)、EMGマーケティング合同会社、昭和シェル石油(株)、出光興産(株)、コスモ石油(株)、キグナス石油(株)、太陽石油(株)及び三井石油(株)の8社である。このうち3社は資本金の額が1000億円を超えているほか、その他事業者も資本金の額が20億円以上に上っており、元売はいずれも大規模な企業である。

元売の分野では、近年、合併等により集中が進んできている。ガソリン販売量により元売各社の地位をみると、上位5社の市場シェアの合計は約92%で、これら5社が市場のほとんどを占めている。

##### 【元売の運営状況】

元売名	SSのブランド名	ガソリンの市場シェア
JX日鉱日石エネルギー(株)	ENEOS	33.9%
EMGマーケティング合同会社	Esso, Mobil, ゼネラル	16.7%
昭和シェル石油(株)	Shell	15.5%
出光興産(株)	IDEMITSU	15.3%
コスモ石油(株)	COSMO	10.8%
キグナス石油(株)	KYGNUS	2.9%

元売名	SSのブランド名	ガソリンの市場シェア
太陽石油(株)	SOLATO	2.7%
三井石油(株)	三井石油	2.2%

(注1) ガソリンの市場シェアは平成22年度のもの。(株)月刊ガソリンスタンド社「月刊ガソリン・スタンド2011年別冊」を基に作成。

#### (イ) 系列特約店・系列販売店

平成24年6月末における一般特約店（系列特約店のうち販売子会社，商社系特約店及び全農系特約店を除いたもの）についてみると，資本金の額が1000万円以下の事業者が51.6%，5000万円以下の事業者が88.5%，1億円以下の事業者が96.5%と，中小事業者がほとんど全てを占めている。また，平成24年6月末における一般特約店が運営する一事業者当たりの系列のガソリンスタンド（給油所，サービスステーションともいう。以下「SS」という。）の数についてみると，1か所のものが40.2%，2か所のものが19.3%，3か所のものが10.5%と，これだけで全体の70.0%を占めており，一般特約店は，事業規模の小さいものが大部分を占めていることが分かる。系列販売店にあっては，一事業者当たりの系列SS数は1か所であり，一般特約店よりも更に零細事業者の占める割合が高くなっている。一般特約店や系列販売店は，元売系列のガソリン販売事業者全体のうちの99.5%，元売系列のSS全体のうちの75.0%を占めている。

他方，平成24年において販売子会社（系列特約店のうち，元売の又は元売と同じ者を持株会社とする企業集団内の連結子会社又は持分法適用会社であって，主要な事業内容が国内における石油製品の販売である系列特約店）が運営する系列SSの数は4,377か所，また，商社系特約店（系列特約店のうち，特定の元売のマークを掲げて商社〔エネルギー商社を含む。以下同じ。〕が事業を行っている系列特約店）及び全農系特約店（系列特約店のうち，特定の元売マークを掲げて全農が事業を行っている系列特約店）が運営する系列SSの数は2,579か所であり，これらは，系列SS全体のうちの25.0%を占めている。平成24年における販売子会社，商社系特約店及び全農系特約店が運営する一事業者当たりの系列SS数は，それぞれ109か所，95か所，194か所となっており，一般特約店と比べて事業規模が大きいという特徴がある。

#### (ウ) PBSS

平成24年3月末におけるSSの総数は37,743か所であり，そのうちの10.7%は商社系のプライベートブランド（以下，プライベートブランドを「PB」という。）のSS及び全農系PBSSが占めている。また，平成19年度から平成23年度までの5年間で，SSの総数は14.3%も減少している中であって，PBSSの数は7.2%の減少にとどまっている。中でも，商社が運営する商社系PBSSの数は，むしろ1,163か所から1,323か所と13.8%増加している。

PBSSの多くは，商社又は全農が運営しているものであるが，中には，大手スーパーやホームセンター等の流通業から参入して事業を行っているものもある。商社及び全農は，系列特約店として元売からガソリンを購入し，系列SSに供給している一方で，独自のマークの下で自らPBSSを運営し，又はPBSSにガソリンを供給し

ている。

#### イ 物流

元売は、近年では、物流効率化のため、自前の油槽所を設置する代わりに、複数の元売が共同で利用できる油槽所（「共同油槽所」という。以下同じ。）の利用を進めている。各元売が運び込んだガソリンは共同油槽所でまとめて貯蔵された後、各元売の手配したタンクローリーによってそれぞれの系列SSに配送されることとなる。

これとは別に、多くの元売では、自社の製油所や油槽所から系列SSに配送すべきガソリンを他の元売の製油所や油槽所から調達する一方で、当該他の元売の系列SSのために自社の製油所や油槽所からガソリンを融通する取引（「バーター取引」という。以下同じ。）も行っている。

このように、元売が販売・出荷するガソリンについては、自社の製油所で精製したものばかりでなく、共同油槽所を利用することにより他の元売が精製したガソリンが混入したガソリンや、バーター取引により他の元売が精製したガソリンまで、自社のガソリンとして系列SSに配送されている実態にある。

#### ウ 系列玉と業転玉

系列玉とは、元売から、系列特約店及び系列販売店に対し、特約店契約に基づき、当該元売のブランドマークを掲げた系列SSで販売するために供給されるガソリンのことをいい、これ以外の経路によって流通するガソリンのことを業転玉（注2）という。

ガソリンは、原油を精製する際に灯油や軽油等の石油製品とともに生産される連産品であるため、需給状況に応じてガソリンの生産量だけを増減させることが困難な製品である。しかも、元売各社の原油精製能力の合計は日産約71万キロリットルであり、石油製品の1日当たり需要量である約54万キロリットルを30%以上も上回っている。このためもあって、元売では、ガソリンを系列ルート以外（業転ルート）にも供給している。

ただし、業転玉といえども、商社が元売から購入し、適正に販売しているガソリンは、品質上、系列玉と変わることがない。実際、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「品確法」という。）による規格に合致しないガソリンの流通は、一般社団法人全国石油協会が平成24年7月から9月までの間に行った試買分析では、3件にすぎなかった。

平成23年7月から平成24年6月までの間に元売が販売したガソリンの総量は5184万キロリットルであり、そのうち系列SS向けに販売されたものは80.7%であった。また、系列SS向けとして販売されたガソリンのうち一般特約店に販売されたものは2177万キロリットル（42.0%）、販売子会社に販売されたものは1009万キロリットル（19.5%）、系列販売店に販売されたものは524万キロリットル（10.1%）、商社系特約店に販売されたものは344万キロリットル（6.6%）であった。

他方、同期間中に元売が系列SS向け以外に販売したガソリンの数量は1002万キロリットルであり、そのうちの46.4%に相当する465万キロリットル（元売のガソリン販売総量の10%程度）は商社に販売された後、業転玉として、主としてPBSS等に販売されている。

(注2) 「業転玉」とは、系列ルート以外の流通経路で流通するガソリンをいう。系列ルート以外の流通経路には次のものがある。

- ① 商社等が元売からガソリンを仕入れ、他の流通業者やSS等に対して販売するルート、
- ② 商社等がガソリンを輸入し、他の流通業者やSS等に対して販売するルート、
- ③ 先物取引市場を通じて受け渡されたガソリンが流通業者やSS等に販売されるルート、等

## エ 元売と系列特約店との取引

### (ア) 仕切価格の設定

ほとんどの元売は、系列特約店向けの系列玉について、市況価格をベースとした算定式(「フォーミュラ」という。以下同じ。)を利用して仕切価格を決定している。この価格決定方式(「新価格体系」という。以下同じ。)の下では、フォーミュラに、製油所出荷ベースの指標基準価格、物流費、販売関連コスト及びインセンティブといった各構成要素の額を当てはめることにより、仕切価格が算出されることとなる。

#### 【仕切価格の一般的なフォーミュラ】

$$\text{仕切価格} = \text{製油所出荷ベースの指標基準価格} + \text{物流費} + \text{販売関連コスト} - \text{インセンティブ}$$

このうち物流費については、所在地、立地条件、配送数量等によって系列特約店間で格差が生じることとなるが、今回のアンケート調査における一般特約店からの回答によれば、54.3%の一般特約店は、その額や条件について開示を受けていないとしている。

販売関連コストについて、多くの元売は、設備費、広告宣伝費、カードシステムの運営費等を勘案してその額を決定しており、系列特約店間で差を設けることはしていないとしている。他方、販売関連コストの額に関する一般特約店からの回答によれば、1リットル当たり1円以下と回答したもの(0.4%)から7円超と回答したもの(2.9%)まで多岐にわたっているものの、3円超4円以下であると回答したものが販売関連コストの額を開示されている一般特約店全体の75.4%を占めていた。また、50.9%の一般特約店は、販売関連コストの額について開示を受けていないとしている。

インセンティブについては、系列特約店自体の事業者単位の取引数量を基準として付与されるもの(特約店規模格差)と、個別のSS単位の取引数量を基準として付与されるもの(SS規模格差)がある。いずれも取引数量に左右されるものであるため、系列特約店の間には、前者については最大で1リットル当たり1.5円程度、後者については最大で2円程度の開きがみられた。

なお、一部の元売は、特約店規模格差のインセンティブを適用するに当たり、系列SS向けの取引数量のほかPBSS等向けの取引数量も、系列特約店の事業者単位の取引数量の算定に加えている。

特定の地域及び期間における元売から系列特約店向けの仕切価格を調査したところ、最も大きな価格差がみられた元売の系列では最大で1リットル当たり6.9円の開きが認められた。また、系列特約店の中でも平均仕切価格が最も高かったのは一般特約店向けであり、最も低かったのが商社系特約店向けであった。



#### (イ) 系列特約店等における業転玉の取扱いの制限

元売は、系列特約店及び系列販売店に対し、特約店契約や商標使用許諾契約によって、系列SSにおいて自社又は自社の系列特約店を通じて供給を受けた自社のガソリンのみを販売することを義務付けるとともに、商品の誤認又は他社のガソリンと混同の生じるおそれのある行為、自社の商標等を用いて他社の石油製品を混合したガソリン又は他社のガソリンを販売する行為、商標等に関する元売の権利又は信用を侵害する行為等を行うことを禁じている。このため、系列特約店は、自ら運営するSSでは、特約店契約を結んでいる元売以外の事業者からガソリンを購入することができないようになっている。

元売は、その理由として、①元売のマークは商標であり、元売ブランドを形成する重要な要素であるため、そのマークの下で業転玉を販売することは商標権の侵害に当たること、②他社のガソリンとの混合を認めると、品質に変更がないことを確認することができなくなってしまうので、品確法の趣旨に反する結果となるおそれがある（注3）ことなどを挙げている。

他方、系列特約店でもあるため同一の元売から系列玉も業転玉も購入している商社における系列玉と業転玉の平成24年1月から同年6月までの間の仕切価格の差を調べたところ、系列玉の仕切価格は業転玉に比べて1リットル当たり平均3.8円高いことが認められた。

（注3）品確法は、系列特約店及び系列販売店が当該元売から仕入れたガソリンに業転玉を混合して販売すること自体を法律違反としているものではない。元売の回答における「品質に変更がないことを確認することができなくなる」ことは、SSにおける揮発油の分析の特則（揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2による揮発油の品質分析回数を軽減する特例措置（いわゆる「軽減認定」）を受けられなくなることにはなるものの、直ちに法律違反となるものではない。

#### (ウ) 元売と系列特約店との関係

系列特約店は、特定の元売にガソリンの供給を依存している。元売は、資本金の額が1000億円を超える者を含む大規模な企業である一方、系列特約店の多くは、中小零細事業者である。例えば、一般特約店は、資本金の額が1000万円以下の事業者が51.6%、5000万円以下の事業者が88.5%、1億円以下の事業者が96.5%を占めており、また、運営する系列SSの数が3か所以下のものが70.0%と、事業規模の小さいものが大部分を占めている。

また、平成20年10月以降、取引先である元売を変更しなかったとする者は、一般特約店の94.1%である。変更しない理由として、元売が発行しているクレジットカードの顧客の存在を無視できず、顧客が失われることを懸念するがゆえに取引先である元売を変更することなく、現在の元売との取引を継続していると回答した者の割合は、47.3%、ブランドを変更すると信用力・集客力が低下することを懸念するがゆえに取引先である元売を変更することなく、現在の元売との取引を継続していると回答した者の割合は、45.6%であった。

このほか、系列特約店は、特定の元売と取引するに際し、当該元売に関連する投資を行っていること等を考え合わせると、系列特約店にとっては、取引先を他の元

売等に変更することが事業経営上大きな支障をもたらすことが多い。したがって、一般的にみると、元売は、系列特約店に対して優越的な地位にあるものと考えられる。

(2) 公正な競争の確保に向けて

前記(1)の状況を踏まえると、元売と系列特約店との取引に関しては、公正な競争の確保がなされ、ガソリン流通全体の活力の創出につながるように、次のような点について、適正なものとしなければならない。

ア 系列内の仕切価格差

前記(1)エで述べたように、総じて仕切価格が最も低いのは商社系特約店であり、販売子会社、一般特約店の順に高くなっている。

現行の新価格体系の下においては、系列玉の仕切価格は、製油所出荷ベースの指標基準価格、物流費、販売関連コスト及びインセンティブの各構成要素の額をフォーミュラに当てはめて計算することとなる。しかし、そもそも物流費や販売関連コストについて、額や条件等の開示を受けていない一般特約店が多い。

フォーミュラの各構成要素の額が開示されていない一般特約店においては、請求額が適正であるかが分からず、仕切価格の妥当性について、自主的、合理的な判断が困難となる。フォーミュラの各構成要素の額が開示されていなければ、仮に交渉の機会を設けられていても、合理的な判断材料がなく有効な交渉ができないので、不当に不利な仕切価格が設定されるおそれがある。

元売は、仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている場合には、一般特約店に対し、仕切価格だけでなく、各構成要素の額を請求書等に明記する必要がある。また、仕切価格における価格体系やその構成要素の額を見直す場合には、見直した結果を一方向的に通知するのではなく、交渉の機会を設けて一般特約店の意見に耳を傾ける必要がある。

また、系列玉は、タンクローリーによって直接に個々の系列SSまで配送されるものであるから、系列特約店が運営するSS数の多寡によって1SS当たりの物流費に大きな差はないにもかかわらず、特約店規模格差のインセンティブは、系列特約店の事業者単位での取引数量を基準として設定されている。その結果、多くのSSを運営している系列特約店では当該インセンティブの付与額が大きくなり、仕切価格が低くなる。他方、一般特約店の大部分は事業規模が小さいため、一部の大規模な事業者を除くほとんどの一般特約店は、販売子会社や商社系特約店と比較して当該インセンティブの付与額は小さくなり、仕切価格は相対的に高くなる。さらに、一部の元売は、特約店規模格差のインセンティブを適用するに当たり、系列SS向けの取引数量のほかPBSS等向けの取引数量も、系列特約店の事業者単位の取引数量の算定に加えている。

イ 販売関連コスト

新価格体系の下における系列玉の仕切価格の算出に当たっては、どの元売も販売関連コストを加えることとしているところ、多くの一般特約店は、販売関連コストとして1リットル当たり3円超4円以下の金額を元売に支払っている。

販売関連コストについては、算出根拠が不透明であるとして一般特約店の不満が多く寄せられているところである。元売から一般特約店に対し、販売関連コストを賦課

する趣旨や根拠の提示をした上で、相互に納得の上で合意することが取引の基本ではある。しかし、一般特約店の多くは、元売から情報提供が十分になされないため、自らが支払っている販売関連コストが元売から受けている便益に見合ったものかどうかを判断することができなかつたり、元売に対する取引依存度等から、内訳等の説明を強く言い出せなかつたりする状況にある。

毎週の仕切価格の通知ごとに交渉の機会を設けることは現実的ではないものの、元売においては、販売関連コストを一方的に通知するのではなく、販売関連コストの額の決まり方について疑義が生じないように、また一般特約店の理解を十分に得られるようにするため、説明及び意見交換を定期的に行うことが必要である。

#### ウ 業転玉の取扱制限

前記(1)ウで述べたように、元売は、系列ルートを通じて系列SS向けにガソリンを販売しているほか、ガソリン販売総量の10%程度のガソリンをPBSS向け等として商社に販売している。このPBSS向け等として商社に販売されるガソリンは、系列玉よりも安い価格で販売されている。前記(1)エ(イ)で述べたように、商社が同一の元売からガソリンを仕入れる場合であっても、業転玉は系列玉よりも平均で3.8円安いことが認められた。商社は、自ら運営するPBSSに対する安定供給を図るために、元売との間で取引数量を定めて計画的に供給を受けている。これに加えて、商社は、余剰品としてスポット的に元売から供給を受けている。

PBSSは、より有利な条件でガソリンを購入できるよう自由に調達先を選ぶことが可能である。これに対し、前記(1)エ(イ)で述べたように、系列特約店は、元売との特約店契約により、元売やその系列特約店を通じて供給されたガソリン以外販売できないこととされており、このため、系列特約店は、たとえ特約店契約を結んでいる元売が商社に供給しているガソリンであっても、当該商社から安価な業転玉を購入することができないようになっている。

元売は、①業転玉の販売行為は商標権の侵害に当たるため、元売ブランドの重要な要素である商標を保護し、商品に対する消費者の信用を担保する必要があること、②他社のガソリンとの混合を認めると、品確法の趣旨に反し品質の変更がないことを確認できないガソリンが販売されることを理由として、系列玉と業転玉を混合して販売することを禁じている（前記（注3）を参照）。

しかしながら、業転玉といえども、商社が元売から購入し、適正に販売しているガソリンについては、品質上、系列玉と変わることがない。実際、品確法による規格に合致しないガソリンの流通は、一般社団法人全国石油協会が平成24年7月から9月までの間に行った試買分析では、3件にすぎなかった。また、元売が、他の元売が精製したガソリンを購入し、それを自社のガソリンとして系列特約店に販売することや、元売が、当該元売が精製したガソリンと他の元売が精製したガソリンを共同油槽所において混合したものを自社のガソリンとして系列特約店に販売することも常態化している状況にある。さらに、以前は市況によっては系列玉の価格が業転玉の価格を下回ることもあったが、現行の系列玉の仕切価格決定方式においては、基本的に系列玉の価格が業転玉の価格を下回ることはなくなっている。

元売が系列特約店における業転玉の取扱いを一律に制限・禁止することは、元売の

ブランド価値や商標権の観点からのものであっても、元売により業転玉がPBSS等に対して安定的に供給されるようになっており、かつ系列玉と業転玉の価格差が常態化している昨今の状況においては、ガソリンの流通市場の公正な競争環境の整備を進めるに当たって悪い影響を及ぼしかねないものと考ええる。このため、元売は、系列特約店における業転玉の取扱いを一律に制限・禁止するのではなく、系列特約店の業転玉の取扱いについて、系列特約店等の意見を踏まえ、系列特約店との間で一定のルールを策定する必要があると考える。

(3) まとめ

前記(2)アからウまでに述べてきたように、今回の調査では、元売が、系列特約店、特に一般特約店にとって相対的に高い仕切価格を設定し、その仕切価格の設定に当たり十分な情報の開示や交渉が行われていない場合がみられた。また、元売は、自社が精製したガソリンを商社に販売し、それが安価な業転玉としてPBSSに供給されている一方で、系列特約店に対しては業転玉の購入・販売を制限していることが認められた。

これらの行為は、一般的にみて、取引上優越した立場にある元売が、一般特約店に対し、一方的に、競争上不利な取引条件を課しているおそれのあるものであり、ガソリンの流通市場における公正な競争環境を整備するという観点からみて不適切であると考えられる。

については、公正取引委員会としては、これらの行為について元売各社に対し、前記(2)の観点から改善を求め、その動向を注視するとともに、仮に、元売が、自己の取引上の地位が一般特約店に優越していることを利用して、取引の条件について、正常な商慣習に照らして不当に一般特約店に不利益を与えるなどの独占禁止法に違反する疑いのある具体的事実に接した場合には、厳正に対処することとする。また、事業所管省庁にあっても、ガソリンの流通市場における公正な競争環境の整備という観点から、まずは関係者間での適切な対応を促す必要があると考えられる。

## 第7章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

### 1 はじめに

いわゆる経済の高度化，ボーダーレス化等が進展する中で，公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し，経済学的，あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中，公正取引委員会は，平成15年6月，事務総局内に「競争政策研究センター（CPRC）」を発足させた。同センターでは，外部の研究者や実務家と当委員会事務総局の職員との協働による研究等，独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

### 2 共同研究報告書及びディスカッション・ペーパー

競争政策研究センターでは，経済学者，法学者及び公正取引委員会事務総局の職員（競争政策研究センター研究員）の三者協働を原則に，複数の競争政策に関する研究テーマに取り組んでいる。

平成24年度においては，5テーマについて研究を行い，前年度の共同研究について4本の共同研究報告書を公表した。このほか，共同研究報告書で取り上げたテーマを更に掘り下げた研究，競争政策研究センターが開催する公開セミナーや国際シンポジウムの際に報告・紹介された研究等をディスカッション・ペーパーとして公表している（第1表，第2表及び第3表参照）。共同研究報告書及びディスカッション・ペーパーは競争政策研究センターのウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文を掲載している。

第1表 共同研究テーマ（平成24年度）

	テ ー マ
1	EU 国家補助規制の考え方の我が国への応用について
2	グローバル市場における競争優位と国内市場における競争状況について
3	電子書籍市場の動向について
4	カルテル事件における立証手法の検討－状況証拠の活用について－
5	排他条件付取引への経済学的考え方の活用

第2表 共同研究報告書（平成24年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	24. 7. 27	<p>「競争法の観点からみた国家補助規制－EU競争法の議論を参考に－」</p> <p>多田 英明（東洋大学法学部准教授・競争政策研究センター客員研究員）  武田 邦宣（大阪大学大学院法学研究科准教授・競争政策研究センター主任研究官）  大久保直樹（学習院大学法学部教授・競争政策研究センター主任研究官）  青柳 由香（東海大学法学部専任講師・競争政策研究センター客員研究員）  市川 芳治（慶應義塾大学経済学部非常勤講師・日本放送協会）  松尾 俊佐（日本電信電話株）  荒井 弘毅（公正取引委員会事務局経済取引局総務課経済研究官・競争政策研究センター次長）  笠原 宏（公正取引委員会事務局経済取引局調整課長・競争政策研究センター研究員）</p>
2	24.10.11	<p>「ネットワーク産業に関する競争政策～日米欧のマージンスクイーズ規制の比較分析及び経済学的検証～」</p> <p>泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員）  柳川 隆（神戸大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員）  品川 武（公正取引委員会事務局審査局第四審査長・元競争政策研究センター研究員）  木村 智彦（公正取引委員会事務局審査局第四審査・元競争政策研究センター研究員）  植田真太郎（元競争政策研究センター研究員）  川崎 豊（元競争政策研究センター研究員）</p>
3	24.10.26	<p>「標準化活動におけるホールドアップ問題への対応と競争法」</p> <p>西村 暢史（中央大学法学部准教授・元競争政策研究センター客員研究員）  西川 康一（公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課相談指導室長・元競争政策研究センター研究員）  猪又 健夫（公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課相談指導室・元競争政策研究センター研究員）  西村 元宏（公正取引委員会事務局経済取引局総務課経済調査室・元競争政策研究センター研究員）  森 貴（公正取引委員会事務局経済取引局総務課・元競争政策研究センター研究員）  後藤 大樹（公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課・元競争政策研究センター研究員）  古田 智裕（公正取引委員会事務局審査局第三審査・元競争政策研究センター研究員）</p>
4	24.10.26	<p>「低価格入札に関する研究」</p> <p>鈴木 彩子（早稲田大学講師・元競争政策研究センター客員研究員）  大久保直樹（学習院大学教授・競争政策研究センター主任研究官）  塚田 益徳（公正取引委員会事務局東北事務所長・元競争政策研究センター研究員）  高橋 理人（公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課・元競争政策研究センター研究員）  荒井 弘毅（公正取引委員会事務局経済取引局総務課経済研究官・競争政策研究センター次長）  工藤 恭嗣（公正取引委員会事務局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）</p>

（注） 執筆者の役職等は公表時点のものである。

第3表 ディスカッション・ペーパー（平成24年度公表分）

	タイトル・執筆者
1	「グラントバック条項に関する経済分析」 島中 薫里（政策研究大学院大学准教授）
2	「欧州の電気通信分野における SMP 規制の分析と評価」 武田 邦宣（大阪大学大学院法学研究科准教授・競争政策研究センター主任研究官） 柴田 潤子（香川大学・愛媛大学大学院連合法務研究科教授） 林 秀弥（名古屋大学大学院法学研究科准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・元競争政策研究センター客員研究員） 松八重泰輔（元競争政策研究センター研究員）
3	「需要関数の推定－CPRC ハンドブックシリーズ No.3－」 北野 泰樹（政策研究大学院大学助教授）

（注） 執筆者の役職等は公表時点のものである。

### 3 競争政策研究センター主催シンポジウム，セミナー等

#### (1) 国際シンポジウム

競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため，競争政策研究センターでは，海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。

競争政策研究センターは，平成25年2月22日，(株)日本経済新聞社との共催により，基調講演者として Geeta Gouri インド競争委員会委員，Wu Hanhong 中国人民大学産業経済・競争政策研究センター主任・同大学経済学院教授及び Victor Gomes ブラジル経済擁護行政委員会チーフエコノミスト・ブラジリア大学経済学部准教授を，コメンテーターとして園部哲史 政策研究大学院大学教授・学長補佐を招へいし，「新興国における競争政策の役割」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは，前記3名の講演者から，インド，中国及びブラジルにおける競争政策の現状等について報告が行われ，その後行われたパネル・ディスカッションでは，新興国における産業政策と競争政策の関係について議論が行われた。

（注） 基調講演者等の役職等は開催時点のものである。

#### (2) 公開セミナー

競争政策研究センターでは，共同研究報告書等の研究成果を対外的に紹介するために，公開セミナーを開催している（第4表参照）。

第4表 公開セミナーの開催状況（平成24年度）

	公表年月日	テーマ・講師等
1	24.5.18	「企業再生への国家の関与と競争政策」 [講師] 富山 和彦（株経営共創基盤代表取締役 CEO） [コメンテーター] 土井 教之（競争政策研究センター主任研究官・関西学院大学経済学部教授）

	公表年月日	テーマ・講師等
2	24. 6. 14	「競争法の視点からみた特許紛争－欧米の IT 分野における動向を中心として－」 [講師] 和久井理子（立教大学法学部特任教授） [コメンテーター] 岡田 羊祐（競争政策研究センター所長・一橋大学大学院経済学研究科教授）
3	24. 11. 9	「特許制度と競争政策について－ FTC 知的財産権報告書（2011年公表）を題材として－」 [講師] 田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授）

(注) 講師等の役職等は開催時点のものである。

### (3) ワークショップ

共同研究の研究計画，進捗状況，最終報告書案等について，主任研究官，客員研究員等と公正取引委員会事務総局の職員が議論することにより，共同研究の質的向上を図ることを主たる目的として，定期的にワークショップを開催している。平成24年度においてはワークショップを10回開催した（第5表参照）。

第5表 ワークショップの開催状況（平成24年度）

	開催年月日	テ ェ マ
1	24. 4. 6	①「欧州の電気通信分野における SMP 規制の分析と我が国の電気通信分野における規制への示唆」の最終報告 ②「企業の提携・部分的結合に関する研究Ⅱ」の最終報告
2	24. 4. 13	「低価格入札に関する研究」の最終報告
3	24. 4. 20	「グローバル市場における競争優位と国内市場における競争状況について」の研究計画
4	24. 4. 27	①「電子書籍市場の動向について」の研究計画 ②「不公正な取引方法への経済学的考え方の活用」の研究計画 ※1
5	24. 5. 11	①「カルテル事件における立証手法の検討－状況証拠の活用について－」の研究計画 ②「EU 国家補助規制の考え方の我が国への当てはめについて」の研究計画 ※2
6	24. 11. 2	「電子書籍市場の動向について」の中間報告
7	24. 11. 16	①「EU 国家補助規制の考え方の我が国への当てはめについて」の中間報告 ※2 ②「グローバル市場における競争優位と国内市場における競争状況について」の中間報告 ③「カルテル事件における立証手法の検討－状況証拠の活用について－」の中間報告
8	24. 11. 30	「排他条件付取引への経済学的考え方の活用」の中間報告 ※1
9	25. 3. 22	「EU 国家補助規制の考え方の我が国への応用について」の最終報告 ※2
10	25. 3. 29	①「電子書籍市場の動向について」の最終報告 ②「グローバル市場における競争優位と国内市場における競争状況について」の最終報告

(注) ※1 及び※2の研究は，ワークショップ等での検討を踏まえ，研究計画の発表時の研究対象から範囲を限定したため，それぞれ研究タイトルを変更している。

### (4) CPRC セミナー

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策上の課題について有識者による講演を CPRC セミナーと題して開催している。



(5) BBL (Brown Bag Lunch) ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、有識者による講演を昼食時間等を利用してBBLミーティングと題して開催している。

## 第8章 株式取得，合併等に関する業務

### 第1 概説

独占禁止法第4章は，事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限並びに会社及び子会社の総資産合計額が一定規模を超える場合の報告又は届出の義務（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権の一定の割合を超えて取得・保有する場合の認可（第11条）について規定している。このほか，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は，これらの規定に従い，企業結合審査を行っている。

また，公正取引委員会は，いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について，当該審査結果を公表するほか，届出を受理した事案等のうち，企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については，一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し，その内容を公表している。

### 第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項の規定では他の国内の会社の株式を取得し，又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており，当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が，①持株会社については6000億円，②銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円，③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には，①毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（独占禁止法第9条第4項），②当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（独占禁止法第9条第7項）が義務付けられている。

平成24年度において，独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は99件であり，独占禁止法第9条第7項の規定に基づき提出された会社設立届出書の件数は1件であった。

（注） 会社とその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において，会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は，当該会社の子会社とみなす。

### 第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では，銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の

議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

平成24年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は5件であり、全て独占禁止法第11条第2項の規定に基づくものであり、銀行業を営む会社に係るものであった。また、外国会社に係るものはなかった（なお、銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4-1表参照）。

## 第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

### 1 概要

(1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

#### ア 株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注1）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注2）

（注1） 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注2） ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

#### イ 合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

#### ウ 共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合
---------------------------------------

カ 事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

(2) 平成24年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は349件であった。

(3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成24年度に届出を受理した349件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は340件、報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は6件であった。

平成24年度に届出を受理した349件のうち、独占禁止法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は127件であった。

(4) 平成24年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

(5) 平成24年度において、届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した件数は3件であった。

(6) 平成24年度において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第13条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は5件であった。

第1表 最近の株式取得等の届出受理等の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出受理件数	265	275	349
第1次審査で終了した件数	263	270	340
第2次審査に移行した件数	1	4	6
排除措置命令を行った件数	0	0	0
問題解消措置を前提に問題なしとした件数	2	2	3

(注) 「第1次審査で終了した件数」及び「第2次審査に移行した件数」は各年度の届出受理件数の内数であるが、「排除措置命令を行った件数」及び「問題解消措置を前提に問題なしとした件数」は各年度に届出を受理したものに限られない。

## 2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成24年度における株式取得の届出受理件数は、285件であり、前年度の届出受理件数224件に比べ増加している（対前年度比27.2%増）。

平成24年度における合併の届出受理件数は、14件であり、前年度の届出受理件数15件に比べ減少している（対前年度比6.7%減）。

平成24年度における分割の届出受理件数は、15件であり、前年度の届出受理件数10件に比べ増加している（対前年度比50.0%増）。

平成24年度における共同株式移転の届出受理件数は、5件であり、前年度の届出受理件数6件に比べ減少している（対前年度比16.7%減）。

平成24年度における事業譲受け等の届出受理件数は、30件であり、前年度の届出受理件数20件に比べ増加している（対前年度比50.0%増）。

平成24年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、総資産額別、態様別、業種別及び形態別でみると、次のとおりである（第2表から第14表。企業結合の詳細な統計については、附属資料4-2以下参照）。

### (1) 国内売上高合計額別

平成24年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ国内売上高合計額別にみると、次のとおりである。

#### ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第2表参照）。

#### イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による合併が過半を占めている（第4表参照）。

#### ウ 分割

##### (ア) 共同新設分割

分割対象部分に係る国内売上高が200億円以上500億円未満の会社を含む共同新設分割が1件あり、他に届出はなかった（第6表参照）。

##### (イ) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が1000億円以上のものが過半を占めている（第8表参照）。

エ 共同株式移転

国内売上高合計額が500億円未満の会社による共同株式移転が過半を占めている(第10表参照)。

オ 事業譲受け等

国内売上高合計額が1000億円以上の会社による事業譲受け等が過半を占めている(第12表参照)。

(2) 総資産額別

平成24年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ総資産の規模別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

総資産額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている(第3表参照)。

イ 合併

存続会社の総資産額が100億円以上の会社による合併が過半を占めている(第5表参照)。

ウ 分割

(ア) 共同新設分割

総資産額が50億円以上100億円未満の会社を含む共同新設分割が1件あり、他に届出はなかった(第7表参照)。

(イ) 吸収分割

事業を承継する会社の総資産額が100億円以上の吸収分割が過半を占めている(第9表参照)。

エ 共同株式移転

総資産額が500億円以上の会社を含む共同株式移転が過半を占めている(第11表参照)。

オ 事業譲受け等

総資産額が50億円以上の会社による事業譲受け等が過半を占めている(第13表参照)。

(3) 態様別

平成24年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数14件の全てが吸収合併であった。分割については、総数15件のうち、1件が共同新設分割で14件が吸収分割であった。また、事業譲受け等については、総数30件のうち、26件が事業譲受け(全体の86.7%)、4件が事業上の固定資産の譲受け(同13.3%)であった。

(4) 業種別

平成24年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである(第14表参照)。

ア 株式取得

その他を除けば、製造業が84件(全体の29.5%)と最も多く、以下、卸・小売業が52件(同18.2%)、運輸・通信・倉庫業が27件(同9.5%)と続いている。

製造業の中では、紙・パルプ業が29件と多くなっている。

#### イ 合併

卸・小売業が5件（全体の35.7%）と最も多く、以下、製造業が3件（同21.4%）と続いている。

製造業の中では、非鉄金属、金属製品及び機械業が各1件となっている。

#### ウ 分割

製造業が7件（全体の46.7%）と最も多く、以下、卸・小売業及びサービス業が各4件（同26.7%）と続いている。

製造業の中では、機械業が5件となっている。

#### エ 共同株式移転

5件全てがその他であった。

#### オ 事業譲受け等

その他を除けば、製造業及び卸・小売業が各13件（全体の43.3%）と最も多く、以下、建設業及びサービス業が各1件（同3.3%）と続いている。

製造業の中では、機械業が8件となっている。

### (5) 形態別

平成24年度の企業結合の形態別（注）の件数は、次のとおりである。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

#### ア 株式取得

水平関係が171件（全体の60.0%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が66件（同23.2%）、混合関係（地域拡大）が62件（同21.8%）と続いている。

#### イ 合併

14件全てに水平関係があり（全体の100.0%）、混合関係（地域拡大）が4件（同28.6%）、垂直関係（前進）が3件（同21.4%）であった。

#### ウ 分割

水平関係が10件（全体の66.7%）と最も多く、以下、垂直関係（後進）が5件（同33.3%）、垂直関係（前進）及び混合関係（地域拡大）が各3件（同20.0%）であった。

#### エ 共同株式移転

水平関係が4件（全体の80.0%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）及び混合関係（地域拡大）が各2件（同40.0%）と続いている。

#### オ 事業譲受け等

水平関係が21件（全体の70.0%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）が8件（同26.7%）、垂直関係（後進）が6件（同20.0%）と続いている。

（注） 企業結合の形態の定義については、附属資料4-2(3)参照。

第2表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額 株式取得会社の国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	30	3	2	0	0	35
500億円以上 1000億円未満	29	5	0	0	0	34
1000億円以上 5000億円未満	63	23	11	9	1	107
5000億円以上 1兆円未満	26	10	3	4	0	43
1兆円以上 5兆円未満	13	5	3	10	1	32
5兆円以上	17	4	3	9	1	34
合計	178	50	22	32	3	285

第3表 総資産額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の総資産額 株式取得会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	2	6	3	10	2	7	30
10億円以上 50億円未満	1	7	1	3	0	0	12
50億円以上 100億円未満	0	5	0	0	0	0	5
100億円以上 500億円未満	1	19	11	12	0	0	43
500億円以上 1000億円未満	3	9	5	6	1	1	25
1000億円以上	2	37	35	60	16	20	170
合計	9	83	55	91	19	28	285



第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 / 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満		1	0	0	1	2
200億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	2	2
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	2	3	5
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	1	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	3	3
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	0	1	0	3	10	14

第5表 総資産額別合併届出受理件数

消滅会社の 総資産額 / 存続会社 の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	4	0	0	0	0	4
50億円以上 100億円未満	0	1	0	0	0	0	1
100億円以上 500億円未満	0	1	1	2	0	0	4
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	1	0	4	5
合計	0	6	1	3	0	4	14

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、総資産額が最も多い消滅会社を基準とした。

第6表 国内売上高合計額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合計額（又は 分割対象 部分に係 る国内売 上高）	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
分割する 会社1の 国内売上高 合計額（又は 分割対象部分 に係る国内売上高）						
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000億円以上 5000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)

(注) 共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、( )内は事業の重要部分を承継させる会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない）。

第7表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2 の総資産額 分割する 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	1	0	0	0	1
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	0	0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	0	0	1

(注) 共同新設分割をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、2社以上からの吸収分割、すなわち分割する会社が2社以上である場合には、総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第8表 国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合計額（又は 分割対象 部分に係 る売上 高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
500億円以上 1000億円未満	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
1000億円以上 5000億円未満	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
5000億円以上 1兆円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1兆円以上 5兆円未満	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (11)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (14)

(注) ( )内は事業の重要部分を承継させる会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない）。

第9表 総資産額別吸収分割届出受理件数

分割する会社の総資産額 承継する会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	1	0	0	0	0	1
10億円以上 50億円未満	0	2	0	0	0	0	2
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	1	1
100億円以上 500億円未満	1	1	0	0	0	1	3
500億円以上 1000億円未満	0	1	0	0	0	0	1
1000億円以上	0	2	0	1	0	3	6
合計	1	7	0	1	0	5	14

(注) 2社以上からの吸収分割, すなわち分割する会社が2社以上である場合には, 総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第10表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の国内売上高合計額 株式移転会社1の国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	2	1				3
500億円以上 1000億円未満	0	1	0			1
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0		0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	1	0	1
合計	2	2	0	1	0	5

(注) 共同株式移転をする会社のうち, 国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」, その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第11表 総資産額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2 の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
株式移転 会社1の 総資産額							
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	0	1	0	0	2
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	2	0	0	2
1000億円以上	0	0	0	0	0	1	1
合計	0	1	0	3	0	1	5

(注) 共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も多いものを株式移転会社1、その次に多いものを株式移転会社2とした。

第12表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
譲受け 会社の国内 売上高合計額						
200億円以上 500億円未満	3	1	0	0	0	4
500億円以上 1000億円未満	7	0	0	0	0	7
1000億円以上 5000億円未満	6	2	0	0	0	8
5000億円以上 1兆円未満	3	1	0	0	0	4
1兆円以上 5兆円未満	3	0	0	0	0	3
5兆円以上	4	0	0	0	0	4
合計	26	4	0	0	0	30

第13表 総資産額別事業譲受け等届出受理件数

譲渡会社の 総資産額 / 譲受会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	6	1	3	0	3	13
10億円以上 50億円未満	0	0	1	0	0	0	1
50億円以上 100億円未満	0	1	0	0	0	0	1
100億円以上 500億円未満	2	1	1	2	0	0	6
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	3	2	1	0	3	9
合計	2	11	5	6	0	6	30

(注) 2社以上からの事業譲受け等, すなわち譲渡会社が2社以上である場合には, 総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第14表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	1	0	0	0	0	1
建設業	4	1	0	0	1	6
製造業	84	3	7	0	13	107
食料品	10	0	0	0	0	10
繊維	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	29	0	0	0	0	29
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	13	0	0	0	5	18
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	2	0	0	0	0	2
非鉄金属	1	1	0	0	0	2
金属製品	2	1	1	0	0	4
機械	21	1	5	0	8	35
その他製造業	6	0	1	0	0	7
卸・小売業	52	5	4	0	13	74
不動産業	6	1	0	0	0	7
運輸・通信・倉庫業	27	1	0	0	0	28
サービス業	19	1	4	0	1	25
金融・保険業	13	0	0	0	0	13
電気・ガス業	2	1	0	0	0	3
その他	77	1	0	5	2	85
合計	285	14	15	5	30	349

(注) 業種は、株式取得の場合には、株式を取得した会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、分割の場合には国内売上高合計額が最も大きい分割する会社又は事業を承継した会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

## 第5 主要な事例

平成24年度の株式取得・所有、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の主要事例は、次のとおりである。

### 事例1 (株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の統合

#### 1 本件の概要

本件は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設している(株)東京証券取引所等を子会社とする会社である(株)東京証券取引所グループ（以下、(株)東京証券取引所を「東証」という。）が、東証と同様に免許を受けて金融商品市場を開設している(株)大阪証券取引所（以下「大証」という。）の株式を取得し、議決権の過半数を取得すること（以下「本件統合」という。）を計画

したものである。関係法条は、独占禁止法第10条である。

本件においては、新興市場における上場関連業務、株式の売買関連業務及び日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務について、当事会社が公正取引委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。また、これら以外の取引分野については、いずれも、本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

前記の問題解消措置が講じられることとなった取引分野に係る審査結果の詳細は、後記2から5までのとおりである。

## 2 新興市場における上場関連業務

### (1) 一定の取引分野

#### ア 役務範囲

株式の上場関連業務における需要者たる株式会社が株式の新規公開を行う場合、ほとんどの会社が新興市場への上場を選択していることから、株式の上場関連業務においては、役務範囲を「新興市場」における上場関連業務として画定した。

#### イ 地理的範囲

日本企業による他のアジアの取引所への上場は、上場に要する費用、規制等の面において相当の負担となることから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

### (2) 競争の実質的制限についての検討

#### ア 市場構造の変化

統合後の当事会社の合算市場シェアは約95%、統合後のHHIは約9,100、HHIの増分は約3,700であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【過去5年分の新興市場への上場件数ベースの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1位	大証	約70%
2位	東証	約30%
3位	A社	0 - 5%
4位	B社	0 - 5%
5位	C社	0 - 5%
	合計	100%

#### イ 当事会社の主張と評価

当事会社は、当事会社が直接的に競合していないこと、需要者や隣接市場からの競争圧力が働いていること、効率性が向上すること等を理由に競争を実質的に制限することとはならないと主張していたが、いずれの主張についても認められない。

### (3) 独占禁止法上の評価

新興市場については、本件統合により当事会社間の競争は失われ、当事会社の独占に近い状態となり、その市場支配力に対する有効な牽制力が存在しないことから、当事会社がある程度自由に上場関連手数料を引き上げることができる状態が現出し、新興市場における上場関連業務の取引分野について競争を実質的に制限することとなると考えられる。



#### (4) 当事会社による問題解消措置の申出及び評価

当事会社は、新興市場における上場関連手数料の決定等を外部の有識者によって構成される取締役会の諮問委員会の判断にかからしめ、当事会社のみでは上場関連手数料等を決定できないようにする問題解消措置を講じることを公正取引委員会に申し出た。

前記諮問委員会の構成員は、全員が当事会社以外の者であり、各諮問委員会の構成員は、企業を新規上場させたいというニーズを有している証券会社の役職員が多数を占めていることから、需要者である上場を希望する企業と利害が共通する傾向があり、当事会社による不適当な手数料の引上げに対する牽制力になり得ると考えられる。当事会社によるこのような措置については、これに加えて、取引所の公共的機能の存在や手数料の変更プロセスに係る金融庁の監督の効果により、当事会社による上場関連手数料の引上げが一定程度制約されている可能性があることを踏まえれば、本件統合による独占禁止法上の問題に対する有効な問題解消措置になると考えられる。

### 3 株式の売買関連業務

#### (1) 一定の取引分野

##### ア 役務範囲

現物商品（注1）の売買関連業務において取り扱われている現物商品は、商品ごとに性質が大きく異なり、需要の代替性が認められないことから、役務範囲を「株式の売買関連業務」として画定した。

（注1） 株式、債券、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権証券、上場投資信託、不動産投資信託証券等をいう。

##### イ 地理的範囲

株式の売買関連業務は日本の取引所及び私設取引システム（以下「PTS」という。）を運営している事業者（以下「PTS事業者」という。）によって行われていることから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

#### (2) 競争の実質的制限についての検討

##### ア 市場構造の変化

統合後の当事会社の合算市場シェアは約95%、統合後のHHIは約9,300、HHIの増分は約1,000であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成23年における株式の売買関連業務の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1位	東証	約90%
2位	大証	約5%
3位	D社	0-5%
4位	E社	0-5%
	その他	僅少
	合計	100%

##### イ 当事会社の主張と評価

当事会社は、当事会社が直接的に競合していないこと、需要者や隣接市場からの競争圧力が働いていること、効率性が向上すること等を理由に競争を実質的に制限することとはならないと主張していたが、いずれの主張についても認められない。

#### ウ 競争事業者の状況

PTS事業者は有力な競争事業者とは認められないが、高性能の売買システム、低額な手数料等を主因として、近時成長している状況にあった。他方、PTSにおける取引には、「5%ルール」(市場外における株式の買付け等により株券等所有割合の5%を超える場合には公開買付けによらなければならないとする規制をいう。以下同じ。)が適用され、当該規制によりPTS事業者の新規参入・成長が抑制されていると考えられる。

金融庁は、一定の要件を満たすPTSにおける取引について、5%ルールの適用を除外するとの改正を行うこととしていたことから(注2)、当該改正により、5%ルールの適用除外となるPTSについては、機関投資家による利用の増加が見込まれ、当事会社に対するPTS事業者の競争圧力が強くなると考えられる。

(注2) 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第270号)が平成24年10月26日に閣議決定され、同年10月31日に公布及び施行されている。

#### (3) (株)日本証券クリアリング機構によるPTSの清算業務の引受け

株式の売買に関する清算業務については、(株)東京証券取引所グループの子会社である(株)日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)が、東証及び大証のみならず、地方取引所やPTS事業者の清算業務も同等の条件で引き受けており、このことが地方取引所やPTS事業者での株式の売買がカウンターパーティーリスク(取引相手の信用リスク)なく行われるための制度的基盤となっていることから、JSCCによるPTSにおける売買の清算業務の引受けは、PTS事業者の新規参入・成長を促進するために必要と考えられる。しかし、5%ルールの改正により、PTS事業者の市場シェアが拡大し当事会社に対して強い競争圧力を有するに至った場合には、JSCCがPTS事業者を排除又は差別的に取り扱う可能性があると考えられる。

#### (4) 独占禁止法上の評価

本件統合により、東証に対する実質的に唯一の競争事業者である大証の存在がなくなるが、5%ルールの改正により、今後、PTS事業者が競争事業者として、当事会社に対する一定の牽制力を有することとなると考えられる。

しかし、JSCCがPTS事業者を排除又は差別的に取り扱うこととなれば、当事会社に対するPTS事業者の競争圧力が失われ、当事会社がある程度自由に価格等を左右することができる状態が現出し、株式の売買関連業務について競争を実質的に制限することとなると考えられる。

#### (5) 当事会社による問題解消措置の申出及び評価

当事会社は、問題解消措置として、JSCCが当事会社の競争事業者における株式の売買の清算業務の引受けを、今後も、実質的に差別的でなく、かつ、競争上不利にならない条件で行うことを、公正取引委員会に対して申し出た。

当事会社の申出内容が履行されれば、今後もPTS事業者がJSCCに清算業務を委託できる状況が確保され、当事会社に対するPTS事業者の競争圧力は失われまいと考えられる。

#### 4 日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務

##### (1) 一定の取引分野

###### ア 役務範囲

公正取引委員会は、デリバティブ取引（対象となる原資産の経済価値から派生してその経済価値が定められる取引をいう。以下同じ。）については、原資産の違い及び先物取引（将来の一定の時期における決済を前提に、特定の原資産の取引価格等をあらかじめ約定しておく取引をいう。以下同じ。）とオプション取引（あらかじめ定められた将来の一定の時期において、特定の原資産を一定の行使価格で取引する権利を売買する取引をいう。）の違いに着目した。多くの需要者はデリバティブ取引の種類を選択しており、基本的にこれらの間には需要の代替性が認められないことから、役務範囲を「日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務」として画定した。

###### イ 地理的範囲

需要者は海外の取引所での取引をある程度容易に行えることが認められることから、「世界全体」を地理的範囲として画定した。

（注3） 地理的範囲を世界全体としても、日本株に関する株価指数先物取引を取り扱っている海外の取引所は、後記(2)アにおけるF社及びG社等の数社に限られる。

##### (2) 競争の実質的制限についての検討

###### ア 市場構造の変化

統合後の当事会社の合算市場シェアは約70%、統合後のHHIは約5,300、HHIの増分は約2,000であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成23年における日本株に関する株価指数先物取引の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1位	大証	約45%
2位	東証	約20%
3位	F社	約20%
4位	G社	5 - 10%
	その他	0 - 5%
	合計	100%

###### イ 当事会社の主張と評価

当事会社は、当事会社が直接的に競合していないこと、隣接市場からの競争圧力が働いていること、効率性が向上すること等を理由に競争を実質的に制限することとはならないと主張していたが、いずれの主張についても認められない。

###### ウ 競争事業者の状況

大証の代表的な日本株に関する株価指数先物取引である日経225先物取引を取り扱う競争者であるF社は、同じく日経225先物取引を取り扱う大証に対して強い競争圧力を有しているが、東証の代表的な日本株に関する株価指数先物取引であるTOPIX先物取引に対しては有効な競争圧力を有していないと考えられる。

##### (3) 独占禁止法上の評価

本件統合後も、有力な競争事業者であるF社が存在し、大証に対しては強い競争圧力を有しているものの、東証のTOPIX先物取引に対してはF社の競争圧力は直接的

に及ばないと考えられる。そのため、本件統合により、特に、TOPIX先物取引及び日経225先物取引を選択的に利用する程度が高い需要者を主たる対象として、東証が大証に対して積極的に行ってきた競争が失われることとなることから、TOPIX先物取引に関して、当事会社が単独である程度自由に価格等を左右することができる状態が現出し、本件統合により日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務について競争を実質的に制限することとなると考えられる。

(4) 当事会社による問題解消措置の申出及び評価

東証は、NYSE Liffe（注4）との契約において、NYSE LiffeのTOPIX先物取引の取引時間を、東証のTOPIX先物取引の取引量が多い日本時間の午前9時から午後3時までと重複しないよう制限していたところ、当事会社は当該時間帯においてもNYSE LiffeのTOPIX先物取引の取引を行うことができるよう、当該時間帯におけるTOPIXの使用に関する合理的な条件のライセンスをNYSE Liffeに提供すること等を、公正取引委員会に対して申し出た。

デリバティブ取引に関して世界有数の取引量を有するNYSE Liffeに対するTOPIXのライセンス等の提供は、既存の競争事業者が牽制力を有することとなるよう強化するものであり、有効な問題解消措置となると考えられる。

（注4）NYSE Liffeは、NYSE Euronextグループに属し、ロンドンに拠点を置く取引所である。各種デリバティブ取引に関して世界有数の取引量がある。2010年から、東証からTOPIXのライセンスを受け、TOPIX先物取引を取り扱っている。

5 結論

当事会社が申し出た問題解消措置を前提とすれば、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

**事例2** (株)ヤマダ電機による(株)ベスト電器の株式取得

1 本件の概要

本件は、家電小売業を営む(株)ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」という。）が、家電小売業を営む(株)ベスト電器（以下「ベスト電器」という。）の株式を取得し、議決権の過半数を取得すること（以下「本件株式取得」という。）を計画したものである。関係法条は、独占禁止法第10条である。

本件においては、一部地域における家電小売業について、ヤマダ電機が公正取引委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば、本件株式取得が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

審査結果の詳細は、後記2から7までのとおりである。

2 一定の取引分野

(1) 役務範囲

家電製品を取り扱う小売業者には、実店舗で販売を行う家電量販店、総合スーパー、ホームセンター、ディスカウントストア（以下、総合スーパー、ホームセンター及びディスカウントストアをまとめて「GMS等」という。）、地域家電小売店（家電メーカーの系列店や地場の電気店を指す。以下同じ。）のほか、通販事業者が存在するが、品ぞろえやアフターサービスを考慮すると、家電量販店の家電小売業とその他家電小売

業者の家電小売業との間における代替性の程度は低いと認められることから、「家電量販店における家電小売業」を役務範囲として画定した。

## (2) 地理的範囲

家電量販店においては、店舗ごとに競争が行われており、消費者の買い回りの範囲等から個別店舗ごとの商圈を設定しているところ、当事会社はおおむね「店舗から半径10キロメートル」を商圈として設定していること、また、当事会社以外の家電量販店に対するヒアリングにおいても、同様の見解が多くみられたことから、「店舗から半径10キロメートル」を地理的範囲として画定した。

## 3 競争の実質的制限についての検討

### (1) 当事会社間の競合状況

前記2で画定した一定の取引分野において、当事会社が競合している地域は253地域存在する。

### (2) 当事会社が競合する地域における競争状況の概観

前記253地域について、一般に、同一地域内における事業者数が多い地域ほど、競争が活発であると考えられる。また、本件株式取得が各地理的範囲における競争に与える影響を検討する場合、一般的に、もともと事業者数が多く本件株式取得により事業者数が1社減少する地域よりも、もともと事業者数が少なく本件株式取得により更に1社減少する地域の方が、競争に与える影響が大きいと考えられる。さらに、各家電量販店は、自社店舗の近隣に所在する特定の競合家電量販店の店舗を注視し、当該店舗を強く意識しながら価格設定を行っている実態にある。

### (3) 参入圧力

当事会社は、家電量販店の出店に関して制度面又は実態面の参入障壁は存在しないと主張しているところ、現に、制度上の参入障壁は低いものと考えられる。しかし、競争事業者からのヒアリングによると、自社の出店戦略により参入意欲を有する地域はおのずと限定されることとしていることから、全ての地域について等しく参入圧力が働いているとは認められない。

なお、競争事業者による具体的な出店計画が明らかになっている地域については、顕在的な参入圧力が働いていると認められる。

### (4) 隣接市場（地理的隣接市場）からの競争圧力

当事会社は、地理的に隣接する市場（以下「地理的隣接市場」という。）からの競争圧力が働いていると主張している。この点について、ヤマダ電機から提出された資料によれば、店舗によっては消費者が地理的範囲（店舗を中心に半径10キロメートル）を超えて買い回っている実態が見てとれるケースもあり、また、当事会社は特定の店舗について、地理的範囲の外側に所在する競争事業者の店舗を注視しているケースもあることから、店舗によっては、地理的隣接市場からの競争圧力が働いている場合もあると考えられる。

### (5) 隣接市場（GMS等）からの競争圧力

当事会社は、GMS等からの競争圧力が働いていると主張している。しかし、家電量販店と比較してGMS等が取り扱う家電製品の品ぞろえは限定されており、また、ヒアリング調査の結果によると、家電量販店とGMS等は互いに家電小売業において競争

関係にあるとは認識していないとしている。さらに、地方公共団体によって公表されている消費者の購買行動に係るアンケート調査結果や、当事会社が提出した店舗ごとの財務データ等に基づいて行った経済分析の結果においても、GMS等が商圈内に存在することが競争圧力となっているという事情は一般的には認められなかった。

したがって、個別の地域において具体的な競争圧力となる例外的な事情が認められる場合を除き、GMS等は、家電量販店に対する競争圧力になっているとはいえないと考えられる。

(6) 隣接市場（通販事業者）からの競争圧力

当事会社は、通販事業者からの強い競争圧力が働いていると主張しているところ、現に、インターネット販売を中心とした通販事業者による販売が家電製品の販売の一定割合を占めており、更に近年増加傾向にあることは認められる。しかし、①ヤマダ電機から提出された資料によれば、通販事業者を買い回り先としている顧客は少数にとどまること、②家電量販店に対するヒアリング調査の結果によると、家電量販店と通販事業者は、ほぼすみ分けられており、強い競争圧力にはなっていないという意見が多くみられたこと、③通販事業者に対するヒアリング調査によると、家電量販店と通販事業者は価格面で全面的な競争関係にはないとしていること、④多くの通販事業者は、家電量販店と同等のアフターサービスや品ぞろえを提供しているわけではないこと等から判断すると、インターネット販売を中心とした通販事業者は、家電量販店に対し、ある程度の競争圧力となっている点是否定できないが、強い競争圧力になっているとまではいえないものと認められる。

(7) 当事会社グループの経営状況

当事会社は、ベスト電器が業績不振に陥っているため、本件株式取得は「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）第4の2(8)（当事会社グループの経営状況）イ①に定める競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい場合に該当する旨主張しているが、ベスト電器の財務状況やベスト電器の第三者割当増資の割当先の選定状況等に鑑みると、直ちに該当するとは認められない。他方、ベスト電器の業績が不振である事実は認められ、競争事業者と比較してベスト電器の事業能力は限定的であると考えられる。

(8) 当事会社のその他の主張

当事会社は、自社の各店舗の販売価格を全国統一的に定めていることなど、自社の価格設定方法に鑑み、本件株式取得後に特定の店舗のみ価格を引き上げることはないとも主張している。しかし、当事会社から提出された実売価格のデータ等に基づき経済分析を行ったところ、各店舗において極端に大きな価格差はみられないものの、店舗ごとに一定程度の価格差がみられること等から、当該主張のみをもって、当事会社が一部店舗の価格を引き上げることができないとは必ずしもいえないと考えられる。また、本件株式取得により、価格面とは別に品ぞろえ等の観点からの競争が制限される可能性も考えられる。

4 独占禁止法上の評価

当事会社が競合している地域は253地域存在するが、各地域における競争状況を詳細に検討すると、ベスト電器の経営不振により同社の事業能力が限定的であることもあ

り、多くの地域において、当事会社間における競争と比較して同等又はより激しい競争が、当事会社と別の競争事業者との間で展開されている実態にあると認められる。具体的には、ヤマダ電機にとって注視する対象の店舗がベスト電器以外の地域や、ヤマダ電機がベスト電器の店舗を注視しているものの、同一の地理的範囲内又は地理的隣接市場内に、当事会社の店舗と遜色ない競争力を有する競争事業者の店舗の存在が認められる地域が、合計243地域存在する。同地域では、本件株式取得後も引き続き活発な競争が展開されることが想定されるとともに、地域によっては具体的な参入計画が存在し顕在的な参入圧力が認められること及び通販事業者からの一定程度の競争圧力が認められることを併せて考えれば、本件株式取得により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって競争が実質的に制限されることとはならないと考えられる。

他方、残りの10地域（注）（以下「10地域」という。）については、ヤマダ電機がベスト電器の店舗を注視しており、同一の地理的範囲内又は地理的隣接市場内に当事会社の店舗と比較して遜色ない競争力を有する競争事業者の店舗の存在は認められず、本件株式取得により当該地理的範囲における競争が実質的に制限されることとなると認められる。

（注）①甘木地域（福岡県）、②唐津地域（佐賀県）、③島原地域（長崎県）、④諫早地域（長崎県）、⑤大村地域（長崎県）、⑥人吉地域（熊本県）、⑦種子島地域（鹿児島県）、⑧宿毛地域（高知県）、⑨四万十地域（高知県）、⑩秩父地域（埼玉県）

## 5 ヤマダ電機による問題解消措置の申出

前記4のとおり、本件株式取得により、10地域における競争が実質的に制限されることとなることから、ヤマダ電機は、公正取引委員会に対して次の問題解消措置を講じることを申し出た。

- (1) ヤマダ電機は、10地域それぞれについて、当該地域に所在する当事会社の店舗のうち1店舗を第三者に譲渡することとし、平成25年6月30日までに譲渡の契約を締結する（当該地域に所在する当事会社のフランチャイズ店舗〔以下「FC店舗」という。〕が第三者のFC店舗となることを選択した場合には、譲渡があったものとみなす。）。ただし、④諫早地域と⑤大村地域は互いに隣接していることから、両地域に所在する当事会社の店舗のうち1店舗を譲渡する。同様に、⑧宿毛地域と⑨四万十地域についても、両地域に所在する当事会社の店舗のうち1店舗を譲渡する（合計8店舗の譲渡）。同日までに譲渡の契約が締結されなかった地域又は同日までに譲渡の契約が締結されたがその後譲渡が実行されなかった地域においては、適切かつ合理的な方法及び条件で、当該地域に所在する当事会社の店舗（FC店舗を除く。）について速やかに入札手続を行う。
- (2) ヤマダ電機は、店舗の譲渡が完了するまでの間、対象店舗の事業価値を毀損しないようにするとともに、各対象店舗において消費者に不当に不利な価格設定を行わない。
- (3) ヤマダ電機は、店舗の譲渡が完了するまでの間、定期的に、各対象店舗等の家電製品の販売価格について公正取引委員会に報告するとともに、店舗の譲渡の実施状況等について、その内容を当委員会に速やかに報告する。

6 問題解消措置に対する評価

ヤマダ電機の申し出た措置は構造的措置であり、10地域において当事会社の店舗を譲渡することにより、当該地域において新規の独立した競争者を創出するものであることから、適切な措置であると評価できる。

7 結論

ヤマダ電機が申し出た問題解消措置により、本件株式取得が10地域における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。



## 第9章 不公正な取引方法への取組

### 第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、平成21年独占禁止法改正法により、これまで「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第2条第9項第1号から第5号）、新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の2から第20条の6）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

### 第2 不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を供給するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、以前から、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

#### 1 不当廉売事案への対処

##### (1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への

影響等について個別に調査を行い、問題の見られる事案については厳正に対処することとしている。

(2) 処理の状況

ア 警告

平成24年度においては、ビール類について3件及びレギュラーガソリンについて1件の不当廉売事件について警告・公表を行った。

(ア) 酒類卸売業者3社が、遅くとも平成21年1月以降、それぞれ、特定の酒類小売業者に対し、ビール類のうち一部の商品とその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することにより、当該酒類小売業者が運営する各店舗の周辺地域に所在する他の酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑いのある事実が認められたことから、当該卸売業者3社に対し、当該行為を取りやめ、今後、このような行為を行わないよう警告した。

(イ) 石油小売業者が、レギュラーガソリンを、福井県に所在する13給油所において、自ら又は子会社を通じて、平成23年5月2日から同年12月4日までの期間のうち一定期間、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該石油小売業者に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

イ 注意

平成24年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして合計1,736件の事案に関して注意(迅速処理(注)によるもの)を行った(第1表参照)。

例えば、酒類について、繰り返し注意を受ける事業者が供給に要する費用を著しく下回る対価で販売したものの、短期間の廉売にとどまっている事案において、責任者を招致して文書により厳重に注意した事例があった。

また、石油製品について、他の事業者に対抗し、供給に要する費用を著しく下回る対価で販売するなどした複数の事業者に対し、責任者を招致して文書により厳重に注意した事例があった。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理をいう。

第1表 平成24年度における不当廉売事案の注意件数(迅速処理によるもの)

(単位:件)

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	1,123	426	121	66	1,736

2 規制基準の明確化

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種(酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品)についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてき

た。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

### 第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、以前から、優越的地位の濫用に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

#### 1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会では、優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月）、審査を行っているところ、平成24年度においては、過去最高の57件の注意を行った。

#### 2 中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

##### (1) ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供している事業者6,866名を対象とする実態調査を実施し、その結果を平成24年5月16日に「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書」として公表した（後記第3の5参照）。

調査結果によると、ホテル・旅館によるディナーショーチケット等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど、取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為を行っているホテル・旅館が相当数存在すると考えられることから、ホテル・旅館に対して、こういった行為を行っていないかどうかを早急に確認し、自主的に改善を図る必要があること等を指摘した。

調査結果を踏まえ、ホテル・旅館が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、ホテル・旅館と納入業者との取引の公正化を一層推進

し、違反行為の未然防止を図るため、ホテル・旅館向けの業種別講習会を実施した。

(2) 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、優越ガイドラインにおいて、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為の実態について確認し、今後の適切な法運用に資するため、大規模小売業者等（売上高70億円以上）822名及び納入業者10,000名を対象とする実態調査を実施し、平成24年7月11日に「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（後記第3の6参照）。

調査結果によると、一部の大規模小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた。また、優越ガイドラインの認知度に関して、売上高の規模別にみると、100億円以上の大規模小売業者等に比べて100億円未満の大規模小売業者等における認知度が低く、役職階層別にみると、売上高の規模にかかわらず、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低くなっていた。

調査結果を踏まえ、大規模小売業者等が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、大規模小売業者等と納入業者との取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、特に購買部門の一般社員を対象に、大規模小売業者等向けの業種別講習会を実施した。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成24年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主7,704名及び物流事業者13,759名を対象とする書面調査を実施した。

また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図るため、物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施した。

**3** 優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等に関し、一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成24年度においては、合計30回（大規模小売業者等向け15回、物流事業者と取引のある荷主向け13回、ホテル・旅館向け2回）の講習会を開催した。

このうち、物流事業者と取引のある荷主向けについては、初心者向けに基礎的な説明を行う「基礎編」と、一定の知識を有する者を対象としてグループ討議などを行う「応用編」とに分けて実施することとし、平成24年度においては、基礎編を11回、応用編を2回実施した。

#### 4 優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

##### (1) 優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成24年度においては、680件の相談に対応した。

##### (2) 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会事務総局の職員が出向いて、優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成24年度においては、全国27か所において実施した。

##### (3) コンプライアンス確立のための積極的な支援

事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成24年度においては、事業者団体等へ30回講師を派遣するとともに、優越的地位の濫用規制に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

また、優越的地位の濫用規制に係る講習会に参加することのできない事業者のため、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上に掲載し、配信している。

#### 5 ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査・提言

##### (1) 調査の趣旨

公正取引委員会は、大規模小売業者等による優越的地位の濫用行為に関して積極的かつ厳正な法執行を行うとともに、優越ガイドラインの策定・公表（平成22年11月）、実態調査の実施などにより、その未然防止に努めている。ホテル・旅館による行為についても、当該事業者が商品・サービスを納入・提供している事業者（以下「納入業者」という。）に対して優越的地位の濫用を行ったとして独占禁止法に基づく法的措置や警告公表を行ってきており、また、「大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査」（平成22年5月報告書公表）においても、「宿泊業者等の事業者との取引において何らかの不当と感じる要請がある」との回答が寄せられているところである。

このような状況に加えて、一般に、優越的地位の濫用について取引上の立場の弱い事業者は不利益を被っていても申し出ることが困難な面があることを踏まえ、公正取引委員会は、ホテル・旅館と納入業者との間の取引実態について調査を実施することとした。

##### (2) 調査方法及び調査内容

###### ア 調査方法

納入業者に該当すると考えられる中小企業に対し、第2表のとおり、書面調査（調査対象期間：平成22年1月～平成23年12月）を実施し、さらに、書面調査に回答した納入業者のうち、29社に対してヒアリング調査を実施した。

第2表 書面調査の回答状況等

発送数 (A)	回答数 (B) (回答率 B/A)	調査対象納入業者数 (C) (注2) (C/A)
6,866社 (注1)	2,479社 (36.1%)	1,625社 (23.7%)

(注1) 日本標準産業分類の「小分類 旅館, ホテル」に分類される事業者の商品・サービスを納入・提供しているとして公正取引委員会が把握している事業者の中から, 中小企業基本法で定義する資本金規模により中小企業に該当しない事業者を除外するなどして, 書面調査票の送付先6,866社を選定した。

(注2) 「調査対象納入業者」とは, 回答のあった2,479社のうち, ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供している, 本件調査の対象となる納入業者である。

イ 調査内容

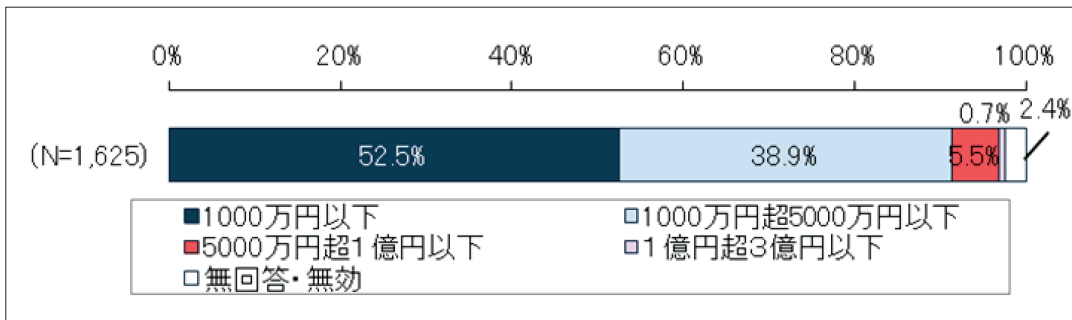
納入業者とホテル・旅館との取引について, 優越ガイドラインにおいて優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている各行為(「購入・利用強制」, 「協賛金等の負担の要請」, 「従業員等の派遣の要請」, 「受領拒否」, 「返品」, 「支払遅延」, 「減額」, 「取引の対価の一方的決定」及び「やり直しの要請」)に焦点を当てて調査を行った。

(3) 調査結果のポイント

ア 調査対象納入業者の概要

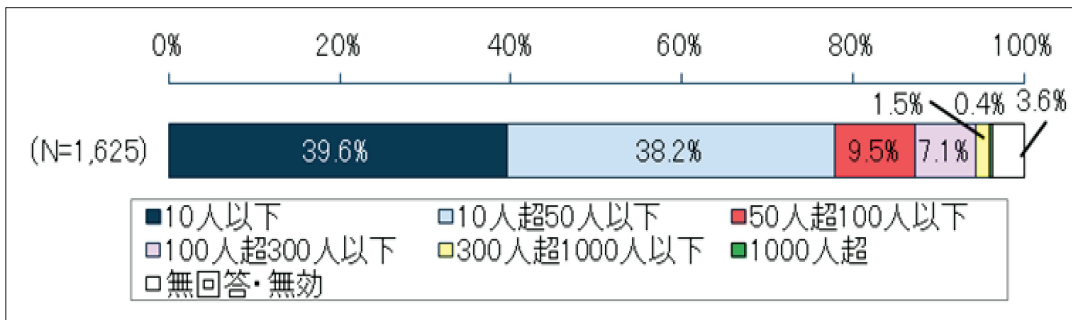
調査対象納入業者の資本金の規模をみると, 資本金1000万円以下の者が52.5%を占める(第1図参照)。

第1図 調査対象納入業者の資本金規模



また, 調査対象納入業者の従業員の規模をみると, 従業員数10人以下の者が39.6%を占める(第2図参照)。

第2図 調査対象納入業者の従業員規模



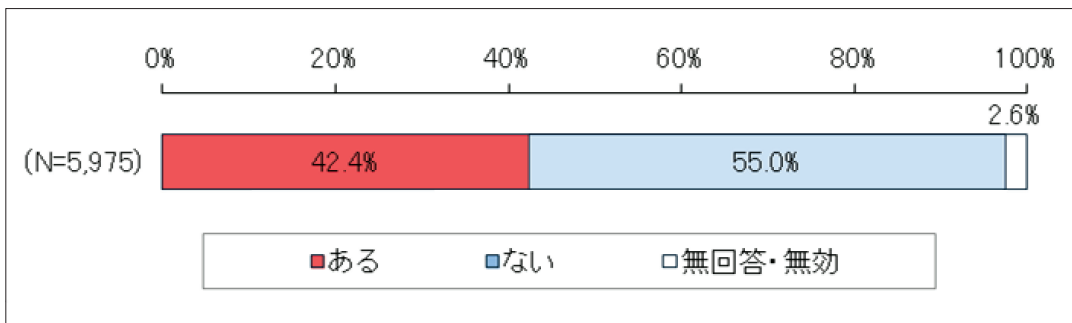
### イ ホテル・旅館からの要請の状況

調査対象納入業者1,625社から、年間取引高上位5位までの各ホテル・旅館について、延べ5,975のホテル・旅館との取引（以下「調査対象取引」という。）に関して回答があった。優越ガイドラインにおいて優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている各行為のうち、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていた取引の行為類型ごとの割合上位3位までの行為（「購入・利用強制」、「協賛金等の負担の要請」及び「取引の対価の一方的決定」）の状況は次のとおりである。

#### ア 購入・利用強制

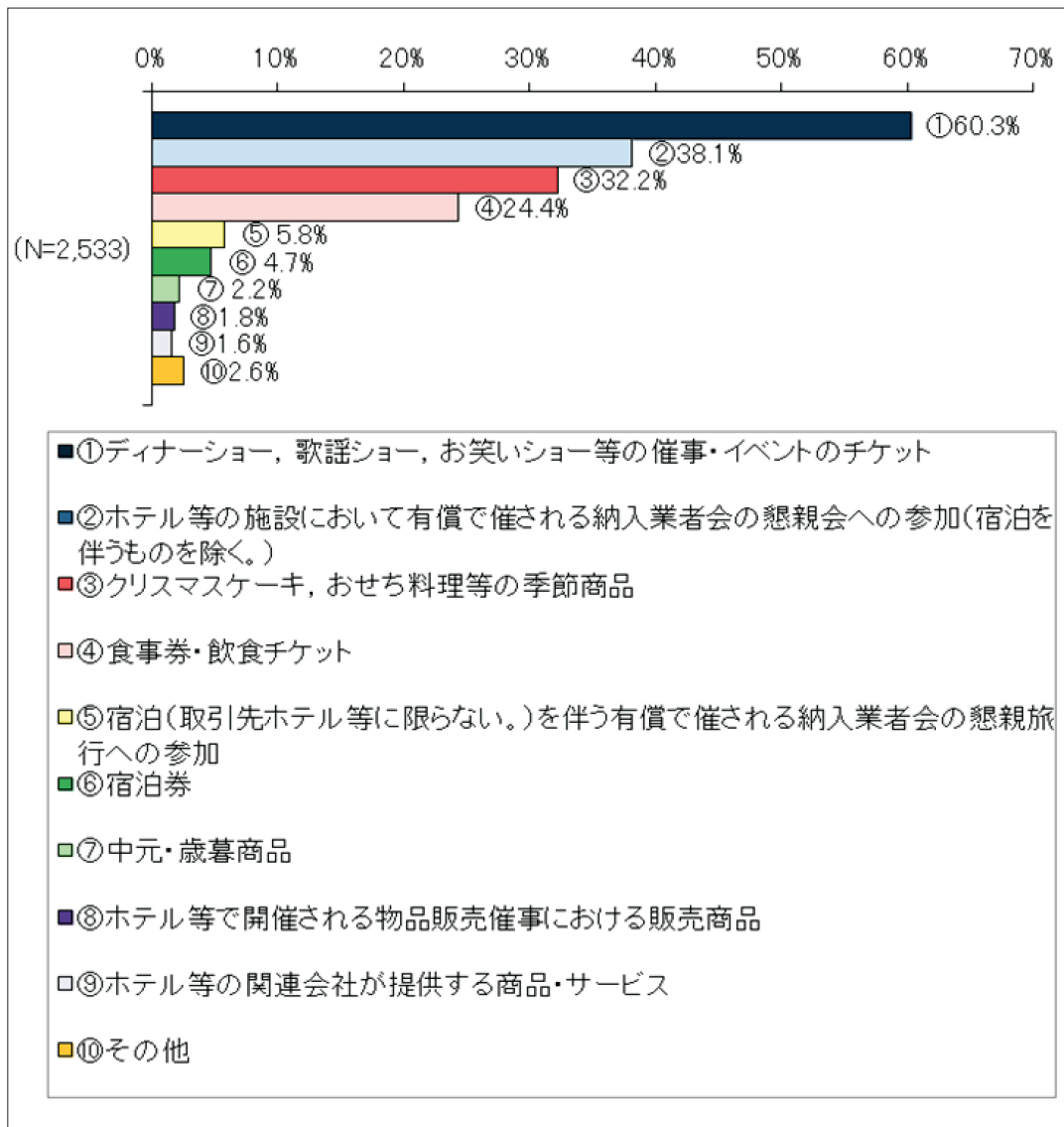
調査対象取引（5,975取引）のうち、「業務上必要としない・購入を希望しない商品・サービスの購入・利用要請（以下「不要な商品等の購入・利用要請」という。）を受けたことがある」との回答が42.4%（2,533取引）であった（第3図参照）。

第3図 不要な商品等の購入・利用要請の有無



また、不要な商品等の購入・利用要請を受けたことがあると回答のあった2,533の取引について、不要な商品等の購入・利用要請の内容をみると、①「ディナーショー、歌謡ショー、お笑いショー等の催事・イベントのチケット」の購入要請が60.3%、②「ホテル等の施設において有償で催される納入業者会の懇親会への参加（宿泊を伴うものを除く。）」要請が38.1%、③「クリスマスケーキ、おせち料理等の季節商品」の購入要請が32.2%、④「食事券・飲食チケット」の購入要請が24.4%であった（第4図参照）。

第4図 不要な商品等の購入・利用要請の内容（複数回答）



「不要な商品等の購入・利用要請を受けたことがある」と回答のあった42.4% (2,533取引) においては、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、調査対象納入業者は、ホテル・旅館から優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていたと考えられる。

具体的な回答事例によれば、優越ガイドラインにおいて、「購入・利用強制」の問題となり得る行為として例示された想定例に該当する、①購入しなければ取引を打ち切るなど、今後の取引に影響すると受け取られるような要請をすることにより購入させる、②支配人等の幹部、購買担当者・仕入担当者、料理長等の今後の取引に影響を及ぼし得る者が購入を要請することにより購入させる、③購入を断わっても重ねて要請することにより購入させる、④イベントチケット等を一方的に送付することにより購入させるといった行為が行われていることがうかがわれる。

また、ホテル・旅館には、納入業者による業者会が組織されていることが多い。業者会が、納入業者による自主的な活動として、各種会合を開催する際に当該ホテル・



旅館の施設を使うことや、ホテル・旅館の各種イベントの開催について連絡すること自体は、独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、具体的な回答事例によれば、業者会の中には、業者会の実質的な運営をホテル・旅館が行い、事実上、業者会に加入することを継続的な取引の前提とし、ホテル・旅館が、自己の売上げの増加・維持のために、①業者会会費としてディナーショー等のイベントチケット代金を事前に集め、納入業者に取引額に応じた枚数を送りつける、②用途の不透明な高額な業者会会費を徴収する、③業者会のイベントを企画し、自社の施設を使った業者会イベントを頻繁に開催するといった行為が行われていることがうかがわれる。

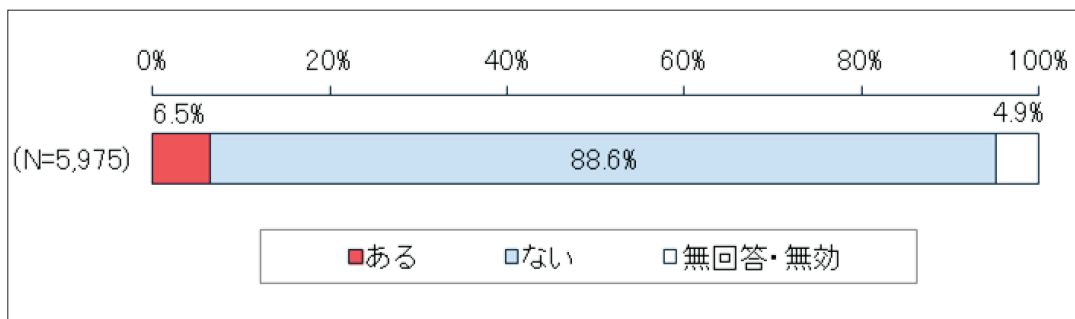
以上のことからすれば、ホテル・旅館によるディナーショーチケット、クリスマスケーキ、おせち料理等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、その中には執拗・一方的なものも見受けられる。また、ホテル・旅館が、納入業者を会員として「業者会」等と称する団体を組織し、これを通じて、納入業者に対し、商品・サービスの購入や利用を要請している場合もある。これらの要請について、納入業者は今後の取引に与える影響を懸念して応じざるを得ないという実態にあるものと考えられる。ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為を行っているホテル・旅館が相当数存在するものと考えられる。

#### (イ) 協賛金等の負担の要請

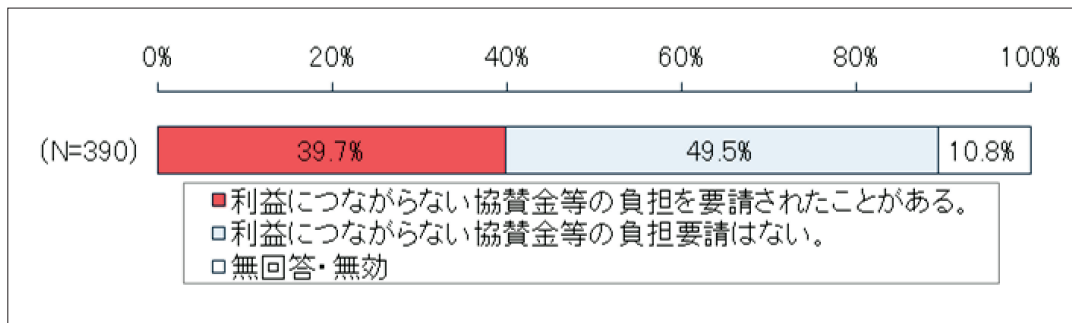
調査対象取引（5,975取引）のうち、「協賛金等の負担要請を受けたことがある」との回答は6.5%（390取引）であった（第5図参照）。

このうち「利益につながらない協賛金等の負担を要請されたことがある」との回答が39.7%（155取引）であり（第6図参照）、調査対象取引（5,975取引）に占める比率は2.6%であった。当該155の取引においては、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、調査対象納入業者は、ホテル・旅館から優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていたと考えられる。

第5図 協賛金等の負担の要請の有無



第6図 利益につながらない協賛金等の負担要請の有無



利益につながらない協賛金等の負担要請は多くはないが、要請を受けて「負担したことがある」との回答は91.0%（155取引のうち141取引）と高い比率であることなどから、納入業者は、利益につながらない協賛金等の負担要請を受ければ、今後の取引に与える影響を懸念して負担せざるを得ないという実態、また、納入業者の利益につながる協賛金等であっても、負担額、負担額の算出根拠、用途等について十分な説明がなされていないという実態にあるものと考えられ、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る協賛金等の負担の要請を行っているホテル・旅館も少なからず存在すると考えられる。

(ウ) 取引の対価の一方的決定

調査対象取引（5,975取引）のうち、「仕入価格やコストを下回るような価格の引下げ要請を受けたことがある」と回答のあった4.7%（280取引）については、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、調査対象納入業者は、ホテル・旅館から優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていたと考えられる。

仕入価格やコストを下回るような価格の引下げ要請を受けたことがあると回答のあった280の取引のうち、要請時にホテル・旅館と価格について協議する機会があったかどうかをみると、「協議の機会があった」との回答が76.4%（214取引）であった。

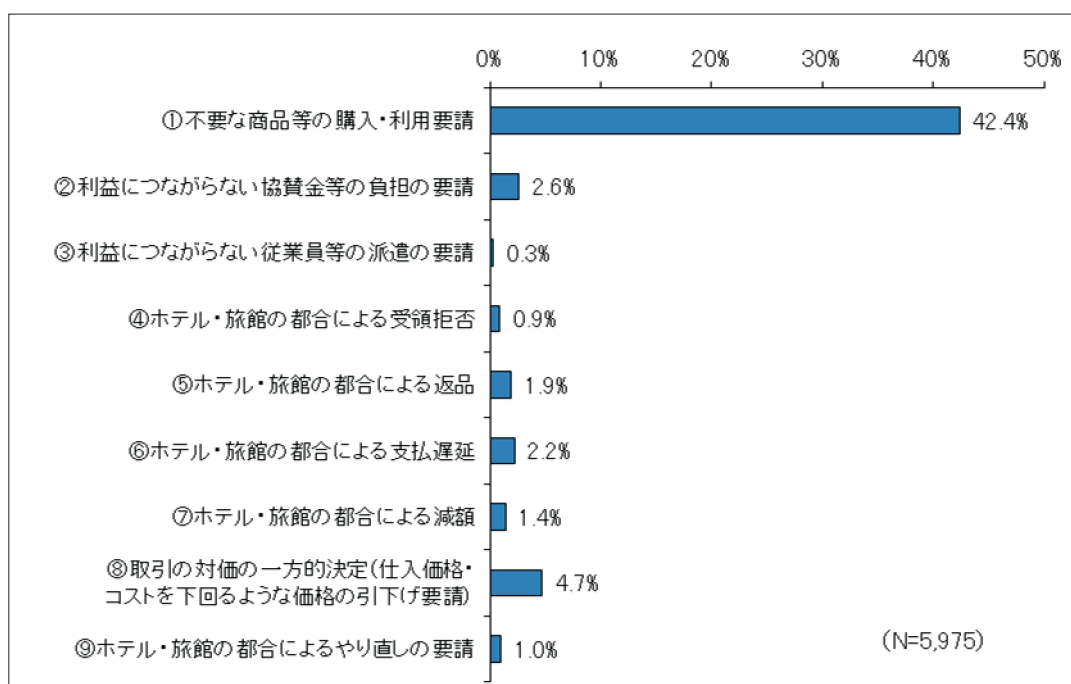
ホテル・旅館による対価の一方的決定（仕入価格・コストを下回るような価格の引下げ要請）は多くはないが、今後の取引に与える影響を懸念して、要請時に価格についての協議の機会はあることが多いものの、こうした価格の引下げ要請を受け入れざるを得ない場合もあるという実態にあるものと考えられる。ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る仕入価格・コストを下回るような価格の引下げ要請を行っているホテル・旅館も少なからず存在すると考えられる。

(4) 調査結果の評価

ア 優越的地位の濫用につながり得る行為の状況

行為類型別に、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていた取引の割合を比較すると、「不要な商品等の購入・利用要請」があった取引の割合が42.4%と他の行為類型に比べて圧倒的に高い（第7図参照）。

第7図 優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていた取引の行為類型ごとの割合



#### イ 購入・利用強制

前記(3)イ(ア)のとおり、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為を行っているホテル・旅館も相当数存在すると考えられる。このような実態を踏まえると、ホテル・旅館は、納入業者に対して優越的地位の濫用につながり得る行為を行っていないかどうかを、優越ガイドライン及び本調査結果を参照して、早急に確認する必要がある。具体的には、①今後の取引に影響すると受け取られるような要請をすることにより、商品・サービスを購入・利用させていないか、②購買担当者、料理長等の納入業者との取引関係に影響を及ぼし得る者が購入・利用を要請することにより、商品・サービスを購入・利用させていないか、③組織的又は計画的に購入・利用を要請することにより、商品・サービスを購入・利用させていないか、④購入・利用する意思がないとの表明があった場合、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められる場合に、重ねて購入・利用を要請することにより、又は商品を一方的に送付することにより、商品・サービスを購入・利用させていないか、⑤業者会を通じて実質的に商品・サービスを購入・利用させていないかなどを確認する必要がある。

この結果、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていた場合には、早急にそのような行為を取りやめ、自主的に改善を図ることが必要である。

また、商品・サービスの購入・利用要請は、業界の慣行として広く行われていると思われることから、業界全体で改善に向けた取組を行っていくことも必要である。

#### ウ その他の行為

購入・利用強制に係る行為に比べれば、ホテル・旅館による他の行為類型に係る行為は多くはないが、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為を行っているホテル・旅館も少

なからず存在すると考えられる。ホテル・旅館は、優越ガイドライン及び本調査結果を参照して、優越的地位の濫用につながり得る行為を行わないよう留意する必要がある。

エ ホテル・旅館における問題改善に向けた取組

ホテル・旅館においては、経営トップ自らがこうした実態を認識し、リーダーシップをとって、自らのホテル・旅館で優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていないかどうかを早急に確認し、改善を進める取組あるいは未然防止を徹底させる取組が重要である。

(5) 公正取引委員会の対応

ア 今回の調査結果を踏まえ、公正取引委員会は、ホテル・旅館及びホテル・旅館の団体に対し、次の対応を行うこととする。

(ア) ホテル・旅館を対象とする業種別講習会等を実施し、ホテル・旅館と納入業者との取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止に努める。

(イ) ホテル・旅館の団体に対して、本調査結果を報告し、優越ガイドラインの内容について説明するとともに、本調査結果及び優越ガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。

イ 引き続きホテル・旅館と納入業者との取引実態を注視し、独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。

**6** 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査・提言

(1) 調査の趣旨

平成21年独占禁止法改正法により、優越的地位の濫用は、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化され、同法第20条の6の規定に基づき新たに課徴金納付命令の対象とされた。これを受けて、公正取引委員会は、法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、平成22年11月30日に優越ガイドラインを策定・公表し、優越的地位の濫用行為の考え方を明確化することで違反行為の未然防止を図ってきた。

また、優越的地位の濫用に係る違反事件（注1）に対しては、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うなど厳正に対処している。

さらに、公正取引委員会は、優越的地位の濫用として問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、その取引実態を把握するための調査を行ってきた。

公正取引委員会は、平成23年10月19日に公表した「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」において、「卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けて、メーカーに不当な要請等を行っている場合があることが明らかになった。」と報告しており、引き続き取引の実態を注視することとしていた。加えて、優越ガイドラインの認知度や同ガイドラインにおいて優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為又は要請の実態について確認し、今後の適切な法運用に資するため、本調査を実施することとした。

なお、従来は「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号。以下「大規模小売業告示」という。)の内容に沿った調査を実施してきた（注2）が、今回の調査は、優越ガイドラインの内

容に沿ったものである。このため、調査対象となる小売業者についても、これまでの大規模小売業告示の規制対象となる大規模小売業者（注3）だけでなく、地域一番店等の特定の地域において高い売上高を有し、取引の当事者間において購買力を発揮し得ると考えられる小売業者も含めた小売業者（以下「大規模小売業者等」という。）に対象を拡大しており（注4）、これら大規模小売業者等と当該事業者の商品を納入している事業者（以下「納入業者」という。）との取引について実態を把握することとした。

（注1）平成22年1月に法定化された優越的地位の濫用が適用された違反事件としては、平成23年6月22日の（株）山陽マルナカに対する件、同年12月13日の日本トイザラス（株）に対する件及び平成24年2月16日の（株）エディオンに対する件がある。

（注2）大規模小売業告示に基づく実態調査については、これまで平成18年及び22年に実施してきたところである。

（注3）一般消費者により日常使用される商品の小売業者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態を採る事業者を含む。）

- ① 前事業年度の売上高が100億円以上の者
- ② 次のいずれかの店舗を有する者
  - ・東京都特別区及び政令指定都市：店舗面積3,000㎡以上
  - ・その他の市町村：店舗面積1,500㎡以上

（注4）今回の調査対象となった大規模小売業者等の前事業年度の売上高は70億円以上である。

## （2）調査方法及び調査内容

### ア 調査方法

第3表のとおり書面調査（調査対象期間：平成22年12月～平成23年11月）を実施し、さらに、書面調査に回答した納入業者のうち、20社に対してヒアリング調査を実施した。

第3表 書面調査の回答状況等

調査対象事業者	発送数（A）	回答者数（B） （回答率 B/A）	集計対象回答者数（注7）（C） （回答率 C/A）
大規模小売業者等（注5）	822社	484社（58.9%）	447社（54.4%）
納入業者（注6）	10,000社	3,011社（30.1%）	2,228社（22.3%）

（注5）大規模小売業者等は、前事業年度の売上高が70億円以上の全国の小売業者の中から無作為に抽出して選定した。

（注6）納入業者は、前記の大規模小売業者等と取引があると考えられる全国の納入業者の中から無作為に抽出して選定した。

（注7）①大規模小売業者等及び納入業者からの回答の中には、事業譲渡や廃業等により現在は事業を営んでいないとする回答が、また、②製造業を主たる事業とする納入業者からの回答の中には、大規模小売業者等と直接取引しておらず、全て卸売業者を介して取引をしているとする回答も相当数含まれており、これらの回答は本調査の集計対象から外した。

### イ 調査内容

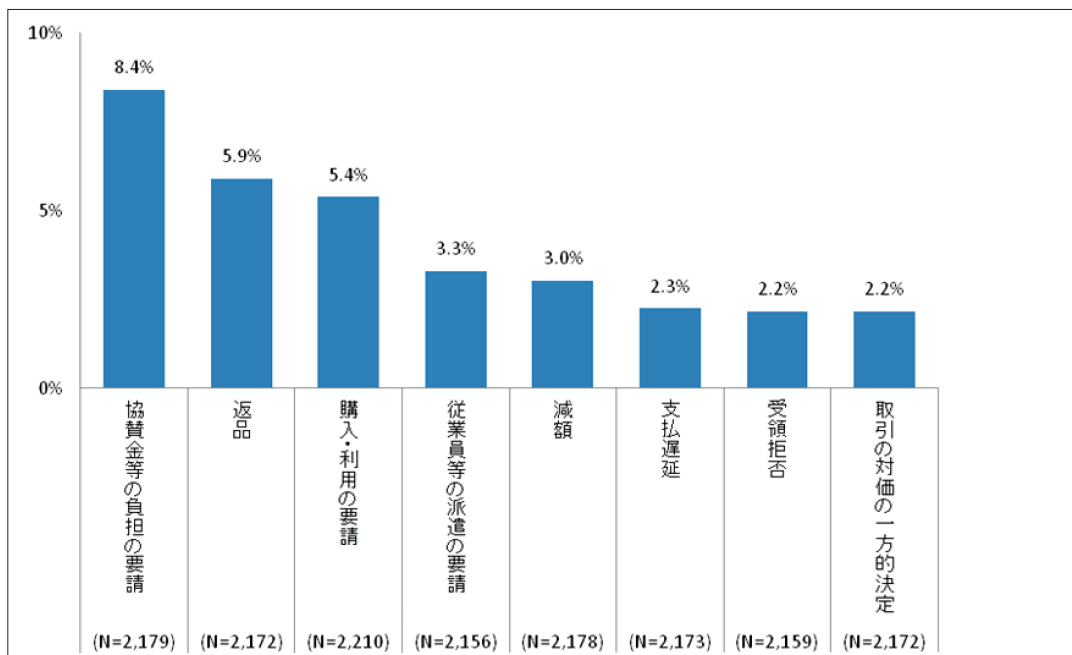
大規模小売業者等と納入業者との取引について、優越ガイドラインにおいて優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為又は要請（「購入・利用強制」、 「協賛金等の負担の要請」、 「従業員等の派遣の要請」、 「受領拒否」、 「返品」、 「支払遅延」、 「減額」及び「取引の対価の一方的決定」）に沿って状況等を調査した。

(3) 調査結果のポイント

ア 優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請（注8）を受けた者の割合

納入業者に対する書面調査において、優越ガイドラインで例示されている行為又は要請の有無について質問したところ、当該質問に回答した者のうち、優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請を受けたと回答した者の割合を行為類型別にみると、①「協賛金等の負担の要請」が8.4%、②「返品」が5.9%及び③「購入・利用の要請」が5.4%となっている（第8図参照）。

第8図 優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請を受けたことがあるとの回答があった行為類型別の回答割合（納入業者に対する書面調査）



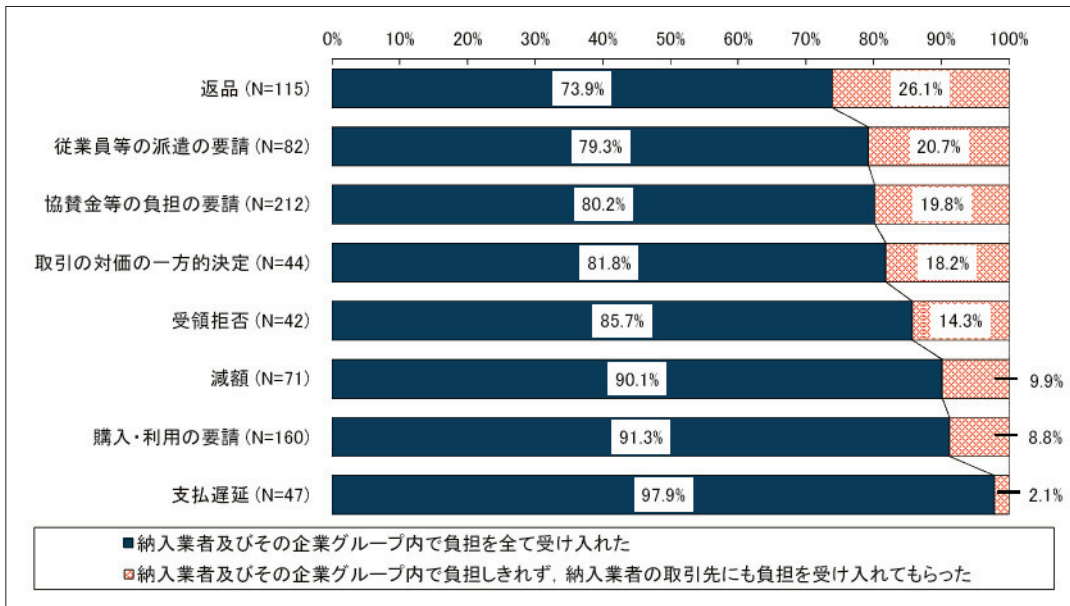
(注8) 優越ガイドライン等で認められている正当化事由のみによる行為又は要請を受けている場合、独占禁止法上問題はないが、それ以外の行為又は要請の場合、優越的地位の濫用につながり得ると考えられる。

イ 優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請への対応の回答数の割合

大規模小売業者等から優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請を納入業者が受け入れた後の対応についてみると、納入業者及びその企業グループ内で当該行為又は要請による負担を全て受け入れたとする回答が全ての行為類型において70%以上であった。

一方、納入業者及びその企業グループ内だけでは負担しきれずに納入業者の取引先に対して負担を依頼し受け入れてもらったとする回答も見受けられる。その回答割合の高かった行為類型は、返品（26.1%）、従業員等の派遣の要請（20.7%）、協賛金等の負担の要請（19.8%）及び取引の対価の一方的決定（18.2%）であった（第9図参照）。

第9図 優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請への対応の回答数の割合（納入業者に対する書面調査）



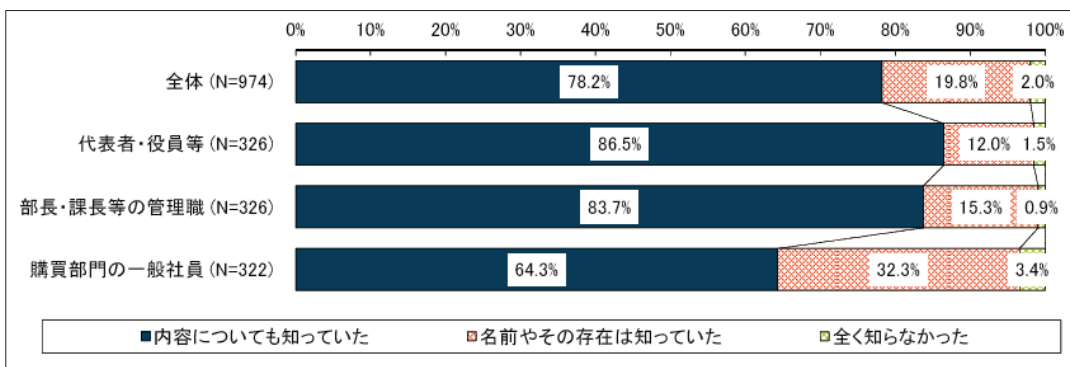
(注9) 前記第9図については、報告書（本体）では各行為類型ごとに記載されている調査結果の全体集計を行為類型ごとにまとめて記載したものである。

ウ 大規模小売業者等における優越ガイドラインの認知度等

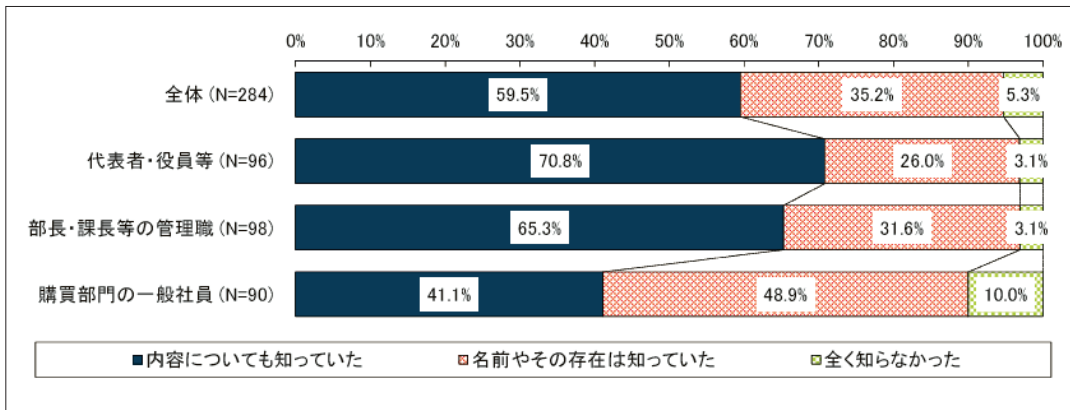
優越ガイドラインの認知度について役職階層別に質問し、その回答を売上高の規模別に集計した全体で見ると、売上高100億円以上の大規模小売業者等では「内容についても知っていた」が78.2%、「名前やその存在は知っていた」が19.8%、「全く知らなかった」が2.0%となっている（第10図）。

一方、売上高100億円未満の大規模小売業者等では「内容についても知っていた」が59.5%、「名前やその存在は知っていた」が35.2%、「全く知らなかった」が5.3%となっている（第11図参照）。

第10図 「優越的ガイドライン」の認知度【大規模小売業者等に対する書面調査】（売上高100億円以上の大規模小売業者等）

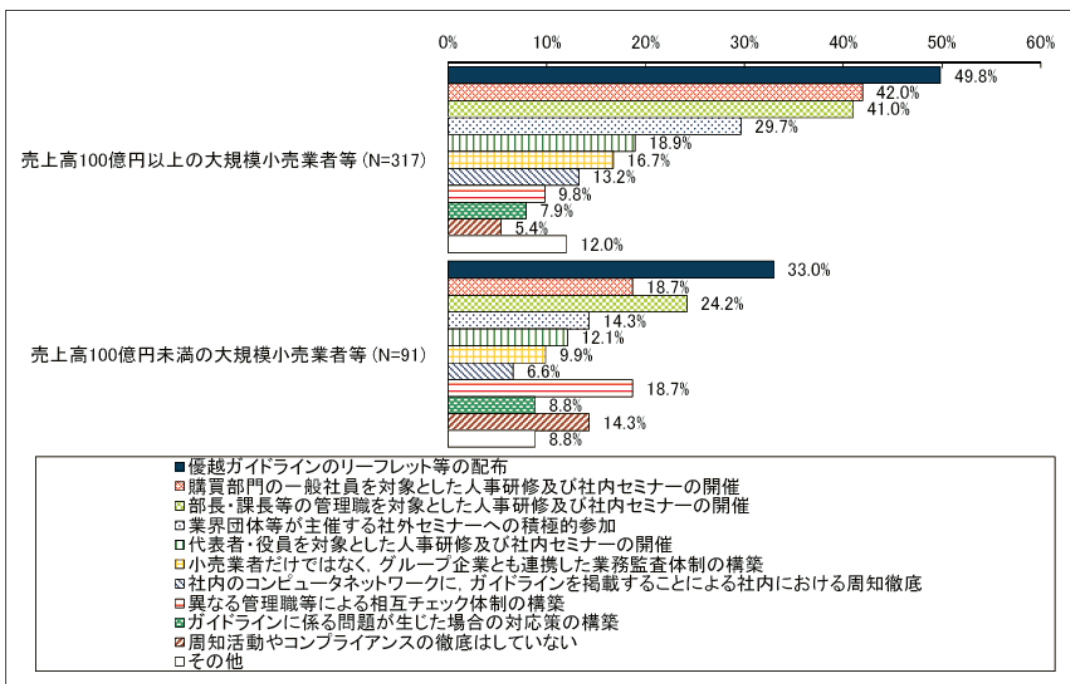


第11図 「優越的ガイドライン」の認知度【大規模小売業者等に対する書面調査】（売上高100億円未満の大規模小売業者等）



次に、大規模小売業者等による優越ガイドラインの周知徹底への取組について質問し（複数回答あり）、売上高の規模別にみると、「優越ガイドラインのリーフレット等の配布」による取組が売上高100億円以上及び100億円未満の大規模小売業者等共に最も多く、続いて、「各種の社内研修及びセミナーの開催」及び「業界団体等が主催する社外セミナーへの積極的参加」等に取り組んでいるとの回答も多い中、一方では、「周知活動やコンプライアンスの徹底はしていない」との回答が、売上高100億円未満の大規模小売業者等で14.3%と、売上高100億円以上の大規模小売業者等の5.4%と比べて高くなっている（第12図参照）。

第12図 「優越的ガイドライン」の周知徹底への取組【大規模小売業者等に対する書面調査】（複数回答）





#### (4) 調査結果の評価

##### ア 優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請を受けた者の割合

本調査の結果、大規模小売業者等から優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請を受けたことがあると回答している納入業者は、いずれの行為類型についても一定程度存在する。そのような回答割合が特に高い行為類型は、「協賛金等の負担の要請」、「返品」、「購入・利用の要請」の順となっている（第8図参照）。

割合の高い上位3つの行為類型に着目すると、以下のような実態がある。

##### (ア) 協賛金等の負担の要請

協賛金等の負担の要請の方法としては、決算対策のための協賛金、店舗の新規・改装オープンに際しての協賛金又は広告協賛金を要請するといった一時的な要請の事例が依然として多く見受けられた。しかし、具体的な回答事例の中には、例えば「大規模小売業者等からの発注に基づいて各店舗別に商品を梱包し、物流センターに一括して納入し、大規模小売業者等が物流センターから各店舗に配送する際の配送代をいわゆるセンターフィーとして徴収される。なお、当該センターフィーは店舗別に梱包した納入商品の納入対価の大小にかかわらず一律に設定されているため、大規模小売業者等からの店舗別小口発注に対応すると、納入対価から納入した商品の原価を控除した粗利額よりもセンターフィーの金額の方が大きくなる 경우가多く、納入するほど赤字となっている」というように、納入業者の直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えていると思われるものがあった。

また、「大規模小売業者等が発注に関する内容のFAXを納入業者に送信した際に要した費用や大規模小売業者等の店舗におけるプライスカードの作成等に要した費用の提供を要請された」というように、1回ごとの要請金額が少額であるものの、毎月恒常的に要請される事例もあった。さらに、具体的な回答事例の中には、一方的に同意書を渡されて提出することが求められているという事例もあった。このように、協賛金等の要請は、納入業者から不満を言い出しにくい、あるいは大規模小売業者等が表面上は問題とならないような外形を整えるなど、より巧妙に行われている実態がうかがえる。このような巧妙さは他の行為類型でもみられ、例えば、従業員等の派遣の要請では、実際の派遣日数分ではなく、文書で案内された日数分しか請求させてもらえなかったという例がみられた。

##### (イ) 返品

返品については、大規模小売業者等から「返品されたことがある」と回答した納入業者、そのうち「今後の取引を考えると返品を受け入れざるを得ないこともあった」と回答した納入業者、いずれの回答者数も優越ガイドラインで例示している行為類型中で最も多い。

したがって、結果的には優越的地位の濫用につながり得る行為の回答者数の割合が高くなっていると考えられる。

返品では、その条件が不明確で、納入業者が不測の不利益を受けているものも多く見受けられた。また、具体的な回答事例の中では、買取契約で納入しているにもかかわらず返品されるといった事例が目立ち、契約を無視して当然のように相手方に不利益を与えるような行為が見受けられるため、引き続き取引の公正化に向けた

取組が必要であると考えられる。

(ウ) 購入・利用の要請（購入・利用強制）

購入・利用の要請を受けた納入業者は、依然としてクリスマスケーキ、おせち料理、中元・歳暮商品及び紳士服等の衣料品の購入を要請されている。こうした要請の方法として、大規模小売業者等から要請文書を渡される例も多く、組織的な関与がうかがわれる。また、具体的な回答事例として、「大規模小売業者等から本来の取引と関係なく、大規模小売業者等が経営する飲食店において飲食することを要請され、当該飲食店を利用する必要はなかったが、取引を続けるために受け入れた。」等の回答も見受けられ、以前からみられる季節的な行事に関連する商品の購入の要請だけでなく、サービスの利用の要請も行われている実態がみられた。

イ 優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請への対応の回答数の割合

大規模小売業者等から優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請を納入業者が受け入れた後の対応についてみると、納入業者及びその企業グループ内だけでは負担しきれずに納入業者の取引先に対して負担を依頼し受け入れてもらったとする回答も見受けられた。その回答割合の高かった行為類型は、返品（26.1%）、従業員等の派遣の要請（20.7%）、協賛金等の負担の要請（19.8%）及び取引の対価の一方的決定（18.2%）であった（第9図参照）。

この調査結果は、大規模小売業者等が納入業者に対して優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請を行う場合、これら行為又は要請によって納入業者に生じる負担が更に取引先に転嫁されていることを示唆するものである。この結果は、食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書において指摘した「不当な要請等による不利益や負担の転嫁が複層的に行われ、大規模小売業者が問題行為のいわば発生源になっている構造」の存在をうかがわせるものとなっている（注10）。

なお、納入業者がこのような負担を依頼した取引先との関係において、優越した地位にある場合で、かつ、同様の行為によって取引先に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用の問題が生じるおそれが懸念されるため留意が必要である。

（注10）「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」においては、卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けてメーカーに不当な要請等を行っている場合、特に「従業員等の派遣の要請」、「返品」及び「減額」について取引先小売業者からの要請等に起因するとの回答割合が高かった（それぞれの回答割合は75.3%、72.1%及び58.2%）。

ウ 大規模小売業者等における優越ガイドラインの認知度等

大規模小売業者等における優越ガイドラインの認知度について、売上高100億円以上と100億円未満に分けて比較すると、全体で「内容についても知っていた」との回答が売上高100億円以上の大規模小売業者等では78.2%となっており、一方、100億円未満の大規模小売業者等では59.5%となっていた。

役職階層別でも、売上高100億円以上及び100億円未満共に、役職が高い階層の方が認知度は高く、購買部門の一般社員においては、売上高100億円以上では64.3%であるが、100億円未満では50%を割り込んで41.1%と低い認知度となっている（第10図及び第11図参照）。

また、優越ガイドラインの周知徹底への取組として、「優越ガイドラインのリーフ

レット等の配布」,「各種の社内研修及びセミナーの開催」及び「業界団体等が主催する社外セミナーへの積極的参加」等で周知徹底を図っているとの回答が多く挙げられている。

売上高の規模別に大規模小売業者等の取組をみると、売上高100億円未満の大規模小売業者等は全般に優越ガイドラインの周知徹底への取組度合が低くなっている。また、「周知活動やコンプライアンスの徹底はしていない」との回答も、売上高100億円以上の大規模小売業者等では5.4%であるのに対し、100億円未満の大規模小売業者等では14.3%と高くなっており、優越ガイドラインの周知やコンプライアンスの徹底において意識の低い事業者が見受けられた。各種取組の中では「購買部門の一般社員を対象とした人事研修及び社内セミナーの開催」が売上高100億円未満の大規模小売業者等では18.7%となっており、100億円以上の大規模小売業者等の42.0%に比べて顕著に低くなっている。これが購買部門の一般社員における優越ガイドラインの認知度の低さの一因ではないかと考えられる（第12図参照）。

なお、ヒアリング調査の際には、大規模小売業者等の中でも全国展開しているような大規模小売業者等は、ある程度コンプライアンスの意識が高く、優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請は比較的少ないとの情報に接した。一方、全国展開はしていないが、特定の地域における市場において高いシェアを有する大規模小売業者等の方が優越的地位の濫用につながり得る行為又は要請が比較的多いとのことであった。こうしたヒアリング調査の結果は、前記の優越ガイドラインの認知度及び周知徹底への取組の相違を反映しているものと考えられる。

#### (5) 公正取引委員会の対応

ア 今回の調査結果を踏まえ、公正取引委員会は、違反行為の未然防止の観点から、関係事業者団体等に対し、次の対応を行うこととする。

(ア) 大規模小売業者等における役職階層別の優越ガイドラインの認知度に関する調査結果から、特に認知度の低かった購買部門の一般社員を重点対象として業種別講習会を実施し、大規模小売業者等と納入業者の取引公正化を推進し、違反行為の未然防止に努める。また、優越ガイドラインの認知度が相対的に低かった売上高100億円未満の大規模小売業者等に対しては、当該講習会への積極的な参加を促すこととする。

(イ) 大規模小売業者等が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果を報告するとともに、大規模小売業者等が問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越ガイドライン及び大規模小売業告示の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引公正化に向けた自主的な取組を要請する。

イ 今後とも、大規模小売業者等と納入業者との取引実態及び独占禁止法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、仮に、優越的地位の濫用行為等独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。

## 第10章 下請法に関する業務

### 第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

### 第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁の協力を得て、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

#### 1 書面調査

公正取引委員会は、平成24年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,781名（製造委託等（注1）23,656名、役務委託等（注2）15,125名）及びその下請事業者214,042名（製造委託等146,267名、役務委託等67,775名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
24		38,781	214,042
	製造委託等	23,656	146,267
	役務委託等	15,125	67,775
23		38,503	212,659
	製造委託等	25,082	150,312
	役務委託等	13,421	62,347
22		38,046	210,166
	製造委託等	24,782	147,692
	役務委託等	13,264	62,474
21		36,342	201,005
	製造委託等	24,502	121,692
	役務委託等	11,840	79,313
20		34,181	160,230
	製造委託等	27,583	117,745
	役務委託等	6,598	42,485

## 2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

### (1) 新規着手件数

平成24年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は4,870件である。このうち、書面調査により職権探知したものは4,819件、下請事業者からの申告によるものは50件、中小企業庁長官からの措置請求によるものは1件である（第2表及び附属資料5-2表参照）。

### (2) 処理件数

平成24年度においては、公正取引委員会は、4,882件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、4,566件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち16件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、4,550件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表及び附属資料5-2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
製造委託等	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510
役務委託等	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
製造委託等	3,154	84	3	3,241	13	2,977	2,990	205	3,195
役務委託等	1,355	61	1	1,417	2	1,249	1,251	164	1,415
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859
製造委託等	3,064	58	0	3,122	10	2,963	2,973	189	3,162
役務委託等	664	47	2	713	5	627	632	65	697
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	2,964	273	3,237
製造委託等	2,181	95	4	2,280	13	1,992	2,005	182	2,187
役務委託等	987	57	0	1,044	2	957	959	91	1,050

### 3 違反行為類型別件数

平成24年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は4,811件（違反行為類型別件数の延べ合計の68.4%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が3,987件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が824件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、2,218件（違反行為類型別件数の延べ合計の31.6%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が1,250件（実体規定違反件数の合計の56.4%）、下請代金の減額（同条第1項第3号違反）が284件（実体規定違反件数の合計の12.8%）、手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付（同条第2項第2号違反）が246件（実体規定違反件数の合計の11.1%）となっている（第3表及び附属資料5-3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

(単位：件，(％))

違反行為類型	年度	22			23			24		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	8 (0.4)	8 (0.6)	0 (-)	38 (1.7)	31 (1.9)	7 (1.1)	61 (2.8)	49 (3.0)	12 (2.1)
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	1,281 (65.5)	809 (59.6)	472 (79.1)	1,328 (58.1)	840 (51.3)	488 (75.1)	1,250 (56.4)	804 (48.9)	446 (77.7)
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	176 (9.0)	136 (10.0)	40 (6.7)	189 (8.3)	156 (9.5)	33 (5.1)	284 (12.8)	234 (14.2)	50 (8.7)
	返品 (第4条第1項第4号違反)	9 (0.5)	9 (0.7)	0 (-)	34 (1.5)	31 (1.9)	3 (0.5)	44 (2.0)	40 (2.4)	4 (0.7)
	買ったたき (第4条第1項第5号違反)	93 (4.8)	67 (4.9)	26 (4.4)	166 (7.3)	132 (8.1)	34 (5.2)	98 (4.4)	86 (5.2)	12 (2.1)
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	59 (3.0)	40 (2.9)	19 (3.2)	86 (3.8)	51 (3.1)	35 (5.4)	72 (3.2)	51 (3.1)	21 (3.7)
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	20 (1.0)	20 (1.5)	0 (-)	45 (2.0)	44 (2.7)	1 (0.2)	56 (2.5)	55 (3.3)	1 (0.2)
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	224 (11.5)	205 (15.1)	19 (3.2)	280 (12.2)	264 (16.1)	16 (2.5)	246 (11.1)	233 (14.2)	13 (2.3)
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	47 (2.4)	36 (2.7)	11 (1.8)	52 (2.3)	40 (2.4)	12 (1.8)	57 (2.6)	54 (3.3)	3 (0.5)
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	38 (1.9)	28 (2.1)	10 (1.7)	68 (3.0)	47 (2.9)	21 (3.2)	50 (2.3)	38 (2.3)	12 (2.1)
	小計	1,955 (100)	1,358 (100)	597 (100)	2,286 (100)	1,636 (100)	650 (100)	2,218 (100)	1,644 (100)	574 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	3,833	2,765	1,068	3,813	3,010	803	3,987	3,069	918
	書類不保存等 (第5条違反)	724	489	235	715	531	184	824	596	228
	虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	4,557	3,254	1,303	4,528	3,541	987	4,811	3,665	1,146
合計	6,512	4,612	1,900	6,814	5,177	1,637	7,029	5,309	1,720	

#### 4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成24年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者233名から、下請事業者9,821名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額57億94万円相当の原状回復が行われた。

①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額39億5548万円を下請事業者に返還し(第4表参照)、②下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は総額14億7296万円の遅延利息を下請事業者に支払い(第5表参照)、③返品事件においては、親事業者は下請事

業者から総額1億6728万円相当の商品を引き取り（第6表参照），④受領拒否事件においては，親事業者は下請事業者から総額8608万円相当の商品を受領し（第7表参照），⑤不当な経済上の利益の提供要請事件においては，親事業者は総額1912万円の利益提供分を下請事業者に返還した（第8表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況の推移

項目 年度	返還を行った 親事業者数 (名)	返還を受けた 下請事業者数 (名)	返還総額 (万円)	親事業者1名 当たりの返還額 (万円)	下請事業者1名 当たりの返還額 (万円)
24	120	6,540	395,548	3,296	60
23	86	6,391	171,417	1,993	26
22	98	4,356	103,145	1,052	23
21	61	2,160	48,116	788	22
20	50	2,022	295,133	5,902	145

(注) 1万円未満切捨て（第8表まで同様）

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況の推移

項目 年度	支払を行った 親事業者数 (名)	支払を受けた 下請事業者数 (名)	返還総額 (万円)	親事業者1名 当たりの支払額 (万円)	下請事業者1名 当たりの支払額 (万円)
24	98	2,887	147,296	1,503	51
23	78	1,953	16,661	213	8
22	89	3,420	28,238	317	8
21	61	2,737	10,790	176	3
20	39	1,456	23,481	602	16

第6表 返品事件における返品した商品の引取り状況の推移

項目 年度	引取りを行った 親事業者数 (名)	引取りを受けた 下請事業者数 (名)	引取りを行った 商品の総額 (万円)	親事業者 1名当たりの 引取り額 (万円)	下請事業者 1名当たりの 引取り額 (万円)
24	6	124	16,728	2,788	134
23	4	118	124,937	31,234	1,058
22	1	3	13,985	13,985	4,661

第7表 受領拒否事件における商品の受領状況の推移

項目 年度	受領した 親事業者数 (名)	受領を受けた 下請事業者数 (名)	受領した 商品の総額 (万円)	親事業者 1名当たりの 受領した額 (万円)	下請事業者 1名当たりの 受領した額 (万円)
24	1	88	8,608	8,608	97
23	2	27	4,033	2,016	149



第8表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況の推移

項目 年度	返還を行った 親事業者数 (名)	返還を受けた 下請事業者数 (名)	返還総額 (万円)	親事業者1名 当たりの返還額 (万円)	下請事業者1名 当たりの返還額 (万円)
24	8	182	1,912	239	10
23	5	70	4,906	981	70
22	1	59	4,175	4,175	70
21	1	22	1,709	1,709	77

### 5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照。）。

平成24年度において、このような取扱いを行った事案は3件であり、下請事業者119名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3億3091万円相当の原状回復が行われた<sup>(注)</sup>。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h20/dec/081217.html>

(注) 前記4記載の金額の内数である。

### 6 勧告事件及び主な指導事件

平成24年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

#### (1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
紳士服等の小売業 (24.4.24勧告)	(株)コナカは、紳士服等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成21年10月から平成22年11月までの間、「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は下請事業者10名に対し、総額3073万6907円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
婦人服の卸売業及び小売業 (24.4.27勧告)	(株)ブルーベルは、婦人服の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成22年9月から平成23年12月までの間、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は下請事業者49名に対し、総額5447万3654円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
家庭用品の製造業 (24.5.11勧告)	(株)マーナは、家庭用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成22年6月から平成24年1月までの間、「事務手数料等」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は下請事業者16名に対し、総額2288万7807円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の小売業 (24.6.22勧告)	<p>生活協同組合コープさっぽろは、食料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>ア 平成22年9月から平成24年3月までの間、「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 平成22年9月、平成23年3月及び同年9月、「年次リベート」として、下請代金の額の6か月ごとの合計額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>減額金額は下請事業者8名に対し、総額2837万9880円である。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
日用品、園芸用品、ペット用品等の製造業 (24.6.29勧告)	<p>アイリスオーヤマ(株)は、日用品、園芸用品、ペット用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>ア 平成22年10月から平成23年10月までの間、現金払に伴う手数料として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 下請事業者からの請求書に基づき下請代金を支払うこととしているところ、平成22年11月から平成23年10月までの間、「未請求取消」として、下請代金の額のうち、下請事業者がアイリスオーヤマ(株)に1年間請求しない下請代金相当額（納入数量の誤りによる過少請求等）を支払っていなかった。</p> <p>ウ 平成23年4月から同年6月までの間、「協賛値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>減額金額は下請事業者36名に対し、総額1977万3581円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
婦人服等の小売業 (24.7.20勧告)	<p>(株)ジュニアは、婦人服等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成22年10月から平成23年10月までの間、「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>減額金額は下請事業者55名に対し、総額1500万8485円である。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
衣料品等の小売業 (24.9.7勧告)	<p>(株)ライトオンは、衣料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額</p> <p>ア 平成22年9月、「リベート」として、下請代金の額の1年間の合計額が一定額以上となった場合に、当該合計額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 平成22年8月から平成23年2月までの間に、「値引き」として、自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 返品</p> <p>平成22年9月から平成23年7月までの間に、下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた。</p> <p>③ 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>平成22年9月から平成23年7月までの間に、前記②の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた。</p> <p>減額金額は下請事業者7名に対し、総額1621万3730円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。返品した商品の下請代金相当額は下請事業者11名に対し、総額1億2364万2360円であり、同社は勧告前に当該商品を引き取るなどしている。また、提供させていた金額は下請事業者8名に対し、総額279万5700円であり、同社は勧告前に提供分を下請事業者に返還している。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> <p>②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>③第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
婦人服等の小売業 (24.9.20勧告)	<p>(株)パレモは、婦人服等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額</p> <p>ア 平成22年6月から平成23年5月までの間に、「値引」等として、自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 平成22年6月から平成23年6月までの間に、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>平成22年6月から平成24年2月までの間、無償で発注データの入力作業を行わせていた。</p> <p>減額金額は下請事業者10名に対し、総額2327万2972円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、提供させていた労務に相当する金額は下請事業者11名に対し、総額539万1750円である。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> <p>②第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
衣料品、家具、雑貨等の小売業（通信販売業） (24.9.21勧告)	<p>(株)ニッセンは、衣料品、家具、雑貨等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額</p> <p>平成22年9月から平成24年1月までの間、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 返品</p> <p>平成22年8月から平成24年5月までの間、下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品又は受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた。</p> <p>③ 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>平成22年8月から平成24年5月までの間、前記②の受領後6か月を経過した商品の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた。</p> <p>減額金額は下請事業者133名に対し、総額1410万8202円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。返品した商品の下請代金相当額は下請事業者102名に対し、総額2841万799円である。また、提供させていた金額は下請事業者75名に対し、総額40万5600円である。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> <p>②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>③第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
<p>会員たる消費生活協同組合等に対する商品の供給事業 (24.9.25勧告)</p>	<p>日本生活協同組合連合会は、食料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額</p> <p>ア 平成22年9月から平成24年6月までの間、「エリアバイイング」として、会員たる消費生活協同組合等（以下「会員」という。）に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 平成22年9月から平成24年5月までの間、「全国条件販促企画条件」として、下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>ウ 平成22年9月から平成24年5月までの間、「仕入割戻し」として、下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>エ 平成22年9月から平成24年2月までの間、「新発売・リニューアル・追加供促企画条件」として、下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>オ 平成22年9月から平成24年4月までの間、「生産支援情報」として、会員に対する納入数量を記載した書面のファクシミリによる送信枚数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>カ 平成22年9月から平成24年4月までの間、「販促ツール作成費用」として、一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>キ 平成22年9月から平成23年11月までの間に、「販促コンテスト協賛費用」として、一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 返品</p> <p>平成22年9月から平成23年10月までの間に、下請事業者の製造した商品を受領した後、会員による販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた。</p> <p>③ 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>平成22年9月から平成24年4月までの間に、「商品の組合員テスト費用」として、一定額を提供させていた。</p> <p>減額金額は下請事業者449名に対し、総額25億6331万7863円であり、同連合会は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。返品した商品の下請代金相当額は下請事業者6名に対し、総額484万4920円であり、同連合会は勧告前に当該商品を引き取るなどしている。また、提供させていた金額は下請事業者24名に対し、総額262万1889円であり、同連合会は勧告前に提供分を下請事業者に返還している。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> <p>②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>③第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
手芸用品、生活雑貨等の小売業 (24.11.12勧告)	<p>藤久(株)は、手芸用品、生活雑貨等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>ア 平成22年6月から平成24年2月までの間、「仕入割引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 平成22年6月から平成24年5月までの間、「仕入値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>ウ 平成22年6月から平成24年1月までの間、「新規開設店販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>エ 平成22年10月から平成24年5月までの間に、「タイアップ本発刊に伴う販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>オ 平成22年8月から平成24年3月までの間に、「手配りチラシによる販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>カ 平成22年8月から平成24年4月までの間に、「販促協賛金」として、下請代金の額の6か月ごとの合計額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>減額金額は下請事業者78名に対し、総額7414万6867円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
設備資材、化成品等の卸売業 (24.12.14勧告)	<p>フジモリ産業(株)は、設備資材(空調ダクト材、設備排水パイプ等)、化成品(液体容器用キャップ、フィルム等)等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年5月から平成24年9月までの間、「金利引振込」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>減額金額は下請事業者15名に対し、総額1513万6963円である。</p>	第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
壁紙、床材、カーテン等の卸売業 (25.2.12勧告)	<p>(株)サンゲツは、壁紙、床材、カーテン等(以下「インテリア製品」という。)の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額</p> <p>ア 平成22年9月から平成24年1月までの間に、「見本帳協力金」として、見本帳に貼付した分のインテリア製品に係る下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 平成22年9月から平成24年1月までの間、単価の引下げの合意日前に発注したインテリア製品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた。</p> <p>ウ 平成22年9月から平成23年4月までの間に、「単価協力」として、納入価格の引下げの対象としたインテリア製品の納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>平成23年3月から平成24年5月までの間に、自社のショールームに展示するためのインテリア製品を無償で提供させていた。</p> <p>減額金額は下請事業者63名に対し、総額5億5701万481円である。また、無償で提供させていたインテリア製品に係る下請代金相当額は、下請事業者38名に対し、総額478万2722円である。</p> <p>【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】</p>	①第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) ②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

第2部 各論

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
トラック、バス等のブレーキ等の製造業 (25.2.26勧告)	<p>株TBKは、トラック、バス等のブレーキ等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>ア 平成22年9月から平成23年9月までの間に、不合格品が発生したことにして経理処理することにより、一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 平成22年9月から平成24年8月までの間に、単価の引下げの合意日前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた。</p> <p>減額金額は下請事業者59名に対し、総額3641万2290円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
事務用封筒、名刺用台紙等の製造業 (25.2.27勧告)	<p>株山櫻は、事務用封筒、名刺用台紙等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年6月から平成24年5月までの間、「販売協力金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>減額金額は下請事業者16名に対し、総額3507万349円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
衣料品、雑貨等の小売業(通信販売業) (25.3.29勧告)	<p>株フェリシモは、衣料品、雑貨等の製造を下請事業者に委託しているところ、発注書面に納期を記載せず、発注時までに、下請事業者の製造した商品を受領する期間として「納品期間」を口頭等の方法により伝え、顧客からの受注状況に応じて、自社が必要とする都度、下請事業者に納品を指示して、当該下請事業者の製造した商品を受領する方法を採ることにより、「納品期間」の末日を経過しているにもかかわらず、当該下請事業者の給付の一部を受領していない。</p> <p>受領していない商品の下請代金相当額は下請事業者88名に対し、総額8608万2291円である(平成25年3月1日現在)。</p>	第4条第1項第1号(受領拒否の禁止)

(2) 主な指導事件

業種	違反行為等の概要	関係法条
各種商品小売業	衣料品等の製造を下請事業者に委託しているA社は、販売予想に見込み違いが生じたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。	第4条第1項第1号(受領拒否の禁止)
機械器具卸売業	電化製品の修理を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号(下請代金の支払遅延の禁止)
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
協同組合	農業用資材の製造を委託しているD協同組合は、販売先から発注の取消しがあつたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。	第4条第1項第4号(返品の禁止)
はん用機械器具製造業	エレベータの保守点検の業務を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に価格を通知することにより、下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号(買いたたきの禁止)

業種	違反行為等の概要	関係法条
その他の事業サービス業	ビル等の清掃を下請事業者に委託しているF社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食料品を購入させ、又は、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させていた。	第4条第1項第6号(購入・利用強制の禁止)
飲食料品卸売業	食料品の製造を委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号(有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
食料品製造業	麺類の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える(125日)手形を交付していた。	第4条第2項第2号(割引困難な手形の交付の禁止)
輸送用機械器具製造業	自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。	第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
電気機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、取引先からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。	第4条第2項第4号(不当な給付内容の変更・やり直しの禁止)

(注) 「業種」は日本標準産業分類中分類による。

### 第3 下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

#### 1 下請法に係る講習会

##### (1) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施している。

平成24年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分は25都道府県30会場）で実施した。

##### (2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う下請法基礎講習会を実施している。

平成24年度においては、全国36会場で実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする下請法応用講習会を実施している。

平成24年度においては、全国6会場で実施した。

(4) 下請法業種別講習会

過去に下請法の違反がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成24年度においては、ソフトウェア業界向けの講習会を全国2会場で実施した。

**2** 下請法に係る相談・指導

(1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

平成24年度においては、8,298件に対応した。

(2) コンプライアンス確立のための積極的な支援

事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成24年度においては、事業者団体等へ21回派遣するとともに、下請法に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

また、「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している（第9章第3の4(2)参照）ほか、下請法に係る講習会に参加することのできない事業者のため、新たに下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上に掲載し、配信した。

**3** 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長代理委員及び経済産業大臣連名の文書で要請している。

平成24年度においては、約34,000名（親事業者約33,100名及び関係事業者団体約650団体）に対し、平成24年11月19日に要請を実施した。

**4** 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法の的確な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成24年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。



平成24年度においては、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について」平成24年10月24日公表）。

## 第11章 国際関係業務

### 第1 独占禁止協力協定

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

#### 1 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

#### 2 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

#### 3 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

### 第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成24年度における協議の開催状況は、次のとおりである。

第1表 平成24年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
米国	平成24年5月15日 東京	米国司法省反トラスト局 米国連邦取引委員会
EU	平成24年7月4日 ブリュッセル	欧州委員会競争総局
ハンガリー	平成25年3月18日 ブダペスト	ハンガリー競争委員会

### 第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。競争政策の観点からは、経済連携協定が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに締結した経済連携協定のうち、次のものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	H14. 1 署名 H14.11発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	H16. 9 署名 H17. 4 発効
日・マレーシア経済連携協定	H17.12署名 H18. 7 発効
日・フィリピン経済連携協定	H18. 9 署名 H20.12発効
日・チリ経済連携協定	H19. 3 署名 H19. 9 発効
日・タイ経済連携協定	H19. 4 署名 H19.11発効
日・インドネシア経済連携協定	H19. 8 署名 H20. 7 発効
日・ASEAN 包括的経済連携協定	H20. 4 署名（注2） 一部発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	H20.12署名 H21.10発効
日・スイス経済連携協定	H21. 2 署名 H21. 9 発効
日・インド経済連携協定	H23. 2 署名 H23. 8 発効
日・バレー経済連携協定	H23. 5 署名 H24. 3 発効

（注1）平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2）平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。

（注3）日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では平成20年12月に、ブルネイの間では平成21年1月に、マレーシアの間では同年2月に、タイの間では同年6月に、カンボジアの間では同年12月に、フィリピンの間では平成22年7月に発効した。インドネシアの間では未発効である。

## 第4 多国間関係

### 1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

#### (1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成25年3月31日現在、111か国・地域から127の競争当局が参加している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（Non-Governmental Advisors, NGA）もICNに参加している。

ICNは、主要な20の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。このほか、当委員会は、ICN成果物の唱導及び実施（Advocacy and Implementation）を担当しており、他のICNに加盟する競争当局と協力し、ICN成果物の唱導及び実施ネットワークサポートプログラム（AISUP、平成20年8月に当委員会の主導により設立されたICN成果物を用いて経験の浅い競争当局の法改正等を支援するためのプログラム）の運用を行っている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の5つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、それぞれのテーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年度の第10回年次総会以降はカルテル作業部会の共同議長を務めている。また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、平成24年度の第11回年次総会は、平成24年4月17日から同月20日にかけてブラジル・リオデジャネイロにおいて開催された。当委員会からは委員長ほか4名の事務総局の職員がモデレーター、パネリスト等として参加した。

平成24年度における主な会議の開催状況は、次のとおりである。

第3表 平成24年度におけるICNの主な会議の開催状況

会 議	期 日	場 所
第11回年次総会	平成24年4月17日～同月20日	ブラジル・リオデジャネイロ
単独行為地域ワークショップ	平成24年7月24日及び25日	シンガポール
カルテルワークショップ	平成24年10月2日～同月4日	パナマ・パナマシティ
アドボカシーワークショップ	平成24年10月26日及び27日	フランス・パリ
企業結合ワークショップ	平成24年11月8日及び9日	コロンビア・ボゴタ

#### (2) 企業結合審査に係る国際協力枠組みの構築

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国の競争当局が同時に審査を行う必要があるような国際的な企業結合が増加していることから、個別の企業結合事案についての情報交換を含む競争当局間の実質的な協力が、より体系的に行われる必要がある。こうした

問題意識から、公正取引委員会は、ICNにおいて、企業結合審査に係る国際協力枠組みの構築を提唱し、これを「ICNにおける企業結合審査の協力のための枠組み」として取りまとめた。平成24年4月20日、ブラジル・リオデジャネイロにおいて開催された第11回年次総会において、当該協力枠組みの構築が承認された。

当該協力枠組みは、ICNに加盟する競争当局間における企業結合審査に関する効率的かつ効果的な執行協力の促進を目的としており、①ICNに加盟する競争当局における連絡窓口となる担当官の連絡先リストの作成・管理、②関連する競争当局への接触及び情報交換の方法等を内容とするものである。

公正取引委員会は、連絡先リストの取りまとめ及び管理を担当するなどして協力枠組みの利用促進に協力している。

### (3) 各作業部会の活動状況

平成24年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

#### ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG 1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG 2）が設置されている。

第11回年次総会以降、SG 1においては、リニエンシーに関する電話セミナーを6回実施し、平成25年3月に開催された同セミナーでは、公正取引委員会事務総局の職員がプレゼンテーションを行った。また、当委員会は、カルテル作業部会の共同議長として、アジア太平洋地域に所在する競争当局向けに別途、リニエンシーに関する電話セミナーを2回主催し、平成25年1月に実施された同セミナーでは当委員会事務総局の職員がモデレーターを務めた。

他方、SG 2においては、反カルテル執行マニュアルのうち「国際協力及び情報交換」に関する章の作成が行われ、第12回年次総会に提出された。また、SG 2は、ICNに加盟する競争当局のカルテル審査の実務者がカルテル審査に関する実務上の問題を議論するため、年1回、カルテルワークショップを開催している。平成24年度のワークショップは、平成24年10月、パナマ・パナマシティにおいて開催され、「グローバルなカルテル審査の強化」をテーマとして議論が行われたところ、公正取引委員会事務総局の職員4名がモデレーターやスピーカーとして参加した。

#### イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の取れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第11回年次総会以降、同作業部会においては、企業結合における審査技術ハンドブックのうち「企業結合分析におけるエコノミスト及び経済的証拠の役割」に関する章の改定や、企業結合審査の自己評価ツールの作成、公正取引委員会が提唱した企業結合審査の協力のための枠組みに基づく連絡先リストの作成等が行われ、これらの成果物は第12回年次総会に提出された。また、同作業部会は、平成24年度に、企業結合

規制の改正に係る経験に関する電話セミナーを3回実施しており、平成25年1月に開催された同セミナーにおいては、当委員会事務総局の職員がプレゼンテーションを行った。さらに、平成24年11月、企業結合ワークショップが、「企業結合審査における経済学的証拠の役割」をテーマとしてコロンビア・ボゴタにおいて開催され、当委員会事務総局の職員2名がモデレーターやスピーカーとして参加した。

#### ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第11回年次総会以降、同作業部会においては、様々な単独行為の形態を分析する手法を取りまとめている単独行為ワークブックのうち「排他的取引」に関する章の作成が行われ、第12回年次総会に提出された。また、同作業部会は、「排他的取引の法的・経済的評価」、「単独行為事案における国際的執行協力」及び「単独行為の評価における意図の役割」をテーマとしたウェブセミナーを実施した。さらに、平成24年7月、主にアジア地域に所在する競争当局を対象とした地域ワークショップが、「市場支配的地位及び排他的取引の分析」をテーマとしてシンガポールにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員2名がスピーカー等として参加した。

#### エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第11回年次総会以降、同作業部会においては、新たに競争文化プロジェクト及び競争評価プロジェクトが立ち上げられ、競争影響評価におけるガイダンスの作成を行ったほか、利害関係者への競争の利益の説明に関するガイダンスのうち「政府・立法関係者」に関する章の作成が行われ、これらの成果物は第12回年次総会に提出された。また、競争文化の促進をテーマとした電話セミナーが4回実施されたほか、平成24年10月、アドボカシーワークショップが、「政府に対する競争唱導等」をテーマとしてフランス・パリにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員3名がスピーカー等として参加した。

#### オ 競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された、競争政策の実施に関する作業部会が、平成21年5月に改組されたものである。

第11回年次総会以降、同作業部会においては、競争政策の有効性を達成するためにふさわしい競争当局の組織設計の在り方を取りまとめている競争当局有効性ハンドブックのうち「知識管理」及び「人材管理」に関する章の作成が行われたほか、各国の審査手続及び実務が当局の意思決定や手続的権利の保護にどのように寄与しているかについてICNメンバー間の理解を深める目的で立ち上げられた審査手続プロジェクトに基づき、審査ツール及び透明性に関する調査結果報告書の作成が行われた。また、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するカリキュラムプロジェクトに関して、新たに「審査の計画」、「競争唱導」及び「発展途上国の競争当局が直面する課題」をテーマとして3つのビデオ教材の作成が行われた。これらの成果物は第12

回年次総会に提出された。

## 2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP：Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECD に設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月から現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。本会合においては、各加盟国の競争政策に関する年次報告が行われているほか、その時々的重要課題について討議が行われている。平成24年度における会議の開催状況は、次のとおりであり、当委員会は、全ての会合に出席した。

第4表 平成24年度における競争委員会の開催状況

期 日	会 議
平成24年6月11日～同月14日	第115回本会合、第51回第2作業部会(競争と規制)、第113回第3作業部会(協力と執行)
平成24年10月22日～同月25日	第116回本会合、第52回第2作業部会(競争と規制)、第114回第3作業部会(協力と執行)
平成25年2月25日～同年3月1日	第117回本会合、第53回第2作業部会(競争と規制)、第115回第3作業部会(協力と執行)、第12回競争に関するグローバルフォーラム

(注) 前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 平成24年6月の第115回本会合においては、①市場画定に関するラウンドテーブル討議、②インドネシア競争法及び競争政策に関するレビュー等が開催された。同年10月の第116回本会合においては、反トラスト手続における効率性の向上の主張に係るラウンドテーブル討議が行われた。平成25年2月の第117回本会合においては、オンラインセールスにおける垂直的制限に係るラウンドテーブル討議が行われた。

なお、平成23年10月の第113回本会合においては、平成24年から平成26年の3年間にわたって競争委員会が取り組んでいく二つの中長期なテーマとして、「競争当局の執行活動に関する影響評価」及び「国際協力」が取り上げられることとされた。

- (3) 競争委員会に属する各作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムの平成24年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、平成24年6月、同年10月及び平成25年2月の3回の会合にわたって、中長期テーマの一つである「競争当局の執行活動に関する影響評価」に関する議論及びヒアリングが行われた。また、平成25年2月の会合においては、地域バス運行業における認可の付与に関するラウンドテーブル討議が行われた。

イ 第3作業部会では、平成24年6月、同年10月及び平成25年2月の3回の会合にわたって、もう一つの中長期テーマである「国際協力」に関する議論等が行われた。また、平成24年10月の会合においては、後続の申請者に対するリニエンシーに関するラウンドテーブル討議が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、平成25年2月の会合において、①競争と貧困の減少及び②テレビと放送における競争上の論点に関するラウンドテーブル討議が行われた。

### 3 東アジア競争法・政策カンファレンス及び東アジア競争政策トップ会合

公正取引委員会は、東アジア競争法・政策カンファレンス及び東アジア競争政策トップ会合において主導的な役割を果たしている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局及び競争関連当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップが一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

平成24年度においては、第7回東アジア競争法・政策カンファレンス及び第8回東アジア競争政策トップ会合が平成24年5月にマレーシア・クアラルンプールにおいて開催された。

### 4 アジア太平洋経済協力（APEC）

#### (1) 競争政策・競争法グループ（CPLG）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長業務を行うなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成24年度において、公正取引委員会は、平成24年5月のロシア・カザン及び平成25年2月のインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたEC会合に出席し、APEC域内の競争政策の取組等について報告を行った。また、平成25年2月のEC会合と併せて開催されたCPLG会合において、我が国の競争法の執行等について報告を行った。

#### (2) 個別行動計画（IAP）及び共同行動計画（CAP）

APECにおいては、平成6年に合意されたボゴール目標（先進エコノミーは2010年までに、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易と投資を実現すること）を実現するための具体的道筋を示す大阪行動指針（平成7年採択）に基づき、APEC参加エコノミーそれぞれの自主的かつ個別的な行動を取りまとめた「個別行動計画」（IAP）及びAPEC参加エコノミーが共同して取り組むべき分野別の行動を取りまとめた「共同行動計画」（CAP）が策定されている。我が国の個別行動計画の競争章においては、競争



法の厳正な執行や技術支援の実施等が掲げられており、競争政策分野における共同行動計画としては、情報交換及び対話の促進、競争法・政策に対する理解の増進、技術支援の実施等が掲げられている。

## 5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD 主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のUNCTAD 第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成24年度においては、平成24年7月9日から同月11日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第12回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席した。同会合においては、モンゴル競争法・政策に対する審査が行われたほか、競争政策と公共調達、国境をまたぐ反競争的行為、効果的な競争法執行のための知識・人材管理等について議論された。

## 第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、主として独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は次のとおりである。

### 1 ベトナムに対する技術支援

ベトナムに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICA の協力の下、平成20年9月から当委員会事務総局の職員1名をJICA 長期専門家としてベトナム競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、平成24年5月9日から同月25日にかけてベトナム競争当局の職員4名を、同年11月12日から同月29日にかけてベトナム競争当局の職員8名を、それぞれ我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。さらに、平成24年12月11日及び12日に、また平成25年3月

13日及び14日に、それぞれハノイにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

## 2 インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICAの協力の下、平成21年10月から平成24年6月にかけて、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてインドネシア競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、平成24年11月19日から同月21日にかけてバリにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。さらに、平成25年2月4日から同月22日にかけて、インドネシア競争当局の職員11名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

## 3 中国に対する技術支援

中国に対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成24年7月18日に北京において開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。また、平成24年8月20日から同月28日にかけて、中国競争当局等の職員14名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

## 4 フィリピンに対する技術支援

フィリピンに対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成24年11月27日から同月29日にかけてパラワンにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

## 5 マレーシアに対する技術支援

マレーシアに対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成25年3月11日から同月15日にかけて、マレーシア競争当局の職員5名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

## 6 その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成24年度においては、発展途上国7か国から10名の参加を得て、平成24年8月16日から同年9月14日にかけて実施した。

## 7 その他の技術支援

公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD等の国際機関や外国政府等が東アジア地域において実施する競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

## 第6 海外調査

---

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成24年度においては、米国、EU、その他主要な OECD 加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

## 第7 海外への情報発信

---

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載しているほか、当委員会の活動等を紹介する英文パンフレットの作成・配布を行っている。平成24年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行うなどの活動を行っている。平成24年度においては、平成25年3月にドイツ・ベルリンにおいて開催された第16回国際ベルリン会議及び同月にオーストラリア・シドニーにおいて開催された国際法曹協会競争カンファレンスに、それぞれ公正取引委員会委員がスピーカーとして参加し、最近の競争政策の進展等について議論を行うなどした。また、平成24年12月に中国・香港において開催された第8回アジア競争法フォーラム年次総会に、当委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加し、我が国の競争法及びその執行の最近の進展について紹介を行った。

## 第12章 広報・広聴等に関する業務

### 第1 広報・広聴

#### 1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については、第11章第7参照）。

#### 2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

#### 3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。平成24年度においては、258件の報道発表を行った。

なお、特定のテーマについては、報道発表に併せて政府広報を利用した広報を行っている。

#### 4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に講師を派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

#### 5 各委員制度等及びその運用状況

##### (1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。平成24年度においては、各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

##### (2) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

## 6 各種懇談会等の実施

### (1) 独占禁止懇話会

#### ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

#### イ 開催状況

平成24年度においては、独占禁止懇話会を2回開催した。

### (2) 地方有識者との懇談会

#### ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

#### イ 開催状況

平成24年度においては、平成24年11月8日、9日、20日及び22日に、全国10都市（旭川市、盛岡市、宇都宮市、さいたま市、津市、大阪市、広島市、高知市、福岡市及び那覇市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員等との意見交換を行った。

このほか、全国各地において、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を72回開催した。

### (3) その他

日本経済団体連合会等の経済団体との懇談会を開催した。

## 7 一日公正取引委員会

### (1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法及び下請法の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナーなどを1か所の会場で開催している。

### (2) 開催状況

平成24年度においては、平成24年6月19日に甲府市、7月3日に富山市、10月4日に岡山市、11月9日に旭川市及び盛岡市、11月22日に高知市、11月29日に姫路市並びに平成25年3月6日に熊本市において、一日公正取引委員会を開催した。

## 8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催している。

## 9 独占禁止法教室（出前授業）

### (1) 大学生向け

大学からの要請を受けて、独占禁止法等の講義、公開講座等に講師を派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

### (2) 中学生等向け

中学校等からの要請を受けて、公民等の授業に講師を派遣し、競争の役割等について授業を行った。

## 10 庁舎訪問学習

小・中学生、大学生等からの要請を受けて、公正取引委員会の庁舎において、競争の役割についての説明を行うとともに、審判廷などの職場見学に対応した。

## 11 広報資料の作成・配布

### (1) パンフレット

独占禁止法や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」、「知るほどなるほど下請法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布したほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

### (2) 広報用 DVD

独占禁止法及び下請法に関する広報用 DVD を作成し、これらを事業者団体、消費者団体等に貸出しを行った。

また、独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上 (<http://www.jftc.go.jp/>) に掲載し、配信している。

### (3) ウェブサイト

平成9年以降、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載している。

なお、平成24年度においては、利用者がより利用しやすく、また、必要な情報を見つけやすくなるようウェブサイトの全面改修を行い、平成25年3月29日に公開した。

### (4) メールマガジン

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、平成20年3月からメールマガジンの発行を行っている。

## 第2 政策評価

---

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき政策評価を実施しているところである。

公正取引委員会では、平成24年度には、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」の事前評価2件及び「企業結合の迅速かつ的確な審査」、「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」等7件の事後評価を実施し、政策評価書を公表した。

第1表 平成24年度に公表した事前評価書

評価対象施策	
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法の特例に係る立法措置を講じる。
	消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法及び下請法の特例に係る立法措置を講じる。

第2表 平成24年度に公表した政策評価書

評価対象施策	評価方法	
独占禁止法違反行為に対する措置等	企業結合の迅速かつ的確な審査	実績評価
	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	実績評価
下請法違反行為に対する措置等	取引慣行等の適正化	実績評価
	下請法の的確な運用	実績評価
競争政策の広報・広聴等	競争政策の広報・広聴	実績評価
	海外の競争当局等との連携の推進	実績評価
	競争的な市場環境の創出	実績評価

## 第13章 景品表示法に関する業務

### 第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

#### 1 景品表示法違反事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（第3条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（第4条第1項）。これらの規定に違反する行為に対し、消費者庁長官は措置命令を、都道府県知事は指示を行い、これを是正させることができる（第6条及び第7条）。公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

（注）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

#### 2 公正競争規約制度

景品表示法第11条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

### 第2 景品表示法違反事件の調査

消費者庁は、景品表示法違反事件について、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成24年度において、消費者庁が措置命令を行った37件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは12件であり、消費者庁が指導を行った265件のうち、当委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは119件である（第1表及び



第2表参照)。

**第1表 平成24年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況**

事件	措置命令	指導	合計
景品事件	0(0)	4(9)	4(9)
表示事件	12(37)	115(256)	127(293)
合計	12(37)	119(265)	131(302)

(注) ( )内は消費者庁の行った措置件数の総数

**第2表 平成24年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの**

一連番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反法条
1	平成24年6月14日 (株エコリカ)	<p>(株エコリカは、「エコリカ LeD」等の商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ8商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち2商品については平成21年12月から平成22年11月までの間、商品パッケージの前面、左側面及び上面において「60Wクラス」と記載</p> <p>② うち2商品については平成22年11月から平成23年6月までの間、商品パッケージの前面及び左側面において「電球40W相当の明るさ」と、また、少なくとも平成23年11月、自社ウェブサイトにおいて「40Wクラス」と記載</p> <p>③ うち2商品については平成22年11月から平成23年6月までの間、うち2商品については平成22年12月から平成23年6月までの間、商品パッケージの前面及び左側面において「電球60W相当の明るさ」と、また、少なくとも平成23年11月、自社ウェブサイトにおいて「60Wクラス」と記載</p> <p>前記①及び③について、実際には、当該6商品の全光束は380～520ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該6商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>前記②について、実際には、当該2商品の全光束は340ルーメン、420ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>なお、(株エコリカは、うち6商品の商品パッケージの後面において、「◎60Wクラス：ダウンライト器具装着時で電球60W形相当」等と、また、うち2商品の商品パッケージの後面において、「◎40Wクラス：ダウンライト器具装着時で電球40W形相当」と記載していたが、これらの記載は、前記①～③の表示に近接しているものではなく、また、当該表示に比べて小さい文字でなされたものであることから、当該表示に接した一般消費者に認識されるものとは認められない。</p>	第4条 第1項 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
2	平成24年6月14日 (株エディオン)	<p>(株エディオンは、「プレミアムレッズ KE-6WE26-C」,「プレミアムレッズ KE-6WE26-W」,「プレミアムレッズ KE-7WE26-C」及び「プレミアムレッズ KE-7WE26-W」と称する一般照明用電球形LEDランプ4商品を供給するに当たり、平成22年5月から平成23年11月までの間、以下のとおり表示していた。</p> <p>① KE-6WE26-C及びKE-6WE26-Wについては商品パッケージの前面、右側面及び上面において「40W形相当」と、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球40W相当。」と記載</p> <p>② KE-7WE26-C及びKE-7WE26-Wについては商品パッケージの前面、右側面及び上面において「60W形相当」と、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球60W相当。」と記載</p> <p>前記①について、実際には、KE-6WE26-Cの全光束は400ルーメン、KE-6WE26-Wの全光束は300ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>前記②について、実際には、KE-7WE26-Cの全光束は500ルーメン、KE-7WE26-Wの全光束は400ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
3	平成24年6月14日 (コーナン商事 株)	<p>コーナン商事株は、「Life-BALL」との商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ6商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち2商品については平成22年3月頃から平成23年12月頃までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において「消費電力4.5Wで40ワット形電球相当の明るさ」と、平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球40形相当の明るさ」と記載</p> <p>② うち2商品については平成22年3月頃から平成23年12月頃までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において「消費電力5.7Wで60ワット形電球相当の明るさ」と、平成22年9月から平成24年2月までの間、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球60ワット相当の明るさです。」と、平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球60形相当の明るさ」と記載</p> <p>③ うち2商品については平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球60形相当の明るさ」と記載</p> <p>前記①について、実際には、当該2商品の全光束は260ルーメン、320ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>前記②及び③について、実際には、当該4商品の全光束は280ルーメン、430ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該4商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
4	平成24年6月14日 (スリー・アール システム(株))	スリー・アールシステム(株)は、「3R ENERGY 3R-LBA60CW」及び「3R ENERGY 3R-LBA60WW」と称する一般照明用電球形LEDランプ2商品を供給するに当たり、平成23年7月から同年10月までの間、商品パッケージの前面、左側面及び上面において「電球60W相当」と、また、自社ウェブサイトにおいて「電球相当60W」と表示していた。 実際には、3R-LBA60CWの全光束は350ルーメン、3R-LBA60WWの全光束は280ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。	第4条 第1項 第1号
5	平成24年6月28日 (株)クリスタル ジャポン)	(株)クリスタルジャポンは、(株)コアクエストから仕入れた「アゲハダ ラインゼロ」と称する抗シワ効果を標ぼうする化粧品を販売するに当たり、平成22年9月20日から平成24年4月18日までの間、(株)クリスタルジャポンが運営するウェブサイトにおいて、「深く刻まれたシワは、継続使用による形状記憶によって、また正常なターンオーバーが行われることによって徐々に薄くなっていきます」等と記載し、本件商品を継続使用することにより著しい抗シワ効果が得られると認識される表示をしていた。 消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第4条 第1項 第1号 (第4 条第2 項適 用)
6	平成24年6月28日 (株)コアクエ スト)	(株)コアクエストは、(株)クリスタルジャポンを通じて「アゲハダ ラインゼロ」と称する抗シワ効果を標ぼうする化粧品を供給するに当たり、平成22年9月20日から平成24年4月18日までの間、(株)クリスタルジャポンが運営するウェブサイトにおいて、「深く刻まれたシワは、継続使用による形状記憶によって、また正常なターンオーバーが行われることによって徐々に薄くなっていきます」等と記載し、本件商品を継続使用することにより著しい抗シワ効果が得られると認識される表示をしていた。 消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第4条 第1項 第1号 (第4 条第2 項適 用)
7	平成24年9月6日 (桐灰化学(株))	桐灰化学(株)は、「熱中対策首もと氷ベルト」と称する商品を供給するに当たり、平成23年4月頃から平成24年3月頃までの間、商品パッケージの表面において「気温が31℃を越えたら暑さに嚴重注意!!真夏日には 熱中対策首もと氷ベルト」及び「屋内の家事に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「カチコチに凍って、冷たさ長持ち 約120分冷却 ※使用状況により変わることがあります」と記載していた。 実際には、本件商品の効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約66分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約63分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の本件商品の効果持続時間は120分を相当程度下回ると認められるものであった。	第4条 第1項 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
8	平成24年9月6日 (株ケンユウ)	<p>(株ケンユウは、「ネックール4」と称する商品を供給するに当たり、平成23年4月から平成24年3月頃までの間、商品パッケージにおいて、「用途例 炎天下の作業に 暑い屋内での作業に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「●猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。●氷結するジェル袋は保冷時間が長く約2時間30分冷感を持続します（使用状況等により冷感時間は異なる場合があります）」と記載していた。</p> <p>実際には、効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約1時間49分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約1時間45分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の効果持続時間は、2時間30分を相当程度下回ると認められるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
9	平成24年9月10日 (株アビバ)	<p>(株アビバは、「日商簿記3級講座」及び「医療事務合格パック」と称する資格取得対策の役務を提供するに当たり、平成24年1月10日から同年4月2日までの間、新聞折り込みチラシにおいて、「日商簿記3級講座 通常16,700円(税込)▶9,800円(税込)」,「医療事務合格パック 通常76,000円(税込)▶46,000円(税込)」等と表示していた。</p> <p>実際には、最近時において「通常」と称する価額で提供したことはなかった。</p>	第4条 第1項 第2号
10	平成24年9月28日 (有藤原アイスクリーム工場)	<p>(有藤原アイスクリーム工場は、天然はちみつ26商品を供給するに当たり、平成22年9月から平成23年12月までの間、商品本体に貼付されたラベル及び封緘シールにおいて、「いわて・もりおか 藤原養蜂場」,「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」「岩手県盛岡市若園町三の十」,「藤原養蜂場」等と国内の地名等を表示していた。</p> <p>実際には、本件商品の内容物は、国内で採蜜された天然はちみつに、中華人民共和国又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが混合されているものであった。</p>	第4条 第1項 第3号 (原産 国告 示)
11	平成24年10月18日 (株ホテル椿館)	<p>(株ホテル椿館は、「ブランド食材を堪能♪媛っ子地鶏+坊ちゃん島あわび★」と称する宿泊プランを提供するに当たり、遅くとも平成23年3月12日から平成24年6月1日まで（一部の旅行情報サイトにあっては、平成24年2月29日まで）の間、自社ウェブサイト及び旅行情報サイトにおいて、例えば、「愛媛の2大ブランド食材を使った会席料理が味わえる」,「坊ちゃん島アワビと地鶏のコラボ♪堪能してください!」等と表示していた。</p> <p>実際には、当該宿泊プランの利用客に提供していたあわびは、ぽっちゃん島あわびではなく、交雑種の外国産養殖あわびであった。</p>	第4条 第1項 第1号
12	平成25年3月4日 (株ハヤシ)	<p>(株ハヤシは、中古自動車を販売するに当たり、平成24年6月30日等に配布した新聞折り込みチラシにおいて、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 2台について、表示された走行距離数であるかのように示す表示</p> <p>② 9台について、記載した販売期間中に、当該中古自動車を販売することができるかのように表示</p> <p>前記①について、実際には、走行距離数が示す数値よりも走行距離数を過少に表示しているものであった。</p> <p>前記②について、実際には、記載した販売期間よりも前に売買契約が成立しており、取引の対象となり得ないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号 及び 第3号 (おと り告 告示)

## 第3 公正競争規約の認定

---

### 1 概要

平成25年3月末現在、105件（景品関係37件、表示関係68件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等（以下「協議会等」という。）が組織されているところ、協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い、問題があれば指導を行っている。

### 2 新たに認定した公正競争規約

仏壇の表示に関する公正競争規約の新設の認定を行った（平成24年4月12日認定 平成24年公正取引委員会・消費者庁告示第2号）。

### 3 公正競争規約の変更

包装食パンの表示に関する公正競争規約及び不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成24年5月17日認定 平成24年公正取引委員会・消費者庁告示第3号及び第4号）等を行った。

## 第14章 相談その他の業務

### 第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法等に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付 (<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken>) を行っている。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうか点検している。

### 第2 事業活動に関する相談状況

#### 1 概要

公正取引委員会は、以前から、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

#### 2 事前相談制度

公正取引委員会は、以前から、様々な事前相談制度を実施し、事業者等からの書面による事前相談に対して書面により回答してきたが、相談制度の一層の充実を図るため、これを整備し、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として、「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

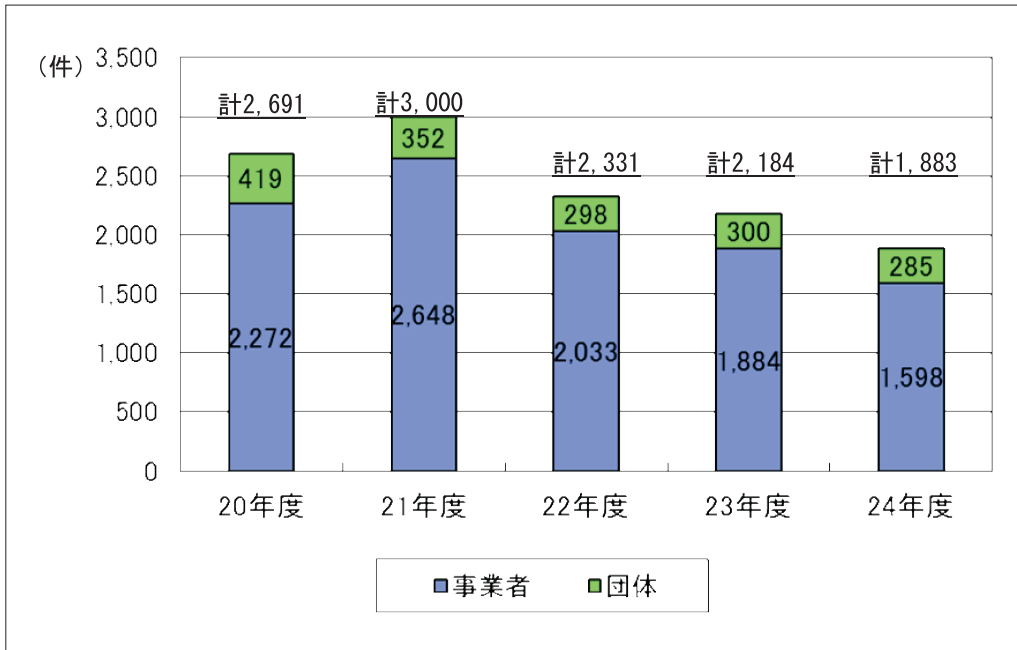
本制度は、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

#### 3 独占禁止法に係る相談の概要

平成24年度において、事業者の行為に関して受け付けた相談件数は1,598件、事業者団体の行為に関して受け付けた相談件数は285件である（第1図参照）。

特徴的な内容の相談を挙げると、事業者団体による自主基準に基づく会員事業者の広告の審査に関するもの、事業者団体による有料老人ホームの入居一時金の徴収に関する自主基準の策定に関するもの、事業者団体による大規模災害時の被災地向け救援物資の共同配送に関するものなどがある。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）

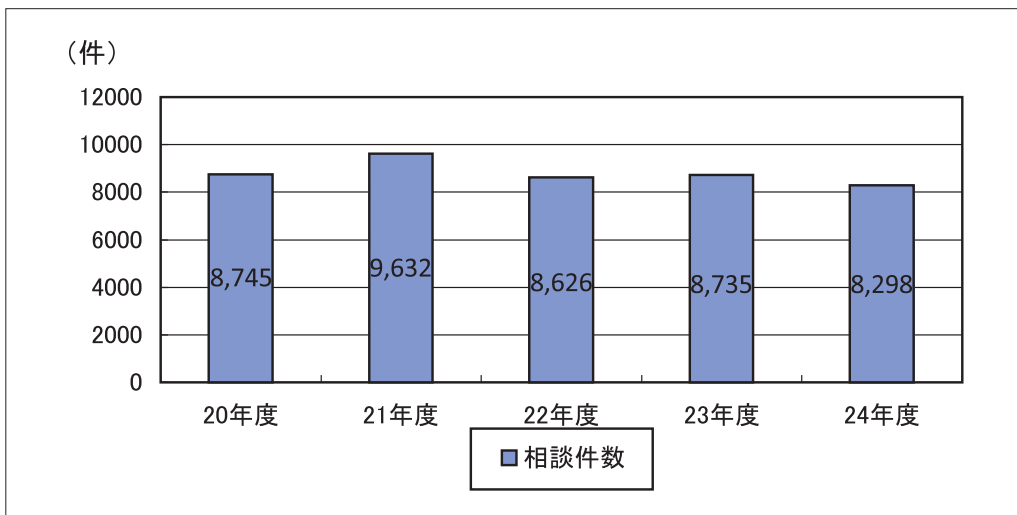


4 下請法に係る相談の概要

平成24年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、8,298件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



5 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応するこ

とができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、平成24年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会への講師の派遣等を行った。



## 附属資料



# 平成24年度年次報告 附属資料編の目次

<b>1</b>	<b>組織・予算関係</b> .....	<b>223</b>
1-1	表 公正取引委員会の構成 .....	223
1-2	表 公正取引委員会の予算額（平成24年度補正後）.....	223
<b>2</b>	<b>審決・訴訟関係等</b> .....	<b>224</b>
2-1	表 審決一覧（平成24年度）.....	224
2-2	表 手続別審決等件数推移 .....	226
2-3	表 関係法条別審決件数推移 .....	230
2-4	表 告発事件一覧 .....	232
2-5	表 緊急停止命令一覧 .....	239
2-6	表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類 .....	240
<b>3</b>	<b>独占禁止法適用除外関係</b> .....	<b>241</b>
3-1	表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧 .....	241
3-2	表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移 .....	242
3-3	表 保険業法に基づくカルテル .....	244
3-4	表 内航海運組合法に基づくカルテル .....	245
3-5	表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル .....	246
3-6	表 著作権法に基づく商用レコードの二次使用料等に関する取決め .....	246
3-7	表 海上運送法に基づくカルテル .....	246
3-8	表 道路運送法に基づく運輸カルテル .....	247
3-9	表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数 .....	247
<b>4</b>	<b>株式取得、合併等関係</b> .....	<b>249</b>
4-1	表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧 .....	249
4-2	表 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料 （4-3表から4-31表）について.....	250
4-3	表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成24年度） .....	251
4-4	表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成24年度） .....	252
4-5	表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成24年度） .....	253
4-6	表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成24年度） .....	254
4-7	表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成24年度） .....	255
4-8	表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成24年度） .....	256
4-9	表 株式取得計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）.....	257
4-10	表 合併計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）.....	264
4-11	表 共同新設分割計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）.....	264
4-12	表 吸収分割計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）.....	265
4-13	表 共同株式移転計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）.....	265
4-14	表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）.....	266
4-15	表 総資産額別株式取得件数 .....	267

4-16表	総資産額別合併件数	267
4-17表	総資産額別共同新設分割件数	267
4-18表	総資産額別吸収分割件数	268
4-19表	総資産額別共同株式移転件数	268
4-20表	総資産額別事業譲受け等件数	268
4-21表	合併後の総資産が300億円以上となる合併 (平成24年度に完了報告書が提出されたもの)	269
4-22表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割 (平成24年度に完了報告書が提出されたもの)	269
4-23表	行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割 (平成24年度に完了報告書が提出されたもの)	269
4-24表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転 (平成24年度に完了報告書が提出されたもの)	270
4-25表	行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等 (平成24年度に完了報告書が提出されたもの)	270
4-26表	資本金額別株式取得件数	271
4-27表	資本金額別合併件数の推移	272
4-28表	資本金額別共同新設分割件数	273
4-29表	資本金額別吸収分割件数	273
4-30表	資本金額別共同株式移転件数	273
4-31表	資本金額別事業譲受け等件数の推移	274
<b>5</b>	<b>下請法関係</b>	<b>275</b>
5-1表	書面調査発送件数の推移	275
5-2表	下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	276
5-3表	下請法違反行為類型別件数の推移	277
<b>6</b>	<b>景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧 (平成25年3月末現在)</b>	<b>278</b>
<b>7</b>	<b>独占禁止懇話会</b>	<b>281</b>
<b>8</b>	<b>公正取引委員会機構図</b>	<b>283</b>

## 1 組織・予算関係

### 1-1表 公正取引委員会の構成

(平成25年4月1日現在)

委員長	杉本 和行
委員	濱田 道代
委員	小田切宏之
委員	幕田 英雄
委員	山崎 恒

### 1-2表 公正取引委員会の予算額 (平成24年度補正後)

(単位：千円)

事 項	予 算 額
(項) 公正取引委員会	8,122,524
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	7,532,433
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	308,378
(事項) 下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	155,559
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	126,154

## 2 審決・訴訟関係等

2-1表 審決一覧（平成24年度）

番号	事件番号	件名	内容	関係法条	審決年月日
1	22 (判) 12	(株)カネカに対する件	課徴金額 6億458万円 共同して、塩化ビニル樹脂向け モディファイヤーの販売価格の引 上げを決定していた。	独占禁止法 7条の2 (3条後段)	24.5.30 (課徴金納付 命令審決)
2	22 (判) 13	三菱レイヨン(株) に対する件	課徴金額 5億4361万円 共同して、塩化ビニル樹脂向け モディファイヤーの販売価格の引 上げを決定していた。	独占禁止法 7条の2 (3条後段)	24.5.30 (課徴金納付 命令審決)
3	21 (判) 17	一般社団法人日 本音楽著作権協 会に対する件	一般社団法人日本音楽著作権協 会の行為が放送等利用に係る管理 楽曲の利用許諾分野における他の 管理事業者の事業活動を排除する 効果を有するとまで断ずることは 困難であり、本件行為が独占禁止 法第2条第5項所定のいわゆる排 除型私的独占に該当し、同法第3 条の規定に違反するということは できない。	独占禁止法 66条3項 (3条前段)	24.6.12 (排除措置命 令を取り消 す審決)
4 ・ 5	21 (判) 31 ・ 32	日新製鋼(株)対 する件	共同して、建材製品製造業者向 け特定カラー鋼板のひも付き取引 での販売価格を引き上げる旨を合 意していた。 課徴金額 14億6062万円	独占禁止法 66条2項 (3条後段, 7条の2)	24.6.13 (排除措置命 令及び課徴 金納付命令 に係る審判 請求棄却審 決)

番号	事件番号	件名	内容	関係法条	審決年月日
6 } 8	23 (判) 76 } 78	オリエンタル白石株に対する件	課徴金額 1億574万円(76号) 3億7581万円(77号) 5575万円(78号) 国土交通省関東地方整備局、近畿地方整備局及び福島県が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	独占禁止法 7条の2 (3条後段)	24.9.25 (課徴金納付命令審決)
9 } 12	22 (判) 8 } 11	(株)吉孝土建ほか1名に対する件	川崎市発注の下水管きょ工事について、共同して受注予定者を決定していた。 課徴金額 471万円(被審人(株)吉孝土建) 346万円(被審人真成開発株)	独占禁止法 66条2項 (3条後段, 7条の2)	24.11.26 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
13	23 (判) 87	愛知電線株に対する件	課徴金額 3億2696万円 VVFケーブルについて、共同して販売価格を決定していく旨を合意していた。	独占禁止法 66条2項 (7条の2〔3条後段〕)	25.2.4 (課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)

2-2表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類	年度																												
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注1) 47	(注1) 31
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付を命ずる審決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

- (注1) ( ) 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。
- (注2) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。
- (注3) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。
- (注4) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。
- (注5) 平成14年度及び同15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。
- (注6) 独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条に基づく審決並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項に基づく審決については、現行法においては別法条により規定されているものである。



51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注2) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注5) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注5) 1	(注5) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

附属資料

分類	年度							
	18	19	20	21	22	23	24	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	(注1) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	212
課徴金の納付を命ずる審決	46	10	(注3) 37	21	13	0	5	241
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	1,627

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度									
		17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	計	
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	132 (32)	
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	923 (110)	
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	14
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	24
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- -	- -	- -	174 (17)	
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11	- (注4)	-	-	11	

(注1) ( )内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。

(注2) 平成17年度については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。

(注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。

(注4) 平成22年8月6日、㈱ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終結した。

2-3表 関係法条別審決件数推移

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	
法令																																	
独占禁止法																																	
3条前段(旧法)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
3条後段(旧法)	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	
3条前段(現行法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3条後段(現行法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6条(旧法)	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	
8条(旧法)	-	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	
7条の2(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
7条の2(現行法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10条(旧法)	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
11条(旧法)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条(旧法)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
14条(旧法)	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条(旧法)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条(旧法)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条(旧法)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条(旧法)	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	
19条(現行法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49条(旧法)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条(旧法)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
66条(旧法)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4条(旧法)	1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条(旧法)	3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51条(現行法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項(現行法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者団体系	0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法																																	
3条(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	
4条(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	
4条(現行法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9条(旧法)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同組合法107条	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
(注1) 審決件数	5	2	14	(注2)59	18	(注2)15	12	(注3)5	(注3)11	6	7	2	2	1	3	(注3)13	36	30	(注3)27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	

(注1) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。  
 (注2) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は、審決をもって審判開始決定を取り消したものである。  
 (注3) 昭和29年度審決のうち2件、昭和30年度審決のうち1件(再審決)、昭和37年度審決のうち1件、昭和40年度審決のうち1件、平成6年度審決のうち1件及び平成12年度審決のうち1件は、違反行為がなかったと認める審決である。

54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	17
3	4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	641	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	12	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
10	8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	434	
0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	(注4) 237	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	24	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
4	3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	200		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	3	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	0	0	(注7) 7	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	17	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2	
0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	(注3) 25	20	30	(注2) 29	25	33	(注3) 50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	1,679	

(注4) 7条の2(旧法)の審決件数には、課徴金の納付を命じなかった審決が5件含まれており、また、8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注5) 本表においては、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」と標記する。

(注6) 独占禁止法49条(旧法)及び景品表示法9条(旧法)に基づく審決は、審判手続開始請求を却下する審決である。

(注7) 独占禁止法66条1項(現行法)に基づく審決は、審判請求を却下する審決である。

2-4表 告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名(役員)	24.4.28	25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員は26.3.11上告したが、前者は死亡したため、35.3.15控訴棄却、後者は36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名(役員)	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、 第107条、 第108条、 第109条、 第111条、 第112条	
山一証券(株)	24.11.28	26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名(役員)	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、 景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名(法人及び15役員)	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26  最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき)  太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、 第89条第1項第1号、 第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したため55.11.19公訴棄却  丸善石油(株)専務は57.10.21及び三菱石油(株)取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
石油連盟ほか4名(4役員)	49.2.15	49.5.28 (石油連盟ほか2名を起訴, 残り2名を不起訴)	東京高裁 55.9.26	被告人に違法の認識がなかったとして無罪	石油連盟は昭和47年度下期及び昭和48年度上期の会員の原油処理量を決定し実施した。	独占禁止法第8条第1項第1号, 第89条第1項第2号, 第95条第2項	
三井東圧化学(株)ほか22名(8社, 役員15名)	3.11.6 (3.12.19追加告発)	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に600万円から800万円の罰金, 被告人に懲役6月から1年(執行猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は, 塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成2年9月及び同年11月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項	
トッパン・ムーア(株)ほか3名	5.2.24	5.3.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア(株)ほか3社は, 社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項	
(株)日立製作所ほか26名(9社及び受注業務に従事していた17名並びに発注業務に従事していた者1名)	7.3.6 (7.6.7追加告発)	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金, 被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月(執行猶予2年)日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月(執行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は, 平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるようなあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項, 刑法第62条第1項	
(株)金門製作所ほか58名(25社及び受注業務に従事していた者34名)	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金, 被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月(執行猶予2年)	(株)金門製作所ほか24社は, 平成6年度, 平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて, 受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるようなあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項, 刑法第60条	富士水道工業(株)は10.1.6, (株)東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長は10.1.7それぞれ上告したが, いずれも12.9.25上告棄却

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
㈱クボタほか12名（3社及び受注業務に従事していた者10名）	11. 2. 4 (11. 3. 1追加告発)	11. 3. 1	東京高裁 12. 2. 23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月（執行猶予2年）	㈱クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鑄鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	
コスモ石油㈱ほか19名（11社、個人9名）	11.10.13 (11.11.9追加告発)	11.11.9	東京高裁 16. 3. 24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	3社及び4名については、それぞれ16. 3. 31、16. 4. 2、16. 4. 5に上告したが、17. 11. 21上告棄却決定（17. 11. 26、17. 11. 29、17. 12. 20確定）
愛知時計電機㈱ほか8名（4社、個人5名）	15. 7. 2	15. 7. 23	東京高裁 16. 3. 26 (1社、個人2名) 16. 4. 30 (2社、個人2名) 16. 5. 21 (1社、個人1名)	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項（平成14年法律第47号による改正前）	



件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)横河ブリッジほか 33名(26社、個人8名)	17.5.23 (17.6.15追加告発)	17.6.15	東京高裁 18.11.10 (23社、個人7名及び日本道路公団元理事1名) 19.9.21 (3社、個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第62条第1項	
(株)横河ブリッジほか 12名(6社、個人4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名)	17.6.29 (17.8.1、17.8.15追加告発)	17.8.1 (6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) 17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 19.12.7 (日本道路公団理事1名) 20.7.4 (日本道路公団副総裁1名) 懲役2年6ヶ月(執行猶予4年) ※併合罪	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)、日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6ヶ月(執行猶予4年) ※併合罪	6社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については、19.12.17に上告したが、22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については、20.7.4に上告したが、22.9.22上告棄却決定。

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタほか21名(11社, 個人11名)	18. 5. 23 (18. 6. 12 追加告発)	18. 6. 12	大阪地裁 19. 3. 12 (1社, 個人1名) 19. 3. 15 (1社, 個人1名) 19. 3. 19 (1社, 個人1名) 19. 3. 22 (2社, 個人2名) 19. 3. 29 (3社, 個人3名) 19. 4. 23 (2社, 個人2名) 19. 5. 17 (1社, 個人1名)	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金, 被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月(執行猶予3年から4年)	11社は, 市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について, 受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上, 同合意に従って受注予定者を決定し, もって, 被告発会社が共同して, その事業活動を相互に拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については, 独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
(株)大林組ほか9名(5社, 個人5名)	19. 2. 28 (19. 3. 20 追加告発)	19. 3. 20	名古屋地裁 19. 10. 15	被告会社に1億円から2億円の罰金, 被告人に懲役1年6月から3年(執行猶予3年から5年)	5社は, 名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について, 受注予定の特別共同企業体を決定するとともに, 受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上, 同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については, 独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
<p>(財)林業土木コンサルタンツほか10名（4法人、個人5名、緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名）</p>	<p>19.5.24 (19.6.13追加告発)</p>	19.6.13	<p>東京地裁 19.11.1</p>	<p>被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月（執行猶予2年から3年）、緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）</p>	<p>4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。</p>	<p>独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項</p>	
<p>日鉄住金鋼板株ほか8名（3社、個人6名）</p>	<p>20.11.11 (20.12.8追加告発)</p>	20.12.8	<p>東京地裁 21.9.15</p>	<p>被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年（執行猶予3年）</p>	<p>3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム垂鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。</p>	<p>独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条</p>	

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
日本精工(株)ほか9名 (3社, 個人7名)	24. 6. 14	24. 6. 14	東京地裁 24. 12. 28 (1社, 個人2名) 25. 2. 25 (1社, 個人3名)	被告会社に1億8000万円から3億8000万円の罰金, 被告人に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)	3社等は, 産業機械用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 一般軸受につき8パーセントを, 大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして, 軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること, 並びに, 具体的な販売価格引き上げ交渉に当たっては, 販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡, 協議しながら行うことを各合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また, 2社等は, 自動車用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

2-5表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	東京高裁 決定年月日	東京高裁 決定内容	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						東京高裁 決定年月日	決定内容	
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27 (停止命令の取消し)	30.4.6	申立一部容認一部却下	朝日、読売、毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1,7)	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10 (停止命令の取消し)	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(30.10.12)
(株)大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(30.12.8)
(株)北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(32.3.29申立棄却)
八幡製鉄所(株)ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄及び富士製鉄の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
(株)中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(52.11.24) 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下(50.7.17)
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条(一般指定3,4)			被申立人が、申立に係る行為を取りやめたので取下げ

2-6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
総合工事業	3	優越的地位の濫用
食料品製造業	1	優越的地位の濫用
家具・装備品製造業	2	再販売価格の拘束
化学工業	2	再販売価格の拘束
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	拘束条件付取引
電気機械器具製造業	1	再販売価格の拘束
その他の製造業	3	再販売価格の拘束
電気業	1	優越的地位の濫用
各種商品卸売業	1	優越的地位の濫用
繊維・衣類等卸売業	1	再販売価格の拘束
飲食料品卸売業	2	不当廉売，優越的地位の濫用
機械器具卸売業	1	優越的地位の濫用
その他の卸売業	3	再販売価格の拘束，優越的地位の濫用
各種商品小売業	2	優越的地位の濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	2	優越的地位の濫用
飲食料品小売業	20	不当廉売，取引妨害
機械器具小売業	4	価格カルテル，優越的地位の濫用
その他の小売業	112	不当廉売，優越的地位の濫用
宿泊業	26	優越的地位の濫用
飲食業	2	優越的地位の濫用
その他の生活関連サービス業	1	優越的地位の濫用
学校教育	1	構成事業者の機能又は活動の制限
協同組合（他に分類されないもの）	9	価格カルテル，再販売価格の拘束，拘束条件付取引，共同の取引拒絶，構成事業者の機能又は活動の制限
政治・経済・文化団体	7	価格カルテル，構成事業者の機能又は活動の制限，取引妨害，共同行為における差別的取扱い，その他の不公正取引

（注）業種については，日本標準産業分類（平成19年11月改定）を参考に分類している。

### 3 独占禁止法適用除外関係

3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

(平成25年3月末現在)

法律名	適用除外制度の内容 (根拠条項)	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（14法律・18制度）

(平成25年3月末現在)

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
金融庁	保険業法 (平成7年法律第105号)	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和23年法律第193号)	基準料率の算出（自賠責・地震）	平成10年
法務省	会社更生法 (平成14年法律第154号)	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法 (昭和45年法律第48号)	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農業協同組合中央会が行う 一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の 事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う 一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
共同海運事業		昭和32年	

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移

(各年3月末現在)

	根拠法令	適用業種等	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
1	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
2	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業 (小計)	0	0	0	0
3	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め	8	8	8	8
4	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業, 販売業	0	0	0	0



	根 拠 法 令	適用業種等	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
5	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
6	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際)	[309]	[79]	[34]	[18]
7	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1
8	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	5	5	5
		海運カルテル (外航)	[455]	[411]	[451]	[473]
9	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
10	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	5	5	5	5
合 計			28 (26)	28 (26)	28 (26)	28 (26)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を( )で示した。

(注4) 海上運送法に基づく海運のカルテル(外航)及び航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)に関する[ ]内の数は、各年の3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(平成25年3月末現在)

対象種目	主体	制限事項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定(注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率=再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(平成25年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定，再保険の出再割合の決定，再保険手数料の決定，配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定，再々保険の禁止，再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償保険部分)	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償，自損事故及び無保険者傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率の決定	平成21年4月1日	平成32年3月31日

3-4表 内航海運組合法に基づくカルテル

(平成25年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
船 舶	日本内航海運組合総連合会	保有船舶の解撤・海外売却の際の交付金の交付	平成10年5月15日	期限の定めなし

3-5表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(平成25年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3-6表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(平成25年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3-7表 海上運送法に基づくカルテル

(平成25年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	平成27年7月11日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	平成26年5月9日
一般旅客定期航路事業者	竹原／垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	平成27年7月30日
貨物定期航路事業者	大阪・神戸／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月8日	平成27年6月30日
貨物定期航路事業者	鹿児島／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月23日	平成27年7月22日

3-8表 道路運送法に基づく運輸カルテル

(平成25年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客 自動車運送業	北 部 支 線 (沖縄)	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8 日	平成26年9月30 日
一般乗合旅客 自動車運送業	読谷線・糸 満線(沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同 経営	平成14年10月8 日	平成26年10月7 日
一般乗合旅客 自動車運送業	名護西線・ 名護西空港 線(沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同 経営	平成14年10月8 日	平成26年10月7 日

3-9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(平成25年3月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農林・水産業	0	
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	
	工事業	3	
	製造業	食料品	3
		繊維	1
		木材・木製品	0
		紙・パルプ	0
		出版・印刷	0
		化学	0
		石油・石炭	0
		プラスチック	0
		ゴム・皮革	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	1
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具, 生産用機械器具, 業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路	0
		電気機械器具	0
		情報通信機械器具	0
輸送用機械器具	0		
その他	0		
小計	5		
卸売業	6		
小売業	5		
金融業, 保険業	0		

附属資料

業種等		届出件数
事業協同組合	不動産業，物品賃貸業	0
	運輸業，郵便業	1
	情報通信業	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0
	サービス業	2
	その他	137
	小計	159
信用協同組合		25
合計		184

(注) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

## 4 株式取得，合併等関係

### 4-1 表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可  
平成24年度において，認可した案件はなかった。

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
24.11.2	(株)静岡銀行	(株)富士テクニカ宮津	債務の株式化に伴う議決権取得
25.1.30	三菱UFJ信託銀行(株)	養命酒製造(株)ほか2社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
25.1.31	みずほ信託銀行(株)	サッポロホールディングス(株)	年金信託財産の運用に係る議決権取得
25.1.31	三井住友信託銀行(株)	(株)岡三証券グループ	年金信託財産の運用に係る議決権取得
25.1.31	三井住友信託銀行(株)	東急建設(株)ほか14社	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4-2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4-3表から4-31表）について

- (1) この統計資料は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、公正取引委員会が受理した会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお、4-9表から4-14表まで及び4-21表から4-25表までに記載した届出は、平成25年3月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

- (2) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割においては分割する会社の業種、吸収分割においては事業を承継する会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また、事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

- (3) 各表の分類のうち、「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち、「前進」とは、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粹」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

- (4) 資本金及び総資産の額は、原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。



4-3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成24年度）

株式取得会社の業種	形態 水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鋳 業						1	1
建 設 業	3	1	1				4
製 造 業	51	16	15	7	8	2	84
食 料 品		2	1	2	1		10
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ	28	1	2				29
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	9	6	1	3		2	13
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼	2						2
非 鉄 金 属	1	1	1				1
金 属 製 品	2	1	1				2
機 械	7	4	7	1	5		21
そ の 他 製 造 業	2	1	2	1	2		6
卸 ・ 小 売 業	36	21	8	27	1	1	52
不 動 産 業	5	2	1	4	1		6
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	14	6					27
サ ー ビ ス 業	14	2					19
金 融 ・ 保 険 業	9	1	2	1	3	3	13
電 気 ・ ガ ス 業	1				1		2
そ の 他	38	17	13	23	4	17	77
合 計	171	66	40	62	18	24	285

4-4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成24年度）

新設会社 又は存続会社の業種	形態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業		1			1			1
製 造 業		3	2	1				3
食 料 品								
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭								
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石								
鉄 鋼								
非 鉄 金 属		1						1
金 属 製 品		1	1	1				1
機 械		1	1					1
そ の 他 製 造 業								
卸 ・ 小 売 業		5			1			5
不 動 産 業		1	1	1	1			1
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		1						1
サ ー ビ ス 業		1						1
金 融 ・ 保 険 業								
電 気 ・ ガ ス 業		1						1
そ の 他		1			1			1
合 計		14	3	2	4	0	0	14

4-5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成24年度）

分割する 会社の業種	形態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業								
食 料 品								
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭								
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石								
鉄 鋼								
非 鉄 金 属								
金 属 製 品								
機 械								
そ の 他 製 造 業								
卸 ・ 小 売 業								
不 動 産 業								
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業								
サ ー ビ ス 業		1		1				1
金 融 ・ 保 険 業								
電 気 ・ ガ ス 業								
そ の 他								
合 計		1	0	1	0	0	0	1

4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成24年度）

承継する 会社の業種	形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業		4	2	4	1	1		7
食 料 品								
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭								
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石								
鉄 鋼								
非 鉄 金 属								
金 属 製 品		1	1	1				1
機 械		3		3	1	1		5
そ の 他 製 造 業			1					1
卸 ・ 小 売 業		3	1		2			4
不 動 産 業								
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業								
サ ー ビ ス 業		2						3
金 融 ・ 保 険 業								
電 気 ・ ガ ス 業								
そ の 他								
合 計		9	3	4	3	1	0	14

4-7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成24年度）

新設会社の業種 形態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業							
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業							
不 動 産 業							
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	4	2		2			5
合 計	4	2	0	2	0	0	5

4-8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成24年度）

形態 譲受会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業	1			1			1
製 造 業	10	1	3	1			13
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	4	1		1			5
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	6		3				8
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	8	1	2	6	1	1	13
不 動 産 業							
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業							
サ ー ビ ス 業	1						1
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	1		1				2
合 計	21	2	6	8	1	1	30

4-9表 株式取得計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
23.8.8	東日本旅客鉄道(株)	(株)総合車両製作所
23.8.22	(有)新日邦	三京(株)
23.8.22	(有)新日邦	(有)銀座会館
23.9.27	(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社	東芝モバイルディスプレイ(株)
23.9.27	(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社	(株)日立ディスプレイズ
23.9.27	(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社	ソニーモバイルディスプレイ(株)
23.9.28	(株)LIXIL	AGC グラスプロダクツ(株)
23.9.29	豊田通商(株)	エレマテック(株)
23.10.21	Johnson & Johnson	Synthes, Inc.
23.11.25	INCJ201111(株)	TCM(株)
23.11.25	INCJ201111(株)	日産フォークリフト(株)
23.11.30	新明和工業(株)	新東急パーキング(株)
23.11.30	新明和工業(株)	東急車輛特装(株)
23.12.7	豊田通商(株)	トキワエンジニアリング(株)
23.12.9	日本水産(株)	金子産業(株)
23.12.15	セコム(株)	(株)LIXIL ニッタン
24.1.10	ボッシュパッケージングテクノロジー(株)	エーザイマシナリー(株)
24.1.4	(株)東京証券取引所グループ	(株)大阪証券取引所
24.1.13	ユニー(株)	(株)サークルKサンクス
24.1.16	JX 日鉱日石エネルギー(株)	昭和油槽船(株)
24.1.17	フェニックス・キャピタル(株)	(株)中三
24.1.18	信越化学工業(株)	鹿島電解(株)
24.1.18	信越化学工業(株)	鹿島塩ビモノマー(株)
24.1.31	日本発条(株)	(株)トーブラ
24.2.2	(株)イエローハット	(株)ドライバースタンド
24.2.8	(株)キンレイホールディングス	(株)キンレイ
24.2.9	大日本印刷(株)	日本ユニシス(株)
24.2.10	(株)ジュピターテレコム	アスミック・エースエンタテインメント(株)
24.2.14	セガサミーホールディングス(株)	フェニックスリゾート(株)
24.2.15	伊藤忠食品(株)	(株)スハラ食品
24.2.17	(株)野村総合研究所	味の素システムテクノ(株)
24.2.20	(株)日立ディスプレイズ	索尼移動顕示器（蘇州）有限公司
24.2.21	三井倉庫(株)	(同)3PL ホールディングス
24.2.22	ダイソー(株)	岡山化成(株)
24.2.24	ジューテックホールディングス(株)	(株)グリーンハウザー
24.2.24	(株)ニッセンホールディングス	シャディ(株)
24.2.27	ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	JFE 商事(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24. 2. 27	CHS Singapore Trading Company Pte. Ltd.	AZL (株)
24. 2. 27	(株)伏見屋	(株)トップマート
24. 2. 29	(株)日本製鋼所	(株)YPK
24. 3. 1	東洋アルミニウム(株)	サン・アルミニウム工業(株)
24. 3. 1	エア・ウォーター(株)	(株)トミイチ
24. 3. 5	伊藤忠商事(株)	(株)寺岡製作所
24. 3. 5	(株)ファミリーマート	(株)シニアライフクリエイト
24. 3. 5	(株)神戸製鋼所	(株)コベルコ溶接ソリューション
24. 3. 5	不二製油(株)	オーム乳業(株)
24. 3. 9	エムスリー(株)	(株)メディサイエンスプランニング
24. 3. 13	TPR (株)	(株)ファルテック
24. 3. 13	(株)静岡銀行	静銀リース(株)
24. 3. 15	JFE コンテナ(株)	JNM ホールディングス(株)
24. 3. 15	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	JNM ホールディングス(株)
24. 3. 15	(株)マツモトキヨシホールディングス	(株)ダルマ薬局
24. 3. 16	ジャパン・ユニバーサル・ホールディングス・アルファ(株)	(株)シーテック
24. 3. 16	ジャパン・ユニバーサル・ホールディングス・アルファ(株)	(株)エヌ・アンド・シー
24. 3. 16	ジャパン・ユニバーサル・ホールディングス・アルファ(株)	(株)テクノプロ・エンジニアリング
24. 3. 28	JX ホールディングス(株)	東邦チタニウム(株)
24. 3. 29	(株)ライフコーポレーション	日本フード(株)
24. 3. 30	(株)パソナグループ	ビーウィズ(株)
24. 3. 30	(株)ビタミンライフ	(株)ナチュラルガーデン
24. 4. 3	リケンテクノス(株)	三井化学ファブロ(株)
24. 4. 6	AA ホールディングス(株)	(株)アルク
24. 4. 17	国際石油開発帝石(株)	東京ガスエネルギー(株)
24. 4. 18	伊藤忠エネクス(株)	東京都市サービス(株)
24. 4. 19	ヤフー(株)	アスクル(株)
24. 4. 20	(株)IHI	明星電気(株)
24. 4. 20	新日本製鐵(株)	住友金属工業(株)
24. 4. 23	ヤマハ(株)	(株)JEUGIA
24. 4. 23	(株)メガチップス	川崎マイクロエレクトロニクス(株)
24. 4. 24	JX 日鉱日石エネルギー(株)	(株)一光
24. 4. 24	JX 日鉱日石エネルギー(株)	(株)I・O
24. 4. 24	JX 日鉱日石エネルギー(株)	八晃石油販売(株)



受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24. 4. 25	三井倉庫(株)	TAS エクスプレス(株)
24. 4. 25	大建工業(株)	C & H(株)
24. 4. 25	三菱商事(株)	小林メディカル(株)
24. 4. 26	(株)ワンダーコーポレーション	(株)サンレジャー
24. 4. 26	コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)	フェデックスキンコーズ・ジャパン(株)
24. 4. 26	(株)倉島商店	(株)マクサムコーポレーション
24. 4. 27	東日本高速道路(株)	ハイウェイ・トール・システム(株)
24. 4. 27	(株)フジ・メディア・ホールディングス	関西テレビ放送(株)
24. 4. 27	Pratt & Whitney Aero Engines International GmbH	IAE International Aero Engines AG
24. 4. 27	(株)サンデリカ	大徳食品(株)
24. 4. 27	楽天(株)	スタイライフ(株)
24. 4. 27	中日本高速道路(株)	ハイウェイ・トール・システム(株)
24. 4. 27	西日本高速道路(株)	ハイウェイ・トール・システム(株)
24. 4. 27	(株)神明	元気寿司(株)
24. 5. 1	オリックス(株)	オリックス・クレジット(株)
24. 5. 2	8115222 Canada Inc.	Viterra Inc.
24. 5. 2	ポラリス・キャピタル・グループ(株)	(株) VOYAGE GROUP
24. 5. 2	大黒天物産(株)	(株)西源
24. 5. 9	三菱電機(株)	オスラム・メルコ(株)
24. 5. 9	京浜急行電鉄(株)	横浜新都市センター(株)
24. 5. 10	(株)ヤマダ電機	(株)ハウステックホールディングス
24. 5. 11	(株)カナモト	ユナイテ(株)
24. 5. 14	野村アルファ・インベストメント(株)	(株)プリマジエスト
24. 5. 14	(株)ユニットコム	(株)グッドウィル
24. 5. 15	(株)ビックカメラ	(株)コジマ
24. 5. 15	NEC ネットズエスアイ(株)	キューアンドエー(株)
24. 5. 15	日本ゼネラルフード(株)	東京リビングサービス(株)
24. 5. 16	三井製糖(株)	北海道糖業(株)
24. 5. 17	(株)エイチ・アイ・エス	九州産業交通ホールディングス(株)
24. 5. 17	楽天(株)	ケンコーコム(株)
24. 5. 17	富士電機(株)	ルネサス津軽セミコンダクタ(株)
24. 5. 21	美津濃(株)	セノー(株)
24. 5. 21	プラスロジスティクス(株)	NSK (株)
24. 5. 22	ダイドードリンコ(株)	(株)たらみ
24. 5. 23	(株)BCJ-10	ジュピターショップチャンネル(株)
24. 5. 23	伊藤忠商事(株)	トーヨーエイテック(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24.5.25	(株)アクティオ	住商レンタルサポート(株)
24.5.28	(株)長野銀行	(株)ながぎんリース
24.5.29	(株)ウイン・インターナショナル	テスコ(株)
24.5.31	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	キリンビジネスシステム(株)
24.6.1	トヨタ自動車(株)	三井倉庫エクस्प्रेस(株)
24.6.4	(株)イチネンホールディングス	前田機工(株)
24.6.6	(株)トーハン	(株)明屋書店
24.6.6	(株)アークス	(株)ジョイス
24.6.7	(株)ヤマダ電機	(株)ベスト電器
24.6.8	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	タワーレコード(株)
24.6.11	(株)立花エレテック	(株)高木商会
24.6.12	Jトラスト(株)	ネオラインホールディングス(株)
24.6.13	Universal Music Holdings Limited	EMI Group Worldwide Holdings Limited
24.6.18	マーレジャパン(株)	国産電機(株)
24.6.19	三井松島産業(株)	(株)エムアンドエムサービス
24.6.20	(株)イチネンホールディングス	(株)ジコー
24.6.22	アサヒグループホールディングス(株)	カルピス(株)
24.6.22	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	フジ・TSUTAYA エンターテイメント(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	大王製紙(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	大成製紙(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	大宮製紙(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	いわき大王製紙(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	中部大王製紙パッケージ(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	大王製紙パッケージ(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	東海大王製紙パッケージ(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	大阪紙販売(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	大建紙販売(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	四国紙販売(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	エリエールペーパーテック(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	ダイオーペーパーコンバーティング(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	エリエールテクセル(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	名古屋紙運輸(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	エリエール総業(株)
24.6.26	北越紀州製紙(株)	エリエール産業(株)
24.6.26	大王製紙(株)	大宮製紙(株)
24.6.26	大王製紙(株)	大成製紙(株)
24.6.26	大王製紙(株)	四国紙販売(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24. 6 . 26	大王製紙(株)	大建紙販売(株)
24. 6 . 26	大王製紙(株)	大阪紙販売(株)
24. 6 . 26	大王製紙(株)	ダイオーペーパーコンバーティング(株)
24. 6 . 26	大王製紙(株)	エリエールペーパーテック(株)
24. 6 . 26	大王製紙(株)	エリエールテクセル(株)
24. 6 . 26	大王製紙(株)	名古屋紙運輸(株)
24. 6 . 26	大王製紙(株)	エリエール産業(株)
24. 6 . 26	大王製紙(株)	エリエール総業(株)
24. 6 . 29	J. フロント リテイリング(株)	(株)パルコ
24. 6 . 29	日清食品ホールディングス(株)	(株)フレンテ
24. 6 . 29	グローウェルホールディングス(株)	(株)ドラッグフジイ
24. 6 . 29	ポラリス・キャピタル・グループ(株)	(株)マイランド
24. 7 . 2	Memec Group Limited	インターニックス(株)
24. 7 . 2	GM パートナーズ (同)	GM COMMUNICATIONS LIMITED
24. 7 . 9	(株)伊藤園	ネオス(株)
24. 7 . 10	(株)日立ハイテクノロジーズ	エスアイアイ・ナノテクノロジー(株)
24. 7 . 11	日本テレビ放送網(株)	(株)BS日本
24. 7 . 11	ピーアークホールディングス(株)	ラフェスタ(株)
24. 7 . 25	Novafives	FL Investco SAS
24. 7 . 30	ACA (株)	(株)シダー
24. 7 . 31	(株)三菱東京 UFJ 銀行	(株)日本ビジネスリース
24. 8 . 1	アルフレッサ ホールディングス(株)	常盤薬品(株)
24. 8 . 2	(株)VG ケミカル	ソニーケミカル&インフォメーションデ バイス(株)
24. 8 . 9	(株)大分銀行	大分リース(株)
24. 8 . 14	(株)レックス	(株)レックス・ホールディングス
24. 8 . 15	日本紙パルプ商事(株)	大豊製紙(株)
24. 8 . 16	イオン(株)	テスコジャパン(株)
24. 8 . 17	(株)伊藤園	ネオス(株)
24. 8 . 20	(株)いなげや	(株)三浦屋
24. 8 . 21	Glory Investments B Limited	Genpact Limited
24. 8 . 22	兼松エレクトロニクス(株)	日本オフィス・システム(株)
24. 8 . 22	(株)宇佐美鋳油	古河コマース(株)
24. 8 . 23	オムロン(株)	SK ソリューション(株)
24. 8 . 23	CEIL ジャパン(株)	(株)あきんどスシロー
24. 8 . 24	エア・ウォーター(株)	ゴールドパック(株)
24. 8 . 27	(株)ココカラファイン	(株)コダマ
24. 8 . 27	アイジェイホールディングス(株)	アイ・ティー・エックス(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24. 8. 28	(株)日本経済新聞社	テレビ大阪(株)
24. 8. 31	クオール(株)	アポプラスステーション(株)
24. 8. 31	(株)野村総合研究所	(株)だいこう証券ビジネス
24. 8. 31	(株)生活科学ホールディングス	(株)生活科学運営
24. 8. 31	(株)ゆめマート	(株)西紅
24. 9. 11	ヒロセ(株)	成幸利根(株)
24. 9. 11	伊藤忠商事(株)	HyLife Group Holdings
24. 9. 12	大和ハウス工業(株)	(株)フジタ
24. 9. 13	(株)ゼンショーホールディングス	(株)マルヤ
24. 9. 13	王蔵(株)	(株)アイセン
24. 9. 14	伊藤忠商事(株)	コンフェックス(株)
24. 9. 18	(株)フジ	(株)ピュアクック
24. 9. 19	セコム(株)	(株)アット東京
24. 9. 20	(株)読売新聞グループ本社	讀賣テレビ放送(株)
24. 9. 20	ヤマエ久野(株)	マルゼン商事(株)
24. 9. 25	楽天(株)	アイリオ生命(株)
24. 9. 26	(株)ポイント	(株)トリニティー
24.10. 5	(株)ミライト・テクノロジーズ	(株)アクロネット
24.10. 9	(株)トライステージ	メールカスタマーセンター(株)
24.10.15	(株)プラネットホールディングス	(有)プラネットホールディングス
24.10.15	大王製紙(株)	東京紙パルプインターナショナル(株)
24.10.16	フェニックス・キャピタル(株)	佐藤建設工業(株)
24.10.17	ソフトバンク(株)	イー・アクセス(株)
24.10.17	(株)ノジマ	(株)アベルネット
24.10.17	近畿日本ツーリスト(株)	クラブツーリズム(株)
24.10.18	近畿日本鉄道(株)	近畿日本ツーリスト(株)
24.10.22	(株)クボタ	新富士化水工業(株)
24.10.30	三菱化学(株)	日本合成化学工業(株)
24.10.31	伊藤忠商事(株)	戸田工業(株)
24.11. 1	(株)MARUWA	ヤマギワ(株)
24.11. 9	(株)光通信	(株)ベルパーク
24.11.12	(株)ネットジャパン	(株)オリンピックゴールド
24.11.13	三菱商事(株)	米久(株)
24.11.16	European Refreshments	三国コカ・コーラボトリング(株)
24.11.19	(株)フジトランスコーポレーション	興國海運(株)
24.11.22	(株)ディー・エヌ・エー	(株)Cygames
24.11.26	(株)東芝	(株)ニューフレアテクノロジー
24.11.26	(株)ワンダーコーポレーション	(株)新星堂

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24.11.26	イオン(株)	シミズ薬品(株)
24.11.27	(株)日清製粉グループ本社	トオカツフーズ(株)
24.11.28	水ing(株)	第一環境(株)
24.11.29	イオンクレジットサービス(株)	(株)イオン銀行
24.11.30	OEP East Balt B.V.	(株)イナ・ベーカリー
24.12.3	(株)富士薬品	(株)オストジャパングループ
24.12.3	鈴与商事(株)	J & S フリートホールディングス(株)
24.12.3	JX 日鉱日石エネルギー(株)	J & S フリートホールディングス(株)
24.12.4	ブラザー工業(株)	(株)ニッセイ
24.12.5	コスモ石油(株)	双日エネルギー(株)
24.12.7	(株)メタルワン	(株)エムオーテック
24.12.11	日立電線(株)	(株)アドバンスト・ケーブル・システムズ
24.12.18	日東工業(株)	JBP- I (株)
24.12.20	瀧定大阪(株)	(株)オリーブ・デ・オリーブ
24.12.21	イオン(株)	(株)ワーナー・マイカル
24.12.27	日成ビルド工業(株)	相鉄建設(株)
24.12.28	森トラスト(株)	日本エスリード(株)
25.1.7	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	マガシーク(株)
25.1.9	ティ・エス テック(株)	(株)ダイユー
25.1.10	(株)アベルコ	(株)インテルグロー
25.1.16	(株)MBKP3	(株)コメダ
25.1.16	JK ホールディングス(株)	(株)銘林
25.1.18	トランコム(株)	(株)スマイルスタッフ
25.1.21	ニプロ(株)	(株)グッドマン
25.1.21	エムエイチシーエス(株)	クオリカプス(株)
25.1.21	RS エンパワメント(株)	(株)日本エコシステム
25.1.25	(株)ダイヤ昭石	SC エネルギー(株)
25.1.25	昭和シェル石油(株)	(株)ダイヤ昭石
25.1.28	(株)東急コミュニティー	ユナイテッドコミュニティーズ(株)
25.2.13	アマノ(株)	(株)クレオ
25.2.14	東鉄工業(株)	興和化成(株)
25.2.26	レンゴー(株)	(株)石川製作所
25.2.26	(株)フレスタ	(株)三原スーパー

4-10表 合併計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	存続会社	消滅会社
23.11.21	ダイセルノバフォーム(株)	東北ポリマー(株)
23.11.28	宇印宇都宮青果(株)	第一栃木青果(株)
23.12.21	昭和油槽船(株)	日本タンカー(株)
24.1.23	三星電子(株)	三星エルイーディー(株)
24.2.21	昭栄(株)	ヒューリック(株)
24.2.27	神商コウベウエルディング(株)	エヌアイ・コウベ・ウエルディング(株)
24.2.29	北日本倉庫港運(株)	郵船海陸運輸(株)
24.4.6	東京ガスエネルギー(株)	帝石プロパンガス(株)
24.5.11	大同アミスター(株)	石原鋼鉄(株), 大同マテックス(株)
24.5.24	(株)三井倉庫エアカーゴ	TAS エクスプレス(株)
24.5.29	ユニバーサル造船(株)	(株)アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド
24.5.30	(株)エー・ディーデバイス	エーエスデバイス(株)
24.7.27	国際紙パルプ商事(株)	住商紙パルプ(株)
24.8.8	アイ・ティー・シーネットワーク(株)	パナソニック テレコム(株)
24.8.10	興和不動産(株)	(株)新日鉄都市開発
24.8.22	大木開発(株)	(有)オージーアイ
24.10.24	井上金属(株)	石田金属(株)
24.12.11	旭食品ホールディングス(株)	カナカンホールディングス(株), 丸大堀内ホールディングス(株)
25.1.25	(株)ダイヤ昭石	関西エム・シー・オイル(株)

4-11表 共同新設分割計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	分割する会社
24.6.28	大和物産(有), 大同物産(有), 日産実業(有)

4-12表 吸収分割計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	承継する会社	分割する会社
23.9.30	アイレックス(株)	リコーエレメックス(株)
23.10.27	明電T&D(株)	(株)日本 AE パワーシステムズ
23.11.29	日立T&D(株)	(株)日本 AE パワーシステムズ
23.12.21	富士電機 T & D サクセッション(株)	(株)日本 AE パワーシステムズ
24.3.26	高沢商事(株)	(株)平安堂
24.5.25	シャープディスプレイプロダクト(株)	凸版印刷(株)
24.5.25	シャープディスプレイプロダクト(株)	大日本印刷(株)
24.5.25	シャープディスプレイプロダクト(株)	(株)DNP カラーテクノ堺
24.5.30	(株)北近畿クボタ	(株)南兵庫クボタ
24.7.2	田中貴金属工業(株)	三菱商事(株)
24.7.27	(株)アエル	(株)ピーポケット
24.11.22	ダイキン・ザウアーダンフォース・マニユ ファクチャリング(株)	ザウアーダンフォース・ダイキン(株)
24.11.30	(株)アバンセ	(株)カズン
25.1.18	(株)京楽	(株)太陽, (株)とらや
25.2.7	(株)マルハン	(株)ヤナガワ

4-13表 共同株式移転計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社
23.11.22	日新製鋼(株), 日本金属工業(株)
24.1.25	(株)伊徳ホールディングス, (株)タカヤナギ
24.3.15	JFE 製缶(株), 太陽製罐(株)
24.5.25	(株)きらやか銀行, (株)仙台銀行
24.7.11	太平興業(株), 第一貨物(株)
24.8.21	(株)高岳製作所, 東光電気(株)
24.12.3	(株)一光, 鈴与エネルギー(株)

4-14表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
24.1.23	古河 AS(株)	三菱電線工業(株)
24.2.7	サムスンC&Tジャパン(株)	日本サムスン(株)
24.2.8	パネトロン(株)	(株)アムスク
24.2.24	北越紀州販売(株)	三矢化成(株)
24.4.27	ニイプロ(株)	(株)ニイプロ
24.5.21	新明和工業(株)	富士重工業(株)
24.5.29	東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)	日本アイ・ビー・エム(株)
24.6.26	キョーリン製薬グループ工場(株)	MSD(株)
24.7.10	積水化学工業(株)	三菱樹脂(株)
24.7.19	(株)セイジョー	(株)ABCドラッグ
24.7.27	(株)バロー	(株)東京ストアー
24.8.6	HOYA(株)	セイコーエプソン(株)
24.8.13	(株)茶月東日本	(株)茶月
24.8.17	正直屋コンフェックス(株)	(株)正直屋
24.8.28	HOYA(株)	Philippines Epson Optical Inc.
24.8.28	(株)デンソー岩手	富士通セミコンダクター(株)
24.9.14	積水化学工業(株)	(株)三菱樹脂販売
24.9.14	積水化学工業(株)	菱琵テクノ(株)
24.9.28	長印船橋青果(株)	船橋中央青果(株)
24.10.1	ナイスユニテック(株)	MKビルダー(株)
24.10.29	大洋マテリアル(株)（新会社）	大洋マテリアル(株)（旧会社）
24.11.7	(株)ジェイデバイス	富士通インテグレートッドマイクロテクノロジー(株)
24.11.21	(株)メタルワン鋼管	ダイヤ資材(株)
24.11.26	ITセミコン(株)	(株)サンエー
25.1.28	伊藤忠エネクス(株)	(株)日米商会



4-15表 総資産額別株式取得件数

(単位：件, ( ) は%)

総資産額 年度	50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
21	19 (2.4)	12 (1.5)	188 (24.1)	112 (14.3)	450 (57.6)	781 (100.0)
22	23 (12.5)	5 (2.7)	28 (15.2)	16 (8.7)	112 (60.9)	184 (100.0)
23	23 (10.3)	4 (1.8)	27 (12.1)	24 (10.7)	146 (65.2)	224 (100.0)
24	42 (14.7)	5 (1.8)	43 (15.1)	25 (8.8)	170 (59.6)	285 (100.0)

4-16表 総資産額別合併件数

(単位：件, ( ) は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
21	4 (8.3)	10 (20.8)	3 (6.3)	21 (43.8)	6 (12.5)	4 (8.3)	48 (100.0)
22	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	3 (27.3)	4 (36.4)	2 (18.2)	11 (100.0)
23	0 (0.0)	4 (26.7)	2 (13.3)	5 (33.3)	0 (0.0)	4 (26.7)	15 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)	4 (28.6)	14 (100.0)

(注1) 総資産額は、合併後における存続会社単体の総資産額である。

(注2) 平成24年度において、合併後における存続会社単体の総資産額が未定のものが1件ある。

4-17表 総資産額別共同新設分割件数

(単位：件, ( ) は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
21	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
22	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
23	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
24	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)

(注) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

4-18表 総資産額別吸収分割件数

(単位：件, ( ) は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
21	1 (7.1)	3 (21.4)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	4 (28.6)	14 (100.0)
22	1 (9.1)	2 (18.2)	0 (0.0)	4 (36.4)	0 (0.0)	4 (36.4)	11 (100.0)
23	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
24	0 (0.0)	2 (14.3)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	6 (42.9)	14 (100.0)

(注) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

4-19表 総資産額別共同株式移転件数

(単位：件, ( ) は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
21	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	3 (100.0)
22	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
23	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	6 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)

(注) 総資産額は、新設会社単体の総資産額である。

4-20表 総資産額別事業譲受け等件数

(単位：件, ( ) は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
21	12 (15.2)	10 (12.7)	7 (8.9)	27 (34.2)	8 (10.1)	15 (19.0)	79 (100.0)
22	8 (14.8)	13 (24.1)	2 (3.7)	10 (18.5)	8 (14.8)	13 (24.1)	54 (100.0)
23	11 (55.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	3 (15.0)	20 (100.0)
24	5 (16.7)	6 (20.0)	2 (6.7)	7 (23.3)	1 (3.3)	9 (30.0)	30 (100.0)

(注) 総資産額は、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額である。

4-21表 合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成24年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
24. 1. 23	三星電子(株)	76,716	三星エルイー ディー(株)	793	三星電子(株)	81,620
24. 2. 21	昭栄(株)	1,637	ヒューリック(株)	4,240	ヒューリック(株)	5,877
24. 5. 29	ユニバーサル造 船(株)	1,751	(株)アイ・エイチ・ アイ マリンユ ナイテッド	1,364	ジャパンマリン ユナイテッド(株)	3,221
24. 7. 27	国際紙パルプ商 事(株)	1,629	住商紙パルプ(株)	179	国際紙パルプ商 事(株)	1,809
24. 8. 8	アイ・ティー・ シーネットワーク ク(株)	489	パナソニック テレコム(株)	226	アイ・ティー・ シーネットワー ク(株)	715
24. 8. 10	興和不動産(株)	4,201	(株)新日鉄都市開 発	1,633	新日鉄興和不動 産(株)	5,835
24. 12. 11	旭食品ホール ディングス(株)	313	カナカンホール ディングス(株) 丸大堀内ホール ディングス(株)	161 66	旭食品ホール ディングス(株)	561

4-22表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成24年度に完了報告書  
が提出されたもの）

該当なし

4-23表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成24年度に完了報告書  
が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 (承継内容等)
24. 5. 25	シャープディスプレイプロダク ト(株)	3,000	凸版印刷(株)	12,953	3,253	堺工場における液晶 カラーフィルターの 製造に関する事業
24. 5. 25	シャープディスプレイプロダク ト(株)	3,000	大日本印刷(株)	13,142	3,253	堺工場における液晶 カラーフィルターに 関する事業
24. 5. 25	シャープディスプレイプロダク ト(株)	3,000	(株)DNP カラー テクノ堺	42	3,253	堺工場における液晶 カラーフィルターに 関する事業

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 (承継内容等)
24. 7. 2	田中貴金属工業 (株)	2,280	三菱商事(株)	125,885	2,922	金及びプラチナ積立 事業
24. 7. 27	(株)アエル	648	(株)ピーポケット	27	686	パチンコホール事業
25. 1. 18	(株)京楽	414	(株)太陽 (株)とらや	40 61	428	パチンコホール事業
25. 2. 7	(株)マルハン	3,253	(株)ヤナガワ	163	3,253	パチンコホール事業

4-24表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転(平成24年度に完了報告書  
が提出されたもの)

(単位：億円)

受理年月日	株式移転会社	総資産	株式移転会社	総資産	設立する会社の名称	総資産
23. 11. 22	日新製鋼(株)	6,012	日本金属工業(株)	859	日新製鋼ホールディ ングス(株)	1,632
24. 5. 25	(株)きらやか銀行	12,695	(株)仙台銀行	9,277	(株)じもとホールディ ングス	21,973

4-25表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等(平成24年度に完了報告書  
が提出されたもの)

(単位：億円)

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 (譲受内容)
24. 1. 23	古河 AS(株)	337	三菱電線工業(株)	663	344	自動車用コネクタ事 業
24. 5. 21	新明和工業(株)	1,204	富士重工業(株)	10,325	1,251	ごみ収集車の製造販 売並びにアフター サービス業及び脱着 コンテナ車のアフ ターサービス業
24. 7. 10	積水化学工業(株)	4,805	三菱樹脂(株)	2,513	8,312	塩ビ事業等の管材事 業
24. 8. 6	HOYA(株)	3,513	セイコーエプソ ン(株)	6,080	3,498	松島事業所
24. 9. 14	積水化学工業(株)	4,805	(株)三菱樹脂販売	129	8,312	塩ビ事業等の管材事 業

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 (譲受内容)
24.11.7	(株)ジェイデバイ ス	274	富士通インテグ レーテッドマイ クロテクノロジー (株)	184	314	宮城、会津及び九州 工場に関連する資産

(注) 行為後の総資産が300億円以上の場合でも、当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

#### 4-26表 資本金額別株式取得件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
22	19	3	7	12	5	22	13	103	184
23	5	10	7	7	4	31	15	145	224
24	25	12	10	15	8	45	25	145	285

(注) 資本金は株式取得会社の資本金である。

4-27表 資本金額別合併件数の推移

年度	資本金												計
	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上		
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	571
25	27	34	215	62	68	7	7	0	0	0	0	0	420
26	12	34	139	58	66	8	12	2	0	0	0	0	331
27	15	24	162	71	70	17	19	4	3	0	0	0	385
28	10	9	156	52	64	24	19	5	5	0	0	0	344
29	6	15	151	33	73	15	23	5	4	0	0	0	325
30	11	13	141	47	88	11	15	4	7	1	0	0	338
31	10	18	150	75	89	17	13	2	6	1	0	0	381
32	2	18	135	84	98	30	18	4	9	0	0	0	398
33	4	10	152	85	81	16	23	2	7	1	0	0	381
34	3	9	149	95	94	18	30	7	8	0	0	0	413
35	2	8	144	100	94	33	41	8	9	0	1	1	440
36	2	6	147	125	176	63	45	9	13	3	2	2	591
37	6	9	146	131	221	72	91	10	23	3	3	3	715
38	0	11	188	187	320	115	116	15	28	5	12	9	997
39	3	5	182	160	313	67	90	14	17	4	9	9	864
40	1	6	220	169	318	57	93	16	8	3	3	3	894
41	1	11	205	142	341	63	67	11	23	2	5	7	871
42	3	6	218	181	367	77	94	9	29	4	7	7	995
43	2	5	206	177	383	103	100	16	19	2	7	7	1,020
44	6	10	187	195	456	111	142	20	29	5	2	2	1,163
45	1	6	178	161	460	119	142	37	34	3	6	6	1,147
46	1	7	169	165	489	150	131	27	23	9	7	7	1,178
47	1	7	150	154	486	141	171	29	37	1	7	7	1,184
48	0	0	101	135	431	136	163	25	26	3	8	8	1,028
49		252			406	115	157	30	19	0	16	16	995
50		241			426	109	128	17	24	6	6	6	957
51		211			441	111	119	27	27	1	4	4	941
52		211			446	124	164	29	29	5	3	3	1,011
53		179			365	113	158	51	26	4	2	2	898
54		177			265	205	153	33	28	3	7	7	871
55		192			433	108	158	37	22	6	5	5	961
56		173			424	162	198	43	36	4	4	4	1,044
57		177			492	144	140	40	35	4	8	8	1,040
58		157			432	175	184	24	30	10	8	8	1,020
59		197			482	177	174	19	34	6	7	7	1,096
60		203			440	231	162	29	33	7	8	8	1,113
61		206			472	213	167	37	31	12	9	9	1,147
62		174			491	203	226	42	51	12	16	16	1,215
63		182			509	250	286	33	48	18	10	10	1,336
元		165			551	243	347	53	51	14	26	26	1,450
2		216			651	270	409	74	88	15	28	28	1,751
3		250			854	338	422	79	101	21	26	26	2,091
4		227			910	286	357	79	86	23	34	34	2,002
5		225			898	283	327	52	87	15	30	30	1,917
6		187			960	297	375	57	81	14	29	29	2,000
7		276			1,349	341	374	56	85	14	25	25	2,520
8		107			1,122	414	405	74	108	16	25	25	2,271
9		110			1,286	303	301	40	84	24	26	26	2,174
10		100			860	193	214	29	52	18	48	48	1,514
11		0			30	22	40	7	24	12	16	16	151
12		0			30	11	42	10	34	15	28	28	170
13		0			12	16	42	10	28	4	15	15	127
14		0			16	17	24	5	26	4	20	20	112
15		0			17	17	41	4	15	3	6	6	103
16		0			11	6	18	7	14	5	9	9	70
17		0			19	8	19	7	17	5	13	13	88
18		0			13	11	28	0	10	4	8	8	74
19		0			11	7	25	4	22	0	7	7	76
20		1			5	11	18	8	19	1	6	6	69
21		0			8	8	16	2	9	2	3	3	48
22		0			1	2	1	0	3	1	3	3	11
23		0			1	2	7	0	1	1	3	3	15
24		0			1	1	3	0	5	0	4	4	14

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数, 昭和24年後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は合併後における存続会社の資本金である。

4-28表 資本金額別共同新設分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	0	0	0	0	1	3	0	4
16	0	0	0	3	0	2	1	0	6
17	0	0	0	1	0	0	1	0	2
18	0	0	1	0	0	0	0	0	1
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	0	0	0	1	0	0	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	1	0	0	0	0	0	0	1

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4-29表 資本金額別吸収分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	2	0	3	1	2	4	5	17
16	0	1	2	7	1	3	0	3	17
17	0	3	1	2	2	6	1	0	15
18	0	3	2	4	1	2	2	4	18
19	8	5	6	5	2	3	2	2	33
20	2	4	0	5	1	2	1	4	19
21	0	0	2	4	1	2	0	5	14
22	1	1	0	2	0	5	0	2	11
23	2	0	3	3	0	1	0	1	10
24	0	2	2	2	2	1	1	4	14

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4-30表 資本金額別共同株式移転件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
21	0	0	0	0	0	0	0	3	3
22	1	0	1	0	0	1	1	1	5
23	0	0	2	1	0	0	1	2	6
24	0	0	0	1	1	2	1	0	5

(注) 資本金は新設会社の資本金である。

4-31表 資本金額別事業譲受け等件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	192
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	196
25	13	15	78	30	34	12	15	8	2	0	0	207
26	9	23	64	26	39	3	9	1	5	3	0	182
27	1	5	44	22	30	4	12	6	0	0	0	124
28	4	3	34	15	31	16	15	3	5	0	0	126
29	4	6	44	27	35	15	21	3	11	1	0	167
30	1	4	31	16	40	12	17	7	13	2	0	143
31	6	2	55	32	52	17	26	8	11	0	0	209
32	0	2	18	26	35	17	26	5	11	0	0	140
33	0	4	20	20	34	15	15	5	5	0	0	118
34	2	2	31	22	21	11	24	11	15	0	0	139
35	0	2	29	19	35	15	21	7	16	0	0	144
36	1	2	36	36	34	13	29	2	8	1	0	162
37	0	3	48	30	49	16	29	5	11	1	1	193
38	0	3	59	27	58	22	32	5	14	1	2	223
39	1	1	31	30	63	21	25	9	14	0	0	195
40	1	2	39	31	53	22	30	8	10	2	4	202
41	0	4	46	35	83	35	31	9	11	4	6	264
42	1	3	53	37	91	29	51	14	12	4	4	299
43	1	2	50	64	135	46	36	8	8	0	4	354
44	1	4	42	52	160	37	62	12	18	2	1	391
45	1	7	69	59	153	28	49	16	20	3	8	413
46	1	3	69	58	171	50	54	10	22	7	4	449
47	0	1	44	52	178	60	65	13	29	5	5	452
48	0	1	18	39	118	68	95	26	38	16	24	443
49		102			178	49	46	11	18	4	12	420
50		117			158	49	53	9	30	0	13	429
51		116			209	73	61	13	24	4	11	511
52		123			243	89	104	17	50	6	14	646
53		140			222	80	91	16	24	5	17	595
54		118			262	74	83	26	30	5	13	611
55		144			292	86	93	12	25	13	15	680
56		137			350	112	96	23	36	7	10	771
57		158			322	109	132	24	38	5	27	815
58		133			266	115	115	16	31	10	16	702
59		129			304	134	158	6	22	10	27	790
60		125			290	129	155	24	51	7	26	807
61		168			360	124	158	24	48	10	44	936
62		168			422	162	205	17	45	11	54	1,084
63		173			391	145	197	11	52	9	50	1,028
元		138			370	143	191	36	51	19	40	988
2		136			394	162	196	40	46	21	55	1,050
3		154			489	192	224	29	74	18	86	1,266
4		112			440	157	201	42	51	16	60	1,079
5		119			424	164	235	36	75	25	75	1,153
6		152			459	190	242	33	75	14	90	1,255
7		140			576	200	298	39	101	25	88	1,467
8		121			628	200	267	42	114	26	78	1,476
9		129			657	229	272	36	101	38	84	1,546
10		148			450	135	217	42	90	24	70	1,176
11		1			32	20	36	6	33	9	42	179
12		1			33	31	29	14	32	15	58	213
13		0			16	25	40	11	31	13	59	195
14		1			36	17	44	15	27	17	40	197
15		2			42	23	43	3	22	12	28	175
16		0			31	23	36	5	23	14	34	166
17		5			25	21	33	6	17	9	25	141
18		6			36	18	22	8	12	10	24	136
19		3			18	22	33	7	17	7	16	123
20		4			14	9	18	10	14	1	19	89
21		4			6	8	26	3	8	6	18	79
22		6			6	10	11	1	4	1	15	54
23		3			5	5	3	0	1	0	3	20
24		2			6	6	4	1	2	2	7	30

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数, 昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は, 事業等を譲り受けた会社の資本金である。



5 下請法関係

5-1表 書面調査発送件数の推移

年度	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
	対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)	対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)
31	304			
32	723			
33	769			
34	986			
35	1,214			
36	1,514			
37	1,803			
38	1,800			
39	2,004			
40	2,554			
41	2,631			
42	5,512			
43	6,030			
44	6,684			
45	7,214			
46	8,451			
47	8,751			
48	10,039	2,915		
49	10,045	3,808		
50	12,007	4,861		
51	12,171	6,325		
52	12,315	7,247		
53	10,973	10,663		
54	12,007	11,546		
55	13,490	21,785		
56	13,668	18,091		
57	16,026	20,532		
58	16,346	23,138		
59	15,959	66,579	16,095	
60	9,574	48,031		
61	9,559	52,105		
62	10,121	59,535		
63	13,854	70,968		
元	13,537	73,320		
2	12,889	72,030		
3	12,680	71,603		
4	14,234	74,334		10,027
5	13,781	75,864		10,786
6	13,235	72,784		10,559
7	13,261	75,202		
8	13,857	70,453		
9	13,648	71,860	1,000	5,000
10	13,869	70,182	1,736	
11	14,453	70,554		
12	15,964	75,859		
13	16,417	93,483	1,673	1,003
14	17,385	99,481		
15	18,295	108,395		
16	30,932	170,517		
17	30,991	170,878		
18	29,502	162,521		
19	30,268	168,108		
20	34,181	160,230		
21	36,342	201,005		
22	38,046	210,166		
23	38,503	212,659		
24	38,781	214,042		

(注) 親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース、昭和60年度以降は企業ベースの数字である。  
また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

5-2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査 (事業所・名)	申告 (名)	中小企業庁長官 からの措置請求 (名)	計 (事業所・名)	措置		不問 (事業所・名)	計 (事業所・名)
					勧告 (名)	指導 (事業所・名)		
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	-	-	(3,039)	-	(2,243)	-	-
	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882

(注) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。

なお、昭和60年度の( )内の数字は事業所ベースの数字である。



6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成25年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会	—	はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	—	殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
4	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
5	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
6	一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
7	一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
8	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
9	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
10	食品のり公正取引協議会	—	食品のりの表示に関する公正競争規約
11	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
12	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
13	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
15	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
16	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
17	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
18	チョコレート利用食品公正取引協議会	—	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
19	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	凍り豆腐の表示に関する公正競争規約
21	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
22	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
23	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
24	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
25	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
26	果実飲料公正取引協議会	—	・果実飲料等の表示に関する公正競争規約 ・合成レモンの表示に関する公正競争規約
27	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
29	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
30	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
31	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
32	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
33	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
34	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
35	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
36	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
37	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
38	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
39	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
40	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
41	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
42	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
43	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しようちゆう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留しようちゆうの表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
44	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しようちゆうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
45	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
46	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
47	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
48	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
49	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
50	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
51	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
52	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
53	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

附属資料

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
55	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
56	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
57	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
58	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
59	(社)自動車公正取引協議会（平成25年4月1日付で一般社団法人化）	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
60	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
61	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
62	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
63	一般社団法人北海道不動産公正取引協議会		
64	東北地区不動産公正取引協議会		
65	公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会		
66	北陸不動産公正取引協議会		
67	東海不動産公正取引協議会		
68	公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会		
69	中国地区不動産公正取引協議会		
70	四国地区不動産公正取引協議会		
71	一般社団法人九州不動産公正取引協議会		
72	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
73	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
74	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
75	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
76	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
77	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
78	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
79	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
80	日本記録メディア製品公正取引協議会	—	記録メディア製品の表示に関する公正競争規約
81	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
82	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

## 7 独占禁止懇話会

### (1) 開催趣旨

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、平成25年3月現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者23名をもって開催されている。

会 長	伊 藤 元 重	東京大学大学院経済学研究科教授
会 員	石 井 卓 爾	三和電気工業株式会社代表取締役社長
	井 手 秀 樹	慶應義塾大学商学部教授
	内 田 晴 康	弁護士
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	翁 百 合	株式会社日本総合研究所理事
	蔭 山 秀 一	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
	川 田 順 一	JX ホールディングス株式会社取締役常務執行役員
	川 濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	神 田 敏 子	元全国消費者団体連絡会事務局長
	岸 井 大太郎	法政大学法学部教授
	児 玉 平 生	株式会社毎日新聞社紙面審査委員
	斎 藤 聖 美	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長
	坂 本 裕 寿	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	野 原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	芳 賀 唯 史	日本生活協同組合連合会専務理事
	富 士 重 夫	全国農業協同組合中央会専務理事
	舟 田 正 之	立教大学名誉教授
	三 村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村 上 政 博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	チャールズD.レイクII	アフラック 日本における代表者・会長

(役職は平成25年3月31日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
192	24. 6 . 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度における独占禁止法違反事件の処理状況</li> <li>○ 平成23年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組</li> <li>○ 平成23年度における主要な企業結合事例</li> </ul>
193	24. 12. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針について</li> <li>○ 電力市場における競争の在り方について</li> <li>○ 企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について</li> </ul>

(注) 平成24年4月から平成25年3月までの開催状況



# 8 公正取引委員会機構図

平成 25 年 5 月 16 日 現在

